

は し が き

この広島県税務統計要覧は、平成 28 年度における県税の賦課徴収の実績を中心に、
県税の概要をまとめたものです。

今後の事務の参考として、また、県税及び県財政を理解する上での一助として
広く御活用していただければ幸いと存じます。

平成 29 年 10 月

(注) 一部の表で、端数処理の関係により、積み上げ数値と総額等が異なる場合があります。

県税事務所管轄区域図

- 県税事務所管轄区域境界
- 県税事務所(分室)所在地
- 県界
- 市町界

(平成29年10月1日現在)



課税免除等適用地域図

- 過疎地域自立促進特別措置法公示地域
- 半島振興法対象地域
- 離島振興法に規定する離島振興対策実施地域
- 県界
- 市町界

(平成29年10月1日現在)



平成 29 年度 広島県 税務統計要覧

目 次

県 財 政

1	平成 28 年度一般会計予算額及び決算額	1
(1)	歳 入	1
(2)	歳 出	1
2	一般会計決算額の累計比較	2
3	県税の税目別収入額の構成比及び伸長率の推移	4
4	平成 29 年度一般会計歳入歳出当初予算	8
(1)	歳 入	8
(2)	歳 出	8
5	平成 29 年度県税及び地方譲与税当初予算	10

平成 28 年度 県税収入決算状況

1	概 況	13
2	県税収入予算額と決算額	17
3	県税調定収入累年比較	18
4	税目別収入状況	20
(1)	総 括	20
(2)	現年課税分	22
(3)	滞納繰越分	24
5	県税事務所別収入状況	26
(1)	総 括	26
(2)	現年課税分	28
(3)	滞納繰越分	30
6	収入未済状況	32
(1)	税目別, 賦課年度別	32
(2)	県税事務所別, 賦課年度別	34
(3)	税目別, 理由別	36
(4)	県税事務所別, 理由別	38

7	滞納処分の停止状況	40
(1)	税目別, 停止年度別	40
(2)	県税事務所別, 停止年度別	42
8	欠損処分状況	44
(1)	税目別, 賦課年度別	44
(2)	税目別, 理由別	46
(3)	県税事務所別, 理由別	48
9	加算金の状況	50
(1)	加算金収入状況 (加算金別)	50
(2)	加算金収入状況 (県税事務所別・加算金別)	51
(3)	加算金収入未済処理状況 (加算金別)	52
(4)	加算金収入未済処理状況 (県税事務所別・加算金別)	54
10	滞納処分費及び延滞金の状況	56
(1)	県税に係る滞納処分費及び延滞金収入の状況	56
(2)	県税に係る確定延滞金収入未済の状況	57
11	税目別県税事務所別調定収入状況	58
12	税目別県税事務所別調定収入額調	60
(1)	調定収入額調	60
(2)	税目別県税事務所構成比	62
(3)	県税事務所別税目構成比	64
(4)	税目別県税事務所対前年比	66

平成 28 年度 課 税 状 況

1	調 定 件 数	69
2	平成 28 年度月別調定状況構成比	70
3	県税事務所別個人県民税 (均等割・所得割) の課税状況	72
4	法人県民税の課税状況	74
5	県民税利子割	76
(1)	利子等種類別課税状況	76
(2)	金融機関別課税状況	78
(3)	県税事務所別営業所数	80
6	県民税配当割の課税状況	81
7	県民税株式等譲渡所得割の課税状況	81

8	個人事業税	82
(1)	所得階層別所得金額	82
(2)	業種別課税所得	84
(3)	県税事務所別課税状況	85
(4)	分割個人の所得金額	86
(5)	事業専従者控除	86
(6)	事業税の非課税所得	87
9	法人事業税	88
(1)	課税状況	88
(2)	本県本店分割法人及び県内法人の所得状況	90
(3)	分割法人の所得状況	90
(4)	収入金課税法人の状況	92
(5)	資本金別法人数（本県本店分普通法人）	93
(6)	県税事務所別法人数	94
(7)	決算期別法人数	94
(8)	法人事業税業種別調定状況	95
10	不動産取得税	96
(1)	家屋の課税状況	96
(2)	土地の課税状況	96
(3)	年度別課税状況（家屋）	98
(4)	年度別課税状況（土地）	98
11	県たばこ税の課税状況	99
12	ゴルフ場利用税の課税状況	100
13	鉱区税の課税状況	100
14	狩猟税の課税状況	101
15	自動車税	102
(1)	課税状況	102
(2)	県税事務所別自動車台数	104
16	自動車取得税	105
(1)	新車の課税状況	105
(2)	中古車の課税状況	105
(3)	取得価額段階別課税状況	106
17	軽油引取税の課税状況	108
18	産業廃棄物埋立税の課税状況	110

事 務 運 営

1	電子計算組織による県税事務処理の概要	111
2	平成 29 年度税務職員研修体系	118
3	平成 29 年度税務職員研修実施計画	119
4	平成 29 年度県税広報計画	120

県 税 機 構

1	税務機構	123
2	事務分掌	126
3	税務職員配置状況	131
4	税務職員年齢別・男女別人員分布	133
5	事務所別管轄区域面積・人口一覧	134

徴 税 費 等

1	徴税費	137
2	還付金の状況	138
3	各種交付金等の推移	139
4	平成 28 年度市町交付金一覧	140
5	税務手当	142

納 税 奨 励

1	納税貯蓄組合連合会及び納税貯蓄組合の現況	143
2	平成 28 年度口座振替実績	144

減免及び過疎法等に係る課税免除

1	平成 28 年度減免状況	145
	(1) 事務所別・税目別	145
	(2) 理由別	146
2	平成 28 年度過疎法等に係る課税免除状況	147

争 訟 及 び 犯 則 事 件

1	不服申立て	149
2	訴訟	149
3	犯則事件	150

参 考 資 料

1	県税の税率等の推移	151
2	特例条例に関する事	181
3	法定外税に関する事	185
4	税目別納期限等一覧表	192
5	平成 28 年度都道府県税決算（見込）額調	194
6	県税調定収入額の推移（昭和 21 年度～平成 28 年度）	202

県

財

政



1 平成28年度一般会計予算額及び決算額

(1) 歳入

(単位：円，%)

科 目	予 算 現 額	決 算 額			予算現額に対する 増 減 額
		収 入 済 額	予算現額 に対する 割 合	構成比	
総 額	1,007,894,997,380	977,577,224,923	97.0	100.0	△ 30,317,772,457
県 税	343,618,040,000	348,071,866,815	101.3	35.6	4,453,826,815
地方消費税清算金	100,131,000,000	100,131,002,137	100.0	10.2	2,137
地方譲与税	43,603,000,000	43,547,695,000	99.9	4.5	△ 55,305,000
地方特例交付金	1,092,792,000	1,092,792,000	100.0	0.1	—
地方交付税	186,509,395,000	187,174,176,000	100.4	19.1	664,781,000
交通安全対策特別交付金	700,000,000	639,917,000	91.4	0.1	△ 60,083,000
分担金及び負担金	4,331,053,000	3,499,168,346	80.8	0.4	△ 831,884,654
使用料及び手数料	10,991,035,000	10,934,119,015	99.5	1.1	△ 56,915,985
国庫支出金	114,144,261,933	103,088,324,421	90.3	10.5	△ 11,055,937,512
財産収入	1,715,817,000	1,781,100,293	103.8	0.2	65,283,293
寄附金	42,522,000	47,006,894	110.5	0.0	4,484,894
繰入金	26,944,523,000	21,431,318,491	79.5	2.2	△ 5,513,204,509
繰越金	6,307,094,447	6,307,239,049	100.0	0.6	144,602
諸収入	46,992,674,000	46,508,509,462	99.0	4.8	△ 484,164,538
県 債	120,771,790,000	103,322,990,000	85.6	10.6	△ 17,448,800,000

(2) 歳出

(単位：円，%)

科 目	予 算 現 額	決 算 額				不 用 額
		支 出 済 額	予算現額 に対する 割 合	構成比	翌年度繰越	
総 額	1,007,894,997,380	971,173,803,287	96.4	100.0	21,671,375,927	15,049,818,166
議会費	1,964,765,000	1,926,658,753	98.1	0.2	—	38,106,247
総務費	46,605,302,000	43,561,367,464	93.5	4.5	237,625,000	2,806,309,536
民生費	117,689,596,000	114,779,893,540	97.5	11.8	209,670,000	2,700,032,460
衛生費	78,936,935,000	77,530,939,676	98.2	8.0	90,296,072	1,315,699,252
労働費	3,093,309,000	2,935,462,869	94.9	0.3	—	157,846,131
農林水産業費	32,816,327,480	27,010,941,780	82.3	2.8	5,533,786,200	271,599,500
商工費	38,591,766,000	36,857,896,167	95.5	3.8	—	1,733,869,833
土木費	90,757,459,900	76,992,553,575	84.8	7.9	13,404,109,835	360,796,490
警察費	62,975,600,000	62,404,285,560	99.1	6.4	48,702,000	522,612,440
教育費	241,075,811,000	237,632,419,518	98.6	24.5	520,721,820	2,922,669,662
災害復旧費	6,061,001,000	3,286,223,898	54.2	0.3	1,626,465,000	1,148,312,102
公債費	158,290,492,000	157,744,586,366	99.7	16.3	—	545,905,634
諸支出金	128,822,000,000	128,510,574,121	99.8	13.2	—	311,425,879
予備費	214,633,000	0	0.0	0.0	—	214,633,000

2 一般会計決算額の累計比較

科 目	平成 28 年度		平成 27 年度	
	決 算 額	構 成 比	決 算 額	構 成 比
歳 入 総 額	977,577,224,923	100.0	1,002,920,035,933	100.0
県 税	348,071,866,815	35.6	343,173,757,380	34.2
地 方 消 費 税 清 算 金	100,131,002,137	10.2	111,432,483,453	11.1
地 方 譲 与 税	43,547,695,000	4.5	51,177,509,148	5.1
地 方 特 例 交 付 金	1,092,792,000	0.1	1,043,372,000	0.1
地 方 交 付 税	187,174,176,000	19.1	183,962,203,000	18.3
交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	639,917,000	0.1	688,576,000	0.1
分 担 金 及 び 負 担 金	3,499,168,346	0.4	3,996,325,297	0.4
使 用 料 及 び 手 数 料	10,934,119,015	1.1	9,152,196,767	0.9
国 庫 支 出 金	103,088,324,421	10.5	107,317,247,903	10.7
財 産 収 入	1,781,100,293	0.2	2,737,788,428	0.3
寄 附 金	47,006,894	0.0	30,349,523	0.0
繰 入 金	21,431,318,491	2.2	14,232,627,811	1.4
繰 越 金	6,307,239,049	0.6	8,882,897,324	0.9
諸 収 入	46,508,509,462	4.8	47,076,584,899	4.7
県 債	103,322,990,000	10.6	118,016,117,000	11.8
歳 出 総 額	971,173,803,287	100.0	996,612,796,884	100.0
議 会 費	1,926,658,753	0.2	1,920,107,960	0.2
総 務 費	43,561,367,464	4.5	44,879,150,818	4.5
民 生 費	114,779,893,540	11.8	111,890,694,493	11.2
衛 生 費	77,530,939,676	8.0	83,450,569,911	8.4
労 働 費	2,935,462,869	0.3	4,177,386,940	0.4
農 林 水 産 業 費	27,010,941,780	2.8	27,635,322,594	2.8
商 工 費	36,857,896,167	3.8	39,158,721,463	3.9
土 木 費	76,992,553,575	7.9	73,448,931,781	7.4
警 察 費	62,404,285,560	6.4	60,854,859,472	6.1
教 育 費	237,632,419,518	24.5	244,950,720,459	24.6
災 害 復 旧 費	3,286,223,898	0.3	2,670,634,727	0.2
公 債 費	157,744,586,366	16.3	157,170,994,728	15.8
諸 支 出 金	128,510,574,121	13.2	144,404,701,538	14.5
予 備 費	—	—	—	—
歳 入 歳 出 差 引 残 高	6,403,421,636	—	6,307,239,049	—

(単位：円，%)

平成 26 年度		平成 25 年度		平成 24 年度	
決 算 額	構 成 比	決 算 額	構 成 比	決 算 額	構 成 比
955,684,246,973	100.0	947,147,988,845	100.0	926,107,141,244	100.0
302,820,322,949	31.7	291,147,225,690	30.7	280,410,268,926	30.3
66,195,172,330	6.9	54,639,362,387	5.8	55,087,382,945	5.9
55,971,474,142	5.8	47,230,090,075	5.0	39,792,354,540	4.3
1,011,007,000	0.1	1,068,693,000	0.1	1,048,019,000	0.1
186,563,390,000	19.5	186,758,198,000	19.7	192,373,639,000	20.8
646,256,000	0.1	728,813,000	0.1	761,815,000	0.1
3,546,480,956	0.4	3,502,132,761	0.4	3,953,454,584	0.4
7,583,955,738	0.8	5,665,213,468	0.6	5,770,319,487	0.6
103,098,999,323	10.8	119,792,760,295	12.6	111,736,160,103	12.1
3,857,557,608	0.4	2,634,339,412	0.3	4,304,932,417	0.5
20,235,812	0.0	48,455,458	0.0	10,763,062	0.0
20,645,393,351	2.2	21,184,780,869	2.2	29,207,956,285	3.1
8,384,066,862	0.9	8,101,713,923	0.9	5,316,424,881	0.6
45,122,755,902	4.7	44,233,088,507	4.7	42,323,958,014	4.6
150,217,179,000	15.7	160,413,122,000	16.9	154,009,693,000	16.6
946,801,349,649	100.0	938,763,921,983	100.0	918,005,427,321	100.0
1,963,750,808	0.2	1,859,248,745	0.2	1,946,347,355	0.2
57,625,524,812	6.1	60,259,959,518	6.4	47,411,235,794	5.2
110,879,516,322	11.7	105,099,720,058	11.2	110,070,109,679	12.0
77,144,733,280	8.2	77,148,807,729	8.2	78,070,508,492	8.5
4,213,912,742	0.5	6,738,791,475	0.7	9,452,139,919	1.0
28,359,632,999	3.0	45,597,796,729	4.9	30,012,461,146	3.3
37,314,889,131	3.9	36,047,273,891	3.9	34,341,580,681	3.7
80,211,275,018	8.5	90,275,024,035	9.6	84,081,187,393	9.2
58,780,477,934	6.2	57,181,018,349	6.1	59,614,067,926	6.5
241,477,901,396	25.5	233,630,843,256	24.9	239,092,533,642	26.1
3,006,209,520	0.3	1,181,599,900	0.1	1,181,718,000	0.1
154,609,104,876	16.3	144,867,816,957	15.4	145,341,110,619	15.8
91,214,420,811	9.6	78,876,021,341	8.4	77,390,426,675	8.4
—	—	—	—	—	—
8,882,897,324	—	8,384,066,862	—	8,101,713,923	—

3 県税の税目別収入額の構成比及び伸長率の推移

年度 税額等 税目	21			22			23			24		
	税額	構成比	伸長率	税額	構成比	伸長率	税額	構成比	伸長率	税額	構成比	伸長率
県税合計	298,629,315	100.0	1.00	280,976,235	100.0	0.94	275,185,982	100.0	0.92	280,410,269	100.0	0.94
普通税計	295,762,887	99.0	1.00	280,354,197	99.8	0.95	274,594,022	99.8	0.93	279,869,746	99.8	0.95
県民税	122,190,002	40.9	1.00	116,467,051	41.5	0.95	113,230,496	41.0	0.93	117,518,598	41.9	0.96
個人	103,933,110	34.8	1.00	96,683,134	34.4	0.93	94,559,390	34.4	0.91	98,642,192	35.2	0.95
均等割・所得割	102,636,691	34.3	1.00	95,186,756	33.9	0.93	93,032,730	33.8	0.91	96,958,896	34.6	0.94
配当割	846,981	0.3	1.00	1,110,831	0.4	1.31	1,223,092	0.5	1.44	1,330,666	0.5	1.57
株式等譲渡所得割	449,438	0.2	1.00	385,547	0.1	0.86	303,568	0.1	0.68	352,630	0.1	0.78
法人	15,012,640	5.0	1.00	16,746,714	6.0	1.12	16,088,343	5.7	1.07	16,837,150	6.0	1.12
利子割	3,244,252	1.1	1.00	3,037,203	1.1	0.94	2,582,763	0.9	0.80	2,039,256	0.7	0.63
事業税	62,799,139	21.0	1.00	51,239,961	18.2	0.82	49,202,451	17.9	0.78	49,714,567	17.7	0.79
個人	3,736,790	1.3	1.00	3,291,154	1.2	0.88	3,280,952	1.2	0.88	3,293,521	1.2	0.88
法人	59,062,349	19.7	1.00	47,948,807	17.0	0.81	45,921,499	16.7	0.78	46,421,046	16.5	0.79
地方消費税	36,854,095	12.3	1.00	38,310,866	13.6	1.04	38,399,587	14.0	1.04	38,972,754	13.9	1.06
譲渡割	31,511,414	10.5	1.00	33,483,529	11.9	1.06	31,466,956	11.4	1.00	31,567,132	11.3	1.00
貨物割	5,342,681	1.8	1.00	4,827,337	1.7	0.90	6,932,631	2.6	1.30	7,405,622	2.6	1.39
不動産取得税	7,579,370	2.5	1.00	6,889,864	2.5	0.91	6,563,886	2.4	0.87	6,235,349	2.2	0.82
県たばこ税	5,084,524	1.7	1.00	5,210,805	1.9	1.02	5,967,993	2.2	1.17	5,889,327	2.1	1.16
ゴルフ場利用税	949,968	0.3	1.00	892,539	0.3	0.94	865,965	0.3	0.91	815,120	0.3	0.86
自動車取得税	5,227,386	1.8	—	4,242,091	1.5	1.00	3,730,498	1.4	0.88	4,587,661	1.6	1.08
軽油引取税	19,656,020	6.6	—	22,480,433	8.0	1.00	22,335,871	8.1	0.99	22,073,207	7.9	0.98
自動車税	35,417,179	11.9	1.00	34,615,442	12.3	0.98	34,292,244	12.5	0.97	34,058,145	12.2	0.96
鉦区税	5,204	0.0	1.00	5,145	0.0	0.99	5,031	0.0	0.97	5,018	0.0	0.96
目的税計	2,866,428	1.0	1.00	622,038	0.2	0.22	591,960	0.2	0.21	540,523	0.2	0.19
(旧法)自動車取得税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
(旧法)軽油引取税	2,313,116	0.8	1.00	103	0.0	0.00	6,624	0.0	0.00	799	0.0	0.00
狩猟税	42,122	0.0	1.00	40,735	0.0	0.97	40,427	0.0	0.96	38,780	0.0	0.92
産業廃棄物埋立税	511,190	0.2	1.00	581,200	0.2	1.14	544,909	0.2	1.07	500,944	0.2	0.98

法人2税	74,074,989	24.8	1.00	64,695,521	23.0	0.87	62,009,842	22.5	0.84	63,258,196	22.6	0.85
------	------------	------	------	------------	------	------	------------	------	------	------------	------	------

- (注) 1 税額は28年度までは決算額、29年度は当初予算額による。
2 普通税計は旧法計(「自動車取得税」及び「軽油引取税」を除く。)を含む。
3 伸長率は、21年度を1.00とした指数である。(自動車取得税及び軽油引取税は、22年度をそれぞれ1.00とした。)
4 旧法による「自動車取得税」及び「軽油引取税」は、「目的税計」に計上している。

(単位：千円，%)

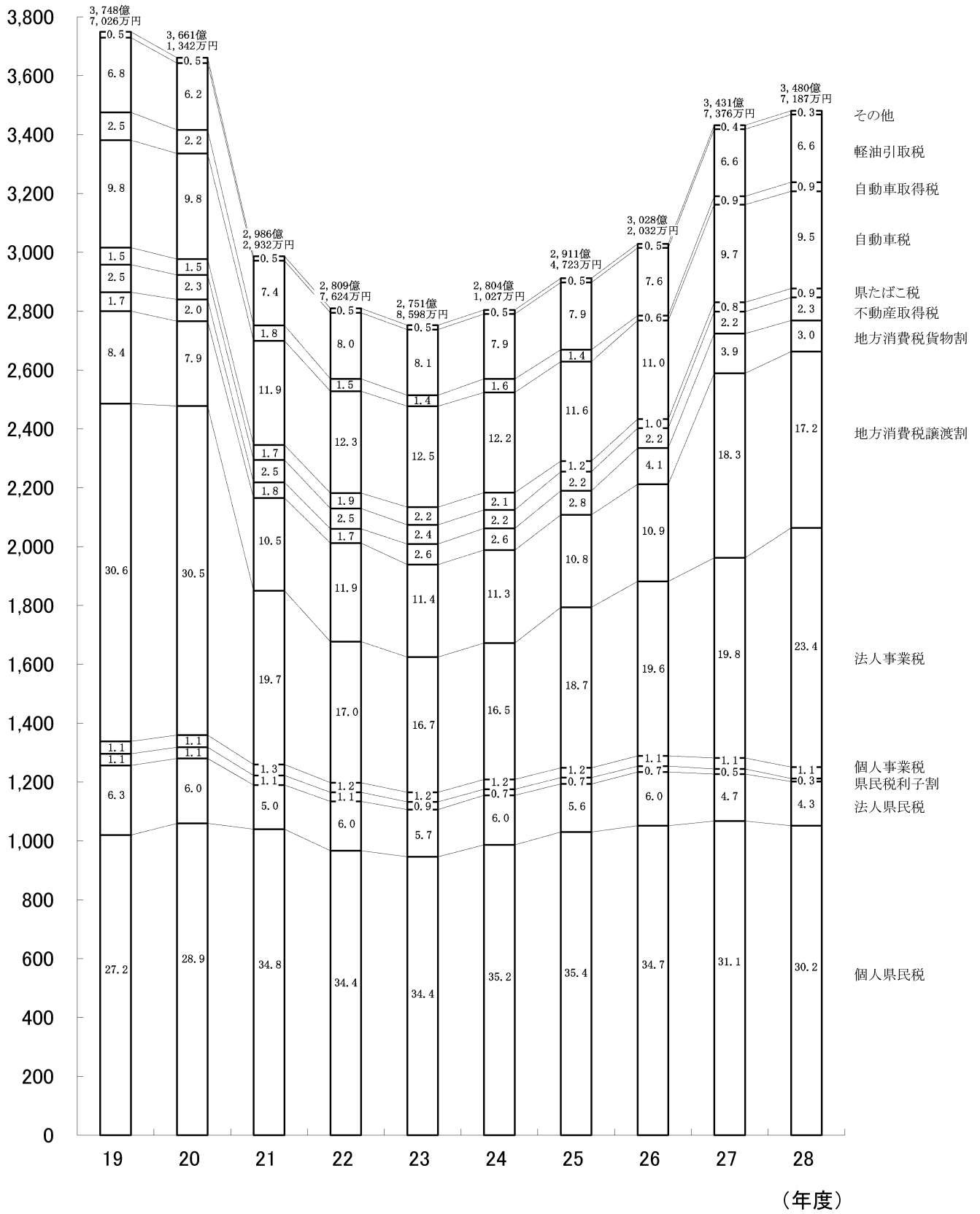
25			26			27			28			29		
税 額	構 成 比	伸 長 率	税 額	構 成 比	伸 長 率	税 額	構 成 比	伸 長 率	税 額	構 成 比	伸 長 率	税 額 (当初予算額)	構 成 比	伸 長 率
291,147,226	100.0	0.97	302,820,323	100.0	1.01	343,173,757	100.0	1.15	348,071,867	100.0	1.17	350,546,000	100.0	1.17
290,597,446	99.8	0.98	302,239,847	99.8	1.02	342,628,188	99.8	1.16	347,559,236	99.9	1.18	350,045,000	99.9	1.18
121,526,018	41.7	0.99	125,378,569	41.4	1.03	124,409,054	36.3	1.02	121,170,963	34.8	0.99	123,512,000	35.2	1.01
103,005,599	35.4	0.99	105,138,546	34.7	1.01	106,720,938	31.1	1.03	105,131,304	30.2	1.01	106,623,000	30.4	1.03
96,397,390	33.1	0.94	97,406,693	32.2	0.95	99,462,642	29.0	0.97	101,455,272	29.1	0.99	102,714,000	29.3	1.00
2,612,307	0.9	3.08	5,022,444	1.6	5.93	3,806,859	1.1	4.49	2,374,364	0.7	2.80	2,323,000	0.7	2.74
3,995,902	1.4	8.89	2,709,409	0.9	6.03	3,451,437	1.0	7.68	1,301,668	0.4	2.90	1,586,000	0.4	3.53
16,305,897	5.6	1.09	18,232,117	6.0	1.21	15,984,236	4.7	1.06	15,008,181	4.3	1.00	15,801,000	4.5	1.05
2,214,522	0.7	0.68	2,007,906	0.7	0.62	1,703,880	0.5	0.53	1,031,478	0.3	0.32	1,088,000	0.3	0.34
57,816,945	19.9	0.92	62,782,174	20.7	1.00	71,742,086	20.9	1.14	85,143,603	24.5	1.36	86,266,000	24.6	1.37
3,332,509	1.2	0.89	3,515,061	1.1	0.94	3,717,571	1.1	0.99	3,859,460	1.1	1.03	3,922,000	1.1	1.05
54,484,436	18.7	0.92	59,267,113	19.6	1.00	68,024,515	19.8	1.15	81,284,143	23.4	1.38	82,344,000	23.5	1.39
39,595,814	13.6	1.07	45,347,154	15.0	1.23	76,177,836	22.2	2.07	70,464,949	20.2	1.91	69,841,000	19.9	1.90
31,415,968	10.8	1.00	33,001,284	10.9	1.05	62,681,747	18.3	1.99	59,906,508	17.2	1.90	56,069,000	16.0	1.78
8,179,846	2.8	1.53	12,345,870	4.1	2.31	13,496,089	3.9	2.53	10,558,441	3.0	1.98	13,772,000	3.9	2.58
6,549,934	2.2	0.86	6,678,330	2.2	0.88	7,519,183	2.2	0.99	7,851,872	2.3	1.04	7,233,000	2.1	0.95
3,528,564	1.2	0.69	3,167,616	1.0	0.62	3,141,288	0.9	0.62	3,067,588	0.9	0.60	3,021,000	0.9	0.59
810,437	0.3	0.85	780,843	0.3	0.82	779,372	0.2	0.82	739,778	0.2	0.78	731,000	0.2	0.77
3,998,541	1.4	0.94	1,719,593	0.6	0.41	2,922,756	0.8	0.69	3,125,318	0.9	0.74	3,594,000	1.0	0.85
22,928,039	7.9	1.02	22,942,669	7.6	1.02	22,774,202	6.6	1.01	22,993,122	6.6	1.02	22,840,000	6.6	1.02
33,838,308	11.6	0.96	33,438,063	11.0	0.94	33,157,631	9.7	0.94	32,997,383	9.5	0.93	33,002,000	9.4	0.93
4,846	0.0	0.93	4,836	0.0	0.93	4,780	0.0	0.92	4,660	0.0	0.90	5,000	0.0	0.96
549,780	0.2	0.19	580,476	0.2	0.20	545,569	0.2	0.19	512,631	0.1	0.18	501,000	0.1	0.17
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
37,165	0.0	0.88	37,457	0.0	0.89	25,278	0.0	0.60	25,066	0.0	0.60	25,000	0.0	0.59
512,615	0.2	1.00	543,019	0.2	1.06	520,291	0.2	1.02	487,565	0.1	0.95	476,000	0.1	0.93

70,790,333	24.3	0.96	77,499,230	25.6	1.05	84,008,751	24.5	1.13	96,292,324	27.7	1.30	98,145,000	28.0	1.32
------------	------	------	------------	------	------	------------	------	------	------------	------	------	------------	------	------

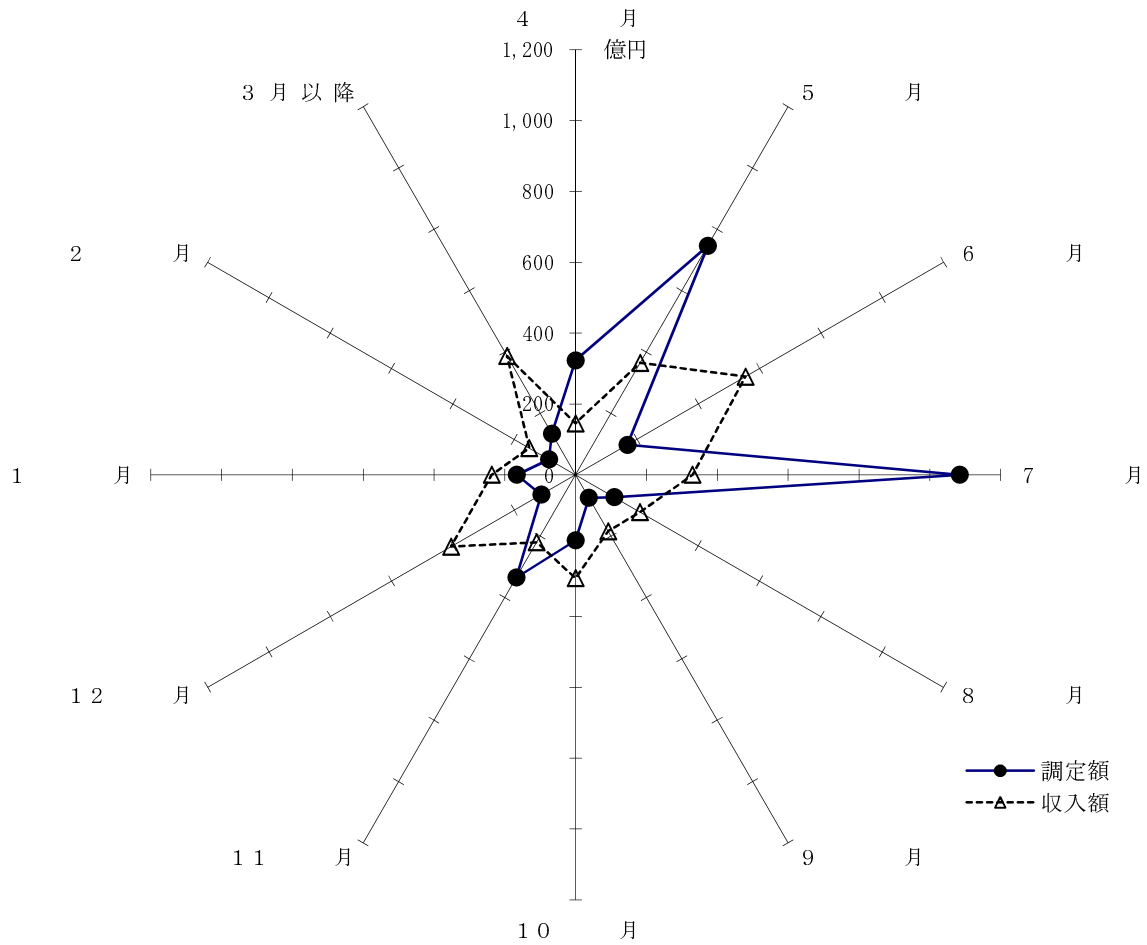
(億円)

第1図 県税決算及び税目別構成比の推移

(%)



第2図 平成28年度県税月別調定収入状況



(単位：千円，%)

月別	調定額	構成比	収入額	構成比
総額	354,368,907	100.0	348,071,867	100.0
4月	32,351,076	9.1	14,549,420	4.2
5月	74,656,633	21.1	36,493,345	10.5
6月	16,886,492	4.8	55,410,824	15.9
7月	108,521,689	30.6	32,974,930	9.5
8月	12,650,496	3.6	20,981,183	6.0
9月	7,505,923	2.1	18,410,900	5.3
10月	18,478,025	5.2	29,216,441	8.4
11月	33,460,149	9.4	21,951,879	6.3
12月	11,188,609	3.2	40,604,019	11.7
1月	16,624,109	4.7	23,679,481	6.8
2月	8,671,626	2.4	15,076,053	4.3
3月以降	13,374,080	3.8	38,723,392	11.1

4 平成29年度一般会計歳入歳出当初予算

(1) 歳 入

(単位:千円, %)

款	平成29年度		平成28年度		比較
	当初予算額 (A)	構成比	当初予算額 (B)	構成比	(A) - (B)
1 県 税	350,546,000	35.9	348,368,040	34.6	2,177,960
2 地方消費税清算金	101,958,000	10.4	110,585,000	11.0	△ 8,627,000
3 地方譲与税	48,560,000	5.0	45,767,010	4.6	2,792,990
4 地方特例交付金	1,093,000	0.1	1,043,000	0.1	50,000
5 地方交付税	158,483,000	16.2	173,249,000	17.2	△ 14,766,000
6 交通安全対策特別交付金	700,000	0.1	700,000	0.1	—
7 分担金及び負担金	4,963,538	0.5	4,907,924	0.5	55,614
8 使用料及び手数料	11,134,126	1.1	11,139,489	1.1	△ 5,363
9 国庫支出金	97,532,168	10.0	102,942,892	10.2	△ 5,410,724
10 財産収入	1,791,502	0.2	1,617,309	0.2	174,193
11 寄附金	18,170	0.0	20,349	0.0	△ 2,179
12 繰入金	34,209,153	3.5	32,720,846	3.2	1,488,307
13 繰越金	1	0.0	1	0.0	—
14 諸収入	52,198,442	5.3	50,120,740	5.0	2,077,702
15 県債	114,742,900	11.7	122,448,400	12.2	△ 7,705,500
合 計	977,930,000	100.0	1,005,630,000	100.0	△ 27,700,000

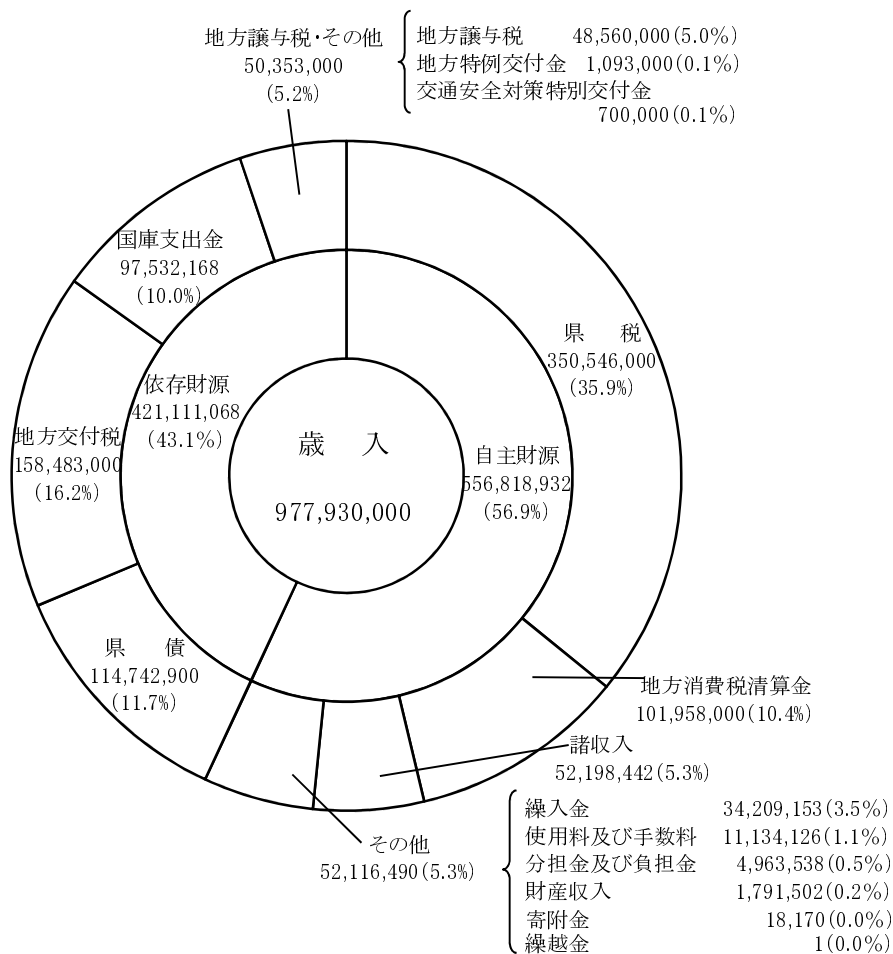
(2) 歳 出

(単位:千円, %)

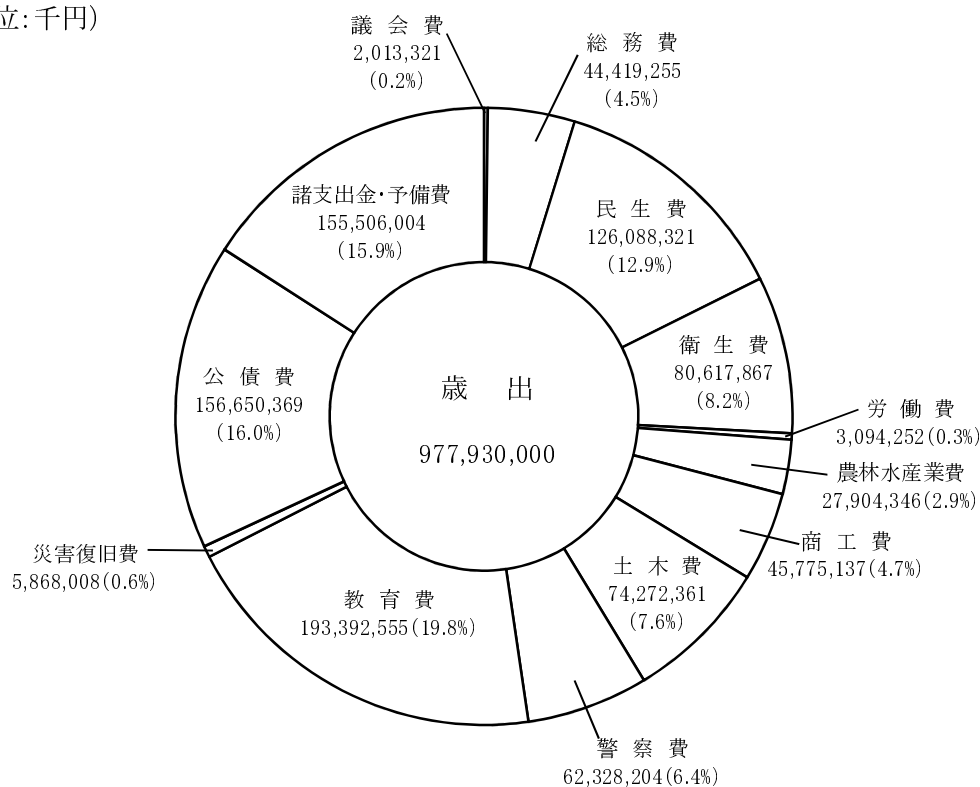
款	平成29年度		平成28年度		比較
	当初予算額 (A)	構成比	当初予算額 (B)	構成比	(A) - (B)
1 議会費	2,013,321	0.2	1,971,959	0.2	41,362
2 総務費	44,419,255	4.5	46,102,742	4.6	△ 1,683,487
3 民生費	126,088,321	12.9	116,830,003	11.6	9,258,318
4 衛生費	80,617,867	8.2	75,724,593	7.5	4,893,274
5 労働費	3,094,252	0.3	2,926,788	0.3	167,464
6 農林水産業費	27,904,346	2.9	27,380,825	2.7	523,521
7 商工費	45,775,137	4.7	45,019,936	4.5	755,201
8 土木費	74,272,361	7.6	72,915,279	7.3	1,357,082
9 警察費	62,328,204	6.4	65,703,479	6.5	△ 3,375,275
10 教育費	193,392,555	19.8	243,660,824	24.2	△ 50,268,269
11 災害復旧費	5,868,008	0.6	5,498,180	0.6	369,828
12 公債費	156,650,369	16.0	161,363,392	16.0	△ 4,713,023
13 諸支出金	155,106,004	15.9	140,132,000	13.9	14,974,004
14 予備費	400,000	0.0	400,000	0.1	—
合 計	977,930,000	100.0	1,005,630,000	100.0	△ 27,700,000

第3図 平成29年度一般会計歳入歳出予算(当初)

(1) 歳入
(単位:千円)



(2) 歳出
(単位:千円)

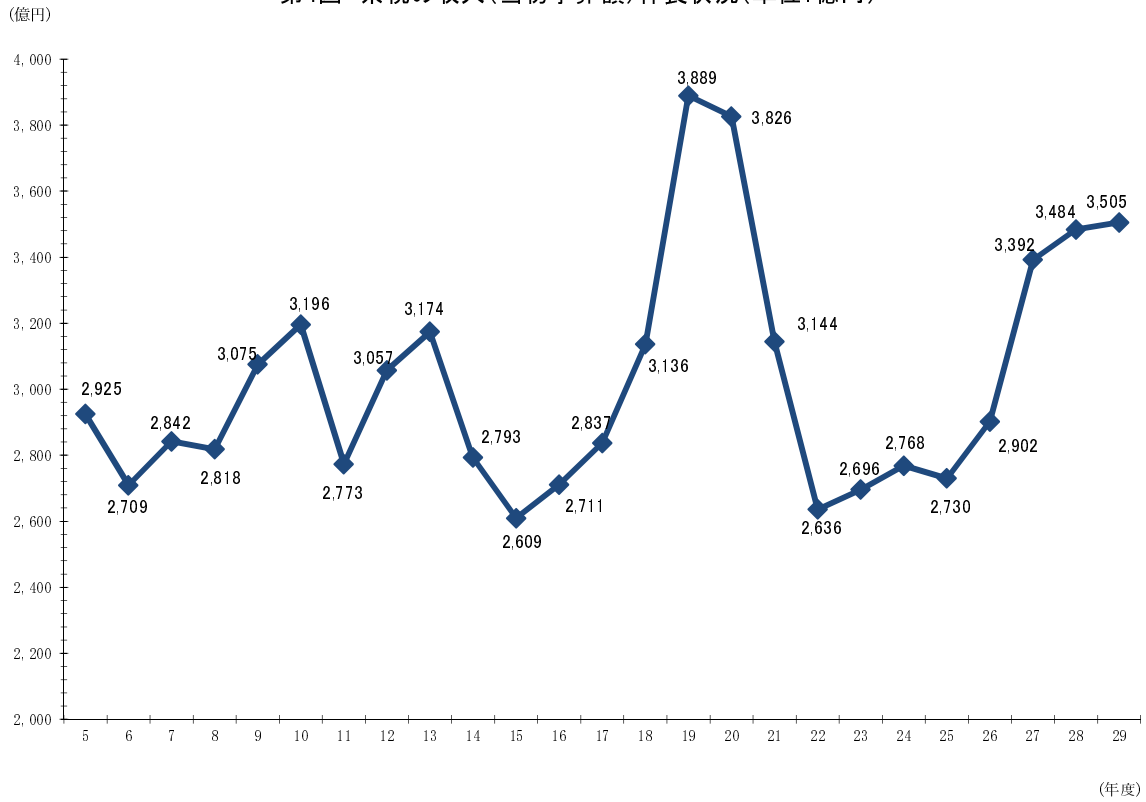


5 平成29年度県税及び地方譲与税当初予算

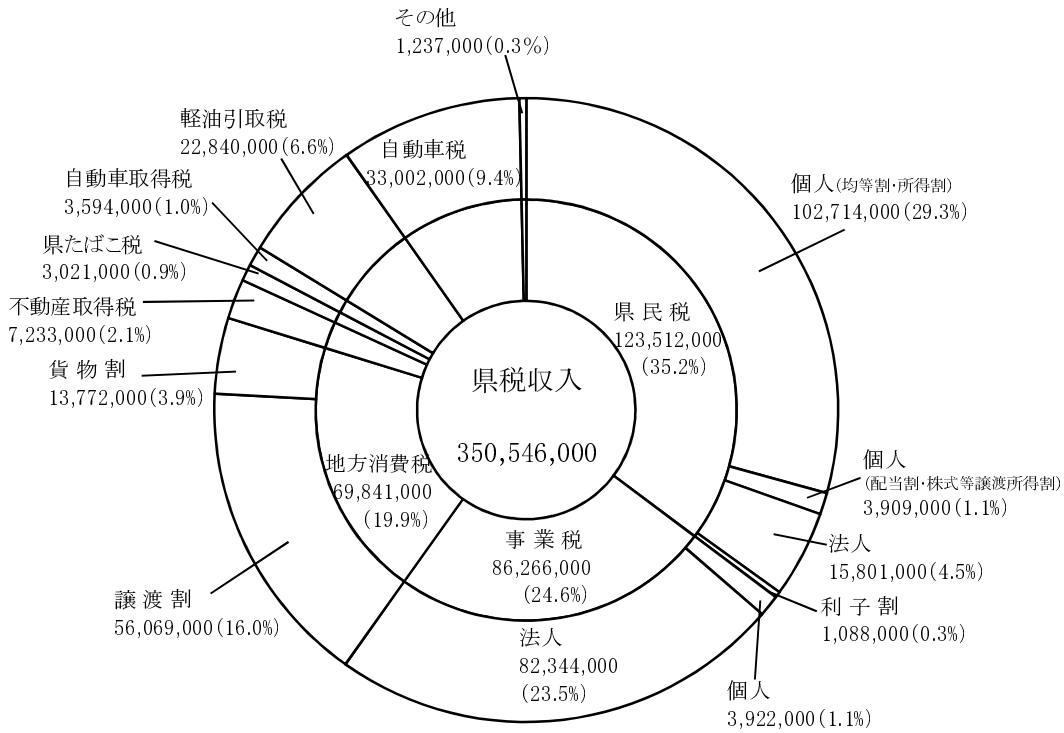
(単位：千円，%)

税目	平成29年度 当初予算額 (A)	平成28年度 当初予算額 (B)	差引増減額 (A) - (B)	増減比率 (A) / (B)	県税の構成比	
					29年度	28年度
県税	350,546,000	348,368,040	2,177,960	100.6	100.0	100.0
県民税	123,512,000	123,946,000	△ 434,000	99.6	35.2	35.6
個人	106,623,000	107,877,000	△ 1,254,000	98.8	30.4	30.9
均等割・所得割	102,714,000	100,188,000	2,526,000	102.5	29.3	28.7
配当割	2,323,000	4,216,000	△ 1,893,000	55.1	0.7	1.2
株式等譲渡所得割	1,586,000	3,473,000	△ 1,887,000	45.7	0.4	1.0
法人	15,801,000	14,370,000	1,431,000	110.0	4.5	4.1
利子割	1,088,000	1,699,000	△ 611,000	64.0	0.3	0.5
事業税	86,266,000	81,726,000	4,540,000	105.6	24.6	23.5
個人	3,922,000	3,840,000	82,000	102.1	1.1	1.1
法人	82,344,000	77,886,000	4,458,000	105.7	23.5	22.4
地方消費税	69,841,000	73,274,000	△ 3,433,000	95.3	19.9	21.0
譲渡割	56,069,000	57,817,000	△ 1,748,000	97.0	16.0	16.6
貨物割	13,772,000	15,457,000	△ 1,685,000	89.1	3.9	4.4
不動産取得税	7,233,000	6,930,000	303,000	104.4	2.1	2.0
県たばこ税	3,021,000	3,083,000	△ 62,000	98.0	0.9	0.9
ゴルフ場利用税	731,000	741,000	△ 10,000	98.7	0.2	0.2
自動車取得税	3,594,000	2,723,000	871,000	132.0	1.0	0.8
軽油引取税	22,840,000	22,764,000	76,000	100.3	6.6	6.5
自動車税	33,002,000	32,640,000	362,000	101.1	9.4	9.4
鉱区税	5,000	5,000	—	100.0	0.0	0.0
狩猟税	25,000	25,000	—	100.0	0.0	0.0
産業廃棄物埋立税	476,000	511,000	△ 35,000	93.2	0.1	0.1
旧法による税	0	40	△ 40	0.0	0.0	0.0
自動車取得税	0	20	△ 20	0.0	0.0	0.0
軽油引取税	0	20	△ 20	0.0	0.0	0.0
地方譲与税	48,560,000	45,767,010	2,792,990			
地方法人特別譲与税	45,010,990	42,414,000	2,596,990			
地方揮発油譲与税	3,397,000	3,152,000	245,000			
石油ガス譲与税	137,000	189,000	△ 52,000			
地方道路譲与税	10	10	—			
航空機燃料譲与税	15,000	12,000	3,000			

第4図 県税の収入(当初予算額)伸長状況(単位:億円)



第5図 平成29年度県税収入予算額の税目別構成図(単位:千円)



平成 28 年度県税収入決算状況

平成28年度県税収入の決算について

1 概 況

平成28年度の県税収入額は、348,072百万円となり、最終予算(343,618百万円)を4,454百万円上回り、平成27年度決算額(343,174百万円)を4,898百万円上回った。

これは、堅調な企業業績に加え、地方法人特別税(国税)から法人事業税への一部復元の影響により、法人二税が前年度を上回ったことなどによる。

※【 】は決算額

○ 法人二税【法人県民税：15,008百万円，法人事業税：81,284百万円】

法人県民税は法人税割の一部交付税原資化により、前年度比93.9%(976百万円の減)、法人事業税は堅調な企業業績に加え、地方法人特別税(国税)から法人事業税への一部復元の影響により、前年度比119.5%(13,259百万円の増)となり、法人二税では前年度比114.6%(12,283百万円の増)と前年度を上回った。

(参考) 主な業種の法人事業税の調定状況

(単位：千円，%)

区分	27年度 (A)	28年度 (B)	対前年度		
			(B) - (A)	(B) / (A)	
製 造 業	食品・たばこ	1,296,247	1,495,637	199,390	115.4
	繊維	714,951	939,306	224,355	131.4
	化学	1,835,607	2,219,136	383,529	120.9
	鉄鋼	1,383,892	1,109,109	▲ 274,783	80.1
	機械	4,792,685	4,354,219	▲ 438,466	90.9
	電気機器	1,606,773	1,426,057	▲ 180,716	88.8
	自動車	3,861,588	7,181,494	3,319,906	186.0
	造船	827,926	1,036,652	208,726	125.2
	その他	6,377,507	6,155,884	▲ 221,623	96.5
	製造業計	22,697,176	25,917,494	3,220,318	114.2
非 製 造 業	建設業	4,665,592	6,341,378	1,675,786	135.9
	商業	13,645,166	16,018,893	2,373,727	117.4
	金融	5,103,420	6,509,559	1,406,139	127.6
	証券	927,692	1,052,744	125,052	113.5
	不動産	2,371,582	3,387,886	1,016,304	142.9
	陸海運・倉庫	2,881,986	3,920,099	1,038,113	136.0
	通信	2,030,922	2,757,406	726,484	135.8
	サービス	8,700,926	10,111,227	1,410,301	116.2
	その他	400,411	438,036	37,625	109.4
	非製造業計	40,727,697	50,537,228	9,809,531	124.1
収入金課税	3,942,436	3,862,216	▲ 80,220	98.0	
修正・更正	679,795	961,790	281,995	141.5	
法人事業税計	68,047,104	81,278,728	13,231,624	119.4	

○ 個人県民税【105,132百万円】

均等割・所得割は、企業業績の改善により、現金給与額、雇用状況ともに上昇し、前年度比102.0%（1,993百万円の増）と前年度を上回った。

株式等譲渡所得割は、年度前半の株取引の低迷などにより、前年度比37.7%（2,149百万円の減）と前年度を下回った。

配当割は、非課税取引（NISA）の増加などにより、前年度比62.4%（1,433百万円の減）と前年度を下回った。

○ 県民税利子割【1,031百万円】

県民税利子割は、預貯金などの利子の支払の際に5%を課税するもので、特定公社債の配当割への移行などにより、全体として前年度比60.5%（673百万円の減）と前年度を下回った。

（参考）主な金融商品別の調定状況 （単位：千円，%）

区分	27年度 (A)	28年度 (B)	対前年度	
			(B) - (A)	(B) / (A)
郵便貯金	42,671	266,170	223,499	623.8
銀行預金	476,288	312,978	▲ 163,310	65.7
銀行以外預金	395,939	303,352	▲ 92,587	76.6
勤務先預金	68,999	68,922	▲ 77	99.9
公社債	148,100	4,237	▲ 143,863	2.9
国外公社債	454,032	25	▲ 454,007	0.0
合同運用信託	5,328	3,231	▲ 2,097	60.6
その他	112,523	72,529	▲ 39,994	64.5
合計	1,703,880	1,031,444	▲ 672,436	60.5

○ 地方消費税【70,465百万円】

税率引き上げによる確定増差の影響を受け、前年度の調定額が大きく増加したことの反動により、譲渡割が前年度比95.6%（2,775百万円の減）、年度前半の円高等に伴う輸入額の減少により、貨物割が前年度比78.2%（2,938百万円の減）、全体では前年度比92.5%（5,713百万円の減）と前年度を下回った。

○ 自動車税【32,997百万円】

自動車の保有台数の減少により定期賦課台数が前年度より減少したことやグリーン化税制の影響により、前年度比99.5%（161百万円の減）と前年度を下回った。

（参考）自動車税の定期賦課台数の状況 （単位：台）

区分		27年度 (A)	28年度 (B)	増減数 (B) - (A)
定期賦課台数		930,090	927,639	▲ 2,451
うち グリーン 化適用 車	軽課適用車台数	48,878	53,437	4,559
	75%軽課適用車	33,899	37,933	4,034
	50%軽課適用車	14,979	15,504	525
	重課適用車台数	157,303	162,772	5,469

○ 自動車取得税【3,125百万円】

課税台数の増加により、前年度比106.9%（202百万円の増）と前年度を上回った。

（参考）主な車種別課税台数の状況

（単位：台，%）

区分	27年度 (A)	28年度 (B)	増減 (B) - (A)	対前年度 (B) / (A)
小型乗用車	19,676	23,176	3,500	117.8
普通乗用車	26,283	27,614	1,331	105.1
トラック	8,071	8,478	407	105.0
軽自動車	33,556	38,751	5,195	115.5
その他	1,410	1,540	130	109.2
合計	88,996	99,559	10,563	111.9
1台あたり税額 (円)	32,841	31,398	▲ 1,443	95.6

○ 軽油引取税【22,993百万円】

軽油引取数量の増加により、前年度比101.0%（219百万円の増）と前年度を上回った。

○ 不動産取得税【7,852百万円】

土地及び売買等による家屋の取得の増加により、前年度比104.4%（333百万円の増）と前年度を上回った。

（参考）主な取得区分別の調定状況

（単位：千円，%）

区分	27年度 (A)	28年度 (B)	増減 (B) - (A)	対前年度 (B) / (A)	
土地の取得	2,966,412 <18,163>	3,094,151 <18,495>	127,739 < 332>	104.3	
家屋	新・増・改築 による取得	2,675,839 <2,932>	2,459,399 <3,037>	▲ 216,440 < 105>	91.9
	売買等による取得	2,033,181 <8,781>	2,501,980 <9,138>	468,799 < 357>	123.1

※<>内は調定件数

○ 県たばこ税【3,068百万円】

たばこの販売本数の減少により、前年度比97.7%（73百万円の減）と前年度を下回った。

○ 滞納整理の状況

平成28年度末の収入未済額は5,779百万円で前年度比91.1%（564百万円の減）、収入率は98.2%で前年度より0.2%上昇した。

(平成28年度県税収入前年比較)

(単位:円, %)

区分 税目	平成28年度 決算額	平成27年度 決算額	差引増減額	増減比率	増減寄与度
県民税	121,170,963,334	124,409,053,451	△ 3,238,090,117	△ 2.60	△ 0.94
個人	105,131,303,230	106,720,937,465	△ 1,589,634,235	△ 1.49	△ 0.46
均等割・所得割	101,455,271,425	99,462,641,439	1,992,629,986	2.00	0.58
配当割	2,374,364,222	3,806,858,793	△ 1,432,494,571	△ 37.63	△ 0.42
株式等譲渡所得割	1,301,667,583	3,451,437,233	△ 2,149,769,650	△ 62.29	△ 0.63
法人	15,008,181,888	15,984,236,142	△ 976,054,254	△ 6.11	△ 0.28
利子割	1,031,478,216	1,703,879,844	△ 672,401,628	△ 39.46	△ 0.20
事業税	85,143,602,760	71,742,085,529	13,401,517,231	18.68	3.91
個人	3,859,459,611	3,717,570,692	141,888,919	3.82	0.04
法人	81,284,143,149	68,024,514,837	13,259,628,312	19.49	3.86
地方消費税	70,464,948,948	76,177,836,410	△ 5,712,887,462	△ 7.50	△ 1.66
譲渡割	59,906,508,222	62,681,747,191	△ 2,775,238,969	△ 4.43	△ 0.81
貨物割	10,558,440,726	13,496,089,219	△ 2,937,648,493	△ 21.77	△ 0.86
不動産取得税	7,851,871,951	7,519,183,418	332,688,533	4.42	0.10
県たばこ税	3,067,588,360	3,141,288,349	△ 73,699,989	△ 2.35	△ 0.02
ゴルフ場利用税	739,778,300	779,372,300	△ 39,594,000	△ 5.08	△ 0.01
自動車税	32,997,383,416	33,157,630,663	△ 160,247,247	△ 0.48	△ 0.05
鉦区税	4,659,600	4,779,700	△ 120,100	△ 2.51	△ 0.00
自動車取得税	3,125,317,700	2,922,756,200	202,561,500	6.93	0.06
軽油引取税	22,993,121,278	22,774,202,603	218,918,675	0.96	0.06
狩猟税	25,066,400	25,277,500	△ 211,100	△ 0.84	△ 0.00
産業廃棄物埋立税	487,564,768	520,291,257	△ 32,726,489	△ 6.29	△ 0.01
県税計	348,071,866,815	343,173,757,380	4,898,109,435	1.43	1.43

2 県税収入予算額と決算額

(単位:千円, %)

税 目	予 算 額	決 算 額		決算額 ×100 予算額	決算額-予算額
		金 額	構成比		
平成 22 年 度 総 計	274,529,030	280,976,235	—	102.3	6,447,205
平成 23 年 度 総 計	273,504,010	275,185,982	—	100.6	1,681,972
平成 24 年 度 総 計	277,615,000	280,410,269	—	101.0	2,795,269
平成 25 年 度 総 計	289,648,000	291,147,226	—	100.5	1,499,226
平成 26 年 度 総 計	301,688,000	302,820,323	—	100.4	1,132,323
平成 27 年 度 総 計	341,917,040	343,173,757	—	100.4	1,256,717
平成 28 年 度 総 計	343,618,040	348,071,867	100.0	101.3	4,453,827
(内 訳)					
個 人 県 民 税	104,764,000	105,131,304	30.2	100.4	367,304
均等割・所得割	100,786,000	101,455,272	29.1	100.7	669,272
配 当 割	2,392,000	2,374,364	0.7	99.3	△ 17,636
株式等譲渡所得割	1,586,000	1,301,668	0.4	82.1	△ 284,332
法 人 県 民 税	14,496,000	15,008,181	4.3	103.5	512,181
県 民 税 利 子 割	1,088,000	1,031,478	0.3	94.8	△ 56,522
個 人 事 業 税	3,841,000	3,859,460	1.1	100.5	18,460
法 人 事 業 税	77,831,000	81,284,143	23.4	104.4	3,453,143
地 方 消 費 税 譲 渡 割	60,259,000	59,906,508	17.2	99.4	△ 352,492
地 方 消 費 税 貨 物 割	10,832,000	10,558,441	3.0	97.5	△ 273,559
不 動 産 取 得 税	7,450,000	7,851,872	2.3	105.4	401,872
県 た ば こ 税	3,082,000	3,067,588	0.9	99.5	△ 14,412
ゴ ル フ 場 利 用 税	749,000	739,778	0.2	98.8	△ 9,222
自 動 車 税	32,856,000	32,997,383	9.5	100.4	141,383
鉦 区 税	5,000	4,660	0.0	93.2	△ 340
自 動 車 取 得 税	2,994,020	3,125,318	0.9	104.4	131,298
軽 油 引 取 税	22,870,020	22,993,122	6.6	100.5	123,102
狩 猟 税	25,000	25,066	0.0	100.3	66
産 業 廃 棄 物 埋 立 税	476,000	487,565	0.1	102.4	11,565

(注) 予算額は最終予算を示す。

内訳における自動車取得税及び軽油引取税は、新法と旧法の合算額を記載している。

3 県税調定収入累年比較

税 目	調 定		
	平成 28 年度	平成 27 年度	平成 26 年度
総 額	354,368,906,570	350,182,714,878	310,725,848,824
(内 訳)			
普 通 税	353,856,275,402	349,637,146,121	310,145,369,008
個 人 県 民 税	109,741,216,687	111,903,747,539	110,898,917,150
均等割・所得割	106,065,184,882	104,645,451,513	103,167,064,080
配 当 割	2,374,364,222	3,806,858,793	5,022,444,377
株式等譲渡所得割	1,301,667,583	3,451,437,233	2,709,408,693
法 人 県 民 税	15,076,338,315	16,069,398,941	18,328,733,244
県 民 税 利 子 割	1,031,478,216	1,703,879,844	2,007,905,677
個 人 事 業 税	3,980,326,704	3,852,312,209	3,673,533,646
法 人 事 業 税	81,444,510,666	68,209,301,116	59,465,438,850
地 方 消 費 税 譲 渡 割	59,906,508,222	62,681,747,191	33,001,284,048
地 方 消 費 税 貨 物 割	10,558,440,726	13,496,089,219	12,345,869,772
不 動 産 取 得 税	8,378,752,604	8,058,209,477	7,338,523,689
県 た ば こ 税	3,067,588,360	3,141,288,349	3,167,616,202
ゴ ル フ 場 利 用 税	739,778,300	779,851,600	782,292,900
自 動 車 取 得 税	3,125,317,700	2,922,756,200	1,719,593,300
軽 油 引 取 税	23,514,736,157	23,289,976,775	23,484,904,809
自 動 車 税	33,286,623,145	33,523,807,961	33,925,919,321
鉦 区 税	4,659,600	4,779,700	4,836,400
目 的 税	512,631,168	545,568,757	580,479,816
(旧 法) 自 動 車 取 得 税	—	—	—
(旧 法) 軽 油 引 取 税	—	—	—
狩 猟 税	25,066,400	25,277,500	37,460,600
産 業 廃 棄 物 埋 立 税	487,564,768	520,291,257	543,019,216

(注) 収入率 = $\frac{\text{収入税額}}{\text{調定税額}} \times 100$

(単位:円, %)

収 入			収 入 率		
平 成 28 年 度	平 成 27 年 度	平 成 26 年 度	28	27	26
348,071,866,815	343,173,757,380	302,820,322,949	98.2	98.0	97.5
347,559,235,647	342,628,188,623	302,239,847,233	98.2	98.0	97.5
105,131,303,230	106,720,937,465	105,138,546,129	95.8	95.4	94.8
101,455,271,425	99,462,641,439	97,406,693,059	95.7	95.0	94.4
2,374,364,222	3,806,858,793	5,022,444,377	100.0	100.0	100.0
1,301,667,583	3,451,437,233	2,709,408,693	100.0	100.0	100.0
15,008,181,888	15,984,236,142	18,232,116,445	99.5	99.5	99.5
1,031,478,216	1,703,879,844	2,007,905,677	100.0	100.0	100.0
3,859,459,611	3,717,570,692	3,515,060,428	97.0	96.5	95.7
81,284,143,149	68,024,514,837	59,267,113,451	99.8	99.7	99.7
59,906,508,222	62,681,747,191	33,001,284,048	100.0	100.0	100.0
10,558,440,726	13,496,089,219	12,345,869,772	100.0	100.0	100.0
7,851,871,951	7,519,183,418	6,678,330,657	93.7	93.3	91.0
3,067,588,360	3,141,288,349	3,167,616,202	100.0	100.0	100.0
739,778,300	779,372,300	780,842,000	100.0	99.9	99.8
3,125,317,700	2,922,756,200	1,719,593,300	100.0	100.0	100.0
22,993,121,278	22,774,202,603	22,942,669,428	97.8	97.8	97.7
32,997,383,416	33,157,630,663	33,438,063,296	99.1	98.9	98.6
4,659,600	4,779,700	4,836,400	100.0	100.0	100.0
512,631,168	545,568,757	580,475,716	100.0	100.0	100.0
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
25,066,400	25,277,500	37,456,500	100.0	100.0	100.0
487,564,768	520,291,257	543,019,216	100.0	100.0	100.0

4(1) 税目別収入状況(総括)

税目	調定		収入		収入		
	税額	件数	税額	件数	納期内収入		納期限後差押
					税額	件数	税額
総計	354,368,906,570	4,206,416	348,071,866,815	4,064,051	330,429,870,553	3,839,353	17,533,451,779
(内訳)							
普通税	353,856,275,402	4,202,233	347,559,235,647	4,059,868	329,922,423,399	3,835,177	17,528,267,765
個人県民税	109,741,216,687	2,795,582	105,131,303,230	2,667,559	103,714,500,236	2,627,782	1,416,802,994
均等割・所得割	106,065,184,882	2,788,147	101,455,271,425	2,660,124	100,082,435,820	2,620,492	1,372,835,605
配当割	2,374,364,222	6,991	2,374,364,222	6,991	2,363,006,602	6,851	11,357,620
株式等譲渡所得割	1,301,667,583	444	1,301,667,583	444	1,269,057,814	439	32,609,769
法人県民税	15,076,338,315	135,897	15,008,181,888	133,465	14,739,902,864	121,901	261,945,922
県民税利子割	1,031,478,216	10,566	1,031,478,216	10,566	1,030,448,573	10,535	1,029,643
個人事業税	3,980,326,704	45,292	3,859,459,611	44,221	3,394,868,471	37,157	450,509,508
法人事業税	81,444,510,666	63,124	81,284,143,149	62,596	80,687,221,883	57,435	587,239,506
地方消費税譲渡割	59,906,508,222	12	59,906,508,222	12	59,906,508,222	12	—
地方消費税貨物割	10,558,440,726	12	10,558,440,726	12	10,558,440,726	12	—
不動産取得税	8,378,752,604	31,821	7,851,871,951	30,050	7,336,335,602	26,496	490,790,302
県たばこ税	3,067,588,360	1,351	3,067,588,360	1,351	3,067,500,673	1,279	87,687
ゴルフ場利用税	739,778,300	572	739,778,300	572	716,170,700	556	23,607,600
自動車取得税	3,125,317,700	99,555	3,125,317,700	99,555	3,125,317,700	99,555	—
軽油引取税	23,514,736,157	3,395	22,993,121,278	3,373	14,414,946,929	2,859	8,578,174,349
自動車税	33,286,623,145	1,014,945	32,997,383,416	1,006,427	27,225,601,220	849,489	5,718,080,254
鉦区税	4,659,600	109	4,659,600	109	4,659,600	109	—
目的税	512,631,168	4,183	512,631,168	4,183	507,447,154	4,176	5,184,014
(旧法)自動車取得税	—	—	—	—	—	—	—
(旧法)軽油引取税	—	—	—	—	—	—	—
狩猟税	25,066,400	3,706	25,066,400	3,706	25,066,400	3,706	—
産業廃棄物埋立税	487,564,768	477	487,564,768	477	482,380,754	470	5,184,014

(注) 1 収入率＝収入税額／調定税額×100

2 個人県民税の均等割・所得割については、各市町から県への払込が期限内に行われたものを「納期内収入」に記載している。

3 過誤納件数は、収入件数に含まれない数値である。

4 旧法による「自動車取得税」及び「軽油引取税」は、「目的税」の区分に記載している。

4(2) 税目別収入状況(現年課税分)

税 目	調 定		収 入		収 入		
	税 額	件 数	税 額	件 数	納 期 内 収 入		納期限後差押
					税 額	件 数	税 額
総 計	348,205,846,705	4,058,882	345,921,425,490	4,019,931	330,429,870,553	3,839,353	15,440,934,223
(内 訳)							
普 通 税	347,693,215,537	4,054,699	345,408,794,322	4,015,748	329,922,423,399	3,835,177	15,435,750,209
個人県民税	105,064,302,896	2,661,934	103,758,467,625	2,627,927	103,714,500,236	2,627,782	43,967,389
均等割・所得割	101,388,271,091	2,654,499	100,082,435,820	2,620,492	100,082,435,820	2,620,492	—
配 当 割	2,374,364,222	6,991	2,374,364,222	6,991	2,363,006,602	6,851	11,357,620
株式等譲渡所得割	1,301,667,583	444	1,301,667,583	444	1,269,057,814	439	32,609,769
法人県民税	15,004,923,032	133,563	14,987,622,402	132,761	14,739,902,864	121,901	245,707,970
県民税利子割	1,031,478,216	10,566	1,031,478,216	10,566	1,030,448,573	10,535	1,029,643
個人事業税	3,871,631,000	44,278	3,829,017,748	43,844	3,394,868,471	37,157	427,711,558
法人事業税	81,278,727,800	62,652	81,254,462,832	62,451	80,687,221,883	57,435	565,370,750
地方消費税譲渡割	59,906,508,222	12	59,906,508,222	12	59,906,508,222	12	—
地方消費税貨物割	10,558,440,726	12	10,558,440,726	12	10,558,440,726	12	—
不動産取得税	8,055,530,000	30,670	7,776,125,157	29,620	7,336,335,602	26,496	425,651,298
県たばこ税	3,067,588,360	1,351	3,067,588,360	1,351	3,067,500,673	1,279	87,687
ゴルフ場利用税	739,299,000	571	739,299,000	571	716,170,700	556	23,128,300
自動車取得税	3,125,317,700	99,555	3,125,317,700	99,555	3,125,317,700	99,555	—
軽油引取税	22,998,961,985	3,361	22,478,831,690	3,346	14,414,946,929	2,859	8,063,884,761
自動車税	32,985,847,000	1,006,065	32,890,975,044	1,003,623	27,225,601,220	849,489	5,639,210,853
鉦 区 税	4,659,600	109	4,659,600	109	4,659,600	109	—
目 的 税	512,631,168	4,183	512,631,168	4,183	507,447,154	4,176	5,184,014
(旧法)自動車取得税	—	—	—	—	—	—	—
(旧法)軽油引取税	—	—	—	—	—	—	—
狩 猟 税	25,066,400	3,706	25,066,400	3,706	25,066,400	3,706	—
産業廃棄物埋立税	487,564,768	477	487,564,768	477	482,380,754	470	5,184,014

(注) 1 収入率=収入税額/調定税額×100

2 個人県民税の均等割・所得割については、各市町から県への払込が期限内に行われたものを「納期内収入」に記載している。

3 過誤納件数は、収入件数に含まれない数値である。

4 旧法による「自動車取得税」及び「軽油引取税」は、「目的税」の区分に記載している。

4(3) 税目別収入状況(滞納繰越分)

税 目	調 定		収 入		収 入		
	税 額	件 数	税 額	件 数	納 期 内 収 入		納期限後差押
					税 額	件 数	税 額
総 計	6,163,059,865	147,534	2,150,441,325	44,120	—	—	2,092,517,556
(内 訳)							
普 通 税	6,163,059,865	147,534	2,150,441,325	44,120	—	—	2,092,517,556
個人県民税	4,676,913,791	133,648	1,372,835,605	39,632	—	—	1,372,835,605
均等割・所得割	4,676,913,791	133,648	1,372,835,605	39,632	—	—	1,372,835,605
配当割	—	—	—	—	—	—	—
株式等譲渡所得割	—	—	—	—	—	—	—
法人県民税	71,415,283	2,334	20,559,486	704	—	—	16,237,952
県民税利子割	—	—	—	—	—	—	—
個人事業税	108,695,704	1,014	30,441,863	377	—	—	22,797,950
法人事業税	165,782,866	472	29,680,317	145	—	—	21,868,756
地方消費税譲渡割	—	—	—	—	—	—	—
地方消費税貨物割	—	—	—	—	—	—	—
不動産取得税	323,222,604	1,151	75,746,794	430	—	—	65,139,004
県たばこ税	—	—	—	—	—	—	—
ゴルフ場利用税	479,300	1	479,300	1	—	—	479,300
自動車取得税	—	—	—	—	—	—	—
軽油引取税	515,774,172	34	514,289,588	27	—	—	514,289,588
自動車税	300,776,145	8,880	106,408,372	2,804	—	—	78,869,401
鉱区税	—	—	—	—	—	—	—
目 的 税	—	—	—	—	—	—	—
(旧法)自動車取得税	—	—	—	—	—	—	—
(旧法)軽油引取税	—	—	—	—	—	—	—
狩 猟 税	—	—	—	—	—	—	—
産業廃棄物埋立税	—	—	—	—	—	—	—

(注) 1 収入率=収入税額/調定税額×100

2 個人県民税の均等割・所得割については、各市町から県への払込が期限内に行われたものを「納期内収入」に記載している。

3 過誤納件数は、収入件数に含まれない数値である。

4 旧法による「自動車取得税」及び「軽油引取税」は、「目的税」の区分に記載している。

5(1) 県税事務所別収入状況(総括)

所 名	調 定		収 入		収 入		
	税 額	件 数	税 額	件 数	納 期 内 収 入		納期限後差押
					税 額	件 数	税 額
平成22年度総計	291,096,586,273	4,302,481	280,976,234,501	4,045,965	261,678,623,271	3,743,986	19,089,233,222
平成23年度総計	284,927,009,382	4,251,371	275,185,982,227	4,005,261	256,324,097,484	3,719,928	18,654,660,131
平成24年度総計	289,889,896,010	4,235,102	280,410,268,926	4,004,162	262,197,323,905	3,730,595	18,071,992,521
平成25年度総計	299,994,165,019	4,207,629	291,147,225,690	3,993,002	272,506,075,438	3,727,481	18,517,794,013
平成26年度総計	310,725,848,824	4,161,946	302,820,322,949	3,969,616	284,864,599,679	3,719,792	17,830,982,922
平成27年度総計	350,182,714,878	4,174,245	343,173,757,380	4,009,894	325,514,442,184	3,772,928	17,543,715,372
平成28年度総計	354,368,906,570	4,206,416	348,071,866,815	4,064,051	330,429,870,553	3,839,353	17,533,451,779
(内 訳)							
西 部	220,411,851,508	2,838,435	215,673,535,134	2,739,003	200,721,407,308	2,584,734	14,869,993,958
東 部	50,921,320,184	1,059,385	49,525,434,192	1,022,038	47,141,517,564	959,993	2,361,858,553
北 部	4,474,553,702	125,354	4,311,716,313	119,768	4,011,036,206	111,463	296,327,567
本 庁	78,561,181,176	183,242	78,561,181,176	183,242	78,555,909,475	183,163	5,271,701

(注) 収入率=収入税額/調定税額×100

5(2) 県税事務所別収入状況(現年課税分)

所 名	調 定		収 入		収 入		
	税 額	件 数	税 額	件 数	納 期 内 収 入		納期限後差押
					税 額	件 数	税 額
平成22年度総計	281,225,607,407	4,039,176	278,032,025,189	3,973,936	261,678,623,271	3,743,986	16,321,223,311
平成23年度総計	275,615,900,855	4,002,461	272,483,719,918	3,940,220	256,324,097,484	3,719,928	16,125,301,689
平成24年度総計	280,929,478,412	4,000,295	277,749,654,509	3,941,205	262,197,323,905	3,730,595	15,522,611,962
平成25年度総計	291,597,412,937	3,987,977	288,430,947,888	3,932,233	272,506,075,438	3,727,481	15,887,104,716
平成26年度総計	302,920,517,069	3,958,574	300,308,892,343	3,912,560	284,864,599,679	3,719,792	15,408,303,454
平成27年度総計	343,294,398,647	4,002,630	340,928,080,225	3,960,851	325,514,442,184	3,772,928	15,368,563,711
平成28年度総計	348,205,846,705	4,058,882	345,921,425,490	4,019,931	330,429,870,553	3,839,353	15,440,934,223
(内 訳)							
西 部	215,736,096,277	2,734,601	213,913,520,399	2,707,492	200,721,407,308	2,584,734	13,153,514,709
東 部	49,581,106,196	1,020,950	49,160,743,058	1,010,471	47,141,517,564	959,993	2,009,038,934
北 部	4,327,463,056	120,089	4,285,980,857	118,726	4,011,036,206	111,463	273,108,879
本 庁	78,561,181,176	183,242	78,561,181,176	183,242	78,555,909,475	183,163	5,271,701

(注) 収入率=収入税額/調定税額×100

5(3) 県税事務所別収入状況(滞納繰越分)

所 名	調 定		収 入		収 入		
	税 額	件 数	税 額	件 数	納 期 内 収 入		納期限後差押
					税 額	件 数	税 額
平成22年度総計	9,870,978,866	263,305	2,944,209,312	72,029	—	—	2,768,009,911
平成23年度総計	9,311,108,527	248,910	2,702,262,309	65,041	—	—	2,529,358,442
平成24年度総計	8,960,417,598	234,807	2,660,614,417	62,957	—	—	2,549,380,559
平成25年度総計	8,396,752,082	219,652	2,716,277,802	60,769	—	—	2,630,689,297
平成26年度総計	7,805,331,755	203,372	2,511,430,606	57,056	—	—	2,422,679,468
平成27年度総計	6,888,316,231	171,615	2,245,677,155	49,043	—	—	2,175,151,661
平成28年度総計	6,163,059,865	147,534	2,150,441,325	44,120	—	—	2,092,517,556
(内 訳)							
西 部	4,675,755,231	103,834	1,760,014,735	31,511	—	—	1,716,479,249
東 部	1,340,213,988	38,435	364,691,134	11,567	—	—	352,819,619
北 部	147,090,646	5,265	25,735,456	1,042	—	—	23,218,688
本 庁	—	—	—	—	—	—	—

(注) 収入率=収入税額/調定税額×100

6(1) 収入未済状況(税目別,賦課年度別)

税 目	計		平成 28 年度		平成 27 年度	
	税 額	件 数	税 額	件 数	税 額	件 数
総 計	5,779,142,518	129,612	2,284,421,215	38,951	227,442,397	2,166
(内 訳)						
普 通 税	5,779,142,518	129,612	2,284,421,215	38,951	227,442,397	2,166
個人県民税	4,211,434,034	117,485	1,305,835,271	34,007	—	—
均等割・所得割	4,211,434,034	117,485	1,305,835,271	34,007	—	—
配当割	—	—	—	—	—	—
株式等譲渡所得割	—	—	—	—	—	—
法人県民税	54,847,156	1,971	17,300,630	802	9,094,218	375
県民税利子割	—	—	—	—	—	—
個人事業税	104,534,452	900	42,613,252	434	12,841,338	145
法人事業税	135,916,134	441	24,264,968	201	19,433,209	89
地方消費税譲渡割	—	—	—	—	—	—
地方消費税貨物割	—	—	—	—	—	—
不動産取得税	507,857,381	1,694	279,404,843	1,050	146,597,388	361
県たばこ税	—	—	—	—	—	—
ゴルフ場利用税	—	—	—	—	—	—
自動車取得税	—	—	—	—	—	—
軽油引取税	520,130,295	15	520,130,295	15	—	—
自動車税	244,423,066	7,106	94,871,956	2,442	39,476,244	1,196
鉱区税	—	—	—	—	—	—
目 的 税	—	—	—	—	—	—
(旧法)自動車取得税	—	—	—	—	—	—
(旧法)軽油引取税	—	—	—	—	—	—
狩 猟 税	—	—	—	—	—	—
産業廃棄物埋立税	—	—	—	—	—	—

(注) 個人県民税の滞納繰越分(平成27年度以前のもの)は、賦課年度が不明のため合計欄のみ記入した。したがって賦課年度別旧法による「自動車取得税」及び「軽油引取税」は、「目的税」の区分に記載している。

(単位:円)

平成 26 年度		平成 25 年度		平成 24 年度		平成 23 年度 以前	
税 額	件 数	税 額	件 数	税 額	件 数	税 額	件 数
141,995,728	1,736	114,254,915	1,530	43,366,066	1,111	62,063,434	640
141,995,728	1,736	114,254,915	1,530	43,366,066	1,111	62,063,434	640
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
9,393,160	286	13,829,462	280	3,394,156	145	1,835,530	83
—	—	—	—	—	—	—	—
24,733,255	159	17,290,322	86	2,613,692	34	4,442,593	42
32,015,468	51	44,946,118	48	2,833,554	22	12,422,817	30
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
41,805,556	141	3,499,788	36	5,096,654	27	31,453,152	79
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
34,048,289	1,099	34,689,225	1,080	29,428,010	883	11,909,342	406
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—

を合算したものが合計欄の数値と合致しない。

6(2) 収入未済状況(県税事務所別,賦課年度別)

所 名	計		平成 28 年 度		平成 27 年 度	
	税 額	件 数	税 額	件 数	税 額	件 数
総 計	5,779,142,518	129,612	2,284,421,215	38,951	227,442,397	2,166
(内 訳)						
西 部	4,361,400,036	89,766	1,822,575,878	27,109	181,641,536	1,595
東 部	1,271,465,085	34,671	420,363,138	10,479	41,983,480	487
北 部	146,277,397	5,175	41,482,199	1,363	3,817,381	84
本 庁	—	—	—	—	—	—

(注) 個人県民税の滞納繰越分(平成27年度以前のもの)は, 賦課年度が不明のため合計欄のみ記入した。したがって賦課年度別

(単位:円)

平成 26 年度		平成 25 年度		平成 24 年度		平成 23 年度 以前	
税 額	件 数	税 額	件 数	税 額	件 数	税 額	件 数
141,995,728	1,736	114,254,915	1,530	43,366,066	1,111	62,063,434	640
95,983,464	1,264	84,821,553	1,150	34,101,938	814	27,517,102	384
41,862,746	415	24,989,693	325	8,506,128	274	10,170,336	208
4,149,518	57	4,443,669	55	758,000	23	24,375,996	48
—	—	—	—	—	—	—	—

を合算したものが合計欄の数値と合致しない。

6(3) 収入未済状況(税目別,理由別)

税 目	合 計		徴収嘱託中		財産差押中		参加差押中		交付要求中	
	税 額	件 数	税 額	件 数	税 額	件 数	税 額	件 数	税 額	件 数
総 計	5,779,142,518	129,612	—	—	54,197,216	293	47,100	2	3,518,416	81
(内 訳)										
普 通 税	5,779,142,518	129,612	—	—	54,197,216	293	47,100	2	3,518,416	81
個人県民税	4,211,434,034	117,485	—	—	—	—	—	—	—	—
均等割・所得割	4,211,434,034	117,485	—	—	—	—	—	—	—	—
配 当 割	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式等譲渡所得割	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法人県民税	54,847,156	1,971	—	—	2,657,457	44	—	—	1,169,350	35
県民税利子割	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個人事業税	104,534,452	900	—	—	3,259,289	32	—	—	271,700	4
法人事業税	135,916,134	441	—	—	13,461,131	16	—	—	287,200	4
地方消費税譲渡割	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方消費税貨物割	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不動産取得税	507,857,381	1,694	—	—	28,856,785	23	—	—	1,109,966	15
県たばこ税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ゴルフ場利用税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
自動車取得税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
軽油引取税	520,130,295	15	—	—	—	—	—	—	—	—
自動車税	244,423,066	7,106	—	—	5,962,554	178	47,100	2	680,200	23
鉦 区 税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
目 的 税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
(旧法)自動車取得税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
(旧法)軽油引取税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
狩 猟 税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
産業廃棄物埋立税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(注) 個人県民税は、処理状況が不明のため、一括して「調査・折衝中」の欄に計上した。

「納付確認済」欄の数値は、出納閉鎖期日後、資料調整までの間において、納付が確認されたものを計上している。

6(4) 収入未済状況(県税事務所別,理由別)

所 名	合 計		徴収嘱託中		財産差押中		参加差押中		交付要求中	
	税 額	件 数	税 額	件 数	税 額	件 数	税 額	件 数	税 額	件 数
平成22年度総計	9,542,365,280	238,798	—	—	182,772,552	1,122	12,318,697	61	109,354,922	319
平成23年度総計	9,123,465,404	228,345	—	—	164,947,154	705	7,557,876	34	14,246,380	205
平成24年度総計	8,549,315,669	213,563	—	—	104,567,417	649	3,045,939	25	10,932,752	167
平成25年度総計	8,072,143,495	197,083	—	—	83,559,507	518	32,629,411	19	11,220,647	195
平成26年度総計	7,153,096,697	174,985	—	—	68,233,765	456	7,160,700	7	3,472,091	93
平成27年度総計	6,343,434,225	149,194	—	—	55,033,413	469	7,099,500	7	4,960,244	93
平成28年度総計	5,779,142,518	129,612	—	—	54,197,216	293	47,100	2	3,518,416	81
(内 訳)										
西 部	4,361,400,036	89,766	—	—	19,389,821	166	—	—	3,002,516	68
東 部	1,271,465,085	34,671	—	—	14,415,991	104	47,100	2	515,900	13
北 部	146,277,397	5,175	—	—	20,391,404	23	—	—	—	—
本 庁	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(注) 個人県民税は、処理状況が不明のため、一括して「調査・折衝中」の欄に計上した。
「納付確認済」欄の数値は、出納閉鎖期日後、資料調整までの間において、納付が確認されたものを計上している。

7(1) 滞納処分の停止状況(税目別, 停止年度別)

税 目	合 計		平成 28 年 度	
	税 額	件 数	税 額	件 数
総 計	239,973,944	4,989	50,294,864	1,324
(内 訳)				
普 通 税	239,973,944	4,989	50,294,864	1,324
個人県民税	—	—	—	—
均等割・所得割	—	—	—	—
配当割	—	—	—	—
株式等譲渡所得割	—	—	—	—
法人県民税	26,154,590	878	7,285,152	275
県民税利子割	—	—	—	—
個人事業税	43,586,605	270	6,414,338	60
法人事業税	37,583,195	126	6,605,469	39
地方消費税譲渡割	—	—	—	—
地方消費税貨物割	—	—	—	—
不動産取得税	22,220,080	116	1,107,106	23
県たばこ税	—	—	—	—
ゴルフ場利用税	—	—	—	—
自動車取得税	—	—	—	—
軽油引取税	—	—	—	—
自動車税	110,429,474	3,599	28,882,799	927
鋳 区 税	—	—	—	—
目 的 税	—	—	—	—
(旧法)自動車取得税	—	—	—	—
(旧法)軽油引取税	—	—	—	—
狩 猟 税	—	—	—	—
産業廃棄物埋立税	—	—	—	—

(注) 個人県民税は, 停止年度の区分が不明のため計上していない。
旧法による「自動車取得税」及び「軽油引取税」は, 「目的税」の区分に記載している。

7(2) 滞納処分の停止状況(県税事務所別, 停止年度別)

所 名	合 計		平成 28 年 度	
	税 額	件 数	税 額	件 数
総 計	239,973,944	4,989	50,294,864	1,324
(内 訳)				
西 部	178,640,644	3,868	40,273,469	1,027
東 部	49,962,337	966	8,702,305	249
北 部	11,370,963	155	1,319,090	48
本 庁	—	—	—	—

(単位:円)

平成 27 年度		平成 26 年度	
税 額	件 数	税 額	件 数
108,211,775	1,893	81,467,305	1,772
72,252,611	1,526	66,114,564	1,315
28,147,702	302	13,112,330	415
7,811,462	65	2,240,411	42
—	—	—	—

8(1) 欠損処分状況(税目別, 賦課年度別)

税 目	合 計		平成28年度		平成27年度		平成26年度		平成25年度	
	税 額	件数	税 額	件数	税 額	件数	税 額	件数	税 額	件数
総 計	517,897,237	12,753	0	0	225,652	13	12,500	1	17,411,060	211
(内 訳)										
普 通 税	517,897,237	12,753	—	—	225,652	13	12,500	1	17,411,060	211
個人県民税	398,479,423	10,538	—	—	—	—	—	—	—	—
均等割・所得割	398,479,423	10,538	—	—	—	—	—	—	—	—
配 当 割	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式等譲渡所得割	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法人県民税	13,309,271	461	—	—	147,652	10	12,500	1	3,470,755	56
県民税利子割	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個人事業税	16,332,641	171	—	—	—	—	—	—	886,300	12
法人事業税	24,451,383	87	—	—	78,000	3	—	—	7,908,500	7
地方消費税譲渡割	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方消費税貨物割	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不動産取得税	19,023,272	77	—	—	—	—	—	—	2,990,900	8
県たばこ税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ゴルフ場利用税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
自動車取得税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
軽油引取税	1,484,584	7	—	—	—	—	—	—	—	—
自動車税	44,816,663	1,412	—	—	—	—	—	—	2,154,605	128
鉦 区 税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
目 的 税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
(旧法)自動車取得税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
(旧法)軽油引取税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
狩 猟 税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
産業廃棄物埋立税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(注)個人県民税については、賦課年度が不明のため合計欄にのみ計上している。したがって賦課年度別を合算したものが合計欄の数字と旧法による「自動車取得税」及び「軽油引取税」は、「目的税」の区分に記載している。

(単位:円)

平成24年度		平成23年度		平成22年度		平成21年度		平成20年度以前	
税 額	件 数	税 額	件 数	税 額	件 数	税 額	件 数	税 額	件 数
34,771,530	738	47,929,436	966	11,581,811	147	4,838,030	64	2,647,795	75
34,771,530	738	47,929,436	966	11,581,811	147	4,838,030	64	2,647,795	75
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
4,129,369	174	4,434,835	168	946,594	37	102,375	9	65,191	6
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
10,399,678	80	2,119,767	39	1,148,500	11	1,067,145	16	711,251	13
4,642,244	34	8,939,410	33	2,869,929	8	6,600	1	6,700	1
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2,544,332	27	7,241,500	23	3,064,940	11	2,533,200	4	648,400	4
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	1,484,584	7	—	—	—	—
13,055,907	423	25,193,924	703	2,067,264	73	1,128,710	34	1,216,253	51
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

合致しない。

8(2) 欠損処分状況(税目別, 理由別)

税 目	合 計		法第18条第1項該当 (5 年)		小
	税 額	件 数	税 額	件 数	税 額
総 計	517,897,237	12,753	95,585,506	3,403	422,311,731
(内 訳)					
普 通 税	517,897,237	12,753	95,585,506	3,403	422,311,731
個人県民税	398,479,423	10,538	95,585,506	3,403	302,893,917
均等割・所得割	398,479,423	10,538	95,585,506	3,403	302,893,917
配当割	—	—	—	—	—
株式等譲渡所得割	—	—	—	—	—
法人県民税	13,309,271	461	—	—	13,309,271
県民税利子割	—	—	—	—	—
個人事業税	16,332,641	171	—	—	16,332,641
法人事業税	24,451,383	87	—	—	24,451,383
地方消費税譲渡割	—	—	—	—	—
地方消費税貨物割	—	—	—	—	—
不動産取得税	19,023,272	77	—	—	19,023,272
県たばこ税	—	—	—	—	—
ゴルフ場利用税	—	—	—	—	—
自動車取得税	—	—	—	—	—
軽油引取税	1,484,584	7	—	—	1,484,584
自動車税	44,816,663	1,412	—	—	44,816,663
鋳 区 税	—	—	—	—	—
目 的 税	—	—	—	—	—
(旧法)自動車取得税	—	—	—	—	—
(旧法)軽油引取税	—	—	—	—	—
狩 猟 税	—	—	—	—	—
産業廃棄物埋立税	—	—	—	—	—

(注)旧法による「自動車取得税」及び「軽油引取税」は、「目的税」の区分に記載している。

8(3) 欠損処分状況(県税事務所別, 理由別)

所 名	合 計		法第18条第1項該当 (5 年)		小
	税 額	件 数	税 額	件 数	税 額
総 計	517,897,237	12,753	95,585,506	3,403	422,311,731
(内 訳)					
西 部	376,916,338	9,666	91,421,522	3,237	285,494,816
東 部	124,420,907	2,676	3,466,022	127	120,954,885
北 部	16,559,992	411	697,962	39	15,862,030
本 庁	—	—	—	—	—

(単位:円)

滞 納 処 分 の 停 止 中 の も の						
計	法第15条の7第4項該当 (3 年)		法第18条第1項該当 (5 年)		法第15条の7第5項該当 (即 時)	
	件 数	税 額	件 数	税 額	件 数	税 額
9,350	266,982,100	5,657	114,590,080	3,240	40,739,551	453
6,429	177,274,921	3,925	75,523,244	2,172	32,696,651	332
2,549	76,654,996	1,439	37,155,609	1,018	7,144,280	92
372	13,052,183	293	1,911,227	50	898,620	29
—	—	—	—	—	—	—

9(1) 加算金収入状況(加算金別)

(単位:円, %)

区 分	調 定		収 入		不納欠損処分		収 入 未 済		収 入 率
	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	
平成22年度総計	382,714,797	2,594	169,254,193	1,778	14,575,193	95	198,885,411	721	44.2
平成23年度総計	324,420,368	2,616	142,314,441	1,882	14,402,357	124	167,703,570	610	43.9
平成24年度総計	266,998,264	2,235	115,020,775	1,586	73,038,449	137	78,939,040	512	43.1
平成25年度総計	167,827,214	1,853	72,797,207	1,313	22,032,855	59	72,997,152	481	43.4
平成26年度総計	139,118,090	1,747	67,398,988	1,295	13,796,737	44	57,922,365	408	48.4
平成27年度総計	118,059,470	1,861	64,009,073	1,430	5,647,905	83	48,402,492	348	54.2
平成28年度総計	108,345,592	1,806	61,822,079	1,450	10,373,119	98	36,150,394	258	57.1
(内 訳)									
過少申告加算金	12,836,888	264	9,630,697	245	11,800	1	3,194,391	18	75.0
不申告加算金	7,484,376	521	4,780,166	353	362,546	31	2,341,664	137	63.9
重 加 算 金	88,024,328	1,021	47,411,216	852	9,998,773	66	30,614,339	103	53.9

(注) 収入率=収入額/調定額×100

9(2) 加算金収入状況(県税事務所別・加算金別)

(単位:円, %)

所名	加算金区分	調 定		収 入		不納欠損処分		収 入 未 済		収 入 率
		金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	
西 部	過少申告加算金	12,207,626	224	9,047,807	209	11,800	1	3,148,019	14	74.1
	不申告加算金	6,607,725	409	4,156,067	270	277,898	25	2,173,760	114	62.9
	重 加 算 金	61,741,569	802	37,366,912	660	9,984,173	64	14,390,484	78	60.5
	計	80,556,920	1,435	50,570,786	1,139	10,273,871	90	19,712,263	206	62.8
東 部	過少申告加算金	567,055	33	563,183	30	—	—	3,872	3	99.3
	不申告加算金	552,060	90	367,379	66	84,648	6	100,033	18	66.5
	重 加 算 金	22,681,946	195	9,476,245	170	14,600	2	13,191,101	23	41.8
	計	23,801,061	318	10,406,807	266	99,248	8	13,295,006	44	43.7
北 部	過少申告加算金	62,207	7	19,707	6	—	—	42,500	1	31.7
	不申告加算金	107,891	12	40,020	7	—	—	67,871	5	37.1
	重 加 算 金	3,600,813	24	568,059	22	—	—	3,032,754	2	15.8
	計	3,770,911	43	627,786	35	—	—	3,143,125	8	16.6
本 庁	過少申告加算金	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	不申告加算金	216,700	10	216,700	10	—	—	—	—	100.0
	重 加 算 金	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	計	216,700	10	216,700	10	—	—	—	—	100.0
県 計	過少申告加算金	12,836,888	264	9,630,697	245	11,800	1	3,194,391	18	75.0
	不申告加算金	7,484,376	521	4,780,166	353	362,546	31	2,341,664	137	63.9
	重 加 算 金	88,024,328	1,021	47,411,216	852	9,998,773	66	30,614,339	103	53.9
	計	108,345,592	1,806	61,822,079	1,450	10,373,119	98	36,150,394	258	57.1

(注) 収入率=収入額/調定額×100

9(3) 加算金収入未済処理状況(加算金別)

区 分	合 計		徴収嘱託中		財産差押中		参加差押中		交付要求中	
	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数
平成 22 年度 総計	198,885,411	721	—	—	7,777,923	24	980,200	7	20,727,100	13
平成 23 年度 総計	167,703,570	610	—	—	2,330,533	40	691,200	3	77,400	5
平成 24 年度 総計	78,939,040	512	—	—	537,483	21	—	—	50,861	5
平成 25 年度 総計	72,997,152	481	—	—	3,232,626	28	5,928,150	1	8,919	3
平成 26 年度 総計	57,922,365	418	—	—	6,803,378	23	—	—	233,313	6
平成 27 年度 総計	48,402,492	348	—	—	704,742	13	—	—	362,099	4
平成 28 年度 総計	36,150,394	258	—	—	3,638,898	16	—	—	—	—
(内 訳)										
過少申告加算金	3,194,391	18	—	—	—	—	—	—	—	—
不申告加算金	2,341,664	137	—	—	10,572	4	—	—	—	—
重 加 算 金	30,614,339	103	—	—	3,628,326	12	—	—	—	—

(注)「納付確認済」欄の数値は、出納閉鎖期日後、資料調整までの間において、納付が確認されたものを計上している。

(単位:円)

徴収猶予中		換価の猶予中		滞納処分の停止中		調査・折衝中		納付確認済	
金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数
—	—	—	—	67,615,295	269	100,222,317	395	1,562,576	13
—	—	9,004	1	88,873,402	219	75,437,102	336	284,929	6
—	—	1,721,966	6	19,479,035	159	56,764,516	317	385,179	4
—	—	1,960,354	6	24,540,751	201	37,083,128	236	243,224	6
—	—	2,183,025	10	16,234,293	211	32,436,232	166	32,124	2
—	—	3,071,780	18	19,139,622	161	25,112,624	146	11,625	6
—	—	2,167,834	15	10,851,499	93	19,392,085	126	100,078	8
—	—	771	1	104,344	6	3,085,404	8	3,872	3
—	—	33,643	1	662,765	52	1,618,874	77	15,810	3
—	—	2,133,420	13	10,084,390	35	14,687,807	41	80,396	2

9(4) 加算金収入未済処理状況(県税事務所別・加算金別)

所名	加算金区分	合 計		徴収嘱託中		財産差押中		参加差押中		交付要求中	
		金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数
西 部	過少申告加算金	3,148,019	14	—	—	—	—	—	—	—	—
	不申告加算金	2,173,760	114	—	—	10,572	4	—	—	—	—
	重 加 算 金	14,390,484	78	—	—	513,833	5	—	—	—	—
	計	19,712,263	206	—	—	524,405	9	—	—	—	—
東 部	過少申告加算金	3,872	3	—	—	—	—	—	—	—	—
	不申告加算金	100,033	18	—	—	—	—	—	—	—	—
	重 加 算 金	13,191,101	23	—	—	3,114,493	7	—	—	—	—
	計	13,295,006	44	—	—	3,114,493	7	—	—	—	—
北 部	過少申告加算金	42,500	1	—	—	—	—	—	—	—	—
	不申告加算金	67,871	5	—	—	—	—	—	—	—	—
	重 加 算 金	3,032,754	2	—	—	—	—	—	—	—	—
	計	3,143,125	8	—	—	—	—	—	—	—	—
本 庁	過少申告加算金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	不申告加算金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	重 加 算 金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
県 計	過少申告加算金	3,194,391	18	—	—	—	—	—	—	—	—
	不申告加算金	2,341,664	137	—	—	10,572	4	—	—	—	—
	重 加 算 金	30,614,339	103	—	—	3,628,326	12	—	—	—	—
	計	36,150,394	258	—	—	3,638,898	16	—	—	—	—

(注)「納付確認済」欄の数値は、出納閉鎖期日後、資料調整までの間において、納付が確認されたものを計上している。

(単位:円)

徴収猶予中		換価の猶予中		滞納処分の停止中		調査・折衝中		納付確認済	
金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数
—	—	771	1	61,844	5	3,085,404	8	—	—
—	—	33,643	1	633,228	48	1,487,634	59	8,683	2
—	—	2,133,420	13	3,515,527	26	8,174,936	32	52,768	2
—	—	2,167,834	15	4,210,599	79	12,747,974	99	61,451	4
—	—	—	—	—	—	—	—	3,872	3
—	—	—	—	29,537	4	63,369	13	7,127	1
—	—	—	—	6,444,963	8	3,604,017	8	27,628	—
—	—	—	—	6,474,500	12	3,667,386	21	38,627	4
—	—	—	—	42,500	1	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	67,871	5	—	—
—	—	—	—	123,900	1	2,908,854	1	—	—
—	—	—	—	166,400	2	2,976,725	6	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	771	1	104,344	6	3,085,404	8	3,872	3
—	—	33,643	1	662,765	52	1,618,874	77	15,810	3
—	—	2,133,420	13	10,084,390	35	14,687,807	41	80,396	2
—	—	2,167,834	15	10,851,499	93	19,392,085	126	100,078	8

10(1) 県税に係る滞納処分費及び延滞金収入の状況

(単位:円)

所 名	総 収 入 額	滞 納 処 分 費	延 滞 金
平成 22 年度 総 計	541,077,266	78,900	540,998,366
平成 23 年度 総 計	564,627,531	113,400	564,514,131
平成 24 年度 総 計	620,695,200	45,230	620,649,970
平成 25 年度 総 計	608,819,115	666,450	608,152,665
平成 26 年度 総 計	471,857,927	1,205,800	470,652,127
平成 27 年度 総 計	430,176,317	85,721	430,090,596
平成 28 年度 総 計	405,628,505	676,788	404,951,717
(内 訳)			
西 部	327,816,323	601,388	327,214,935
東 部	70,379,333	900	70,378,433
北 部	6,342,949	74,500	6,268,449
本 庁	1,089,900	—	1,089,900

10(2) 県税に係る確定延滞金収入未済の状況

(単位:円)

所 名	滞納処分中のもの	左 記 以 外	合 計
平成 22 年度 総 計	213,962,483	419,040,226	633,002,709
平成 23 年度 総 計	187,354,280	338,902,262	526,256,542
平成 24 年度 総 計	191,922,932	210,061,894	401,984,826
平成 25 年度 総 計	181,487,778	134,268,049	315,755,827
平成 26 年度 総 計	136,027,971	91,202,448	227,230,419
平成 27 年度 総 計	103,112,666	47,741,957	150,854,623
平成 28 年度 総 計	56,116,721	33,977,479	90,094,200
(内 訳)			
西 部	40,448,753	19,938,666	60,387,419
東 部	13,903,429	13,285,310	27,188,739
北 部	1,764,539	753,503	2,518,042
本 庁	—	—	—

(注) 確定延滞金とは本税が納付されて延滞金額が確定したものである。

11 税目別県税事務所別調定収入状況

税 目	西 部			東 部			北
	調 定 額	収 入 額	収入率	調 定 額	収 入 額	収入率	
平成 22 年度 総計	188,127,277,696	180,626,695,035	96.0	48,749,013,000	46,388,489,434	95.2	4,446,489,205
平成 23 年度 総計	183,091,142,095	175,828,005,488	96.0	47,619,479,346	45,394,563,983	95.3	4,387,794,463
平成 24 年度 総計	185,046,724,768	178,011,425,738	96.2	48,992,671,332	46,799,664,131	95.5	4,448,721,494
平成 25 年度 総計	198,192,624,494	191,547,177,614	96.6	48,425,211,789	46,460,551,554	95.9	4,314,088,040
平成 26 年度 総計	205,612,138,291	199,681,177,815	97.1	48,530,134,235	46,762,916,641	96.4	4,502,173,060
平成 27 年度 総計	212,311,482,361	207,036,324,618	97.5	49,319,226,855	47,773,961,102	96.9	4,415,575,946
平成 28 年度 総計	220,411,851,508	215,673,535,134	97.9	50,921,320,184	49,525,434,192	97.3	4,474,553,702
(内 訳)							
普 通 税	220,396,875,508	215,658,559,134	97.9	50,914,627,584	49,518,741,592	97.3	4,471,155,902
個人県民税	82,273,651,616	78,925,227,840	95.9	25,068,722,455	23,921,923,344	95.4	2,398,842,616
均等割・所得割	78,597,619,811	75,249,196,035	95.7	25,068,722,455	23,921,923,344	95.4	2,398,842,616
配 当 割	2,374,364,222	2,374,364,222	100.0	—	—	—	—
株式等譲渡所得割	1,301,667,583	1,301,667,583	100.0	—	—	—	—
法人県民税	12,700,455,666	12,650,437,903	99.6	2,224,646,233	2,208,221,795	99.3	151,236,416
県民税利子割	922,829,567	922,829,567	100.0	100,940,338	100,940,338	100.0	7,708,311
個人事業税	3,146,030,601	3,052,822,584	97.0	777,079,158	751,831,262	96.8	57,216,945
法人事業税	68,840,129,218	68,719,593,155	99.8	11,964,922,104	11,927,958,908	99.7	639,459,344
地方消費税譲渡割	—	—	—	—	—	—	—
地方消費税貨物割	—	—	—	—	—	—	—
不動産取得税	6,408,979,367	6,009,394,938	93.8	1,831,183,308	1,734,677,419	94.7	138,589,929
県たばこ税	—	—	—	—	—	—	—
ゴルフ場利用税	739,778,300	739,778,300	100.0	—	—	—	—
自動車取得税	—	—	—	—	—	—	—
軽油引取税	23,514,736,157	22,993,121,278	97.8	—	—	—	—
自動車税	21,850,285,016	21,645,353,569	99.1	8,947,133,988	8,873,188,526	99.2	1,078,102,341
鉦 区 税	—	—	—	—	—	—	—
目 的 税	14,976,000	14,976,000	100.0	6,692,600	6,692,600	100.0	3,397,800
(旧法)自動車取得税	—	—	—	—	—	—	—
(旧法)軽油引取税	—	—	—	—	—	—	—
狩 猟 税	14,976,000	14,976,000	100.0	6,692,600	6,692,600	100.0	3,397,800
産業廃棄物埋立税	—	—	—	—	—	—	—

(注) 1 収入率=収入額/調定額×100
 2 収入額は、過誤納額を含んだものである。

(単位:円, %)

部		本 庁			県 計		
収 入 額	収入率	調 定 額	収 入 額	収入率	調 定 額	収 入 額	収入率
4,187,317,170	94.2	49,773,806,372	49,773,732,862	100.0	291,096,586,273	280,976,234,501	96.5
4,134,819,278	94.2	49,828,593,478	49,828,593,478	100.0	284,927,009,382	275,185,982,227	96.6
4,213,815,541	94.7	51,401,778,416	51,385,363,516	100.0	289,889,896,010	280,410,268,926	96.7
4,077,255,826	94.5	49,062,240,696	49,062,240,696	100.0	299,994,165,019	291,147,225,690	97.1
4,294,825,255	95.4	52,081,403,238	52,081,403,238	100.0	310,725,848,824	302,820,322,949	97.5
4,227,041,944	95.7	84,136,429,716	84,136,429,716	100.0	350,182,714,878	343,173,757,380	98.0
4,311,716,313	96.4	78,561,181,176	78,561,181,176	100.0	354,368,906,570	348,071,866,815	98.2
4,308,318,513	96.4	78,073,616,408	78,073,616,408	100.0	353,856,275,402	347,559,235,647	98.2
2,284,152,046	95.2	—	—	—	109,741,216,687	105,131,303,230	95.8
2,284,152,046	95.2	—	—	—	106,065,184,882	101,455,271,425	95.7
—	—	—	—	—	2,374,364,222	2,374,364,222	100.0
—	—	—	—	—	1,301,667,583	1,301,667,583	100.0
149,522,190	98.9	—	—	—	15,076,338,315	15,008,181,888	99.5
7,708,311	100.0	—	—	—	1,031,478,216	1,031,478,216	100.0
54,805,765	95.8	—	—	—	3,980,326,704	3,859,459,611	97.0
636,591,086	99.6	—	—	—	81,444,510,666	81,284,143,149	99.8
—	—	59,906,508,222	59,906,508,222	100.0	59,906,508,222	59,906,508,222	100.0
—	—	10,558,440,726	10,558,440,726	100.0	10,558,440,726	10,558,440,726	100.0
107,799,594	77.8	—	—	—	8,378,752,604	7,851,871,951	93.7
—	—	3,067,588,360	3,067,588,360	100.0	3,067,588,360	3,067,588,360	100.0
—	—	—	—	—	739,778,300	739,778,300	100.0
—	—	3,125,317,700	3,125,317,700	100.0	3,125,317,700	3,125,317,700	100.0
—	—	—	—	—	23,514,736,157	22,993,121,278	97.8
1,067,739,521	99.0	1,411,101,800	1,411,101,800	100.0	33,286,623,145	32,997,383,416	99.1
—	—	4,659,600	4,659,600	100.0	4,659,600	4,659,600	100.0
3,397,800	100.0	487,564,768	487,564,768	100.0	512,631,168	512,631,168	100.0
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
3,397,800	100.0	—	—	—	25,066,400	25,066,400	100.0
—	—	487,564,768	487,564,768	100.0	487,564,768	487,564,768	100.0

12(1) 平成28年度税目別県税事務所別調定収入額調

所名	区分	県民税					事業税		地方消費税		不動産 取得税
		個人			法人	利子割	個人	法人	譲渡割	貨物割	
		均等割 所得割	配当割	株式等 譲渡 所得割							
西 部	調定	75,154	2,374	1,302	12,649	922	3,064	68,714	—	—	6,168
	収入	75,250	2,374	1,302	12,650	922	3,053	68,720	—	—	6,009
東 部	調定	23,934	—	—	2,207	101	753	11,928	—	—	1,779
	収入	23,922	—	—	2,208	101	751	11,928	—	—	1,735
北 部	調定	2,300	—	—	149	8	55	636	—	—	109
	収入	2,284	—	—	150	8	55	636	—	—	108
本 庁	調定	—	—	—	—	—	—	—	59,907	10,558	—
	収入	—	—	—	—	—	—	—	59,907	10,558	—
計	調定	101,388	2,374	1,302	15,005	1,031	3,872	81,278	59,907	10,558	8,056
	収入	101,456	2,374	1,302	15,008	1,031	3,859	81,284	59,907	10,558	7,852

(注) 調定は現年課税分、収入は現年課税分と滞納繰越分の合計額である。

(単位:百万円)

県たばこ 税	ゴルフ場 利用税	自動車 取得税	軽油 引取税	自動車税	鉦区税	狩猟税	産業廃棄 物埋立税	(旧法) 自動車 取得税	(旧法) 軽油 引取税	県税計
—	739	—	22,999	21,636	—	15	—	—	—	215,736
—	740	—	22,993	21,645	—	15	—	—	—	215,673
—	—	—	—	8,872	—	7	—	—	—	49,581
—	—	—	—	8,873	—	7	—	—	—	49,525
—	—	—	—	1,067	—	3	—	—	—	4,327
—	—	—	—	1,068	—	3	—	—	—	4,312
3,068	—	3,125	—	1,411	5	—	488	—	—	78,562
3,068	—	3,125	—	1,411	5	—	488	—	—	78,562
3,068	739	3,125	22,999	32,986	5	25	488	—	—	348,206
3,068	740	3,125	22,993	32,997	5	25	488	—	—	348,072

12(2) 平成28年度税目別県税事務所構成比

所名	区分	県民税					事業税		地方消費税		不動産 取得税
		個人			法人	利子割	個人	法人	譲渡割	貨物割	
		均等割 所得割	配当割	株式等 譲渡 所得割							
西 部	調定	0.7413	1.0000	1.0000	0.8430	0.8947	0.7913	0.8454	—	—	0.7656
	収入	0.7417	1.0000	1.0000	0.8429	0.8947	0.7910	0.8454	—	—	0.7653
東 部	調定	0.2361	—	—	0.1471	0.0979	0.1945	0.1468	—	—	0.2208
	収入	0.2358	—	—	0.1471	0.0979	0.1948	0.1467	—	—	0.2209
北 部	調定	0.0227	—	—	0.0099	0.0075	0.0142	0.0078	—	—	0.0135
	収入	0.0225	—	—	0.0100	0.0075	0.0142	0.0078	—	—	0.0137
本 庁	調定	—	—	—	—	—	—	—	1.0000	1.0000	—
	収入	—	—	—	—	—	—	—	1.0000	1.0000	—
計	調定	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000
	収入	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000

(注) 調定は現年課税分, 収入は現年課税分と滞納繰越分の合計額である。

県たばこ 税	ゴルフ場 利用税	自動車 取得税	軽油 引取税	自動車税	鉦区税	狩猟税	産業廃棄 物埋立税	(旧法) 自動車 取得税	(旧法) 軽油 引取税	県税計
—	1.0000	—	1.0000	0.6559	—	0.5975	—	—	—	0.6196
—	1.0000	—	1.0000	0.6560	—	0.5975	—	—	—	0.6196
—	—	—	—	0.2690	—	0.2670	—	—	—	0.1424
—	—	—	—	0.2689	—	0.2670	—	—	—	0.1423
—	—	—	—	0.0323	—	0.1356	—	—	—	0.0124
—	—	—	—	0.0324	—	0.1356	—	—	—	0.0124
1.0000	—	1.0000	—	0.0428	1.0000	—	1.0000	—	—	0.2256
1.0000	—	1.0000	—	0.0428	1.0000	—	1.0000	—	—	0.2257
1.0000	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000	—	1.0000	1.0000
1.0000	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000	—	1.0000	1.0000

12(3) 平成28年度県税事務所別税目構成比

所名	区分	県民税					事業税		地方消費税		不動産 取得税
		個人			法人	利子割	個人	法人	譲渡割	貨物割	
		均等割 所得割	配当割	株式等 譲渡 所得割							
西 部	調定	0.3484	0.0110	0.0060	0.0586	0.0043	0.0142	0.3185	—	—	0.0286
	収入	0.3489	0.0110	0.0060	0.0587	0.0043	0.0142	0.3186	—	—	0.0279
東 部	調定	0.4827	—	—	0.0445	0.0020	0.0152	0.2406	—	—	0.0359
	収入	0.4830	—	—	0.0446	0.0020	0.0152	0.2408	—	—	0.0350
北 部	調定	0.5315	—	—	0.0345	0.0018	0.0127	0.1471	—	—	0.0252
	収入	0.5298	—	—	0.0347	0.0018	0.0127	0.1476	—	—	0.0250
本 庁	調定	—	—	—	—	—	—	—	0.7625	0.1344	—
	収入	—	—	—	—	—	—	—	0.7625	0.1344	—
計	調定	0.2912	0.0068	0.0037	0.0431	0.0030	0.0111	0.2334	0.1720	0.0303	0.0231
	収入	0.2915	0.0068	0.0037	0.0431	0.0030	0.0111	0.2335	0.1721	0.0303	0.0226

(注) 調定は現年課税分, 収入は現年課税分と滞納繰越分の合計額である。

県たばこ 税	ゴルフ場 利用税	自動車 取得税	軽油 引取税	自動車税	鉦区税	狩猟税	産業廃棄 物埋立税	(旧法) 自動車 取得税	(旧法) 軽油 引取税	県税計
—	0.0034	—	0.1066	0.1003	—	0.0001	—	—	—	1.0000
—	0.0034	—	0.1066	0.1004	—	0.0001	—	—	—	1.0000
—	—	—	—	0.1789	—	0.0001	—	—	—	1.0000
—	—	—	—	0.1792	—	0.0001	—	—	—	1.0000
—	—	—	—	0.2465	—	0.0008	—	—	—	1.0000
—	—	—	—	0.2476	—	0.0008	—	—	—	1.0000
0.0390	—	0.0398	—	0.0180	0.0001	—	0.0062	—	—	1.0000
0.0390	—	0.0398	—	0.0180	0.0001	—	0.0062	—	—	1.0000
0.0088	0.0021	0.0090	0.0660	0.0947	0.0000	0.0001	0.0014	—	—	1.0000
0.0088	0.0021	0.0090	0.0661	0.0948	0.0000	0.0001	0.0014	—	—	1.0000

12(4) 平成28年度税目別県税事務所対前年比

所名	区分	県民税					事業税		地方消費税		不動産 取得税
		個人			法人	利子割	個人	法人	譲渡割	貨物割	
		均等割 所得割	配当割	株式等 譲渡 所得割							
西 部	調定	102.0	62.4	37.7	95.1	61.1	104.5	119.9	—	—	105.8
	収入	102.1	62.4	37.7	95.1	61.1	104.2	119.9	—	—	105.6
東 部	調定	102.0	—	—	87.8	55.9	103.1	117.1	—	—	101.9
	収入	101.9	—	—	87.8	55.9	102.7	117.1	—	—	100.5
北 部	調定	100.6	—	—	88.0	64.2	97.9	119.0	—	—	106.8
	収入	100.7	—	—	88.4	64.2	99.7	119.2	—	—	105.9
本 庁	調定	—	—	—	—	—	—	—	95.6	78.2	—
	収入	—	—	—	—	—	—	—	95.6	78.2	—
計	調定	101.9	62.4	37.7	93.9	60.5	104.1	119.4	95.6	78.2	105.0
	収入	102.0	62.4	37.7	93.9	60.5	103.8	119.5	95.6	78.2	104.4

(注) 調定は現年課税分、収入は現年課税分と滞納繰越分の合計額である。

(単位：%)

県たばこ 税	ゴルフ場 利用税	自動車 取得税	軽油 引取税	自動車税	鉦区税	狩猟税	産業廃棄 物埋立税	(旧法) 自動車 取得税	(旧法) 軽油 引取税	県税計
—	95.0	—	101.1	99.5	—	99.0	—	—	—	104.1
—	94.9	—	101.0	99.5	—	99.0	—	—	—	104.2
—	—	—	—	99.2	—	99.6	—	—	—	103.8
—	—	—	—	99.1	—	99.6	—	—	—	103.7
—	—	—	—	98.5	—	99.2	—	—	—	101.9
—	—	—	—	98.7	—	99.1	—	—	—	102.0
97.7	—	106.9	—	103.0	97.5	—	93.7	—	—	93.4
97.7	—	106.9	—	103.0	97.5	—	93.7	—	—	93.4
97.7	95.0	106.9	101.1	99.5	97.5	99.2	93.7	—	—	101.4
97.7	94.9	106.9	101.0	99.5	97.5	99.2	93.7	—	—	101.4

平成 28 年度 課 税 状 況

1 調定件数(税目別)

(単位：件，%)

税 目	平成28年度 ①	平成27年度 ②	平成26年度 ③	前 年 比 率	
				本 年	前 年
				①/②×100	②/③×100
総 件 数	4,206,416	4,174,245	4,161,946	100.8	100.3
(内 訳)					
普 通 税	4,202,233	4,170,096	4,157,785	100.8	100.3
個人県民税	2,795,582	2,781,440	2,796,628	100.5	99.5
均等割・所得割	2,788,147	2,774,052	2,789,417	100.5	99.4
配当割	6,991	6,830	6,645	102.4	102.8
株式等譲渡所得割	444	558	566	79.6	98.6
法人県民税	135,897	132,524	129,256	102.5	102.5
県民税利子割	10,566	12,196	13,054	86.6	93.4
個人事業税	45,292	44,191	42,072	102.5	105.0
法人事業税	63,124	60,758	58,990	103.9	103.0
地方消費税譲渡割	12	12	12	100.0	100.0
地方消費税貨物割	12	12	12	100.0	100.0
不動産取得税	31,821	31,143	29,585	102.2	105.3
県たばこ税	1,351	108	102	1,250.9	105.9
ゴルフ場利用税	572	593	613	96.5	96.7
自動車取得税	99,555	88,996	60,126	111.9	148.0
軽油引取税	3,395	3,542	3,513	95.8	100.8
自動車税	1,014,945	1,014,470	1,023,711	100.0	99.1
鉦区税	109	111	111	98.2	100.0
目 的 税	4,183	4,149	4,161	100.8	99.7
(旧法)自動車取得税	—	—	—	—	—
(旧法)軽油引取税	—	—	—	—	—
狩 猟 税	3,706	3,675	3,679	100.8	99.9
産業廃棄物埋立税	477	474	482	100.6	98.3

2 平成28年度月別調定状況構成比(現年課税分)

税 目		月				
		4	5	6	7	8
県 民 税	個 人	11.8	0.0	0.0	83.8	0.0
		11.8	11.8	11.8	95.6	95.6
	均等割・所得割	12.1	0.0	0.0	86.3	0.0
		12.1	12.1	12.1	98.4	98.4
	配 当 割	2.7	0.6	2.0	21.6	0.7
		2.7	3.3	5.3	26.9	27.6
	株 式 等 譲 渡 所 得 割	0.1	0.1	0.1	0.2	0.1
		0.1	0.2	0.3	0.5	0.6
	法 人	4.8	38.8	2.5	2.5	6.3
		4.8	43.6	46.1	48.6	54.9
利 子 割	8.6	8.9	4.4	6.5	7.5	
	8.6	17.5	21.9	28.4	35.9	
事 業 税	個 人	0.0	0.0	1.6	0.8	93.7
		0.0	0.0	1.6	2.4	96.1
法 人	4.6	38.1	2.2	2.9	6.0	
	4.6	42.7	44.9	47.8	53.8	
地 方 消 費 税	譲 渡 割	16.1	1.5	8.5	22.0	0.0
		16.1	17.6	26.1	48.1	48.1
	貨 物 割	15.3	9.2	4.3	12.1	0.0
		15.3	24.5	28.8	40.9	40.9
不 動 産 取 得 税		15.2	6.1	6.0	8.0	7.7
		15.2	21.3	27.3	35.3	43.0
県 た ば こ 税		9.3	8.0	8.3	8.4	8.6
		9.3	17.3	25.6	34.0	42.6
ゴ ル フ 場 利 用 税		8.3	9.2	10.9	8.1	8.9
		8.3	17.5	28.4	36.5	45.4
自 動 車 取 得 税		6.3	6.1	8.0	7.9	6.9
		6.3	12.4	20.4	28.3	35.2
軽 油 引 取 税		8.9	8.1	7.7	8.0	8.7
		8.9	17.0	24.7	32.7	41.4
自 動 車 税		0.6	100.1	△ 0.2	0.0	△ 0.1
		0.6	100.7	100.5	100.5	100.4
鉦 区 税		0.0	100.9	0.0	0.0	0.0
		0.0	100.9	100.9	100.9	100.9
狩 猟 税		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
産 業 廃 棄 物 埋 立 税		23.5	0.4	0.0	24.3	0.5
		23.5	23.9	23.9	48.2	48.7
県 税 合 計		9.3	21.4	3.0	31.2	3.6
		9.3	30.7	33.7	64.9	68.5

(注) 上段は単月，下段は累計である。
軽油引取税は新法と旧法の合算値により算出。

(単位：%)

9	10	11	12	1	2	3以降
0.0	0.0	0.0	0.1	2.6	0.0	1.7
95.6	95.6	95.6	95.7	98.3	98.3	100.0
0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.6
98.4	98.4	98.4	98.4	98.4	98.4	100.0
1.1	1.9	0.6	6.4	61.1	0.8	0.5
28.7	30.6	31.2	37.6	98.7	99.5	100.0
0.1	0.1	0.2	0.2	98.6	0.1	0.1
0.7	0.8	1.0	1.2	99.8	99.9	100.0
2.2	3.7	27.0	1.7	2.0	6.7	1.8
57.1	60.8	87.8	89.5	91.5	98.2	100.0
11.7	9.5	8.1	7.2	13.5	8.0	6.1
47.6	57.1	65.2	72.4	85.9	93.9	100.0
1.0	0.6	0.5	0.6	0.6	0.6	0.0
97.1	97.7	98.2	98.8	99.4	100.0	100.0
1.7	3.5	30.1	1.4	2.0	6.0	1.5
55.5	59.0	89.1	90.5	92.5	98.5	100.0
0.9	17.9	1.9	8.7	13.0	0.0	9.5
49.0	66.9	68.8	77.5	90.5	90.5	100.0
8.0	10.2	7.7	11.3	8.3	0.0	13.6
48.9	59.1	66.8	78.1	86.4	86.4	100.0
20.1	6.3	4.9	7.2	4.8	4.7	9.0
63.1	69.4	74.3	81.5	86.3	91.0	100.0
8.9	8.5	8.4	8.0	9.3	7.0	7.3
51.5	60.0	68.4	76.4	85.7	92.7	100.0
8.1	8.2	9.9	10.3	8.8	4.6	4.7
53.5	61.7	71.6	81.9	90.7	95.3	100.0
9.8	7.3	8.3	8.8	8.3	9.5	12.8
45.0	52.3	60.6	69.4	77.7	87.2	100.0
8.4	8.4	8.5	8.6	8.9	7.5	8.3
49.8	58.2	66.7	75.3	84.2	91.7	100.0
0.0	△ 0.1	△ 0.1	△ 0.1	△ 0.1	△ 0.1	0.1
100.4	100.3	100.2	100.1	100.0	99.9	100.0
0.0	0.0	△ 0.4	0.0	△ 0.1	0.0	△ 0.4
100.9	100.9	100.5	100.5	100.4	100.4	100.0
0.0	63.0	35.2	1.2	0.4	0.2	0.0
0.0	63.0	98.2	99.4	99.8	100.0	100.0
0.0	24.4	0.0	0.0	26.8	0.0	0.1
48.7	73.1	73.1	73.1	99.9	99.9	100.0
2.2	5.3	9.6	3.2	4.8	2.5	3.9
70.7	76.0	85.6	88.8	93.6	96.1	100.0

3 県税事務所別個人県民税(均等割・所得割)の課税状況(現年課税分)

3(1) 納税義務者数

(単位：人，%)

所 名	納 税 義 務 者 数					
	総 数		均等割 のみの 者	所得割 のみの 者	均 等 割 と所得割 の 者	分離課 税の者
	人 員	構 成 比				
平成 22 年度 総計	1,367,699	—	90,337	10,808	1,255,098	11,456
平成 23 年度 総計	1,351,849	—	91,342	0	1,252,918	7,589
平成 24 年度 総計	1,356,419	—	86,601	38	1,260,825	8,955
平成 25 年度 総計	1,358,056	—	89,376	0	1,260,532	8,148
平成 26 年度 総計	1,354,648	—	94,636	105	1,252,485	7,422
平成 27 年度 総計	1,360,893	—	94,196	0	1,258,876	7,821
平成 28 年度 総計	1,379,049	100.0	95,889	0	1,275,450	7,710
伸 率 (内 訳)	101.3	—	101.8	—	101.3	98.6
西 部	970,855	70.4	61,747	0	903,319	5,789
東 部	364,230	26.4	28,298	0	334,297	1,635
北 部	43,964	3.2	5,844	0	37,834	286

3(2) 課税額

所 名	課					
	総 額			普 通 徴 収 分		
	均 等 割	所 得 割	計	均 等 割	所 得 割	計
平成 22 年度 総計	2,012,601,808	92,280,924,482	94,293,526,290	561,987,927	21,047,983,617	21,609,971,544
平成 23 年度 総計	2,012,191,400	91,193,270,607	93,205,462,007	548,447,157	20,373,219,307	20,921,666,464
平成 24 年度 総計	2,016,210,777	95,760,918,701	97,777,129,478	552,285,862	20,748,633,991	21,300,919,853
平成 25 年度 総計	2,018,211,034	94,464,828,914	96,483,039,948	526,533,865	20,040,116,974	20,566,650,839
平成 26 年度 総計	2,689,148,774	94,865,293,872	97,554,442,646	679,502,902	19,555,883,691	20,235,386,593
平成 27 年度 総計	2,702,454,729	97,289,840,422	99,992,295,151	654,229,568	19,578,751,914	20,232,981,482
平成 28 年度 総計	2,739,591,772	98,974,800,247	101,714,392,019	644,468,055	19,949,694,134	20,594,162,189
伸 率 (内 訳)	101.4	101.7	101.7	98.5	101.9	101.8
西 部	1,926,870,758	73,476,565,431	75,403,436,189	432,838,458	14,433,840,854	14,866,679,312
東 部	725,398,840	23,291,846,049	24,017,244,889	188,804,740	5,074,125,906	5,262,930,646
北 部	87,322,174	2,206,388,767	2,293,710,941	22,824,857	441,727,374	464,552,231

個人県民税賦課異動報告書による。(現年課税分＝本年度分＋過年度分…特別徴収分の翌年度調定分を含む。)

(単位：円，%)

税			額			分離課税に係る 所得割額
年金特別徴収分			給与特別徴収分			
均等割	所得割	計	均等割	所得割	計	
230,541,235	3,920,433,123	4,150,974,358	1,220,072,646	66,307,221,399	67,527,294,045	1,005,286,343
240,821,811	4,032,984,240	4,273,806,051	1,222,922,432	65,831,134,366	67,054,056,798	955,932,694
242,446,733	3,953,979,371	4,196,426,104	1,221,478,182	69,942,956,776	71,164,434,958	1,115,348,563
242,821,029	3,879,713,498	4,122,534,527	1,248,856,140	69,462,115,791	70,710,971,931	1,082,882,651
322,939,829	3,888,643,236	4,211,583,065	1,686,706,043	70,383,659,599	72,070,365,642	1,037,107,346
323,194,130	3,689,337,300	4,012,531,430	1,725,031,031	73,043,283,688	74,768,314,719	978,467,520
332,143,760	3,764,553,829	4,096,697,589	1,762,979,957	74,331,204,371	76,094,184,328	929,347,913
102.8	102.0	102.1	102.2	101.8	101.8	95.0
228,823,600	2,738,123,906	2,966,947,506	1,265,208,700	55,647,779,471	56,912,988,171	656,821,200
91,267,600	928,062,980	1,019,330,580	445,326,500	17,037,132,810	17,482,459,310	252,524,353
12,052,560	98,366,943	110,419,503	52,444,757	1,646,292,090	1,698,736,847	20,002,360

4 法人県民税の課税状況(現年課税分)

区 分	総 調 定 額	均 等 割		法 人 税 割 調 定 額			確 定 法	
		納 税 義 務 者 数	調 定 額	現 事 業 分 年 度 分	過 事 業 分 年 度 分	計		事 業 年 度 数
平 成 22 年 度 総 計	16,761,352	70,041	3,736,190	12,752,382	272,780	13,025,162	68,589	
平 成 23 年 度 総 計	16,089,879	68,968	3,720,866	12,149,999	219,014	12,369,013	67,835	
平 成 24 年 度 総 計	16,839,268	68,589	3,674,145	12,934,896	230,227	13,165,123	67,575	
平 成 25 年 度 総 計	16,322,475	68,258	3,730,596	12,380,585	211,294	12,591,879	67,306	
平 成 26 年 度 総 計	18,237,888	68,277	3,705,842	14,068,387	463,659	14,532,046	67,329	
平 成 27 年 度 総 計	15,987,846	68,886	3,682,473	12,132,353	173,020	12,305,373	67,848	
平 成 28 年 度 総 計	15,004,923	69,458	3,826,975	10,934,430	243,518	11,177,948	68,321	
普通法人	分割 本県本店分	4,294,053	2,482	177,665	4,012,675	103,713	4,116,388	2,452
	法人 他県本店分	6,950,301	8,989	2,155,878	4,705,030	89,393	4,794,423	8,783
	県 内 法 人	3,321,625	54,109	1,374,749	1,905,000	41,876	1,946,876	53,416
	計	14,565,979	65,580	3,708,292	10,622,705	234,982	10,857,687	64,651
特 別 法 人	368,464	1,253	68,691	292,932	6,841	299,773	1,241	
公 益 法 人	49,166	1,474	30,811	17,741	614	18,355	1,443	
寮等のみを有する法人	882	6	882	—	—	—	—	
人 格 な き 社 団 等	13,626	553	11,522	1,032	1,072	2,104	399	
清 算 法 人	6,806	592	6,777	20	9	29	587	

(単位：千円)

現 事 業 年 度 分 内 訳							
人 税 割 額	確定法人税割額に対応する前年度分の中間申告額		確定申告が翌年度になる中間申告額		確定申告が翌年度となる見込納付額		中間納付額の歳出還付額
税 額	事業年度数	税 額	事業年度数	税 額	事業年度数	税 額	
11,717,714	8,546	3,901,347	8,365	4,004,381	49	47,281	884,103
11,547,376	8,253	3,929,581	8,897	4,126,602	46	54,060	351,346
12,244,323	8,782	4,076,642	9,338	4,380,670	46	54,060	351,346
11,850,536	9,204	4,294,973	9,774	4,135,315	86	65,190	623,687
13,108,135	9,627	3,975,427	10,659	4,622,592	84	59,833	253,016
13,118,526	10,493	4,518,841	11,146	3,107,288	102	48,680	376,207
9,895,172	10,971	3,040,478	11,780	3,763,450	103	45,969	270,021
3,427,937	852	847,975	869	1,363,891	11	21,202	47,341
4,406,554	4,076	1,664,911	4,334	1,827,116	72	19,767	116,504
1,748,956	6,043	527,592	6,577	572,443	20	5,000	106,176
9,583,447	10,971	3,040,478	11,780	3,763,450	103	45,969	270,021
292,932	—	—	—	—	—	—	—
17,741	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
1,032	—	—	—	—	—	—	—
20	—	—	—	—	—	—	—

5 県民税利子割

5(1) 利子等種類別課税状況

所名	総額	公 社			
		一般公社債利子	銀行預金利子	銀行以外の金融 機関の預貯金利子	勤務先預金等 の利子
課税支払額	21,684,315,925	88,826,036	6,591,281,631	6,492,191,123	1,379,273,179
非課税支払額	1,432,769,944	911,185	507,333,702	719,274,863	2,116,358
〔非居住者外国 法人に係る額〕	82,758,887	0	79,618,015	2,634,061	463,695
税 額	1,031,478,416	4,271,238	312,977,643	303,351,823	68,922,208
(内 訳)					
西 部	922,829,767	3,658,782	297,659,998	228,689,468	68,032,021
東 部	100,940,338	612,456	15,317,645	69,869,894	888,034
北 部	7,708,311	0	0	4,792,461	2,153
		公募証券投資信託の収益の分配等			金 融 類
所名	私募公社債等 運用投資信託	社債的受益証券	公募国外証券 投資信託	懸賞金付預貯金 等の懸賞金等	定期積金の 給付補てん金
課税支払額	0	440,000	0	677,210,002	126,437,185
非課税支払額	0	0	0	0	0
〔非居住者外国 法人に係る額〕	0	0	0	0	0
税 額	—	22,000	—	34,039,404	5,419,624
(内 訳)					
西 部	0	22,000	0	33,979,381	2,846,220
東 部	0	0	0	57,202	2,371,983
北 部	0	0	0	2,821	201,421

(注) 非課税支払額のうち「金融類似商品」の内訳は未集計のため、総額のみ計上

(単位：円)

債 利 子 等					私募証券投資信託の収益の分配等
合同運用信託 の収益の分配	私募公社債投資信託 の収益の分配	郵便貯金の利子	国外一般公社債等の 利 子 等	生 命 保 険 等 の 差 益	私募証券投資信託
73,949,086	8,825	5,337,903,728	501,007	95,840,391	0
6,177,666	42,784	184,409,732	0	12,341,623	0
42,637	479	0	0	0	0
3,231,499	383	266,170,443	25,035	4,791,333	—
3,148,118	369	266,170,443	15,162	4,791,333	0
83,381	14	0	9,873	0	0
0	0	0	0	0	0
似 商 品					
掛金の給付 補てん金	抵当証券の利息	貴金属の売買	外貨建預金 の 差 益	一時払養老保険	
0	0	0	0	820,453,732	
0	0	0	0	0	
0	0	0	0	0	
—	—	—	—	28,255,783	
0	0	0	0	13,816,472	
0	0	0	0	11,729,856	
0	0	0	0	2,709,455	

5(3) 県税事務所別営業所数

平成29年3月31日現在

所名	総数	営業所数							
		銀行等	郵便局	信用金庫等	農林中央 金庫等	証券会社	保険会社等	社内預金 実施企業	その他
総計	806	181	4	175	213	15	25	54	139
(内訳)									
西部	535	131	4	123	117	11	24	36	89
東部	245	45	0	49	80	4	1	18	48
北部	26	5	0	3	16	0	0	0	2

6 県民税配当割の課税状況

(単位：円)

年 度	総 額	上場株式等の配当等	公募証券投資信託
平成 22 年度 総 計	1,110,830,762	563,110,042	79,445,945
平成 23 年度 総 計	1,223,092,254	585,764,928	66,556,224
平成 24 年度 総 計	1,330,666,237	582,732,346	84,031,619
平成 25 年度 総 計	2,612,307,288	618,976,027	143,170,651
平成 26 年度 総 計	5,022,444,377	1,032,797,475	253,553,696
平成 27 年度 総 計	3,806,858,793	1,058,092,093	135,352,005
平成 28 年度 総 計	2,374,364,222	1,073,762,367	55,162,685
(課 税 支 払 額)	38,671,901,061	21,478,516,216	1,104,953,567
(非 課 税 支 払 額)	50,876,752,862	10,830,246,972	12,473,849,938
年 度	特定投資法人の 投資口の配当等	特定公社債割引債	源泉徴収選択 口座内配当等
平成 22 年度 総 計	—		468,274,775
平成 23 年度 総 計	—		570,771,102
平成 24 年度 総 計	—		663,902,272
平成 25 年度 総 計	—		1,850,160,610
平成 26 年度 総 計	—		3,736,093,206
平成 27 年度 総 計	—	9,840,109	2,603,574,586
平成 28 年度 総 計	—	59,077,540	1,186,361,630
(課 税 支 払 額)	—	1,223,171,029	14,865,260,249
(非 課 税 支 払 額)	—	11,112,236,412	16,460,419,540

7 県民税株式等譲渡所得割の課税状況

(単位：円)

年 度	特定株式等譲渡所得
平成 22 年度 総 計	385,546,855
平成 23 年度 総 計	303,568,221
平成 24 年度 総 計	352,629,846
平成 25 年度 総 計	3,995,901,821
平成 26 年度 総 計	2,709,408,693
平成 27 年度 総 計	3,451,437,233
平成 28 年度 総 計	1,301,667,583
(課 税 支 払 額)	38,269,302,027
(還 付 分 支 払 額)	12,233,839,526
(非 課 税 支 払 額)	85,175

8 個人事業税

8(1) 所得階層別所得金額

区 分	総 額		3,000,000円以下		3,000,000円超 3,500,000円以下	
	人 員	所 得 金 額	人 員	所 得 金 額	人 員	所 得 金 額
総 計	22,702	140,167,607	911	2,553,385	3,877	12,446,787
所 得 税 課 税 者	21,556	135,846,658	741	2,165,131	3,509	11,259,898
所 得 税 失 格 者	1,146	4,320,949	170	388,254	368	1,186,889
第 1 種 事 業	18,568	110,888,541	729	2,053,752	3,162	10,151,977
所 得 税 課 税 者	17,643	107,389,820	588	1,736,385	2,875	9,227,362
所 得 税 失 格 者	925	3,498,721	141	317,367	287	924,615
第 2 種 事 業	158	2,418,434	0	0	3	9,852
所 得 税 課 税 者	158	2,418,434	0	0	3	9,852
所 得 税 失 格 者	0	0	0	0	0	0
第 3 種 事 業	3,976	26,860,632	182	499,633	712	2,284,958
あ ん 摩 業 等 以 外 の も の	3,839	26,282,995	165	465,132	670	2,149,688
所 得 税 課 税 者	3,628	25,496,453	137	397,182	594	1,903,873
所 得 税 失 格 者	211	786,542	28	67,950	76	245,815
あ ん 摩 業 等	137	577,637	17	34,501	42	135,270
所 得 税 課 税 者	127	541,951	16	31,564	37	118,811
所 得 税 失 格 者	10	35,686	1	2,937	5	16,459

- (注) 1 2以上の業種を兼業するものは、主たる業種に計上した。
 2 所得金額は、事業主控除前の年所得金額である。
 3 年の途中で廃業したものは、年所得に換算した所得階層に計上した。
 4 県外分割も含んで計上した。
 5 28年度分のみ計上した。

(単位：人、千円)

3,500,000円超 4,000,000円以下		4,000,000円超 5,000,000円以下		5,000,000円超 10,000,000円以下		10,000,000円超	
人員	所得金額	人員	所得金額	人員	所得金額	人員	所得金額
3,163	11,723,785	4,491	19,670,589	7,556	50,035,046	2,704	43,738,015
2,938	10,883,394	4,228	18,513,270	7,441	49,379,222	2,699	43,645,743
225	840,391	263	1,157,319	115	655,824	5	92,272
2,606	9,647,201	3,774	16,513,812	6,309	41,617,656	1,988	30,904,143
2,430	8,990,948	3,553	15,543,251	6,214	41,080,003	1,983	30,811,871
176	656,253	221	970,561	95	537,653	5	92,272
3	11,526	15	66,515	38	286,230	99	2,044,311
3	11,526	15	66,515	38	286,230	99	2,044,311
0	0	0	0	0	0	0	0
554	2,065,058	702	3,090,262	1,209	8,131,160	617	10,789,561
531	1,977,802	674	2,968,826	1,186	7,982,270	613	10,739,277
484	1,801,218	634	2,790,804	1,166	7,864,099	613	10,739,277
47	176,584	40	178,022	20	118,171	0	0
23	87,256	28	121,436	23	148,890	4	50,284
21	79,702	26	112,700	23	148,890	4	50,284
2	7,554	2	8,736	0	0	0	0

8(2) 業種別課税所得

(単位：人, 千円)

業 種	課 税 人 員			所 得 金 額			事 業 主 控 除 額	課税所得 金 額
	所 得 税 者 課 税 者	所 得 税 者 失 格 者	計	所 得 税 者 課 税 者	所 得 税 者 失 格 者	計		
総 計	21,556	1,146	22,702	135,846,658	4,320,949	140,167,607	64,572,909	75,594,698
(内 訳)								
第 1 種 事 業	17,643	925	18,568	107,389,820	3,498,721	110,888,541	52,759,350	58,129,191
物 品 販 売 業	1,430	75	1,505	7,644,460	249,054	7,893,514	4,249,509	3,644,005
不 動 産 貸 付 業	6,789	356	7,145	52,275,763	1,703,125	53,978,888	20,362,154	33,616,734
製 造 業	742	39	781	4,064,719	132,427	4,197,146	2,210,778	1,986,368
運 送 業	399	21	420	1,866,508	60,810	1,927,318	1,202,780	724,538
駐 車 場 業	271	14	285	1,425,690	46,448	1,472,138	810,697	661,441
請 負 業	6,741	355	7,096	33,882,016	1,109,573	34,991,589	20,161,867	14,829,722
印 刷 業	19	1	20	100,221	3,265	103,486	56,309	47,177
旅 館 業	22	1	23	112,546	3,667	116,213	66,700	49,513
料 理 店 業	126	7	133	614,912	20,034	634,946	363,471	271,475
飲 食 店 業	696	36	732	3,315,378	108,014	3,423,392	2,075,685	1,347,707
代 理 業	175	9	184	841,600	27,419	869,019	523,934	345,085
そ の 他	233	11	244	1,246,007	34,885	1,280,892	675,466	605,426
第 2 種 事 業	158	—	158	2,418,434	—	2,418,434	434,514	1,983,920
畜 産 業	1	0	1	11,082	0	11,082	2,175	8,907
水 産 業	157	0	157	2,407,352	0	2,407,352	432,339	1,975,013
薪 炭 製 造 業	—	—	—	—	—	—	—	—
第 3 種 事 業	3,755	221	3,976	26,038,404	822,228	26,860,632	11,379,045	15,481,587
医 業	266	15	281	2,465,458	76,057	2,541,515	799,679	1,741,836
税 理 士 業	525	36	561	4,901,565	158,399	5,059,964	1,618,202	3,441,762
理 容 業	233	13	246	1,010,575	31,175	1,041,750	706,634	335,116
そ の 他	2,606	147	2,753	17,129,994	520,911	17,650,905	7,885,087	9,765,818
あ ん 摩 業 等	125	10	135	530,812	35,686	566,498	369,443	197,055

- (注) 1 2以上の業種を兼業するものは、主たる業種に計上した。
2 県外分割も含んで計上した。
3 28年度分のみ計上した。
4 あん摩業等は、あん摩等の事業及び装蹄師業の合計である。

8(3) 県税事務所別課税状況

(単位：人，千円)

所 名	課 税 人 員			所 得 金 額			事 業 主 控 除 額	課税所得 金 額
	所 得 税 者 課 税 者	所 得 税 者 失 格 者	計	所 得 税 者 課 税 者	所 得 税 者 失 格 者	計		
平成22年度総計	17,737	1,547	19,284	112,839,680	5,861,601	118,701,281	55,255,807	63,445,474
平成23年度総計	17,980	1,489	19,469	112,974,794	5,728,002	118,702,796	55,641,526	63,061,270
平成24年度総計	18,940	1,127	20,067	117,343,312	4,318,338	121,661,650	57,241,632	64,420,018
平成25年度総計	19,032	1,274	20,306	118,452,870	4,840,933	123,293,803	57,795,522	65,498,281
平成26年度総計	19,862	1,130	20,992	124,351,931	4,224,874	128,576,805	59,751,143	68,825,662
平成27年度総計	21,018	1,124	22,142	131,224,649	4,152,055	135,376,704	62,815,047	72,561,657
平成28年度総計	21,556	1,146	22,702	135,846,658	4,320,949	140,167,607	64,572,909	75,594,698
(内 訳)								
西 部	16,001	811	16,812	104,944,474	3,083,709	108,028,183	47,911,102	60,117,081
東 部	5,148	319	5,467	28,683,676	1,174,127	29,857,803	15,452,744	14,405,059
北 部	407	16	423	2,218,508	63,113	2,281,621	1,209,063	1,072,558

8(4) 分割個人の所得金額

(単位：人，千円)

区 分	本 県 本 店 分				他 県 本 店 分	
	課 税 人 員	課 税 所 得 金 額			課 税 人 員	分 割 を 受 け た 課 税 所 得 金 額
		本 県 分	他 県 分	計		
平成 22 年 度 総 計	2	6,600	7,991	35,030	8	29,692
平成 23 年 度 総 計	2	17,515	17,515	30,505	8	68,397
平成 24 年 度 総 計	6	21,424	19,644	41,068	5	49,837
平成 25 年 度 総 計	5	20,669	9,149	9,149	7	18,247
平成 26 年 度 総 計	7	17,025	15,293	32,318	5	13,243
平成 27 年 度 総 計	5	19,897	14,462	34,359	5	15,550
平成 28 年 度 総 計	6	13,320	7,285	20,605	8	21,732
(内 訳)						
第 1 種 事 業	3	810	958	1,768	4	6,098
第 2 種 事 業	—	—	—	—	—	—
第 3 種 事 業	3	12,510	6,327	18,837	4	15,634

8(5) 事業専従者控除

(単位：人，千円)

区 分	総 数			青 色 申 告			白 色 申 告		
	納 税 者 数	専 従 者 数	給 与 額 (控 除)	納 税 者 数	専 従 者 数	給 与 額	納 税 者 数	専 従 者 数	控 除 額
平成 22 年 度 総 計	19,284	6,424	14,560,192	16,534	5,998	14,196,707	2,750	426	363,485
平成 23 年 度 総 計	19,469	6,521	14,595,632	16,764	6,089	14,244,498	2,705	432	351,134
平成 24 年 度 総 計	20,067	6,698	14,933,956	17,327	6,298	14,602,629	2,740	400	331,327
平成 25 年 度 総 計	20,306	6,667	18,616,842	17,643	6,291	18,302,069	2,663	376	314,773
平成 26 年 度 総 計	20,992	6,822	14,778,932	18,298	6,425	14,439,237	2,690	397	339,695
平成 27 年 度 総 計	22,142	7,168	15,543,570	19,476	6,774	15,205,940	2,666	394	337,630
平成 28 年 度 総 計	22,702	7,267	15,839,337	19,987	6,902	15,531,102	2,715	365	308,235
(内 訳)									
第 1 種 事 業	18,568	5,422	10,989,855	16,131	5,103	10,719,865	2,437	319	269,990
第 2 種 事 業	158	121	670,197	147	114	664,757	11	7	5,440
第 3 種 事 業									
{ あん摩業等以外	3,839	1,663	4,049,865	3,582	1,625	4,017,560	257	38	32,305
{ あん摩業等	137	61	129,420	127	60	128,920	10	1	500

8(6) 事業税の非課税所得

(単位：人、千円)

業 種	法 人			個 人	
	法 人 数	事業年度数	所 得 金 額	人 員	所 得 金 額
林 業	1	1	183	—	—
鉱 物 の 採 掘 事 業	—	—	—	—	—
農 業	246	246	587,905	—	—
計	247	247	588,088	—	—

9 法人事業税

9(1) 法人事業税の課税状況(現年課税分)

区 分	総 調 定 額	現 事 業				
		確 定 額			確 定 額 に 対 応 す る 前 年 度 分 の 中 間 申 告 額	
		事 業 年 度 数	所 得 (収 入) 金 額	税 額	事 業 年 度 数	税 額
平成 22 年 度 総 計	47,958,105	68,513	1,161,799,955	46,213,248	8,364	15,312,841
平成 23 年 度 総 計	45,919,291	67,765	1,155,283,360	43,353,582	7,968	15,588,546
平成 24 年 度 総 計	46,560,884	67,501	1,207,448,422	44,335,684	8,448	16,069,887
平成 25 年 度 総 計	54,397,839	67,208	1,339,780,677	50,250,165	8,860	16,002,399
平成 26 年 度 総 計	59,273,584	67,247	1,453,213,207	54,487,468	9,474	17,469,055
平成 27 年 度 総 計	68,047,104	67,776	1,537,306,601	59,878,185	10,408	19,497,914
平成 28 年 度 総 計	81,278,728	68,275	1,579,896,276	75,261,094	10,962	25,319,281
(内 訳)						
所 得 課 税 分	77,401,955	68,073	1,153,253,958	71,364,553	10,877	23,263,412
普 通 法 人	75,067,350	62,979	1,103,494,914	69,059,445	10,877	23,263,412
{ 分 割 法 人 (本 県 本 店 分)	23,320,406	2,430	339,067,144	20,874,750	871	6,403,232
{ 分 割 法 人 (他 県 本 店 分)	36,533,580	8,711	539,680,590	34,408,312	4,284	13,077,792
{ 県 内 法 人	15,213,364	51,838	224,747,180	13,776,383	5,722	3,782,388
特 別 法 人	2,135,022	2,688	46,431,640	2,112,769	—	—
公 益 法 人	187,584	1,443	3,110,883	184,096	—	—
人 格 な き 社 団 等	11,558	376	206,662	7,834	—	—
清 算 法 人	441	587	9,859	409	—	—
収 入 金 課 税 分	3,876,773	202	426,642,318	3,896,541	85	2,055,869

- (注) 1 現事業年度分は、28年2月1日から29年1月31日までの間に終了する事業年度のもの及びそれ以後に終了するもの
 2 事業年度数は、1年、6か月等の事業年度区分にかかわらず各事業年度毎に1件とした。
 3 中間納付額の歳出還付額は、還付の確定したものを計上した。

(単位：千円)

年 度 分					過 事 業 年 度 分		
確 定 申 告 が 翌 年 度 に なる 中 間 申 告 額		確 定 申 告 期 限 が 翌 年 度 と なる 見 込 納 付 額		中 間 納 付 額 の 歳 出 還 付 額	調 定 額	所 得 (収 入) 金 額	調 定 額
事 業 年 度 数	税 額	事 業 年 度 数	税 額				
8,074	14,522,727	48	218,315	761,198	46,556,323	30,599,079	1,401,782
8,544	16,307,938	48	246,595	641,329	45,000,152	27,078,558	919,139
8,978	16,386,792	50	185,242	884,683	45,750,467	24,740,369	810,417
9,609	18,083,516	92	322,681	851,715	53,553,090	25,813,497	844,749
10,574	19,903,394	96	303,299	688,874	57,947,273	48,984,083	1,326,311
11,137	25,855,565	114	416,426	781,022	67,457,705	26,147,596	589,399
11,799	28,609,121	116	398,835	1,478,034	80,446,074	31,026,123	832,654
11,695	26,610,770	115	396,711	1,457,510	76,584,403	27,172,136	817,552
11,695	26,610,770	115	396,711	1,457,510	74,279,259	26,461,434	788,091
892	8,261,154	11	118,336	244,427	23,095,435	6,213,939	224,971
4,508	14,105,340	85	243,963	495,584	36,191,827	15,621,629	341,753
6,295	4,244,276	19	34,412	717,499	14,991,997	4,625,866	221,367
—	—	—	—	—	2,112,805	535,202	22,217
—	—	—	—	—	184,096	38,377	3,488
—	—	—	—	—	7,834	136,075	3,724
—	—	—	—	—	409	1,048	32
104	1,998,351	1	2,124	20,524	3,861,671	3,853,987	15,102

で29年3月31日までに申告書が提出されたものである。

9(2) 本県本店分割法人及び県内法人の所得状況

区 分	総 額		年 所 得 400万円以下		400万円超 800万円以下	
	事 業 年度数	所 得 金 額	事 業 年度数	所 得 金 額	事 業 年度数	所 得 金 額
総 計	54,268	825,421,624	45,960	12,509,991	2,569	14,667,292
事業年度年2回法人	6	160	6	160	—	—
事業年度年1回法人	54,262	825,421,464	45,954	12,509,831	2,569	14,667,292
分 割 法 人 (軽 減 税 率 適 用)	1,573	85,998,385	913	301,799	94	548,088
分 割 法 人 (そ の 他)	857	514,676,059	247	80,797	18	106,827
県 内 法 人	51,832	224,747,020	44,794	12,127,235	2,457	14,012,377

(注) 所得金額は、普通法人の現事業年度確定分であり、県外分割法人を除く。

9(3) 分割法人の所得状況

区 分	総 額			本	
	法 人 数	事業年度数	所 得 金 額	法 人 数	事業年度数
平成22年度総計	13,040	14,955	564,892,934	2,546	2,782
平成23年度総計	12,942	14,798	555,651,149	2,570	2,812
平成24年度総計	12,964	14,859	591,779,600	2,548	2,796
平成25年度総計	13,055	14,920	706,429,355	2,607	2,853
平成26年度総計	13,126	15,021	784,049,943	2,627	2,881
平成27年度総計	13,340	15,260	811,186,081	2,707	2,958
平成28年度総計	13,498	15,412	904,274,212	2,750	3,000
(内 訳)					
現 事 業 年 度 分	11,021	11,141	878,747,734	2,420	2,430
過 事 業 年 度 分	2,477	4,271	25,526,478	330	570

(注) 総額の所得金額は、他県分を含まない。

(単位：千円)

800万円超 1,000万円以下		1,000万円超 5,000万円以下		5,000万円超 1億円以下		1億円超 10億円以下		年所得 10億円超	
事業 年度数	所得金額	事業 年度数	所得金額	事業 年度数	所得金額	事業 年度数	所得金額	事業 年度数	所得金額
733	6,574,096	3,471	76,347,597	708	49,480,878	733	201,594,017	94	464,247,753
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
733	6,574,096	3,471	76,347,597	708	49,480,878	733	201,594,017	94	464,247,753
38	337,846	281	7,428,920	108	7,318,977	128	34,525,329	11	35,537,426
12	106,203	150	3,959,344	96	7,041,853	263	93,995,127	71	409,385,908
683	6,130,047	3,040	64,959,333	504	35,120,048	342	73,073,561	12	19,324,419

(単位：千円)

県 本 店 分			他 県 本 店 分		
所得金額	所得金額の内訳		法人数	事業年度数	分割による本 県分所得金額
	本県分割額	他県分割額			
324,683,924	185,414,725	139,269,199	10,494	12,173	379,478,209
271,396,791	154,984,456	116,412,335	10,372	11,986	400,666,693
332,820,395	190,061,156	142,759,239	10,416	12,063	401,718,444
413,639,350	236,213,808	177,425,542	10,448	12,067	470,215,547
447,956,864	255,811,244	192,145,620	10,499	12,140	528,238,699
429,840,291	245,465,553	184,374,738	10,633	12,302	565,720,528
611,041,793	348,942,886	262,098,907	10,748	12,412	555,331,326
593,532,098	339,067,144	254,464,954	8,601	8,711	539,680,590
17,509,695	9,875,742	7,633,953	2,147	3,701	15,650,736

9(4) 収入金課税法人の状況

(単位：千円)

区 分	総 数	電 気 供 給 業	ガ ス 供 給 業	生 命 保 険 事 業	損 害 保 険 事 業	少 額 短 期 保 険 業
総 計						
法 人 数	193	145	4	28	14	2
事 業 年 度 数	202	154	4	28	14	2
収 入 金 額	426,642,318	197,645,715	51,710,314	119,168,672	58,010,504	107,113
県 内 分 割 法 人						
法 人 数	9	5	3	—	—	1
事 業 年 度 数	9	5	3	—	—	1
収 入 金 額	929,445,457	878,898,249	50,417,524	—	—	129,684
{ 本 県 分	218,053,818	168,346,848	49,611,560	—	—	95,410
{ 他 県 分	711,391,639	710,551,401	805,964	—	—	34,274
所 得 金 額	41,344,136	35,605,999	5,706,140	—	—	31,997
県 外 分 割 法 人						
法 人 数	46	4	—	28	14	—
事 業 年 度 数	46	4	—	28	14	—
収 入 金 額	198,473,808	21,294,632	—	119,168,672	58,010,504	—
県 内 法 人						
法 人 数	138	136	1	—	—	1
事 業 年 度 数	147	145	1	—	—	1
収 入 金 額	10,114,692	8,004,235	2,098,754	—	—	11,703
所 得 金 額	2,003,009	1,960,664	42,345	—	—	—

(注) 総計の収入金額には、他県分を含まない。

9(5) 資本金別法人数(本県本店分普通法人)

区 分	総 計	資 本 金 300万円 未 満	300万円 以 上 500万円 未 満	500万円 以 上 1,000万 円未満	1,000万 円以上 5,000万 円未満	5,000万 円以上 1億 円 未 満	1億 円 以 上 10億 円 未 満	10億 円 以 上 50億 円 未 満	50億 円 以 上
平成 22 年度 総 計	53,471	2,877	23,459	7,146	18,516	1,029	370	51	23
平成 23 年度 総 計	53,080	3,373	22,911	7,168	18,166	1,023	366	52	21
平成 24 年度 総 計	52,703	3,913	22,368	7,196	17,768	1,028	358	50	22
平成 25 年度 総 計	52,448	4,414	21,892	7,273	17,418	1,020	357	52	22
平成 26 年度 総 計	52,551	5,058	21,483	7,380	17,185	1,021	351	51	22
平成 27 年度 総 計	52,803	5,712	21,152	7,525	16,963	1,027	355	48	21
平成 28 年度 総 計	52,964	6,373	20,687	7,709	16,736	1,043	350	44	22
(内 訳)									
利 益 法 人	17,774	1,949	5,806	2,537	6,602	564	258	39	19
欠 損 法 人	35,190	4,424	14,881	5,172	10,134	479	92	5	3
分 割 法 人	2,406	102	243	164	1,321	326	196	34	20
利 益 法 人	1,502	50	95	72	850	228	160	30	17
2 県にまたがるもの	829	46	82	58	523	80	37	3	—
3 県以上にまたがるもの	673	4	13	14	327	148	123	27	17
欠 損 法 人	904	52	148	92	471	98	36	4	3
2 県にまたがるもの	674	49	134	75	336	55	25	—	—
3 県以上にまたがるもの	230	3	14	17	135	43	11	4	3
県 内 法 人	50,558	6,271	20,444	7,545	15,415	717	154	10	2
利 益 法 人	16,272	1,899	5,711	2,465	5,752	336	98	9	2
欠 損 法 人	34,286	4,372	14,733	5,080	9,663	381	56	1	—
不 申 告 法 人	3,228	1,369	960	520	356	13	10	—	—
休 業 中 の 法 人	1,180	317	498	156	204	5	—	—	—
清 算 中 の 法 人	1,156	148	529	156	311	8	3	1	—
所 在 不 明 法 人	672	141	288	88	138	14	2	—	1

- (注) 1 収入金課税法人は含まない。
2 年2回決算法人については、上期、下期のいずれかに利益があれば利益法人とした。
3 資本金の区分は、事業年度の末日のものである。

9(6) 県税事務所別法人数

平成29年3月31日現在

所 名	普 通 法 人								特 別 法 人			公 益 法 人	準 法 人 そ の 他	合 計
	非 分 割		県 内 分 割 (県 内 本 店)		県 外 分 割 (県 外 本 店)		計		非 分 割	県 内 分 割	県 外 分 割			
	1 年	半 年	1 年	半 年	1 年	半 年	1 年	半 年						
西 部	37,421	2	1,758	0	7,636	0	46,815	2	1,731	20	44	1,538	310	50,460
東 部	14,986	0	688	0	1,109	1	16,783	1	737	9	4	488	241	18,263
北 部	1,467	0	40	0	85	0	1,592	0	158	1	2	72	56	1,881
合 計	53,874	2	2,486	0	8,830	1	65,190	3	2,626	30	50	2,098	607	70,604

9(7) 決算期別法人数

平成29年3月31日現在

区 分	普 通 法 人								特 別 法 人			公 益 法 人	準 法 人 そ の 他	合 計
	非 分 割		県 内 分 割 (県 内 本 店)		県 外 分 割 (県 外 本 店)		計		非 分 割	県 内 分 割	県 外 分 割			
	1 年	半 年	1 年	半 年	1 年	半 年	1 年	半 年						
2 月	3,556	0	136	0	534	0	4,226	0	61	0	1	5	12	4,305
3 月	9,385	0	765	0	4,277	0	14,427	0	981	18	32	1,912	479	17,849
4 月	3,937	0	132	0	216	0	4,285	0	130	1	0	4	5	4,425
5 月	4,717	0	153	0	357	0	5,227	0	156	1	2	12	12	5,410
6 月	5,482	2	223	0	498	1	6,203	3	179	0	2	21	10	6,418
7 月	4,362	0	159	0	279	0	4,800	0	205	4	2	10	12	5,033
8 月	4,963	0	190	0	393	0	5,546	0	190	2	3	20	13	5,774
9 月	5,850	0	238	0	625	0	6,713	0	210	2	4	23	16	6,968
10 月	2,627	0	80	0	211	0	2,918	0	55	1	0	2	3	2,979
11 月	1,971	0	61	0	168	0	2,200	0	17	0	0	3	4	2,224
12 月	5,110	0	258	0	1,053	0	6,421	0	419	1	4	78	33	6,956
1 月	1,914	0	91	0	219	0	2,224	0	23	0	0	8	8	2,263
合 計	53,874	2	2,486	0	8,830	1	65,190	3	2,626	30	50	2,098	607	70,604

9(8) 法人事業税業種別調定状況

(単位：千円，%)

別掲

業 種		平成27年度 (A)	平成28年度 (B)	27年度伸率	28年度伸率 (B)／(A)	平成28年度 構成比	平成28年度 地方法人特別税
製 造 業	食 品 ・ た ば こ	1,296,247	1,495,637	116.3	115.4	1.8	711,179
	織 維	714,951	939,306	181.0	131.4	1.2	313,761
	パ ル プ ・ 紙	392,489	166,055	264.7	42.3	0.2	29,788
	化 学	1,835,607	2,219,136	122.3	120.9	2.7	1,174,660
	ゴ ム	415,264	526,267	83.6	126.7	0.6	257,583
	窯 業	204,796	217,517	91.4	106.2	0.3	90,842
	鉄 鋼	1,383,892	1,109,109	127.4	80.1	1.4	258,002
	非 鉄 金 属	888,068	867,014	119.2	97.6	1.1	389,441
	金 属 製 品	1,363,334	1,348,207	113.4	98.9	1.7	558,485
	機 械	4,792,685	4,354,219	114.8	90.9	5.4	1,916,021
	電 気 機 器	1,606,773	1,426,057	116.2	88.8	1.8	393,658
	自 動 車	3,861,588	7,181,494	113.1	186.0	8.8	4,156,588
	造 船	827,926	1,036,652	62.4	125.2	1.3	445,379
	精 密 機 械	376,712	271,858	128.0	72.2	0.3	104,941
	そ の 他 製 造	2,736,844	2,758,966	123.3	100.8	3.4	1,247,230
	計	22,697,176	25,917,494	115.1	114.2	31.9	12,047,558
非 製 造 業	農 水 産 鉱 業	400,411	438,036	158.9	109.4	0.5	201,618
	建 設 業	4,665,592	6,341,378	124.6	135.9	7.8	2,888,933
	商 業	13,645,166	16,018,893	118.6	117.4	19.7	7,049,868
	金 融	5,103,420	6,509,559	124.8	127.6	8.0	3,532,973
	証 券	927,692	1,052,744	101.1	113.5	1.3	451,231
	不 動 産	2,371,582	3,387,886	102.6	142.9	4.2	1,622,346
	陸 運	1,857,186	2,704,108	122.4	145.6	3.3	1,192,088
	海 運	577,030	586,699	201.5	101.7	0.7	248,104
	倉 庫 運 輸 関 連	447,770	629,292	111.8	140.5	0.8	283,085
	通 信	2,030,922	2,757,406	98.7	135.8	3.4	1,599,932
	サ ー ビ ス	8,700,926	10,111,227	114.9	116.2	12.4	4,499,297
計	40,727,697	50,537,228	117.5	124.1	62.2	23,569,475	
収 入 金 課 税	3,942,436	3,862,216	115.6	98.0	4.8	1,659,719	
修 更 正 ・ 清 算 ・ 過 年	679,795	961,790	45.8	141.5	1.2	635,727	
法 人 事 業 税 計	68,047,104	81,278,728	114.8	119.4	100.0	37,912,479	
法 人 県 民 税 計	15,987,846	15,004,923	87.7	93.9	—	0	
法 人 二 税 計	84,034,950	96,283,651	108.4	114.6	—	37,912,479	

(注) 端数はその他製造欄，サービス欄，修更正・清算・過年欄で調整

10 不動産取得税

10(1) 家屋の課税状況

区 分	建築又は移転		課税対象とならないもの		課 税 対 象		
	件 数	面 積	件 数	面 積	件 数	面 積	評 価 額
総 計	32,221	4,262,867	15,232	1,287,678	16,989	2,975,189	163,129,852
(内 訳)							
木 造	16,225	1,635,137	9,308	921,051	6,917	714,086	20,550,079
建築分	10,166	939,844	7,769	766,040	2,397	173,804	13,269,385
専用住宅	9,529	881,043	7,750	765,952	1,779	115,091	9,520,346
併用住宅	244	23,136	0	0	244	23,136	1,618,537
その他	393	35,665	19	88	374	35,577	2,130,502
承継分	6,059	695,293	1,539	155,011	4,520	540,282	7,280,694
非 木 造	15,996	2,627,730	5,924	366,627	10,072	2,261,103	142,579,773
建築分	9,697	1,030,656	4,287	235,309	5,410	795,347	75,485,352
専用住宅	7,294	403,425	4,282	235,271	3,012	168,154	22,104,734
併用住宅	1,286	73,156	0	0	1,286	73,156	7,789,175
その他	1,117	554,075	5	38	1,112	554,037	45,591,443
承継分	6,299	1,597,074	1,637	131,318	4,662	1,465,756	67,094,421

10(2) 土地の課税状況

区 分	原始取得又は移転		課税対象とならないもの		課 税 対 象		
	件 数	面 積	件 数	面 積	件 数	面 積	価 格
総 計	33,269	28,603,237	5,769	4,952,820	27,500	23,650,417	134,568,191
住宅用宅地	27,063	10,706,069	476	45,857	26,587	10,660,212	133,352,015
以外の宅地	722	80,309	719	79,794	3	515	11,561
農 地	1,529	1,913,538	1,050	484,406	479	1,429,132	141,605
山 林	2,670	14,663,498	2,304	3,645,215	366	11,018,283	999,303
そ の 他	1,285	1,239,823	1,220	697,548	65	542,275	63,707

- (注) 1 課税対象とならないものは、免税点以下のもの、全額控除のものをいう。
 2 控除したものは、課税対象となったもので、全額控除及び一部控除のもの並びに特例控除後、免税点以下と
 3 宅地の価格については、課税標準の特例適用後の価格をいう。

(単位：千円, m²)

控除したものの		課税標準	課税額	減免及び還付の (充当)したものの		調定額
件数	金額			件数	金額	
3,440	24,105,404	139,024,448	5,027,887	160	66,508	4,961,379
638	6,758,007	13,792,072	441,789	49	4,313	437,476
621	6,704,892	6,564,493	220,829	13	2,352	218,477
505	5,605,459	3,914,887	117,415	0	0	117,415
110	1,090,417	528,120	20,398	3	303	20,095
6	9,016	2,121,486	83,016	10	2,049	80,967
17	53,115	7,227,579	220,960	36	1,961	218,999
2,802	17,347,397	125,232,376	4,586,098	111	62,195	4,523,903
2,714	15,203,969	60,281,383	2,299,890	87	58,968	2,240,922
1,878	10,066,011	12,038,723	285,849	1	27	285,822
826	4,966,608	2,822,567	97,524	21	3,316	94,208
10	171,350	45,420,093	1,916,517	65	55,625	1,860,892
88	2,143,428	64,950,993	2,286,208	24	3,227	2,282,981

(単位：千円, m²)

控除したものの		課税標準	課税額	法第73条の24及び法 附則第11条の3の規 定の適用により減額 されるもの		旧法附則第11条 の3の規定に該当 したもの		減免及び還付 (充当)したもの		調定額
件数	金額			件数	金額	件数	金額	件数	金額	
30	675,050	133,893,141	4,006,967	10,925	903,150	—	—	55	9,666	3,094,151
21	674,089	132,677,926	3,970,567	10,923	902,947	—	—	54	9,523	3,058,097
0	0	11,561	346	2	203	—	—	1	143	0
9	961	140,644	4,191	—	—	—	—	0	0	4,191
0	0	999,303	29,956	—	—	—	—	—	—	29,956
0	0	63,707	1,907	—	—	—	—	—	—	1,907

なったものをいう。

10(3) 年度別課税状況(家屋)

(単位:千円, m²)

区 分	課 税 対 象			控除したもの		課 税 標 準	課 税 額	減免及び 還付(充 当)した もの	調 定 額
	件 数	面 積	評 価 額	件 数	金 額				
平成22年度総計	16,117	2,516,334	150,797,865	2,374	25,742,065	125,055,800	4,750,292	273,632	4,476,660
平成23年度総計	15,594	2,369,382	137,862,396	1,674	21,819,650	116,042,746	4,298,883	160,008	4,138,875
平成24年度総計	14,240	2,369,315	126,103,052	1,356	18,140,768	107,962,284	3,919,918	109,550	3,810,368
平成25年度総計	14,196	2,488,533	133,895,587	3,243	20,887,159	113,008,428	4,131,381	81,905	4,049,476
平成26年度総計	14,474	2,586,253	130,669,544	3,129	19,718,789	110,950,755	4,025,446	90,180	3,935,266
平成27年度総計	16,490	2,989,820	157,611,868	4,466	24,403,864	133,208,004	4,837,115	128,095	4,709,020
平成28年度総計	16,989	2,975,189	163,129,852	3,440	24,105,404	139,024,448	5,027,887	66,508	4,961,379

10(4) 年度別課税状況(土地)

(単位:千円)

区 分	課 税 対 象		控除したもの		課税標準	課 税 額	法第73条の24 及び附則第11 条の3の規定の 適用により減 額されるもの	旧法附則 第11条の3 の規定に 該当した もの	減免及び 還付(充 当)した もの	調 定 額
	件 数	価 格	件 数	金 額						
平成22年度総計	23,825	116,133,191	36	199,832	115,933,359	3,440,968	926,281	0	4,381	2,510,306
平成23年度総計	22,362	116,156,145	28	364,180	115,791,965	3,434,933	777,400	0	4,256	2,653,277
平成24年度総計	23,255	116,573,298	33	192,872	116,380,426	3,459,563	801,358	0	22,877	2,635,328
平成25年度総計	25,947	124,584,090	19	792,315	123,791,775	3,685,279	886,531	0	5,398	2,793,350
平成26年度総計	26,105	128,534,410	30	114,706	128,419,704	3,851,440	873,942	0	19,974	2,957,524
平成27年度総計	26,743	127,897,305	16	75,411	127,821,894	3,826,167	854,358	0	5,397	2,966,412
平成28年度総計	27,500	134,568,191	30	675,050	133,893,141	4,006,967	903,150	0	9,666	3,094,151

11 県たばこ税の課税状況

(単位：千本、千円、%)

区 分	県内販売本数 (課税標準額)	課 税 額	対 前 年 比
平成 22 年 度 総 計	4,330,267	5,210,878	102.5
平成 23 年 度 総 計	4,040,044	5,967,920	114.5
平成 24 年 度 総 計	4,001,818	5,889,327	98.7
平成 25 年 度 総 計	3,954,006	3,528,565	59.9
平成 26 年 度 総 計	3,778,861	3,167,618	89.8
平成 27 年 度 総 計	3,750,267	3,141,288	99.2
平成 28 年 度 総 計	3,651,205	3,067,588	97.7
(内 訳)			
平成 28 年 3 月 実 績 分	341,589	284,123	110.9
平成 28 年 4 月 実 績 分	290,495	245,589	92.3
平成 28 年 5 月 実 績 分	303,467	255,629	96.6
平成 28 年 6 月 実 績 分	307,429	258,748	98.2
平成 28 年 7 月 実 績 分	314,975	265,159	93.7
平成 28 年 8 月 実 績 分	329,312	274,226	102.5
平成 28 年 9 月 実 績 分	309,922	260,360	97.2
平成 28 年 10 月 実 績 分	305,532	257,114	94.2
平成 28 年 11 月 実 績 分	291,807	245,530	98.5
平成 28 年 12 月 実 績 分	338,306	284,506	101.0
平成 29 年 1 月 実 績 分	256,534	216,243	92.8
平成 29 年 2 月 実 績 分	261,837	220,361	93.5

12 ゴルフ場利用税の課税状況

(単位：千円)

区 分	店 舗 (施 設) 数			利 用 人 員	課 税 額
	常 設	仮 設	計		
平成 22 年度 総 計	51	—	51	1,462,293	892,539
平成 23 年度 総 計	51	—	51	1,435,635	868,855
平成 24 年度 総 計	51	—	51	1,431,057	826,595
平成 25 年度 総 計	51	—	51	1,394,539	805,809
平成 26 年度 総 計	50	—	50	1,356,436	772,047
平成 27 年度 総 計	49	—	49	1,390,925	778,401
平成 28 年度 総 計	48	—	48	1,326,792	739,299
(内 訳)					
18ホールを超えるもの	6	—	6	228,727	98,655
18 ホール	39	—	39	1,067,256	634,482
9 ホール	3	—	3	30,809	6,162

- (注) 1 施設数は2月末日の数値である。
2 利用人員は非課税利用人員を除く。

13 鉱区税の課税状況

(単位：百a, 千m, 千円)

区 分	総 鉱 区			課 税 鉱 区			課 税 額
	件 数	面 積	延 長	件 数	面 積	延 長	
平成 22 年度 総 計	118	12,525	—	118	12,963	—	5,145
平成 23 年度 総 計	115	12,525	—	115	12,578	—	5,031
平成 24 年度 総 計	115	12,525	—	115	12,578	—	5,018
平成 25 年度 総 計	111	12,041	—	112	12,384	—	4,846
平成 26 年度 総 計	111	12,041	—	111	12,092	—	4,836
平成 27 年度 総 計	109	11,701	—	111	12,092	—	4,780
平成 28 年度 総 計	103	10,999	—	109	11,752	—	4,660
(内 訳)							
試 掘 鉱 区	0	0	—	1	2	—	0
採 掘 鉱 区	103	10,999	—	108	11,750	—	4,660
砂 鉱 区	—	—	—	—	—	—	—

- (注) 総鉱区の件数、面積及び延長は年度末のものである。

14 狩猟税の課税状況

(単位：千円)

区 分	狩 猟 者 の 数	課 税 額									
平 成 22 年 度 総 計	3,494	40,735									
平 成 23 年 度 総 計	3,598	40,427									
平 成 24 年 度 総 計	3,601	38,780									
平 成 25 年 度 総 計	3,517	37,165									
平 成 26 年 度 総 計	3,677	37,461									
平 成 27 年 度 総 計	3,673	25,273									
平 成 28 年 度 総 計	3,706	25,066									
(内 訳)											
網・わな猟 免許又は第 1種銃猟免 許者で	<table border="0"> <tr> <td>{ 県民税の所得割の 納付を要する者 }</td> <td>2,591</td> <td>22,127</td> </tr> <tr> <td>{ 県民税の所得割の 納付を要しない者 }</td> <td>517</td> <td>2,514</td> </tr> <tr> <td>{ 課税免除 }</td> <td>502</td> <td>0</td> </tr> </table>	{ 県民税の所得割の 納付を要する者 }	2,591	22,127	{ 県民税の所得割の 納付を要しない者 }	517	2,514	{ 課税免除 }	502	0	
{ 県民税の所得割の 納付を要する者 }	2,591	22,127									
{ 県民税の所得割の 納付を要しない者 }	517	2,514									
{ 課税免除 }	502	0									
第 2 種 銃 猟 免 許 者	96	425									

15 自動車税

15(1) 自動車税の課税状況

(単位：千円)

車種	賦課期日現在の台数							年度末現在の課税台数	調定額 (決算額)
	登録台数	非課税台数	課税免除台数	減免台数	課税台数	合衆国軍隊の構成員分等	積雪による軽減税率適用分		
平成22年度総計	1,025,825	6,488	1,507	27,507	961,364	48	—	952,233	34,651,404
平成23年度総計	1,017,111	6,130	1,543	27,931	950,646	60	—	949,383	34,319,752
平成24年度総計	1,016,500	5,981	1,565	28,450	948,241	58	—	943,638	34,106,412
平成25年度総計	1,012,139	5,632	1,589	28,863	942,399	48	—	938,787	33,865,419
平成26年度総計	1,008,839	5,549	1,622	29,302	937,755	45	—	931,092	33,422,569
平成27年度総計	1,002,541	5,345	1,649	29,485	930,136	46	—	928,519	33,136,466
平成28年度総計	1,000,844	5,253	1,664	29,510	927,676	47	—	932,857	32,985,847
(平成28年度内訳)									
乗用車	849,242	2,125	—	26,627	789,413	45	—	794,007	30,125,581
営業用	6,876	9	—	8	6,791	—	—	6,756	68,159
1,000cc以下	6	—	—	—	6	—	—	8	62
1,000～1,500cc	325	—	—	5	320	—	—	340	2,812
1,500～2,000cc	6,055	—	—	3	5,985	—	—	5,894	57,033
2,000～2,500cc	168	—	—	—	168	—	—	184	2,422
2,500～3,000cc	304	9	—	—	294	—	—	312	5,436
3,000～3,500cc	8	—	—	—	8	—	—	9	170
3,500～4,000cc	3	—	—	—	3	—	—	3	68
4,000～4,500cc	4	—	—	—	4	—	—	3	58
4,500～6,000cc	3	—	—	—	3	—	—	3	98
6,000cc超	—	—	—	—	—	—	—	—	—
自家用	842,366	2,116	—	26,619	782,622	45	—	787,251	30,057,422
1,000cc以下	29,627	8	—	959	27,606	2	—	30,557	862,200
1,000～1,500cc	343,366	954	—	11,816	324,029	14	—	328,875	10,757,951
1,500～2,000cc	276,111	717	—	7,902	254,439	15	—	257,499	9,990,479
2,000～2,500cc	129,956	297	—	3,865	120,803	7	—	117,596	5,217,275
2,500～3,000cc	31,278	117	—	1,153	27,009	5	—	24,851	1,317,241
3,000～3,500cc	16,772	14	—	547	15,648	2	—	15,155	886,446
3,500～4,000cc	5,083	1	—	103	4,031	—	—	3,997	273,491
4,000～4,500cc	4,536	5	—	155	3,882	—	—	3,475	274,313
4,500～6,000cc	5,329	2	—	116	4,882	—	—	4,934	442,236
6,000cc超	308	1	—	3	293	—	—	312	35,790

(単位：千円)

車 種	賦 課 期 日 現 在 の 台 数							年度末現 在の課税 台 数	調 定 額 (決 算 額)
	登録台数	非課税 台 数	課税免 除台数	減免 台数	課税台数	合衆国軍 隊の構成 員 分 等	積雪によ る軽減税 率適用分		
ト ラ ッ ク	120,272	1,116	—	288	114,144	2	—	114,474	2,210,629
けん引車・被けん引 車・貨客兼用車を除く	78,969	425	—	102	75,341	—	—	75,348	1,487,886
1 t 以 下	12,394	64	—	31	11,456	—	—	10,809	88,186
1 t ～ 2 t	30,931	258	—	41	29,188	—	—	29,184	346,014
2 t ～ 3 t	12,421	35	—	27	12,131	—	—	12,636	199,434
3 t ～ 4 t	9,593	54	—	2	9,240	—	—	9,156	180,324
4 t ～ 5 t	1,083	2	—	—	1,043	—	—	1,032	25,323
5 t ～ 6 t	405	1	—	—	393	—	—	392	11,123
6 t ～ 7 t	709	2	—	—	696	—	—	708	22,505
7 t ～ 8 t	749	2	—	—	730	—	—	744	27,354
8 t 超	10,684	7	—	1	10,464	—	—	10,687	587,623
けん引車	1,869	1	—	—	1,787	—	—	1,792	28,099
被けん引車	2,232	24	—	—	2,180	—	—	2,179	154,225
貨客兼用車	37,202	666	—	186	34,836	2	—	35,155	540,419
総排気量10以下	21	—	—	—	18	—	—	24	150
〃 10～1.50	16,083	372	—	22	15,381	—	—	15,432	203,169
〃 1.50超	21,098	294	—	164	19,437	2	—	19,699	337,100
バ ス	5,217	249	—	122	4,786	—	—	4,658	139,640
一般乗合用	1,849	60	—	3	1,783	—	—	1,650	36,730
定員30人以下	123	20	—	2	101	—	—	100	1,246
30人～40人	109	20	—	—	86	—	—	75	1,111
40人～50人	165	8	—	—	157	—	—	159	2,814
50人～60人	384	4	—	1	379	—	—	329	6,644
60人～70人	263	2	—	—	261	—	—	256	5,914
70人～80人	771	5	—	—	766	—	—	689	17,822
80人超	34	1	—	—	33	—	—	42	1,179

(単位：千円)

車種	賦課期日現在の台数							年度末現在の課税台数	調定額 (決算額)
	登録台数	非課税台数	課税免除台数	減免台数	課税台数	合衆国軍隊の構成員分等	積雪による軽減税率適用分		
自家用・その他	3,368	189	—	119	3,003	—	—	3,008	102,910
定員30人以下	2,456	150	—	106	2,159	—	—	2,138	64,359
30人～40人	204	13	—	8	182	—	—	190	5,267
40人～50人	162	12	—	4	141	—	—	132	5,777
50人～60人	431	10	—	1	411	—	—	423	19,965
60人～70人	63	4	—	—	58	—	—	75	4,157
70人～80人	39	—	—	—	39	—	—	34	2,131
80人超	13	—	—	—	13	—	—	16	1,254
三輪車	33	—	—	—	23	—	—	26	182
特種用途車	26,080	1,763	1,664	2,473	19,310	—	—	19,692	509,815

15(2) 県税事務所別自動車台数

平成29年3月31日現在

事務所名	課税台数				非課税等台数					USA軍隊 構成員等 所有分	合計
	普通	電気自動車	天然ガス自動車	小計	減免	課税免除	賦課保留	非課税	小計		
西部	641,830	802	203	642,835	19,203	971	25,423	4,060	49,657	—	692,492
東部	258,089	340	136	258,565	8,794	543	9,174	786	19,297	—	277,862
北部	31,389	26	—	31,415	1,403	192	1,937	249	3,781	—	35,196
本庁	42	—	—	42	1	—	2	—	3	(45)	45
総計	931,350	1,168	339	932,857	29,401	1,706	36,536	5,095	72,738	(45)	1,005,595

(注) () 書きは内数である。

16(3) 自動車取得税の取得価額段階別課税状況
(新車)

区分	合計		50万円以下のもの 台数	50万円を超え 100万円以下のもの		100万円を超え 150万円以下のもの	
	課税台数	取得価額		台数	取得価額	台数	取得価額
総計	78,153	171,693,002	—	7,908	6,686,722	29,082	37,147,775
(内訳)							
自動車	50,314	139,038,496	—	285	275,812	10,584	13,661,401
乗用車	40,994	96,113,144	—	281	272,486	9,270	11,897,180
普通車	20,236	63,245,836	—	4	3,052	182	245,223
小型車	20,758	32,867,308	—	277	269,434	9,088	11,651,957
トラック	7,887	32,931,164	—	4	3,326	1,270	1,701,372
けん引車・被けん引車・ 貨客兼用車を除いたもの	4,652	24,205,147	—	—	—	215	303,502
けん引車	176	2,002,434	—	—	—	—	—
被けん引車	102	805,483	—	4	3,326	1	1,134
貨客兼用車	2,957	5,918,100	—	—	—	1,054	1,396,736
バス	206	2,841,242	—	—	—	—	—
三輪車	—	—	—	—	—	—	—
特殊用途車	1,227	7,152,946	—	—	—	44	62,849
軽自動車	27,839	32,654,506	—	7,623	6,410,910	18,498	23,486,374
四輪乗用車	19,680	25,372,518	—	1,396	1,261,515	16,587	21,389,667
四輪トラック	8,159	7,281,988	—	6,227	5,149,395	1,911	2,096,707
三輪車	—	—	—	—	—	—	—

(中古車)

区分	合計		50万円以下のもの 台数	50万円を超え 70万円以下のもの		70万円を超え 90万円以下のもの	
	課税台数	取得価額		台数	取得価額	台数	取得価額
総計	14,373	15,277,281	163,339	6,251	3,662,346	2,850	2,240,220
(内訳)							
自動車	10,316	12,770,088	83,678	3,039	1,807,988	2,022	1,603,796
乗用車	9,670	11,417,946	72,525	2,910	1,730,777	1,951	1,548,634
普通車	7,353	9,603,066	26,277	1,873	1,110,837	1,239	986,182
小型車	2,317	1,814,880	46,248	1,037	619,940	712	562,452
トラック	542	1,112,810	8,940	108	64,474	66	51,365
けん引車・被けん引車・ 貨客兼用車を除いたもの	378	906,961	6,087	58	34,576	35	27,407
けん引車	14	54,360	62	2	1,197	2	1,633
被けん引車	3	5,731	85	1	675	—	—
貨客兼用車	147	145,758	2,706	47	28,026	29	22,325
バス	25	58,382	204	7	4,425	1	739
三輪車	—	—	—	—	—	—	—
特殊用途車	79	180,950	2,009	14	8,312	4	3,058
軽自動車	4,057	2,507,193	79,661	3,212	1,854,358	828	636,424
四輪乗用車	3,836	2,383,109	62,917	2,993	1,732,013	827	635,623
四輪トラック	221	124,084	16,744	219	122,345	1	801
三輪車	—	—	—	—	—	—	—

17 軽油引取税の課税状況

区 分	引 取 数 量	そ の 他 量 の 数 量	課 税 対 象 と な ら な							
			アメリカ 合衆国軍 隊関係等	法第144条 の 5 関 係	法第144条 の 6 関 係		法 附 則 第 1			
							船 舶 関 係		農 業 者	
					使用者数	数 量	使用者数	数 量	使用者数	数 量
平成 22 年度 総計	885,618	2,796	62	24,956	1	36	4,217	130,521	1,587	973
平成 23 年度 総計	863,731	3,293	620	23,991	1	36	3,937	114,875	1,437	996
平成 24 年度 総計	821,643	3,306	—	25,690	1	37	3,924	82,495	1,422	991
平成 25 年度 総計	906,919	2,954	10	24,283	1	48	3,604	135,565	1,576	977
平成 26 年度 総計	873,966	2,838	10	30,391	1	40	3,529	101,362	1,618	1,097
平成 27 年度 総計	939,611	2,880	—	37,167	1	36	3,601	163,791	1,686	1,098
平成 28 年度 総計	873,455	2,159	—	38,376	1	32	3,336	89,013	1,517	1,146

- (注) 1 その他の数量欄は、みなす課税等引取数量に含まない数量を計上した。
 2 特別徴収義務者数は、2月末日現在の登録数である。
 3 課税対象とならない数量欄の利用者は、2月末日現在の免税軽油利用者の数である。
 4 平成21年度税制改正により、免税軽油は化学工業及び石油製品製造業の用途(法第144条の6)のみとなり、それ以外の用途

(単位：kl, 千円)

い 数 量					欠 減 量	課 税 量 標 準 量	課 税 額	特 別 徴 収 者	
2 条 の 2 の 7								元 業 者	特 業 者
鉱 物 掘 採 業		そ の 他		計					
使用 者 数	数 量	使用 者 数	数 量						
40	5,761	195	18,055	155,310	6,704	701,502	22,518,230	22	231
40	5,371	192	17,856	139,098	6,660	696,659	22,362,737	22	230
39	5,240	179	16,560	105,286	6,543	687,472	22,067,820	22	228
36	5,363	202	18,224	160,129	6,871	718,544	23,065,261	22	222
37	5,401	189	17,396	125,256	6,853	714,260	22,927,753	21	220
37	5,368	189	19,575	189,832	6,807	708,652	22,747,741	22	216
36	5,121	198	18,603	113,883	6,847	716,479	22,998,962	22	209

(法附則第12条の2の7)は平成30年3月31日までの措置となった。

18 産業廃棄物埋立税の課税状況

(単位：トン、円、者)

区 分	課税標準量	課 税 額	特別徴収義務者
平成 22 年 度 総 計	581,200.492	581,200,492	61
平成 23 年 度 総 計	544,908.876	544,908,876	57
平成 24 年 度 総 計	500,944.217	500,944,217	52
平成 25 年 度 総 計	512,615.412	512,615,412	50
平成 26 年 度 総 計	543,019.216	543,019,216	50
平成 27 年 度 総 計	520,291.257	520,291,257	49
平成 28 年 度 総 計	487,564.768	487,564,768	49
(内 訳)			
平成 28 年 1 月 ~ 平成 28 年 3 月 分	116,534.800	116,534,800	—
平成 28 年 4 月 ~ 平成 28 年 6 月 分	121,083.976	121,083,976	—
平成 28 年 7 月 ~ 平成 28 年 9 月 分	119,130.072	119,130,072	—
平成 28 年 10 月 ~ 平成 28 年 12 月 分	130,815.920	130,815,920	—

事 務 運 營

1 電子計算組織による県税事務処理の概要

1 移行事務の経過

昭和43年	4月	自動車税の賦課事務，収納事務及び統計事務
	同 8月	個人事業税の賦課事務，収納事務及び統計事務
昭和44年	10月	自動車税納税証明（継続検査用）事務
昭和46年	4月	娯楽施設利用税，料理飲食等消費税，軽油引取税の賦課事務，収納事務及び統計事務
	同	鉦区税の定期賦課事務及び定期賦課に係る統計事務
	同	法人県民税及び法人事業税に係る申告書用紙及び納付書用紙の作成
昭和47年	4月	法人県民税及び法人事業税の賦課事務，収納事務及び統計事務
	同 5月	自動車登録情報（分配テープ）の利用による自動車税の賦課事務
昭和48年	4月	不動産取得税の賦課事務，収納事務及び統計事務
	同	滞納繰越分の管理事務，収納事務及び統計事務
昭和50年	4月	証紙徴収に係る自動車税，自動車取得税の賦課事務及び統計事務
昭和53年	1月	県税・県税税外調定収入等管理事務
昭和58年	7月	「税務事務オンライン化検討プロジェクト」発足。オンライン化の可能性について検討
昭和59年	4月	昭和61年4月稼動を目途に税務オンライン・システムの開発に着手
	同 6月	税務事務のオンライン化に関する要望等について調査
昭和60年	4月	磁気テープ交換による口座振替分収納事務
	同 7月	たばこ流通情報管理システムの事務
昭和61年	4月	税務オンライン・システム運用開始
昭和62年	4月	県税決算事務
昭和63年	1月	過誤納金等還付充当事務
	同 4月	県民税利子割の賦課事務，収納事務及び統計事務
平成 元年	4月	ゴルフ場利用税及び特別地方消費税の賦課事務，収納事務及び統計事務
平成 2年	4月	軽油流通情報管理システムの事務
平成 5年	4月	オンラインによる軽油引取税免税証発行
平成 8年	4月	「税務電算システム調査研究会」を設立し，トータルシステム化を検討
平成 9年	4月	地方消費税市町村交付金算定システムの事務
	同	平成12年7月稼動を目途に税務トータルシステムの開発に着手
平成12年	9月	税務トータルシステム運用開始
平成15年	4月	産業廃棄物埋立税システム運用開始
平成16年	2月	県民税配当割・株式譲渡所得割システム運用開始

平成16年11月	外形標準課税に対応する法人二税システム等運用開始
平成18年 1月	地方税電子申告システム運用開始
平成18年 5月	自動車税のコンビニ収納開始
平成19年 4月	納税証明書（自動車継続検査用）自動発行機の運用開始
同	税務システムの効率化（ダウンサイジング）を検討
平成20年 2月	端末機器の一括更新（パソコン、プリンター、OCR機器）
平成21年 4月	組織再編に伴う税務トータルシステム端末機器等の再配置
同	県税事務所へ地方税電子申告端末配置
平成21年 6月	地方法人特別税に対応する法人二税システム等運用開始
平成23年 3月	ダウンサイジング終了，新システムの運用開始
	端末共用化の整備（LANPC共用化）
	税務システムにEUC機能を追加
	徴収支援システムの運用開始
平成23年 4月	eLTAX国税連携システムに係る個人事業税賦課処理の運用開始
平成23年 5月	口座振替分収納事務を磁気テープ交換からデータ伝送方式に変更
平成24年 4月	マルチペイメント納付を開始（個人事業税，不動産取得税，自動車税）
	コンビニ納付対象税目を拡大（個人事業税及び不動産取得税を追加）
	口座振替対象機関にゆうちょ銀行を追加
平成25年 8月	端末機器の一括更新（パソコン、プリンター、OCR機器，自動発行機）
平成26年 4月	法人二税申告書等のPDF化による保管作業
平成26年 7月	徴収状況集計システムの運用開始
平成26年10月	税務ファイルサーバの運用開始
平成27年 4月	自動車税納付確認システム（JNK S）稼動に係る連携開始
平成28年 2月	税務サーバ等一部更新（運用管理サーバ，バックアップサーバ，ラインプリンター等）
平成28年 3月	番号制度（マイナンバー）に対応する法人二税システムの運用開始
平成28年 5月	自動車税（定期賦課分）のクレジット収納開始
平成28年10月	税務サーバ等機器更新
平成29年 4月	自動車保有関係手続のワンストップサービス（OSS）の運用開始

2 事務処理の範囲

(1) 法人県民税及び法人事業税の賦課事務

- 課税額及び加算金額の計算（手作業分を除く。）
- 申告書用紙，納付書用紙及び申告書受付整理簿の作成
- 更正・決定通知書兼納付通知書の作成
- 課税標準額等の通知書，同計算書及び同報告書の作成
- 調定決議書兼調定集計書の作成
- 主要法人調定状況一覧表及び法人事業税調定状況調の作成
- 法人索引簿及び未処理（不申告）法人調査表の作成
- 各種統計資料の作成

(2) 個人事業税の賦課事務

- 課税額の計算
- 納税通知書，納付書の作成
- 決定決議書兼調定集計書及び決定決議書兼調定異動集計書の作成
- 個人事業税台帳一覧表の作成
- 各種統計資料の作成

(3) 不動産取得税の賦課事務

- 評価額（評価計算を除く。），控除額及び課税標準額等の検算並びに課税額の計算
- 納税通知書及び不動産取得税の納付について（お知らせ）の作成
- 決定決議書兼調定集計書，調定異動集計書，調定明細書，調定異動明細書，不動産の価格決定通知書等の作成
- 各種減額及び徴収猶予処理
- 各種統計資料の作成

(4) ゴルフ場利用税及び軽油引取税の賦課事務

- 課税額及び加算金額の計算
- 申告書用紙及び納入（付）書用紙の作成
- 更正・決定通知書兼納入（付）通知書の作成
- 申告納入・納付決議書（不申告加算金決定決議書），調定集計書及び調定異動集計書の作成
- 特別徴収義務者等一覧表及び申告書受付整理簿の作成
- 軽油引取税報償金算定資料の作成
- ゴルフ場利用税市町村交付金算定資料の作成
- 各種統計資料の作成

(5) 自動車税の賦課事務

- 課税額の計算
- 納税通知書及び納付書の作成
- 納税証明書（継続検査用）の作成

- 調定明細書甲，納付異動決議書（証紙徴収分）及び調定明細書乙の作成
- 各種統計資料の作成
- (6) 鉦区税の賦課事務
 - 課税額の計算
 - 納税通知書の作成
 - 決定決議書兼調定集計書の作成
 - 台帳一覧表の作成
- (7) 県民税利子割の賦課事務
 - 課税額及び加算金額の計算
 - 申告書用紙の作成
 - 調定決議書兼調定集計書の作成
 - 更正・決定通知書兼納入通知書の作成
 - 特別徴収義務者一覧表の作成
 - 利子割市町村交付金算定資料の作成
 - 各種統計資料の作成
- (8) たばこ流通情報管理システムの事務
 - 申告書のデータチェック及びチェック済報告データの作成
- (9) 軽油流通情報管理システムの事務
 - 各種報告書の作成
 - 不突合リストの作成
- (10) 地方消費税市町村交付金算定システムの事務
 - 地方消費税市町村交付金算定資料の作成
- (11) 証紙徴収に係る自動車税及び自動車取得税の賦課事務
 - 証紙徴収税額の計算
 - 納付（異動）決議書兼調定（異動）集計書の作成
 - 自動車取得税市町村交付金算定資料の作成
 - 各種統計資料の作成
- (12) 滞納処分等の管理事務
 - 徴収簿兼滞納整理簿（収納マスタ）の作成，整理
 - 欠損処分該当者一覧表の作成
 - 欠損処分完結者一覧表の作成
 - 各種統計資料の作成
 - 徴収支援システムによる徴収整理票の作成，収入・未納の管理
- (13) 収納事務
 - 徴収簿兼滞納整理簿（収納マスタ）の作成，整理
 - 個人事業税及び自動車税に係る口座振替データの作成及び金融機関への伝送

- 領収済明細一覧表, 未納額異動一覧表, 消込保留等一覧表及び県税収入取消等一覧表の作成
- 延滞金の計算
- 督促状, 催告書及び差押予告通知用納付書の作成
- 納期内納入(付)状況一覧表の作成
- 徴収猶予に係る納入(付)書及び徴収猶予状況調(法人二税, 不動産取得税及び軽油引取税のみ)の作成
- 確定延滞金納付書(法人二税, 個人事業税, 不動産取得税, 自動車税, 軽油引取税, ゴルフ場利用税)の作成

(14) 過誤納金等還付充当事務

- 還付加算金の計算
- 過誤納金・未済金明細一覧表, 靡誤納リスト, 還付追加項目チェックリスト, モニタリスト(外形対象法人), 延滞金確認リスト(外形対象法人), 県税過誤納金等整理簿, 過誤納金等還付充当計算書兼還付加算金計算書, 過誤納金等還付充当通知書, 戻出充当調書, 支出調書, 送金通知書, 送金案内書(案内発行簿), 振出通知書合計表, 口座振替通知書, 口座振替案内書(案内発行簿)及び債権者内訳書の作成
- 口座振替払データ及び指定隔地払データの作成及び金融機関への伝送

(15) 県税管理事務

- 県税調定収入済額調及び税外調定収入済額調の作成
- 調定収入状況調の作成
- 収入報告データ及び調定報告データの作成
- 歳入歳出外現金受払報告データ及び支出報告データの作成

(16) オンライン処理事務

- 入力(宛名, 課税, 収入未納, 還付充当, 徴収支援, 処分等)業務
- 照会(宛名, 課税, 収入未納, 還付充当, 徴収支援, 処分等)業務
- 発行(納税証明書, 納付書, 軽油免税証等)業務
- 配信(各種エラーリスト, 未納額異動一覧表)業務

(17) 県税決算事務

- 滞納繰越分明細一覧表の作成
- 県税収入状況報告書の作成
- 県税・県税に係る税外収入欠損処分報告書の作成
- 県税・県税に係る税外収入繰越状況報告書の作成
- 滞納繰越状況調書の作成
- 県税徴収猶予状況報告書の作成
- 県税・県税に係る税外収入滞納処分の停止状況報告書の作成
- 県税過誤納金処理状況報告書の作成
- 決算報告資料の作成

(18) 産業廃棄物埋立税の賦課事務

- パソコンによる課税・収入・未納の管理

- 申告書用紙・納付書用紙の作成
- (19) 県民税配当割・株式譲渡所得割の賦課事務
 - パソコンによる課税・収入・未納の管理
 - 申告書用紙の作成
 - 調定決議書兼調定明細書及び調定集計書の作成

3 端末機器等の設置状況

平成29年8月1日現在

区 分	パソコン	ページ プリンタ	インサータ プリンタ	OCR 読取機	エルタックス 端末	納税証明書 自動発行機
本 庁	5	3	1	0	2	0
西部県税事務所	本 所	14	31	2	0	31
	(観音庁舎)	4	3	0	0	0
	廿日市分室	2	4	1	0	0
	呉分室	2	4	1	0	0
	東広島分室	6	5	2	2	0
東部県税事務所	本 所	7	14	1	0	12
	(松永庁舎)	2	2	0	0	0
	尾道分室	2	3	1	0	0
北部県税事務所	本 所	3	4	1	0	2
合 計	47	73	10	2	47	3

- (注) 1 パソコンの台数は専用端末のみを計上
 2 パソコンは全てデスクトップ型 (平成25年8月更新)
 3 納税証明書自動発行機は自動車継続検査用

4 オンライン稼動状況

(平成28年4月1日～平成29年3月31日)

区 分	入力件数	照会件数	発行件数
法人二税	75,452	904,071	—
県民税利子割	3,318	6,014	—
個人事業税	17,146	93,032	—
不動産取得税	32,427	107,053	—
間税三税	224	5,320	—
自動車税	50,396	1,097,045	—
還付充当	22,904	—	—
徴 収	9,843	3,171	—
徴収支援	—	1,570,192	—
その他 (収入管理, 口座等)	67,081	480,884	—
オンライン発行	—	—	156,624
EUC	—	40,878	—
合 計	278,791	4,307,660	156,624

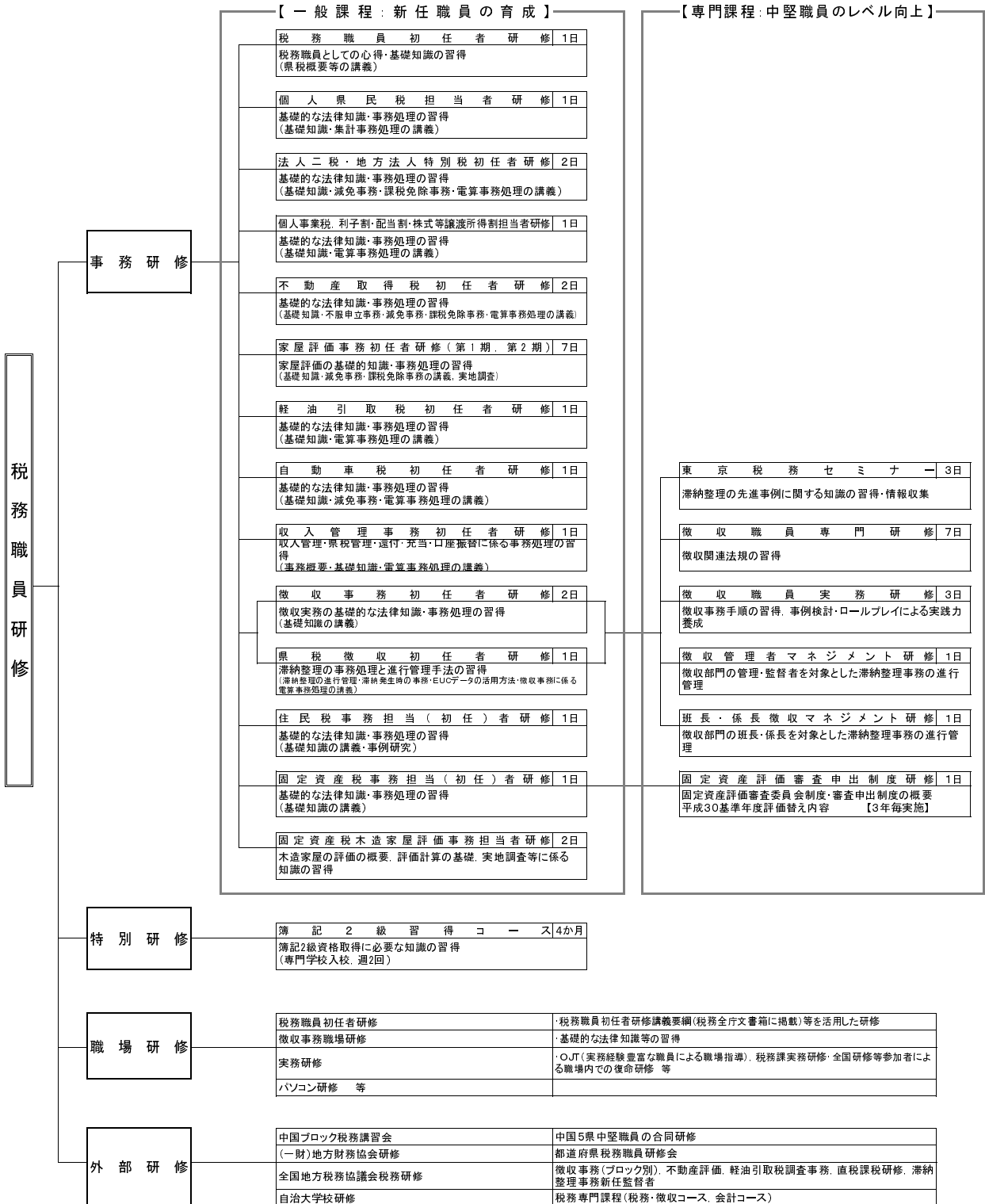
※徴収支援は入力と照会の区分が不明のため、照会として一括計上した。

5 サーバ等の機器構成

平成29年8月1日現在

名 称	型 式	数 量	性 能 等
A Pサーバ	S814	2	16GB
D Bサーバ	S814	2	16GB
WEBサーバ	BS520A	20	XeonE5-2470, 4GB
徴収支援・EUCサーバ	BS520A	2	XeonE5-2403, 16GB
電子帳票・プレプリサーバ	BS520A	1	XeonE5-2403, 4GB
運用管理サーバ	HA8000/RS220AM2	1	4GB
バックアップサーバ	HA8000/RS220AM2	1	LTOライブラリ30連装付
開発機器用サーバ	Power 720 Express外	4	
その他サーバ (保守・予備用等)	BS520A外	5	
税務ファイルサーバ	HDL-Z4WL12CR2	2	4GB, ハードディスク容量12TB
ラインプリンタ	GX5601P	2	800行/分
連続紙プリンタ	LB-F100A	2	6900行/分
カット紙プリンタ	PRO-1107	1	A4: 110枚/分

2 平成29年度税務職員研修体系



3 平成29年度税務職員研修実施計画

実施月	科 目	実施日	日程	会場	主 な 研 修 内 容	対象者
4月	県税徴収初任者研修	7日(金)	1日	広島	滞納整理の進行管理、滞納発生時の事務、EUCデータの活用方法、徴収事務に係る電算事務処理	県税事務所職員
	個人県民税担当者研修	7日(金)	1日	広島	基礎的な法律知識、賦課事務、集計事務処理	県税事務所職員
	自動車税初任者研修	14日(金)	1日	広島	基礎的な法律知識、賦課事務、減免事務、電算事務処理	県税事務所職員
	税務職員初任者研修	17日(月)	1日	広島	税務職員の心得、危機管理・服务等、財政と税金、県税の概要、滞納処分、税務T Sの概要及び情報セキュリティ対策	県税事務所職員 嘱託員・臨時職員
	不動産取得税初任者研修	18日(火)	2日	広島	基礎的な法律知識、賦課事務、不服申立事務、減免・課税免除事務、電算事務処理	県税事務所職員
	収入管理事務初任者研修	20日(木)	1日	広島	収入管理事務(収入・県税管理、還付・充当、口座振替、納税証明等)、電算事務処理	県税事務所職員
	徴収事務初任者研修	20日(木) ～21日(金)	2日	広島	基礎的な法律知識(地方税法総則・国税徴収法)、徴収事務の基礎知識	県税事務所職員 県公債権徴収職員 市町職員
	軽油引取税初任者研修	21日(金)	1日	広島	基礎的な法律知識、免税軽油事務、調査事務、電算事務処理	県税事務所職員
	法人二税・地方法人特別税初任者研修	24日(月) ～25日(火)	2日	広島	基礎的な法律知識、賦課事務、減免・課税免除事務、電算事務処理	県税事務所職員
	個人事業税、利子割・配当割・株式等譲渡所得割担当者研修	24日(月)	1日	広島	基礎的な法律知識、賦課事務、減免・課税免除事務、電算事務処理	県税事務所職員
6月	家屋評価事務初任者研修(第1期)	6日(火) ～9日(金)	4日	広島	家屋評価の概要、評価計算の基礎、実地調査	県税事務所職員 市町職員
	徴収職員専門研修(徴収担当者のための民法(基礎))	27日(火) ～29日(木)	3日	広島	徴収関連法規の習得	県税事務所職員 県公債権徴収職員 市町職員
	簿記2級習得コース	6月下旬 ～10月上旬		広島 福山	簿記2級資格取得に必要な知識(専門学校入学、週2回)	県税事務所職員
7月	固定資産税木造家屋評価事務担当者研修	21日(金)	2日	広島	木造家屋の評価の概要、評価計算の基礎、実地調査等	県税事務所職員 市町職員
	住民税事務担当(初任)者研修	28日(金)	1日	東広島	基礎的な法律知識、賦課事務、意見交換	県税事務所職員 市町職員
	東京税務セミナー	7月～8月	3日	東京	滞納整理の先進事例に関する知識の習得及び情報収集	税務課職員 県税事務所職員
8月	班長・係長徴収マネジメント研修	2日(水)	1日	広島	徴収部門の班長・係長を対象とした滞納整理事務の進行管理	県税事務所職員 市町職員
	固定資産税事務担当(初任)者研修	4日(金)	1日	広島	基礎的な法律知識、賦課事務	県税事務所職員 市町職員
	家屋評価事務初任者研修(第2期)	23日(水) ～25日(金)	3日	広島	評価計算の基礎	県税事務所職員
9月	徴収職員実務研修(不動産差押・公売)	7日(木)	1日	福山	徴収事務手順の習得、事例検討・ロールプレイによる実践力養成	県税事務所職員 市町職員
	徴収職員専門研修(国税徴収法・地方税法総則)	26日(火) ～27日(水)	2日	広島	徴収関連法規の習得	県税事務所職員 市町職員
10月	徴収管理者マネジメント研修	18日(水)	1日	広島	徴収部門の管理・監督者を対象とした滞納整理事務の進行管理	県税事務所職員 市町職員
	中国ブロック税務講習会	18日(水) ～20日(金)	3日	広島	中国5県の合同研修	県税事務所職員
11月	徴収職員実務研修(捜索・質問及び検査)	2日(木)	1日	広島	徴収事務手順の習得、事例検討・ロールプレイによる実践力養成	県税事務所職員 市町職員
12月	徴収職員実務研修(債権差押・滞調法)	7日(木)	1日	福山	徴収事務手順の習得、事例検討・ロールプレイによる実践力養成	県税事務所職員 市町職員
	固定資産評価審査申出制度研修	22日(金)	1日	広島	固定資産評価に係る審査申出に対する審査手続きの知識	固定資産評価審査委員会委員 市町職員
1月	徴収職員専門研修(徴収担当者のための民法(応用))	25日(木) ～26日(金)	2日	広島	徴収関連法規の習得	県税事務所職員 市町職員

4 平成29年度県税広報計画（平成29年4月1日現在）

実施月	広報事項	時期	媒体	摘要	
4月	自動車税の納期内納付の勧奨	1日	新聞朝刊折込	ひろしま県民だより	
	自動車税・自動車取得税のグリーン化税制について	上旬	ホームページ		
	県税のあらまし	上旬	県税のしおり	冊子配布、ホームページ掲載	
		上旬	あなたと県税	リーフレット配布、ホームページ掲載	
		上旬	ホームページ	各税目ページ(税制改正分等を更新)	
	産業廃棄物埋立税の申告納入について	中旬	ホームページ		
5月	県税予算について	上旬	ホームページ	新年度予算を掲載	
	自動車税の納期内納付の勧奨及び電子納付について	中旬～下旬	テレビスポット	県広報番組内のお知らせコーナー	
			ポスター、チラシ	金融機関、各庁舎等に掲示するほか、県政情報コーナーにチラシ配架	
			デジタルサイネージ	広島銀行店舗等	
			全庁掲示板	庁内広報	
			パソコン啓発画面	庁内広報	
			SNS	ツイッター、フェイスブック	
		ホームページ、ローテーションパナー	PRページ(クレジット納付受付期間告知)		
自動車税の納期内納付の勧奨について	上旬～下旬	懸垂幕	本庁南館に掲出		
	口座振替加入勧奨について	随時	ホームページ、ローテーションパナー		
6月	個人住民税の特別徴収の県内一斉実施について	下旬	チラシ	各市町で配布	
7月	産業廃棄物埋立税の申告納入について	中旬	ホームページ		
	不正軽油110番について	随時	ホームページ		
	軽油の県内購買勧奨について	随時	ホームページ		
8月	個人事業税(1期分)の納期内納付の勧奨について	1日	新聞朝刊広告	ひろしま県民だより	
		中旬	ホームページ SNS	ツイッター、フェイスブック	
	口座振替加入勧奨について	随時	ホームページ、ローテーションパナー		
9月	不正軽油110番について	随時	ホームページ		
	不動産の取得申告について	1日	新聞朝刊広告	ひろしま県民だより	
10月	不正軽油撲滅の強化月間について	上旬	1日	新聞朝刊折込	ひろしま県民だより
			テレビスポット	県広報番組内のお知らせコーナー	
			ホームページ SNS	ツイッター、フェイスブック	
	個人事業税(2期分)の納期内納付の勧奨について	中旬	1日	新聞朝刊折込	ひろしま県民だより
			ホームページ SNS	ツイッター、フェイスブック	
	産業廃棄物埋立税の申告納入について	中旬	ホームページ		
地方税納税推進強化月間の実施について	1日	新聞朝刊折込	ひろしま県民だより		
11月	地方税納税推進強化月間の実施について	上旬	ポスター	各庁舎、市町で掲示	
		上旬	ホームページ		
	個人住民税の特別徴収の県内一斉実施について	随時	テレビスポット	県広報番組内のお知らせコーナー	
	自動車の移転・抹消登録の促進について	上旬	ホームページ		
	税を考える週間について	中旬	上旬	ポスター	各庁舎、市町で掲示
			全庁掲示板	庁内広報	
			ホームページ SNS	PRページ ツイッター、フェイスブック	
税務統計要覧について	下旬	ホームページ	平成29年度版を掲載		

実施月	広報事項	時期	媒体	摘要
1 2 月	自動車税納税通知書用封筒裏面広告の募集について	上旬	ホームページ	
	広島県知事賞受賞作品の紹介 (税に関する作文・習字：納貯連主催)	上旬	ホームページ	
		中旬	県民ギャラリー展示	
	不正軽油110番について	1日	新聞朝刊広告	ひろしま県民だより
1 月	産業廃棄物埋立税の申告納入について	中旬	ホームページ	
2 月	所得税・贈与税・個人住民税・消費税及び地方消費税の確定申告について	中旬	ホームページ	PRページ
			SNS	ツイッター、フェイスブック
		下旬	全庁掲示板	庁内広報
			パソコン啓発画面	庁内広報
			懸垂幕	本庁南館等に掲出
	自動車の移転・抹消登録の促進について	中旬	リーフレット	各庁舎、市町で配布
ホームページ				
下旬		SNS	ツイッター、フェイスブック	
3 月	所得税・贈与税・個人住民税・消費税及び地方消費税の確定申告について	1日	新聞朝刊広告	ひろしま県民だより
		随時	テレビスポット	県広報番組内のお知らせコーナー
		初旬～中旬	ホームページ	PRページ
	自動車の移転・抹消登録の促進について	1日	新聞朝刊広告	ひろしま県民だより
		随時	テレビスポット	県広報番組内のお知らせコーナー
口座振替納付の推進について	上旬～中旬	ローテーションパナー		
通 年	電子納付について	随時	ホームページ、チラシなど機会があるごとに	
	コンビニ収納について	随時	ホームページなど機会があるごとに	
	口座振替について	随時	ホームページ、チラシなど機会があるごとに	
	ふるさと納税について	随時	ホームページ、イベントなど機会があるごとに	

【広報課所管の広報媒体】

平成29年4月1日現在

媒体	局名等	番組名等	時間等	放送時間等	放送日等
テレビ	テレビ新広島	ひろしま県民テレビ	6分	21:54～	毎週水曜日
印刷広報	ひろしま県民だより		新聞朝刊折込		毎月1日
ホームページ	広島県ホームページ (http://www.pref.hiroshima.lg.jp/)				
SNS	広島県公式Facebook (http://www.facebook.com/pref.hiroshima) 広島県公式Twitter (http://twitter.com/hiroshima_pref)				

県 税 機 構

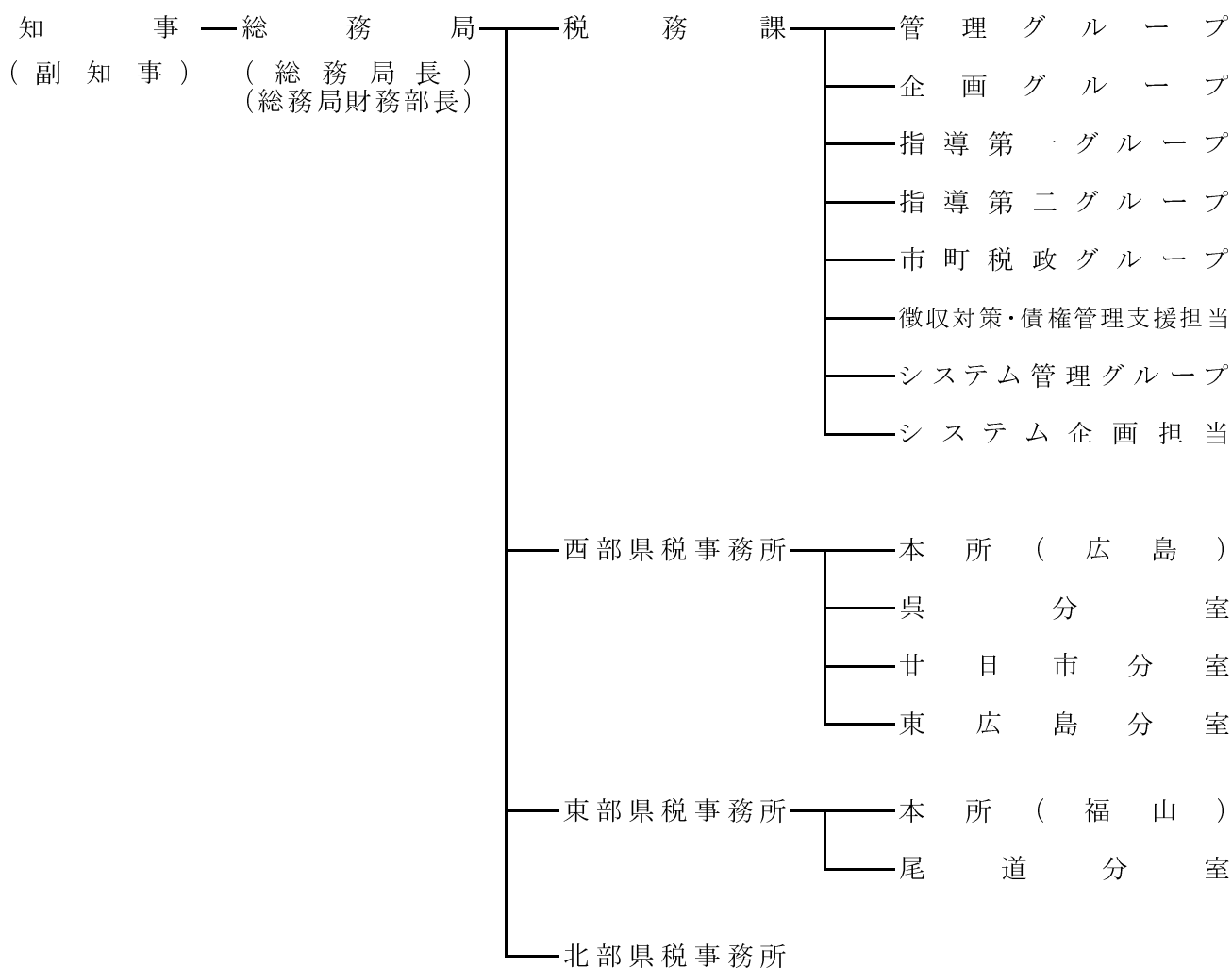
1 税 務 機 構

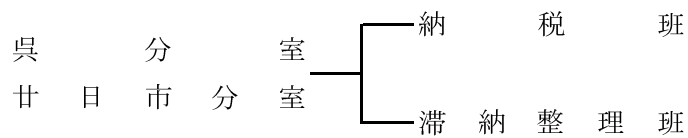
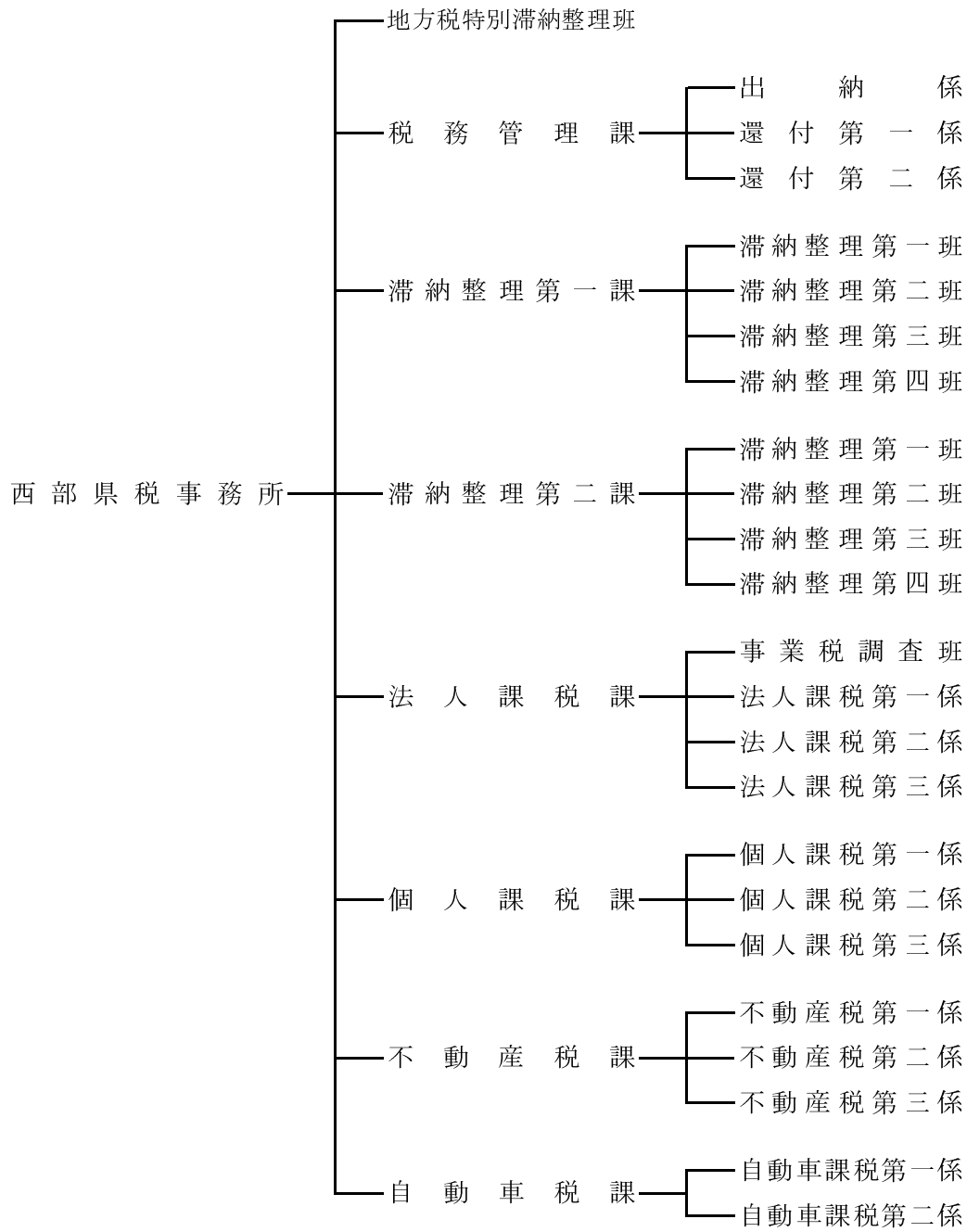
(1) 機構の概要

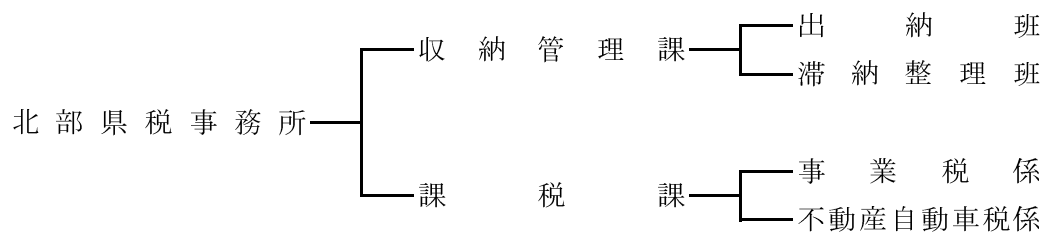
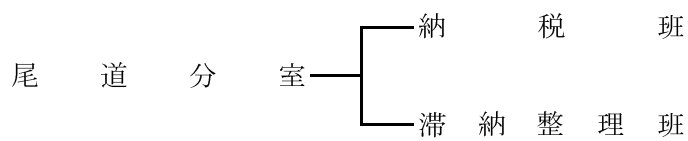
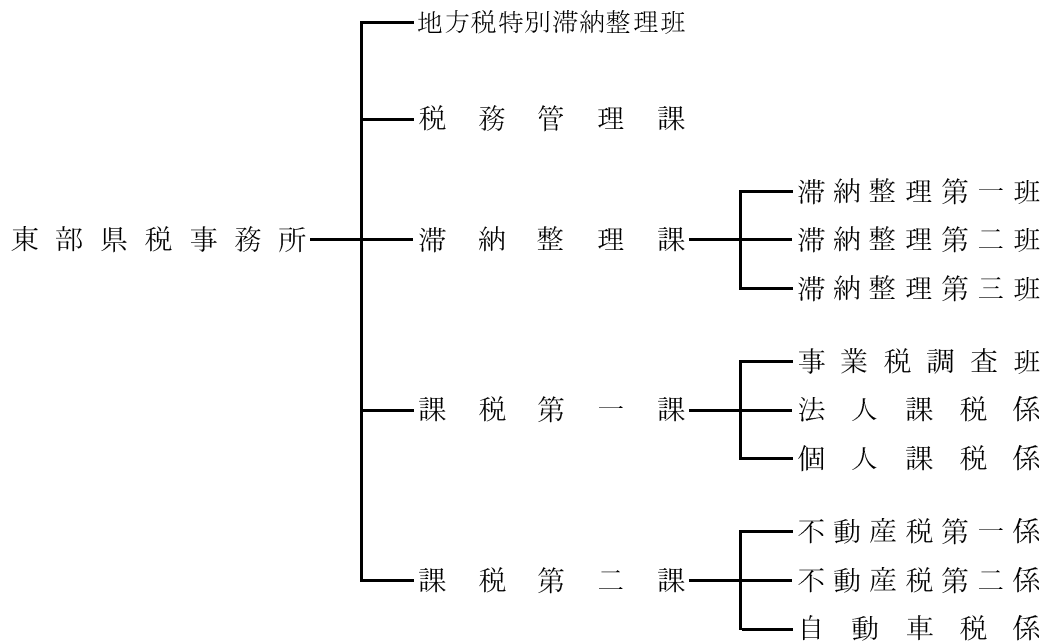
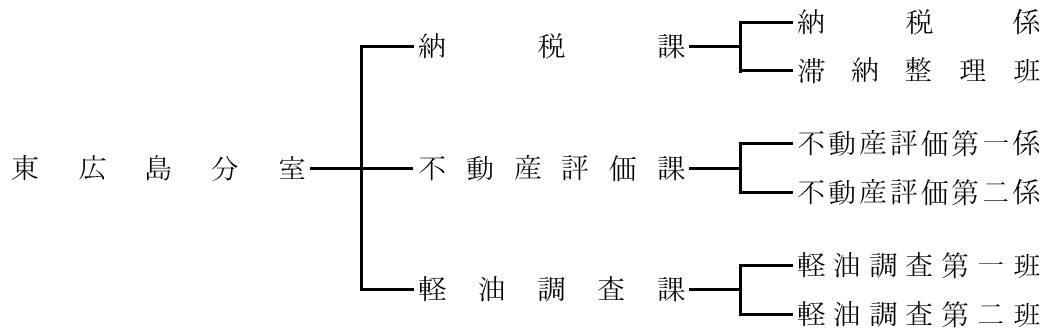
県税の賦課徴収事務を担当する行政機関として、本庁では総務局に税務課、地方機関として西部・東部・北部に県税事務所を設置している。

税務に関する知事の権限は、一部を除きこれらの県税事務所長に委任されており(広島県税条例第6条)、県税に関する事務は、県税事務所において所掌することとなっている。

(2) 機 構







2 事務分掌

税務課

グループ	分 掌 事 務
管理グループ	<ol style="list-style-type: none"> 1 職員の身分，服務及び福利厚生に関すること 2 税務組織に関すること 3 歳出予算及び支出に関すること 4 物品の出納及び管理に関すること 5 文書の収発整理に関すること 6 公有財産の管理に関すること 7 税理士資格に関すること 8 他のグループの所掌に属さないこと
企画グループ	<ol style="list-style-type: none"> 1 県税及び県税に係る税外収入の予算，決算及び調定収入の整理 2 県税関係法規及び通達に関すること 3 納税貯蓄組合に関すること 4 地方法人特別譲与税，地方揮発油譲与税，石油ガス譲与税，地方道路譲与税及び航空機燃料譲与税に関すること 5 税務職員の研修に関すること 6 課税状況等の報告に関すること 7 県税統計に関すること 8 地方交付税の基準財政収入に関すること 9 県税に係る陳情，請願に関すること 10 県税に係る広報に関すること 11 口座振替制度に関すること 12 県税事務所の事務実態調査及び定例監査に関すること
指導第一グループ	<ol style="list-style-type: none"> 1 税務トータルシステムの再構築（県税事務所及びシステム企画担当との調整）に関すること 2 法人二税及び自動車二税の総括 3 鉦区税の賦課徴収に関すること 4 県たばこ税，狩猟税，産業廃棄物埋立税に関すること 5 県税の課税免除に関すること 6 地方消費税に関すること 7 指導第一グループに係る県税の不服申立及び訴訟に関すること
指導第二グループ	<ol style="list-style-type: none"> 1 個人県民税，県民税利子割，県民税配当割，県民税株式等譲渡所得割，個人事業税，ゴルフ場利用税，軽油引取税，不動産取得税の総括 2 寄付金税制に関すること 3 利子割精算金に関すること 4 県税の犯則取締に関すること 5 県税のほ税調査及びその指導に関すること 6 指導第二グループに係る県税の不服申立及び訴訟に関すること

グループ	分 掌 事 務
市町税政グループ	<ol style="list-style-type: none"> 1 市町の徴収対策に関すること 2 個人住民税特別徴収の推進に関すること 3 固定資産税の課税免除に関すること 4 市町民税に関すること 5 国民健康保険税に関すること 6 普通交付税（基準財政収入額）に関すること 7 特別土地保有税に関すること 8 固定資産税・都市計画税に関すること 9 固定資産評価審議会に関すること 10 国有資産等所在市町村交付金・納付金に関すること 11 基地交付金に関すること
徴収対策・債権管理支援担当	<ol style="list-style-type: none"> 1 回収困難案件に対する指導・助言に関すること 2 税外債権の管理回収に係る研修に関すること 3 広島県債権管理会議に関すること 4 その他、税外債権の管理・回収に係る支援全般に関すること 5 県税の滞納整理に関すること 6 インターネット公売及び電話加入権合同公売に関すること 7 市町税の徴収指導（個人県民税の徴収対策を含む。）に関すること
システム管理グループ	<ol style="list-style-type: none"> 1 税務トータルシステムの運用管理に関すること 2 地方税電子申告審査システムの運用管理に関すること 3 軽油流通情報管理システム及びたばこ流通情報管理システムに関すること 4 県税領収済通知書の管理に関すること 5 地方税の電子申告に関すること 6 自動車登録手続のワンストップサービス（OSS）に関すること 7 電子納税（MPN）に関すること 8 EUCシステムに関すること
システム企画担当	<ol style="list-style-type: none"> 1 次期税務トータルシステムの再構築に関すること 2 税務トータルシステムのシステム改善の総合調整に関すること 3 税務端末機器等の管理に関すること

県税事務所（分室）

所	課	係・班	分 掌 事 務
西 部 県 税 事 務 所 （ 本 所 ）	地方税特別滞納整理班		<ol style="list-style-type: none"> 1 大口・徴収困難に係る徴収金及び過料の徴収並びに滞納処分に関すること 2 個人住民税直接徴収及び併任徴収に関すること 3 納税貯蓄組合の育成指導に関すること
	税務管理課	出納係 還付第一係 還付第二係	<ol style="list-style-type: none"> 1 所の総合調整及び他所との連絡調整に関すること 2 納税意欲の高揚に関すること 3 徴税吏員証その他身分証票の管理に関すること 4 県税領収証，徴収金出納簿，現金引継簿及び納付（納入）受託証書の管理に関すること 5 徴収金及び過料の収入整理に関すること 6 督促状の発付及び過誤納金還付充当に関すること 7 納税証明に関すること 8 前各号のほか，他課の所掌に属しないこと
	滞納整理第一課	滞納整理第一班 滞納整理第二班 滞納整理第三班 滞納整理第四班	<ol style="list-style-type: none"> 1 県税及び地方法人特別税並びにこれらに係る税外収入の徴収に関すること 2 県税及び地方法人特別税の欠損処分並びにこれらに係る延滞金の減免に関すること
	滞納整理第二課	滞納整理第一班 滞納整理第二班 滞納整理第三班 滞納整理第四班	<ol style="list-style-type: none"> 1 県税及び地方法人特別税並びにこれらに係る税外収入の徴収に関すること 2 県税及び地方法人特別税の欠損処分並びにこれらに係る延滞金の減免に関すること
	法人課税課	事業税調査班 法人課税第一係 法人課税第二係 法人課税第三係	<ol style="list-style-type: none"> 1 法人の県民税，法人の事業税及び地方法人特別税並びにこれらに係る税外収入の賦課に関すること 2 法人の県民税，法人の事業税及び地方法人特別税の課税標準の調査に関すること 3 eLTAXの普及・利用促進に関すること
	個人課税課	個人課税第一係 個人課税第二係 個人課税第三係	<ol style="list-style-type: none"> 1 個人の県民税，利子等に係る県民税，特定配当等に係る県民税，特定株式等譲渡所得金額に係る県民税，個人の事業税及び狩猟税並びにこれらの県税に係る税外収入の賦課に関すること 2 個人の県民税，利子等に係る県民税，特定配当等に係る県民税，特定株式等譲渡所得金額に係る県民税，個人の事業税及び狩猟税の課税標準の調査に関すること 3 市町が処理する県民税に係る事務に関すること 4 軽油引取税の免税証の管理に関すること
	不動産税課	不動産税第一係 不動産税第二係 不動産税第三係	<ol style="list-style-type: none"> 1 不動産取得税及び固定資産税並びにこれらの県税に係る税外収入の賦課に関すること 2 不動産取得税及び固定資産税の課税標準の調査に関すること 3 不動産取得税及び固定資産税に係る犯則取締に関すること
	自動車税課	自動車課税第一係 自動車課税第二係	<ol style="list-style-type: none"> 1 自動車税及び同税に係る税外収入の賦課に関すること 2 自動車税の課税標準の調査に関すること 3 証紙徴収に係る自動車取得税及び自動車税の申告書の受理等（広島運輸支局所管の自動車に限る。） 4 合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車税の徴収の特例に関する条例第四条の自動車税の徴収に関すること

所	課	係・班	分 掌 事 務
呉・廿日市・尾道分室	納滞納税整理班	班	<ol style="list-style-type: none"> 1 県税領収証，徴収金出納簿，現金引継簿及び納付（納入）受託証書の管理に関すること 2 徴収金及び過料の収入整理に関すること 3 納税証明に関すること 4 県税及び地方法人特別税並びにこれらに係る税外収入の徴収に関すること 5 県税及び地方法人特別税の延滞金の減免に関すること 6 不動産取得税の減額及び徴収猶予に関すること 7 自動車税の減免に関すること 8 軽油引取税の免税証の管理に関すること
東広島分室	納税課	納滞納税整理係班	<ol style="list-style-type: none"> 1 県税領収証，徴収金出納簿，現金引継簿及び納付（納入）受託証書の管理に関すること 2 徴収金及び過料の収入整理に関すること 3 納税証明に関すること 4 県税及び地方法人特別税並びにこれらに係る税外収入の徴収に関すること 5 県税及び地方法人特別税の延滞金の減免に関すること 6 不動産取得税の減額及び徴収猶予に関すること 7 自動車税の減免に関すること
			不動産評価課
	軽油調査課	軽油調査第一班 軽油調査第二班	<ol style="list-style-type: none"> 1 軽油引取税及び同税に係る税外収入の賦課に関すること 2 ゴルフ場利用税及び同税に係る税外収入の賦課に関すること 3 軽油引取税及びゴルフ場利用税の課税標準の調査に関すること 4 軽油引取税及びゴルフ場利用税に係る犯則取締に関すること 5 軽油引取税の免税証の管理に関すること

所	課	係・班	分 掌 事 務
東 部 県 税 事 務 所 (本 所)	地方税特別滞納整理班		1 大口・徴収困難に係る徴収金及び過料の徴収並びに滞納処分に関すること 2 個人住民税併任徴収に関すること 3 納税貯蓄組合の育成指導に関すること
	税 務 管 理 課		1 所の総合調整及び他所との連絡調整に関すること 2 納税意欲の高揚に関すること 3 徴税吏員証その他身分証票の管理に関すること 4 県税領収証，徴収金出納簿，現金引継簿及び納付（納入）受託証書の管理に関すること 5 徴収金及び過料の収入整理に関すること 6 督促状の発付及び過誤納金還付充当に関すること 7 納税証明に関すること 8 前各号のほか，他課の所掌に属しないこと
	滞納整理課	滞納整理第一班 滞納整理第二班 滞納整理第三班	1 県税及び地方法人特別税並びにこれらに係る税外収入の徴収に関すること 2 県税及び地方法人特別税の欠損処分並びにこれらに係る延滞金の減免に関すること
	課税第一課	事業税調査班 法人課税係 個人課税係	1 県民税，事業税，地方法人特別税及び狩猟税並びにこれらに係る税外収入の賦課に関すること 2 県民税，事業税，地方法人特別税及び狩猟税の課税標準の調査に関すること 3 県民税，事業税，地方法人特別税及び狩猟税に係る犯則取締に関すること 4 市町が処理する県民税に係る事務に関すること
	課税第二課	不動産税第一係 不動産税第二係 自動車税係	1 不動産取得税，自動車税及び固定資産税並びにこれらの県税に係る税外収入の賦課に関すること 2 不動産取得税，自動車税及び固定資産税の課税標準の調査に関すること 3 不動産取得税，自動車税及び固定資産税に係る犯則取締に関すること 4 証紙徴収に係る自動車取得税及び自動車税の申告書の受理等（福山自動車検査登録事務所所管の自動車に限る。） 5 軽油引取税の免税証の管理に関すること
北 部 県 税 事 務 所	収納管理課	出 納 班 滞 納 整 理 班	1 所の総合調整及び他所との連絡調整に関すること 2 納税意欲の高揚に関すること 3 徴税吏員証その他身分証票の管理に関すること 4 県税領収証，徴収金出納簿，現金引継簿及び納付（納入）受託証書の管理に関すること 5 徴収金及び過料の収入整理に関すること 6 督促状の発付及び過誤納金還付充当に関すること 7 納税証明に関すること 8 県税及び地方法人特別税並びにこれらに係る税外収入の徴収に関すること 9 県税及び地方法人特別税の欠損処分並びにこれらに係る延滞金の減免に関すること 10 納税貯蓄組合の育成指導に関すること 11 前各号のほか，他課の所掌に属さないこと
	課 税 課	事 業 税 係 不 動 産 自 動 車 税 係	1 県税及び地方法人特別税並びにこれらに係る税外収入の賦課に関すること 2 県税及び地方法人特別税の課税標準の調査に関すること 3 軽油引取税の免税証の管理に関すること 4 市町が処理する県民税に係る事務に関すること

3 税務職員配置状況(1)

平成29年4月1日現在

区 分	総 数	所 長・ 分室長	次長・ 地方税総括管理監	課 長・ 参事	主幹・係長・主任 税務査察員・ 主査・主査・ 税務査察員・ 事務調整員	主 任	主任 (エルダー)	主 事	事 務 種 類 別 内 訳			
									総 務	収 納	直 税	間 税
平成20年度総計	394	9	16	39	208	85	18	19	36	164	163	31
平成21年度総計	371	8	17	29	210	76	19	12	36	156	146	33
平成22年度総計	365	8	14	29	214	71	22	7	37	146	151	31
平成23年度総計	359	8	14	36	201	66	23	11	36	145	148	30
平成24年度総計	346	8	15	38	203	50	20	12	35	139	142	30
平成25年度総計	337	8	14	37	210	39	15	14	35	138	142	22
平成26年度総計	335	8	13	35	199	37	26	17	33	143	137	22
平成27年度総計	328	8	13	34	210	23	21	19	33	140	134	21
平成28年度総計	327	8	13	34	191	25	39	17	33	134	139	21
平成29年度総計	336	8	13	34	201	21	38	21	34	136	144	22
(内 訳)												
税 務 課	40	1	1	3	24	4	1	6	23	4	12	1
西 部 県 税 事 務 所	136	1	4	14	81	10	17	9	2	66	67	1
西 部 県 税 分 事 務 所 室	12	1	1	0	6	1	3	0	1	6	3	2
西 部 県 税 分 事 務 所 室	13	1	1	0	8	0	3	0	1	8	3	1
西 部 県 税 分 事 務 所 室	37	1	1	5	24	3	3	0	2	7	14	14
東 部 県 税 事 務 所	64	1	3	9	36	3	7	5	2	29	32	1
東 部 県 道 税 分 事 務 所 室	12	1	1	0	9	0	1	0	1	6	4	1
北 部 県 税 事 務 所	22	1	1	3	13	0	3	1	2	10	9	1

(注1) 税務課長は所長・分室長欄へ、税務システム担当監は次長・地方税総括管理監の欄へ計上。

(注2) 市町からの派遣職員及び嘱託員を除く。

3 税務職員配置状況(2)

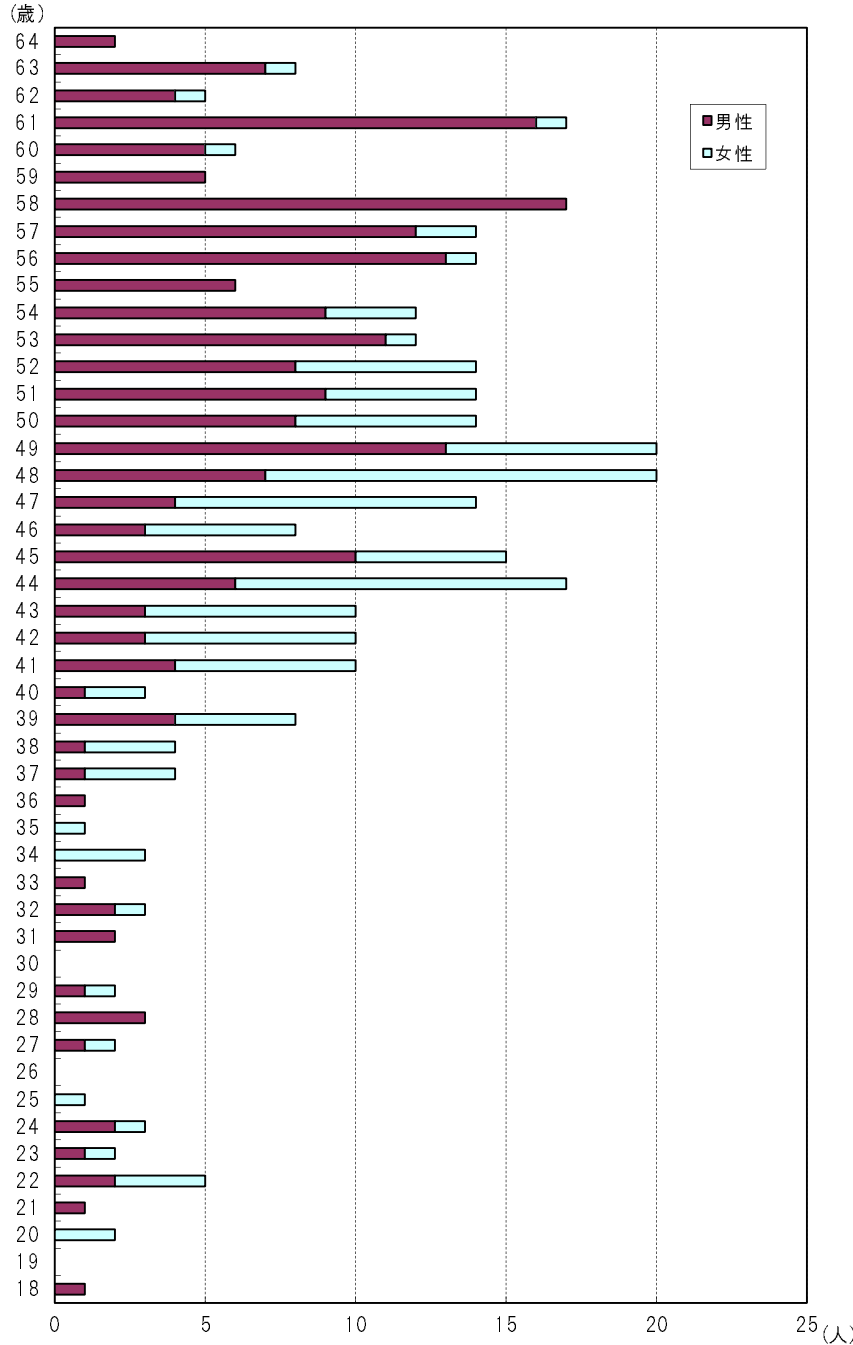
平成29年4月1日現在

所名	課名	職員数 (人)	所名	課名	職員数 (人)
西部県税事務所	地方税特別滞納整理班	9	東広島分室	納税課	13
	税務管理課	21		不動産評価課	10
	滞納整理第一課	19		軽油調査課	14
	滞納整理第二課	20		小計	37
	法人課税課	21	東部県税事務所	地方税特別滞納整理班	6
	個人課税課	14		税務管理課	10
	不動産税課	21		滞納整理課	16
	自動車税課	11		課税第一課	12
	小計	136		課税第二課	20
呉分室	納税班	6	尾道分室	納税班	6
	滞納整理班	6		滞納整理班	6
	小計	12		小計	12
廿日市分室	納税班	5	北部県税事務所	収納管理課	12
	滞納整理班	8		課税課	10
	小計	13		小計	22
			税務課		40
			合計		336

(注) 市町からの派遣職員及び嘱託員を除く。

4 税務職員年齢別・男女別人員分布

平成29年4月1日現在



年齢 (歳)	総数 (人)	男性 (人)	女性 (人)	構成比 (%)	(構成比) (%)
64	(2)	(2)	(0)		(0.6)
63	(8)	(7)	(1)		(2.4)
62	(5)	(4)	(1)		(1.5)
61	(17)	(16)	(1)		(5.1)
60	(6)	(5)	(1)		(1.8)
59	5	5	0	1.7	(1.5)
58	17	17	0	5.7	(5.1)
57	14	12	2	4.7	(4.2)
56	14	13	1	4.7	(4.2)
55	6	6	0	2.0	(1.8)
54	12	9	3	4.0	(3.6)
53	12	11	1	4.0	(3.6)
52	14	8	6	4.7	(4.2)
51	14	9	5	4.7	(4.2)
50	14	8	6	4.7	(4.2)
49	20	13	7	6.7	(6.0)
48	20	7	13	6.7	(6.0)
47	14	4	10	4.7	(4.2)
46	8	3	5	2.7	(2.4)
45	15	10	5	5.0	(4.5)
44	17	6	11	5.7	(5.1)
43	10	3	7	3.4	(3.0)
42	10	3	7	3.4	(3.0)
41	10	4	6	3.4	(3.0)
40	3	1	2	1.0	(0.9)
39	8	4	4	2.7	(2.4)
38	4	1	3	1.3	(1.2)
37	4	1	3	1.3	(1.2)
36	1	1	0	0.3	(0.3)
35	1	0	1	0.3	(0.3)
34	3	0	3	1.0	(0.9)
33	1	1	0	0.3	(0.3)
32	3	2	1	1.0	(0.9)
31	2	2	0	0.7	(0.6)
30	0	0	0	0.0	(0.0)
29	2	1	1	0.7	(0.6)
28	3	3	0	1.0	(0.9)
27	2	1	1	0.7	(0.6)
26	0	0	0	0.0	(0.0)
25	1	0	1	0.3	(0.3)
24	3	2	1	1.0	(0.9)
23	2	1	1	0.7	(0.6)
22	5	2	3	1.7	(1.5)
21	1	1	0	0.3	(0.3)
20	2	0	2	0.7	(0.6)
19	0	0	0	0.0	(0.0)
18	1	1	0	0.3	(0.3)
計	298 (336)	176 (210)	122 (126)	100.0	(100.0)

(注) () 内はエルダー職員を含む構成比。

※平均年齢の推移

(歳)

区分	29年度	28年度	27年度	26年度	25年度	24年度	23年度	22年度	21年度	20年度
全体平均	46.6 (48.3)	46.6 (48.3)	46.6 (47.6)	46.2 (47.5)	46.4 (47.1)	46.0 (47.0)	45.8 (46.8)	45.8 (46.7)	45.7 (46.5)	45.4 (46.1)
男性平均	48.6 (50.7)	48.3 (50.4)	48.6 (49.7)	48.5 (50.0)	49.0 (49.9)	48.5 (49.6)	48.3 (49.4)	48.3 (49.3)	48.4 (49.2)	48.0 (48.7)
女性平均	43.7 (44.3)	44.0 (44.6)	43.2 (43.7)	42.5 (42.8)	41.8 (41.8)	40.9 (41.1)	40.5 (40.9)	40.2 (40.6)	39.1 (39.9)	38.6 (39.3)

(注) () 内はエルダー職員を含む平均年齢。

5 事務所別管轄区域面積・人口一覧

課・所名	管轄区域	面積 (km ²)	人口 (人)	備 考
税 務 課		28.10.1現在 (県計) 8,479.45	29.1.1現在 (県計) 2,857,475	
西部県税事務所	広島市中区	15.32	131,679	東区の一部、安芸区及び安芸郡の府中町・海田町・熊野町・坂町は海田県税事務所廃止により平成13年度に移管された。 佐伯郡の沖美町・能美町・大柿町は昭和56年度に呉県税事務所から移管され、平成13年度の組織再編により呉地域事務所へ移管された。 平成21年度の組織再編により芸北税務局の廃止、廿日市・呉・東広島市の分室化に伴い、広島市の安佐南区・安佐北区・佐伯区、呉市・竹原市・大竹市・東広島市・廿日市市・安芸高田市・江田島市及び山県郡・豊田郡の各市区町が移管された。
廿日市分室	〃 東区	39.42	121,251	
呉分室	〃 南区	26.30	141,589	
東広島分室	〃 西区	35.61	190,270	
	〃 安佐南区	117.24	242,321	
	〃 安佐北区	353.33	147,652	
	〃 安芸区	94.08	80,793	
	〃 佐伯区	225.22	138,302	
	呉市	352.80	231,008	
	竹原市	118.23	26,756	
	大竹市	78.66	27,799	
	東広島市	635.16	185,764	
	廿日市市	489.48	117,292	
	安芸高田市	537.75	29,773	
	江田島市	100.70	24,596	
	安芸郡府中町	10.41	52,154	
	〃 海田町	13.79	29,592	
	〃 熊野町	33.76	24,437	
	〃 坂町	15.69	13,101	
	山県郡安芸太田町	341.89	6,650	
	〃 北広島町	646.20	19,263	
	豊田郡大崎上島町	43.11	7,839	
	計	4,324.15	1,989,881	
東部県税事務所	三原市	471.55	97,009	福山市の芦田町・駅家町は昭和51年度に府中県税事務所から移管された。 府中市、旧芦品郡新市町(現：福山市)、甲奴郡の各町、神石郡の各町は府中県税事務所廃止により平成5年度に移管された。 うち甲奴郡の各町は平成13年度の組織再編により備北地域事務所に移管された。 甲奴郡上下町は、府中市との合併により、平成16年度に備北地域事務所から移管された。 平成21年度の組織再編により、三原市・尾道市・世羅町が尾三税務局から移管された。
尾道分室	尾道市	285.11	141,110	
	福山市	518.14	471,345	
	府中市	195.75	40,756	
	世羅郡世羅町	278.14	16,845	
	神石郡神石高原町	381.98	9,534	
	計	2,130.67	776,599	
北部県税事務所	三次市	778.14	53,995	庄原市及び比婆郡の各町は庄原県税事務所廃止により昭和51年度に移管された。 甲奴郡の各町は平成13年度に福山県税事務所から移管された。 甲奴郡上下町は、府中市との合併により、平成16年度に福山地域事務所へ移管された。
	庄原市	1,246.49	37,000	
	計	2,024.63	90,995	

(注)

*管轄区域面積は、国土交通省国土地理院の「平成28年全国都道府県市区町村別面積調」による。

*管轄区域人口は、平成29年1月1日現在の住民基本台帳による(住民基本台帳法の適用対象となる外国人を含む)。

*各県税事務所の管轄区域は、平成29年4月1日現在のものである。

*三次市と安芸高田市の面積は境界未定により不詳であるため、総務省自治行政局発行の全国市町村要覧に掲載されている面積を掲げている。

事務所名	電話	郵便番号	所在地
西部県税事務所	(082)228-2111	730-0011	広島市中区基町10-23
〃 廿日市分室	(0829)32-1181	738-0004	廿日市市桜尾二丁目2-68
〃 呉分室	(0823)22-5400	737-0811	呉市西中央一丁目3-25
〃 東広島分室	(082)422-6911	739-0014	東広島市西条昭和町13-10
〃 観音庁舎	(082)232-7694	733-0036	広島市西区観音新町四丁目13-13-1 (中国運輸局広島運輸支局内)
東部県税事務所	(084)921-1311	720-8511	福山市三吉町一丁目1-1
〃 尾道分室	(0848)25-2011	722-0002	尾道市古浜町26-12
〃 松永庁舎	(084)933-3171	729-0115	福山市南今津町45 (福山自動車検査登録事務所内)
北部県税事務所	(0824)63-5181	728-0013	三次市十日市東四丁目6-1
税務課	(082)513-2319	730-8511	広島市中区基町10-52

徵 稅 費 等

1 徴税費

(単位：千円)

区 分		27年度 決算額	28年度 決算額	29年度当初 予算額		
税 収 入	予 算 額 ①	339,205,000	343,618,040	350,546,000		
	調 定 (見 込) 額 ②	350,182,715	354,368,907	357,696,000		
	収 入 (見 込) 額 ③	343,173,757	378,071,867	—		
徴 税 費	人 件 費	職 員 給	1,366,321	1,380,513	1,316,463	
		諸 手 当	超 過 勤 務 手 当	47,046	47,045	46,368
			税 務 特 勤 手 当	51,503	51,041	47,920
			そ の 他 の 手 当	768,881	774,606	768,333
			小 計	867,430	872,692	862,621
		そ の 他 の 人 件 費	582,836	598,874	584,469	
	計 A	2,816,587	2,852,079	2,763,553		
	旅 費 B	7,677	8,509	16,201		
	需 用 費	需 用 費	40,506	41,770	41,647	
		通 信 運 搬 費	101,425	89,147	98,045	
		備 品 費	7	1,072	6,376	
		そ の 他	406,251	570,789	890,641	
	計 C	548,189	702,778	1,036,709		
	徴 収 取 扱 費	県 民 税 の 徴 収 取 扱 費	県 民 納 税 義 務 者 数	4,048,706	4,099,599	4,077,682
			払 込 金 額 分	6,573	5,058	6,961
そ の 他			232,569	219,952	233,102	
小 計			4,287,848	4,324,609	4,317,745	
地 方 消 費 税		224,331	212,604	242,000		
小 計		4,512,179	4,537,213	4,559,745		
納 税 貯 蓄 組 合 関 連 費		350	366	400		
特 別 徴 収 義 務 者 対 する 交 付 金		産 業 廃 棄 物 埋 立 税	11,232	11,331	12,373	
		ゴ ル フ 場 利 用 税	1,428	1,435	1,525	
		軽 油 引 取 税	569,602	567,814	599,813	
小 計	582,262	580,580	613,711			
そ の 他	38,480	44,021	44,071			
計 D	5,133,271	5,162,180	5,217,927			
合 計 A + B + C + D ④	8,505,724	8,725,546	9,034,390			
税 収 入 に 対 する 徴 税 費 の 割 合	対 予 算 額 ④ / ①	2.51	2.54	2.58		
	対 調 定 額 ④ / ②	2.43	2.46	2.53		
	対 収 入 額 ④ / ③	2.48	2.31	—		
徴 税 吏 員 数	吏 員	328	327	336		
	そ の 他 の 職 員	42	40	37		
	計 ⑤	370	367	373		
徴 税 吏 員 1 人 当 たり 徴 税 額 ③ / ⑤	927,497	1,030,169	—			
徴 税 吏 員 1 人 当 たり 徴 税 費	人 件 費 (含 旅 費)	7,634	7,795	7,453		
	物 件 費 (含 徴 収 取 扱 費 等)	15,356	15,981	16,769		
	計 ④ / ⑤	22,989	23,776	24,221		

2 還付金の状況

(単位：円，%)

区 分	平成25年度	平成26年度	平成27年度(A)	平成28年度(B)	対前年比 (B)/(A)×100	
戻 出	法人県民税	246,096,186	255,856,305	276,475,677	278,325,287	100.7
	県民税利子割	57,583	811,155	304,389	483,795	158.9
	県民税配当割	92,694	3,012	—	294,369	—
	個人事業税	11,169,250	14,150,589	15,031,496	11,871,397	79.0
	法人事業税	1,233,562,345	1,142,697,183	1,416,119,213	1,975,791,675	139.5
	地方消費税譲渡割	—	—	—	—	—
	地方消費税貨物割	—	—	—	—	—
	不動産取得税	143,906,721	145,883,692	135,027,425	143,457,048	106.2
	県たばこ税	—	—	2,912	6,742	231.5
	ゴルフ場利用税	392,600	2,632,500	24,600	2,635,200	10,712.2
	自動車税	1,157,725,720	1,124,828,823	1,107,111,837	1,092,230,763	98.7
	鋳区税	—	—	56,700	40,800	72.0
	自動車取得税	6,068,500	4,778,000	4,432,800	5,043,800	113.8
	軽油引取税	41,596,914	274,607,205	5,820,073	47,425,482	814.9
	狩猟税(入猟税)	—	—	—	—	—
	産業廃棄物埋立税	—	3,340	15,930	1,210	7.6
	その他	—	151	—	—	—
合 計	2,840,668,513	2,966,251,955	2,960,423,052	3,557,607,568	120.2	
支 出	法人県民税	799,814,547	417,362,031	590,052,174	421,257,683	71.4
	確定減	634,236,000	276,018,000	392,287,442	268,623,086	68.5
	更正減	51,582,900	33,026,000	57,258,000	65,416,700	114.2
	利子割控除	113,995,647	108,318,031	140,506,732	87,217,897	62.1
	県民税利子割	76,343	827,082	59,390	268,598	452.3
	個人事業税	7,841,300	10,316,900	6,652,100	8,965,900	134.8
	法人事業税	1,633,144,793	1,025,395,847	1,466,493,200	2,273,868,781	155.1
	確定減	1,309,226,586	885,644,547	1,253,340,200	2,056,474,584	164.1
	更正減	323,918,207	139,751,300	213,153,000	217,394,197	102.0
	地方消費税譲渡割	—	—	—	—	—
	地方消費税貨物割	—	—	—	—	—
	不動産取得税	203,634,200	229,633,745	204,647,400	247,640,500	121.0
	県たばこ税	—	—	—	—	—
	ゴルフ場利用税	10,000	—	—	—	—
	自動車税	11,039,755	7,856,996	8,624,863	8,077,404	93.7
	鋳区税	—	—	—	—	—
	自動車取得税	2,738,600	4,038,400	1,730,400	5,465,800	315.9
軽油引取税	4,773,472	5,302,503	17,848,775	4,319,426	24.2	
狩猟税(入猟税)	—	—	—	—	—	
産業廃棄物埋立税	—	—	—	—	—	
小 計	2,663,073,010	1,700,733,504	2,296,108,302	2,969,864,092	129.3	
その他	4,407,170	10,165,279	1,515,535	12,542,011	827.6	
還付加算金	78,208,807	26,747,375	25,114,465	38,996,411	155.3	
小 計	82,615,977	36,912,654	26,630,000	51,538,422	193.5	
合 計	2,745,688,987	1,737,646,158	2,322,738,302	3,021,402,514	130.1	

(注) 「その他」は、個人県民税、延滞金及び各種加算金を示す。

3 各種交付金等の推移

(単位：円)

区 分		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	
徴収取扱費	支	個人県民税徴収取扱費交付金	4,228,548,972	4,220,555,234	4,298,010,865	4,287,849,511	4,324,608,727
	出	地方消費税徴収取扱費	155,903,403	150,792,386	181,336,562	224,331,577	212,604,408
		合 計	4,384,452,375	4,371,347,620	4,479,347,427	4,512,181,088	4,537,213,135
市町 交付金	支 出	利子割交付金	1,013,000,000	1,088,000,000	1,066,031,000	820,401,000	439,000,000
		地方消費税交付金	27,977,831,000	27,739,388,000	33,603,447,000	56,571,608,000	50,834,637,000
		ゴルフ場利用税交付金	568,187,850	570,000,000	536,706,478	544,000,000	530,501,647
		自動車取得税交付金	3,274,998,637	2,901,539,874	1,258,999,959	2,230,788,830	2,167,885,120
		旧法による軽油引取税交付金	389,722	0	0	0	0
		軽油引取税交付金	5,244,545,545	5,414,161,435	5,405,000,000	5,560,460,665	5,435,231,160
		配当割交付金	715,247,000	1,620,793,000	2,977,069,000	2,266,907,000	1,409,271,000
		株式等譲渡所得割交付金	178,978,000	2,402,892,000	1,608,118,000	2,051,688,000	771,879,000
		合 計	38,973,177,754	41,736,774,309	46,455,371,437	70,045,853,495	61,588,404,927
都道府 県精 算金	収 入	利子割精算金	21,399,141	18,933,210	14,114,242	15,085,287	12,036,063
		地方消費税清算金	55,087,382,945	54,639,362,387	66,195,172,330	111,432,483,453	100,131,002,137
		合 計	55,108,782,086	54,658,295,597	66,209,286,572	111,447,568,740	100,143,038,200
	支 出	利子割精算金	10,169,976	10,450,645	7,855,044	7,659,013	7,650,057
		地方消費税清算金	38,406,078,945	37,128,796,387	44,751,194,330	74,349,857,453	66,914,519,137
		合 計	38,416,248,921	37,139,247,032	44,759,049,374	74,357,516,466	66,922,169,194

4 平成28年度市町交付金一覧

	市町名	県民税 交付金	利子割 交付金	地方消費 税交付金	ゴルフ場 利用税 交付金	自動車 取得税 交付金	軽油引 取税 交付金
西 部	広島市	208,744,000		21,486,050,000	59,111,861	559,670,000	
	呉市	34,403,000		4,099,245,000	27,099,247	134,842,000	
	竹原市	3,260,000		473,808,000	25,788,425	22,477,000	
	大竹市	3,920,000		514,727,000	0	17,273,000	
	東広島市	28,031,000		3,356,466,000	121,011,499	153,377,000	
	廿日市市	17,986,000		1,926,517,000	73,817,734	69,387,000	
	安芸高田市	3,303,000		536,423,000	32,402,730	47,199,000	
	江田島市	3,038,000		426,421,000	0	21,228,000	
	府中町	8,899,000		901,976,000	0	18,545,000	
	海田町	4,460,000		520,841,000	0	12,603,000	
	熊野町	3,086,000		373,033,000	0	14,405,000	
	坂町	1,742,000		256,618,000	0	7,062,000	
	安芸太田町	660,000		120,998,000	0	14,506,000	
	北広島町	2,060,000		363,063,000	18,446,458	53,276,000	
大崎上島町	772,000		144,355,000	0	12,209,000		
	小計	324,364,000		35,500,541,000	357,677,954	1,158,059,000	0
東 部	三原市	12,713,000		1,741,151,000	83,520,715	100,804,000	
	尾道市	18,494,000		2,491,792,000	10,959,126	101,446,000	
	福山市	65,792,000		8,238,507,000	52,087,896	296,169,000	
	府中市	4,788,000		743,011,000	0	36,027,000	
	世羅町	1,715,000		293,170,000	6,709,133	44,603,000	
	神石高原町	801,000		161,110,000	2,621,358	54,540,000	
		小計	104,303,000		13,668,741,000	155,898,228	633,589,000
北 部	三次市	6,510,000		990,802,000	9,301,471	101,801,000	
	庄原市	3,823,000		674,553,000	7,623,994	99,747,000	
		小計	10,333,000		1,665,355,000	16,925,465	201,548,000
	県合計	439,000,000		50,834,637,000	530,501,647	1,993,196,000	0
	指定都市分 (広島市)					174,689,120	5,435,231,160
	総計	439,000,000		50,834,637,000	530,501,647	2,167,885,120	5,435,231,160
	広島市計	208,744,000		21,486,050,000	59,111,861	734,359,120	5,435,231,160

県民税配当割 交付金	株式等譲渡所得割 交付金	合計
670,517,000	367,971,000	23,352,063,861
110,247,000	60,075,000	4,465,911,247
10,453,000	5,701,000	541,487,425
12,574,000	6,860,000	555,354,000
90,000,000	49,322,000	3,798,207,499
57,738,000	31,623,000	2,177,068,734
10,589,000	5,771,000	635,687,730
9,732,000	5,291,000	465,710,000
28,598,000	15,712,000	973,730,000
14,333,000	7,870,000	560,107,000
9,906,000	5,423,000	405,853,000
5,602,000	3,076,000	274,100,000
2,114,000	1,149,000	139,427,000
6,609,000	3,605,000	447,059,458
2,475,000	1,347,000	161,158,000
1,041,487,000	570,796,000	38,952,924,954
40,752,000	22,226,000	2,001,166,715
59,248,000	32,255,000	2,714,194,126
211,230,000	115,749,000	8,979,534,896
15,354,000	8,382,000	807,562,000
5,499,000	2,999,000	354,695,133
2,567,000	1,393,000	223,032,358
334,650,000	183,004,000	15,080,185,228
20,880,000	11,405,000	1,140,699,471
12,254,000	6,674,000	804,674,994
33,134,000	18,079,000	1,945,374,465
1,409,271,000	771,879,000	55,978,484,647
		5,609,920,280
1,409,271,000	771,879,000	61,588,404,927
670,517,000	367,971,000	28,961,984,141

5 税 務 手 当

職員の特殊勤務手当に関する条例（抄）（昭和26年広島県条例第24号）

（税務職員の特殊勤務手当）

第3条 税務職員の特殊勤務手当は、県税の賦課及び徴収に関する事務（次項において「賦課徴収事務」という。）に従事する職員に対して支給する。

2 前項の手当は、次に掲げる額とする。

(1) 賦課徴収事務に常時従事する者

勤務1月につき1万5,300円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額

(2) 前号以外の者で、賦課徴収事務に従事したもの

賦課徴収事務に従事した日1日につき550円

職員の給与の支給に関する規則（抄）（昭和26年人事委員会規則第4号）

（税務職員の特殊勤務手当）

第20条 特殊勤務手当条例第3条第2項第1号に規定する人事委員会規則で定める額は、勤務1月につき1万5,300円（育児短時間勤務職員にあってはその額に勤務時間等条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を、再任用短時間勤務職員にあっては、その額に同条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を、任期付短時間勤務職員にあってはその額に同条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を、それぞれ同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額）とする。

（参 考）

勤 務 場 所	支 給 額
県税事務所に勤務する職員	勤務1月につき 15,300円
本庁に勤務する職員	賦課徴収事務に従事した日1日につき 550円

納 税 獎 励

1 納税貯蓄組合連合会及び納税貯蓄組合の現況

(平成29年4月1日現在)

所 名	納税貯蓄組合 連合会数	納税貯蓄組合数
西 部	10	52
東 部	3	98
北 部	2	112
合 計	15	262
平 成 28 年 度	15	265

2 平成28年度口座振替実績

(単位:人, %)

区分 所名	個人事業税		
	課税者数 A	利用者数 B	利用率 B / A
西部	16,259	4,054	24.9
東部	5,219	1,170	22.4
北部	415	105	25.3
合計 ①	21,893	5,329	24.3
前年度同期 ②	21,240	5,524	26.0
前年比 ① / ②	103.1	96.5	

(注) 平成28年8月31日現在(第1期分)の調である。

(単位:台, %)

区分 所名	自動車税		
	課税台数 A	利用台数 B	利用率 B / A
西部	639,204	62,296	9.7
東部	256,988	30,674	11.9
北部	31,447	4,281	13.6
合計 ①	927,639	97,251	10.5
前年度同期 ②	930,090	102,058	11.0
前年比 ① / ②	99.7	95.3	

(注) 平成28年5月31日現在の調である。

減免及び過疎法等に係る課税免除

1 平成28年度減免状況

1(1) 事務所別・税目別

(単位：千円)

税目 所名	法人県民税		個人事業税		不動産取得税		自動車税		自動車取得税		合計	
	減免税額	件数	減免税額	件数	減免税額	件数	減免税額	件数	減免税額	件数	減免税額	件数
西 部	7,748	375			29,442	100	785,548	21,082			822,738	21,557
東 部	6,399	314			16,153	55	370,810	9,759			393,362	10,128
北 部	1,129	54			1,568	3	59,137	1,558			61,834	1,615
本 庁	—	—	—	—	—	—	72,461	5,594	68,533	1,994	140,994	7,588
合 計	15,276	743	—	—	47,163	158	1,287,956	37,993	68,533	1,994	1,418,928	40,888

1(2) 理由別

(単位：千円)

税目	理由	減免税額	件数
法人県民税	認可地縁団体の減免	5,316	254
	特定非営利活動法人の減免	9,960	489
	小計	15,276	743
個人事業税	事業用資産に災害を受けた場合		
	生活保護法の適用を受ける者に対する減免		
	特別な理由		
	小計	—	—
不動産取得税	補助金の交付を受けた不動産	39,697	70
	親族間における贈与の取消し	2,469	26
	災害により被害を受けた不動産に対する減免		
	災害による代替不動産に対する減免	114	4
	幼稚園の設置者に対する減免		
	宅地造成工事施工のための土地の取得に対する減免	2,211	32
	自治会又は町内会が取得した不動産に対する減免	1,694	20
	第一種市街地再開発事業の権利変換手続による不動産取得に対する減免		
	公用又は公共用施設のように供する土地に対する減免	978	6
	特別な理由		—
	小計	47,163	158
自動車税	災害により被害を受けた自動車に対する減免	3	1
	地方公共団体の使用する自動車	271	14
	レントゲン自動車等	3,299	125
	身体障害者の使用等	1,015,714	26,937
	知的障害者の使用等	57,464	1,479
	精神障害者の使用等	10,326	266
	身体障害者等の利用に供する特殊構造車	76,409	2,820
	公的医療機関の所有		
	社会福祉事業を行うものに対する減免	75,973	2,135
	生活路線を運行するバス	3,314	151
	指定自動車教習所の教習用自動車	12,230	649
	中古商品自動車販売業者の所有する自動車に係る減免	31,586	3,382
	特別な理由	1,367	34
	小計	1,287,956	37,993
自動車取得税	災害により被害を受けた自動車に対する減免		
	身体障害者等の使用等	46,531	1,405
	身体障害者等の利用に供する特殊構造車	17,314	489
	日本赤十字社の所有	352	7
	公的医療機関の所有		
	社会福祉法人の所有	4,336	93
	小計	68,533	1,994
合	計	1,418,928	40,888

2 平成28年度過疎法等に係る課税免除状況

(単位：千円)

税 目		区 分		過 疎 法 【課税免除】	半 島 振 興 法 【不均一課税】	離 島 振 興 法 【課税免除】	地 域 再 生 法 【不均一課税】	合 計
		個 人	法 人					
事 業 税	個 人	—	—	—	—	—	—	—
	法 人	47,022	378	—	—	—	—	47,400
不 動 産 取 得 税		9,451	—	—	—	13,325	—	22,776
固 定 資 産 税 (大 規 模 償 却 資 産)		—	—	—	—	—	—	—
合 計		56,473	378	—	—	13,325	—	70,176

争 訟 及 び 犯 則 事 件

参 考 资 料

1 県税の税率等の推移

(1) 県民税, 事業税, 不動産取得税, 道府県たばこ税

税目		年度		25	26	27	28	29	30								
		25	26														
道府県民税	個人	個人						(創設) 均等割 年 100 円 所得割 所得税の 5%									
										法人						(創設) 均等割 年 600 円 法人税割 法人税額の 5%	法人税割 5.4%
	事業税	個人	事業主 控除等	免税点 25,000 円		基礎控除 年 38,000 円		基礎控除 年 50,000 円		基礎控除 年 70,000 円		基礎控除 年 100,000 円					
			税率	第 1 種事業 12% 第 2 種事業 8% 特別所得税 第 1 種業務 6.4% 第 2 種業務 8%					第 1 種事業 8% 第 2 種事業及び第 3 種事業 6% 助産婦業等 4%								
		人	その他						特別所得税を事業税 第 3 種事業とした。								
	業 税	法人	税率	普通法人 12% 特別法人 8% 収入金額課税法人 1.6%					普通法人 年 50 万円以下 10% 年 50 万円超及び清算 所得 12% 収入金額課税法人 1.5%								
				人	その他		申告 納付 制度 採用			生命保険事業を収入 金額課税とし、運送 業(鉄・軌道事業を 除く。)を所得課税と した。	損害保険事業を収入金額 課税とした。						
		不動産取得税							(創設) 税率 3%	(免税点) 土地 1 万円 家屋(建築) 10 万円 家屋(その他) 5 万円							
	道府県 たばこ税 〔道府県たば こ消費税〕							(創設) 税率 $\frac{5}{115}$									

31	32	33	34	35	36	37	38	39
所得割 5.5%	所得割 6%	所得割 7.5%	所得割 8%			所得割 150万円以下 2% 150万円超 4%		
基礎控除 年 120,000円			基礎控除 年 200,000円		事業主控除と 名称変更			事業主控除 年 220,000円
	第1種事業課税所得 年 50万円以下 6% 年 50万円超 8%					第1種事業 5% 第2種事業 4% 第3種事業 5% 助産婦業等 3%		
	普通法人 年 50万円以下 8% 年 100万円以下 10% 年 100万円超及び 清算所得 12%		普通法人 年 50万円以下 7% 年 100万円以下 8% 年 200万円以下 10% 年 200万円超及び清 算所得 12% 特別法人 年 50万円以下 7% 年 50万円超及び清 算所得 8%			普通法人 年 100万円以下 6% 年 200万円以下 9% 年 200万円超及び清 算所得 12% 特別法人 年 100万円以下 6% 年 100万円超及び清 算所得 8%		普通法人 年 150万円以下 6% 年 300万円以下 9% 年 300万円超及び清 算所得 12% 特別法人 年 150万円以下 6% 年 150万円超及び清 算所得 8%
	地方鉄・軌道事業 を所得課税とした。							
								(免税点) 土地 5万円 家屋(建築) 15万円 家屋(その他) 8万円
税率 8%						税率 9% 課税標準の改正		

40	41	42	43	44	45	46	47
	分割課税に係る 所得割は当分の 間算出税額の 90%						
法人税割 5.5%	法人税割 5.8%	均等割 (7)資本の金額又 は出資金額が 1,000万円以 下の法人等 年 600円 (4)資本の金額又 は出資金額が 1,000万円を 超える法人 年 1,000円			法人税割 5.6%		
事業主控除 年 240,000円	事業主控除 年 250,000円	事業主控除 年 270,000円			事業主控除 年 320,000円	事業主控除 年 360,000円	事業主控除 年 600,000円
				専業専従者控 除に完全給与 制採用			
	農業組合法人の 行う農業は非課 税						
		税率 10.3%					

48	49	50	51	52
			均等割 年 300 円	
	法人税割 5.2%	法人税割 (中小法人等については 5.2%) (特例条例)	均等割 (7) 資本の金額又は出資金額が 1 億円を超える法人 (公共法人, 公益法人等で均等割のみを課されるものを除く。以下 (i) の法人について同じ。) 及び 保険業法に規定する相互会社 年 6,000 円 (i) 資本の金額又は出資金額が 1 千万円を超え 1 億円以下である法人 年 3,000 円 (ii) (7) 及び (i) の法人以外の法人等 年 1,800 円	均等割 (7) 資本の金額又は出資金額が 1 億円を超える法人 (公共法人, 公益法人等で均等割のみを課されるものを除く。以下 (i) の法人について同じ。) 及び 保険業法に規定する相互会社 年 20,000 円 (i) 資本の金額又は出資金額が 1 千万円を超え 1 億円以下である法人 年 6,000 円 (ii) (7) 及び (i) の法人以外の法人等 年 2,000 円
事業主控除 年 800,000 円	事業主控除 年 1,500,000 円	事業主控除 年 1,800,000 円	事業主控除 年 2,000,000 円	事業主控除 年 2,200,000 円
	普通法人 年 300 万円以下 6% 年 600 万円以下 9% 年 600 万円超及び清算所得 12% 特別法人 年 300 万円以下 6% 年 300 万円超及び清算所得 8%	普通法人 年 350 万円以下 6% 年 700 万円以下 9% 年 700 万円超及び清算所得 12% 特別法人 年 350 万円以下 6% 年 350 万円超及び清算所得 8%		
(免税点) 土地 10 万円 家屋 (建築) 23 万円 家屋 (その他) 12 万円				

53	54	55	56
		均等割 年 500 円	
均等割 (7) 資本の金額又は出資金額（保険業法に規定する相互会社にあつては、純資産額として政令で定めるところにより算定した金額。以下(イ)から(エ)において同じ。）が 50 億円を超える法人 年 200,000 円 (イ) 資本の金額又は出資金額が 10 億円を超え 50 億円以下である法人 年 100,000 円 (ロ) 資本の金額又は出資金額が 1 億円を超え 10 億円以下である法人 年 20,000 円 (ハ) 資本の金額又は出資金額が 1 千万円を超え 1 億円以下である法人 年 6,000 円 (ニ) (7)～(エ)の法人以外の法人等 年 2,000 円			法人税割 6.0% (中小法人等については 5.0%) (特例条例 56. 8. 1 施行)
			税率 4% (7月1日から) ・昭和 56 年 1 月 1 日前に住宅以外の家屋の新築工事に着手した者が、その家屋を昭和 57 年 12 月 31 日までに取得した場合 } は 3% ・昭和 61 年 6 月 30 日までに住宅を取得した場合 }

57	58	59	60	61
			均等割 年 700 円	
	均等割 (ア) 資本等の金額が 50 億円を超える法人 年額 300,000 円 (イ) 資本等の金額が 10 億円を超え 50 億円以下の法人 年額 200,000 円 (ロ) 資本等の金額が 1 億円を超え 10 億円以下の法人 年額 40,000 円 (ハ) 資本等の金額が 1 千万円を超え 1 億円以下の法人 年額 12,000 円 (ニ) (ア)から(ハ)の法人以外の法人等 年 4,000 円	均等割 (ア) 資本等の金額が 50 億円を超える法人 年額 750,000 円 (イ) 資本等の金額が 10 億円を超え 50 億円以下の法人 年額 500,000 円 (ロ) 資本等の金額が 1 億円を超え 10 億円以下の法人 年額 100,000 円 (ハ) 資本等の金額が 1 千万円を超え 1 億円以下の法人 年額 30,000 円 (ニ) (ア)から(ハ)の法人以外の法人等 年 10,000 円		
			事業主控除 年 2,400,000 円	
				住宅を取得した場合の税率の特例措置を昭和 64 年 6 月 30 日まで延長
			税率 従価格 8.1% 従量割 1,000 本につき 200 円	特例税率 (61. 5. 1～61. 3. 31 の間) 従量税 1,000 本につき 360 円

62	63	元	2	3	4	5
	所得割 130万円以下 2% 130万円超 3% 260万円超 4%	所得割 500万円以下 2% 500万円超 4%		所得割 550万円以下 2% 550万円超 4%		
			法人税割 5.8% (中小法人等については5.0%) (特例条例)			
	(創設) 税率 5%					
						事業主控除 年 2,700,000円
		住宅を取得した場合の税率の特例措置を平成4年6月30日まで延長			住宅を取得した場合の税率の特例措置を平成7年6月30日まで延長	
適用期限の延長 63. 3. 31まで	適用期限の延長 64. 3. 31まで	県たばこ税に名称変更 1,000本につき 1,129円				

6	7	8	9	10
	所得割 700万円以下 2% 700万円超 4%	均等割 年 1,000 円	所得割 700万円以下 2% 700万円超 3%	
均等割 標準税率 (ア) 資本等の金額が 50 億円を超える法人 年額 800,000 円 (イ) 資本等の金額が 10 億円を超え 50 億円以下の法人 年額 540,000 円 (ウ) 資本等の金額が 1 億円を超え 10 億円以下の法人 年額 130,000 円 (エ) 資本等の金額が 1 千万円を超え 1 億円以下の法人 年額 50,000 円 (オ) (ア)から(エ)の法人以外の法人等 年 20,000 円				
				普通法人 年 400 万円以下 5.6% 年 800 万円以下 8.4% 年 800 万円超及び清算所得 11% 特別法人 年 400 万円以下 5.6% 年 400 万円超及び清算所得 7.5%
	住宅を取得した場合の税率の特例措置を平成 10 年 6 月 30 日まで延長			住宅を取得した場合の税率の特例措置を平成 13 年 6 月 30 日まで延長
			1,000 本につき 692 円 (3 級品については 329 円)	

11	12	13	14
所得割 個人住民税の所得割の15%（4万円を上限とする。）の額を税額から控除する定率減税			
事業主控除 年 2,900,000 円			
普通法人 年 400 万円以下 5% 年 800 万円以下 7.3% 年 800 万円超及び清算所得 9.6% 特別法人 年 400 万円以下 5% 年 400 万円超及び清算所得 6.6% 収入金額課税法人 1.3%		(1) 収入金額課税法人 1.3% (2) 特定信託の受託者である信託業を行う法人（普通法人） 各事業年度の所得 年 400 万円以下 5% 年 800 万円以下 7.3% 年 800 万円超 9.6% 各特定信託の各計算期間の所得 年 400 万円以下 5% 年 800 万円以下 7.3% 年 800 万円超 9.6% 清算所得 9.6% (特別法人) 各事業年度の所得 年 400 万円以下 5% 年 400 万円超 6.6%	各特定信託の各計算期間の所得 年 400 万円以下 5% 年 400 万円超 6.6% 清算所得 6.6% (3) その他の事業を行う法人（普通法人） 各事業年度の所得 年 400 万円以下 5% 年 800 万円以下 7.3% 年 800 万円超 9.6% 清算所得 9.6% (特別法人) 各事業年度の所得 年 400 万円以下 5% 年 400 万円超 6.6% 清算所得 6.6%
		住宅を取得した場合の税率の特例措置を平成 16 年 6 月 30 日まで延長	
1,000 本につき 868 円 (3 級品については 413 円) (5 月 1 日以降)			

15	16	17	18
(創設) 配当割 3% (平成 20 年 4 月 1 日以降 5%) 株式等譲渡所得割 3% (平成 20 年 4 月 1 日以降 5%)			
	外形標準課税 ・所得割 各事業年度の所得 年 400 万円以下…3.8% 年 800 万円以下…5.5% 年 800 万円超 …7.2% ・付加価値割 ……0.48% ・資本割……0.2% ※外形標準課税の対象でない法人は従前どおり。		
	資本金が 1 億円を超える普通法人に外形標準課税を導入。		
税率 3% (本則税率は 4%) (平成 15 年 4 月 1 日から平成 18 年 3 月 31 日までに不動産を取得した場合)			○住宅又は土地 税率 3% (平成 18 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日までに取得した場合) ○住宅以外の家屋 税率 3.5% (平成 18 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日までに取得した場合)
1,000 本につき 969 円 (3 級品については 461 円) (7 月 1 日以降)			1,000 本につき 1,074 円 (3 級品については 511 円) (7 月 1 日以降)

19	20	21
均等割 年 1,500 円 (ひろしまの森づくり県民税条例) 所得割 一律 4% 定率減税の廃止		所得割・株式等譲渡所得割の軽減税率(3%) の延長 (平成 21 年 1 月 1 日 ~平成 23 年 12 月 31 日)
均等割 (ア) 資本金等の額が 5 0 億円を超える法人 年額 840,000 円 (イ) 資本金等の額が 10 億円を超え 50 億円以下の法人 年額 567,000 円 (ウ) 資本金等の額が 1 億円を超え 10 億円以下の法人 年額 136,500 円 (エ) 資本金等の額が 1 千万円を超え 1 億円以下の法人 年額 52,500 円 (オ) (ア) から (エ) の法人以外の法人等 年額 21,000 円 (ひろしまの森づくり県民税条例)		
	○外形標準課税の対象とならない法人 ・所得割 [普通法人] 年 400 万円以下…2.7% 年 800 万円以下…4.0% 年 800 万円超及び清算所得…5.3% [特別法人] 年 400 万円以下…2.7% 年 400 万円超及び清算所得…3.6% ・収入割 0.7% ○外形標準課税の対象となる法人 年 400 万円以下…1.5% 年 800 万円以下…2.2% 年 800 万円超及び清算所得…2.9% 【平成 20 年 10 月 1 日以降に開始する事業年 度から適用 (地方法人特別税 (国税) の創設)】	
	税率 4% (平成 20 年 4 月 1 日以後に住宅以外の家屋を 取得した場合)	○住宅又は土地 税率 3% (特例の延長) (平成 18 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日までに取得した場合)

22	23	24	25
	所得割・株式等譲渡所得割の軽減税率(3%)の延長 (平成21年1月1日 ～平成25年12月31日)		
清算所得課税制度廃止 (平成22年10月1日以後、 解散分から適用)		○欠損金繰越控除の2年延長 (7年から9年に) (平成20年4月1日以降終了事業年度発生分) ○繰越欠損金控除限度を80%に制限 (中小法人等を除く) (平成24年4月1日以降開始事業年度から適用)	
		○住宅又は土地 税率 3% (特例の延長) (平成18年4月1日から平成27年3月31日 までに取得した場合)	
1,000本につき1,504円 (3級品については716円) (10月1日以降)			1,000本につき860円 (3級品については411円) (4月1日以降)

26	27	28
<p>東日本大震災からの復興に関し地方公共団体の防災費確保のため均等割税率が 500 円引上げ (平成 26 年度～平成 35 年度)</p>	<p>ふるさと納税の拡充 ・ 特例控除額を個人住民税所得割額の 2 割に引上げ (平成 28 年度以後の個人住民税から適用) ・ ふるさと納税ワンストップ特例制度の導入 (平成 27 年 4 月 1 日以後寄附から適用)</p>	<p>○ 公的年金からの仮特別徴収税額の平準化 ・ 仮特別徴収税額を、前年度分の公的年金等の所得に係る個人住民税の 1/2 に相当する額とする。 (平成 28 年 10 月以降に実施する特別徴収から適用)</p>
<p>法人税割の税率改正 標準税率… 3.2% 制限税率… 4.0% (平成 26 年 10 月 1 日以降開始事業年度から適用) (法人住民税引下げ相当分を地方法人税(国税)として創設)</p>	<p>○ 「資本金等の額」の改正 法人税法第 2 条第 16 号に規定する資本金等の額に無償増資・減資、欠損填補を行った調整後の額とする。 (平成 27 年 4 月 1 日以後開始事業年度から適用) ○ 均等割の税率区分の基準の改正 資本金等の額が、資本金及び資本準備金の合算額に満たない場合、資本金等の額は当該合算額とする。 (平成 27 年 4 月 1 日以後開始事業年度から適用)</p>	<p>○ 地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)の創設</p>
	<p>○ 利子割の納税義務者から法人を除外 (平成 28 年 1 月 1 日以後支払利子等から適用) ○ 特定公社債等の利子等について、利子割の課税対象から除外し、配当割の課税対象とする。 (平成 28 年 1 月 1 日以後支払特定公社債等から適用) ○ 源泉徴収口座内の特定公社債等譲渡所得等を株式等譲渡所得割の課税対象とする。 (平成 28 年 1 月 1 日以後の譲渡所得等に適用)</p>	
<p>○ 法人事業税(所得割及び収入割)の税率改正 資本金 1 億円超の普通法人 年 400 万円以下… 2.2% 年 800 万円以下… 3.2% 年 800 万円超及び清算所得… 4.3% 資本金 1 億円以下の普通法人 年 400 万円以下… 3.4% 年 800 万円以下… 5.1% 年 800 万円超及び清算所得… 6.7% 特別法人 年 400 万円以下… 3.4% 年 400 万円超及び清算所得… 4.6% 電気供給業等収入金… 0.9% ○ 地方法人特別税の税率改正 外形標準課税法人… 67.4% 所得割課税法人… 43.2% 収入金課税法人… 43.2% (平成 26 年 10 月 1 日以降開始事業年度から適用) (地方法人特別税を 1/3 に縮小し、法人事業に還元)</p>	<p>○ 外形標準課税に係る法人事業税・地方法人特別税の税率改正 付加価値割… 0.72% 資本割 … 0.3% 所得割 … 年 400 万円以下 1.6% 年 800 万円以下 2.3% 年 800 万円超 3.1% 地方法人特別税… 93.5% (平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までに開始する事業年度に適用) ○ 資本割の課税標準の改正 資本金等の額が資本金及び資本準備金の合算額に満たない場合、資本金等の額は当該合算額とする。 (平成 27 年 4 月 1 日以後開始事業年度から適用) ○ 繰越欠損金控除限度を 65% に制限 (中小法人等を除く) (平成 27 年 4 月 1 日以後開始事業年度から適用)</p>	<p>○ 外形標準課税に係る法人事業税・地方法人特別税の税率改正 付加価値割… 1.2% 資本割… 0.5% 所得割… 年 400 万円以下 0.3% 年 800 万円以下 0.5% 年 800 万円超 0.7% 地方法人特別税… 414.2% (平成 28 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度に適用) ○ 地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)の創設 ○ 繰越欠損金控除限度を 60% に制限 (中小法人等を除く) (平成 28 年 4 月 1 日以後開始事業年度から適用)</p>
<p>○ 耐震改修(取得日後 6 ヶ月以内)による基準適合既存住宅に特例措置適用 ○ 特例適用住宅に係る課税標準の特例措置(1300 万控除)の適用期限を 2 年延長 (～平成 28 年 3 月 31 日) ○ 特例適用住宅用土地に係る減額措置の適用期限を 2 年延長 (～平成 28 年 3 月 31 日)</p>	<p>○ 買取再販に係る不動産取得税の減額措置適用 (～平成 29 年 3 月 31 日) ○ サービス付き高齢者向け住宅に係る課税標準の特例及び土地に係る減額措置の適用期限を 2 年延長 (～平成 29 年 3 月 31 日) ○ 住宅又は土地(特例の延長) 税率 3% (平成 18 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までに取得した場合) ○ 宅地評価土地(特例の延長) 価格を 1/2 とする。(～平成 30 年 3 月 31 日)</p>	<p>○ 特例適用住宅用土地に係る減額措置の適用期限を 2 年延長 (～平成 30 年 3 月 31 日) ○ 認定長期優良住宅に係る課税標準の特例(1300 万円控除)を 2 年延長 (～平成 30 年 3 月 31 日)</p>
		<p>3 級品 1,000 本につき 481 円 (4 月 1 日以降)</p>

29	
	個 県
	法 県
	利 子 割
	個 事
	法 事
○買取再販に係る減額措置適用期限を2年延長（～平成31年3月31日） ○サービス付き高齢者向け住宅に係る課税標準の特例及び土地に係る減額措置の適用期限を2年延長（～平成31年3月31日）	不 動 産
3級品1,000本につき551円 （4月1日以降）	た ば こ

(2) ゴルフ場利用税, 特別地方消費税

年度		25	26	27	28	29	30
道 府 税	税目						
	道 府 ゴルフ場利用税 〔 1. 平成元年度 名称変更 (旧娯楽施設 利用税) 2. 地方税とし ての入場税を 含む。 〕	(入場税) 第1種の場所 100% 第2種の場所 40% 第3種の施設 100%		(入場税) 税率を従来 $\frac{1}{2}$ に 引き下げた。		入場税を国税に移譲 し、第3種の施設の 利用に対し娯楽施設 利用税を課すること とした。 (1) 料金課税の税率 舞踊・ゴルフ場 50% その他 30% 学生生徒等の運動 競技の施設利用 10% (2) 外形課税 (月額)の税率 ばちんこ場 1台 150円 まあじやん場 1卓 500円 たまつき場 1台 1,000円	
県	特別地方消費税 〔 料理飲食等 消費税 遊興飲食税 〕	芸者等の花代 100% カフェー・バー等 40% 上記以外の飲食 20% 宿泊 20%		カフェー・バー等 20% 上記以外の飲食 10% 宿泊 10% (非課税) 大衆食堂等 1人1回 100円以下 1品価格 50円以下		(非課税) 大衆飲食店 1人1回 120円 甘味喫茶店 1人1回 100円 大衆旅館 1人1回 700円	芸者等の花代 30% 花代を伴う遊興飲食 15% カフェー・バー等 15% 上記以外の飲食 1人1回 500円以下 5% 1人1回 500円超 10% 宿泊 1人1泊 1,000円以下 5% 1人1泊 1,000円超 10% (免税点) 1人1回 200円以下 食券食堂の1品の価格 100円以下 (基礎控除) 1人1泊 500円 公給領収証制度の採用 非課税制度を免税点制 度に改めた。

31	32	33～35	36	37	38～40	41	42～43
	ゴルフ場に対し定額課税を採用した。 1人1日 <p style="text-align: right;">200円</p>		(1) 料金課税の税率 ゴルフ場 30% その他 15% (2) ゴルフ場の定額課税の税率 1人1日 <p style="text-align: right;">400円</p>	料金課税の税率 ゴルフ場 30% その他 10%		(1) ゴルフ場の定額課税の税率 1人1日 <p style="text-align: right;">600円</p> (2) (1)のうちゴルフ場所在市町村に対して1/6交付	
	芸者等の花代・カフェー・バー等 <p style="text-align: right;">15%</p> 宿泊及び上記以外の飲食 <p style="text-align: right;">10%</p> (免税点) 飲食店 1人1回 <p style="text-align: right;">300円以下</p> 食券食堂 1品の価格 <p style="text-align: right;">150円以下</p> 宿泊 1人1泊 <p style="text-align: right;">800円以下</p> (基礎控除) 1人1泊 <p style="text-align: right;">500円</p>		名称を料理飲食等消費税に変更した。 (免税点) 飲食店 1人1回 <p style="text-align: right;">500円以下</p> 食券食堂 1品の価格 <p style="text-align: right;">250円以下</p> 宿泊 1人1泊 <p style="text-align: right;">1,000円以下</p>	(税率) (1) 1人1回の消費金額 3,000円超 <p style="text-align: right;">15%</p> 3,000円以下 <p style="text-align: right;">10%</p> (2) 旅館における宿泊料金(1泊につき2食までの料金を含む。) <p style="text-align: right;">10%</p> (旅館における基礎控除) <p style="text-align: right;">800円</p>		(免税点) 旅館 1人1泊 <p style="text-align: right;">1,200円</p> 飲食店等 1人1回 <p style="text-align: right;">600円</p> チケット制食堂 1品 <p style="text-align: right;">300円</p> (奉仕料控除) 旅館及び飲食店等における特定の奉仕料(料金の10%以下等)は課税標準から控除することとした。	

44	45	46	47	48	49	50
		<p>ボウリング場に対し 外形課税を採用した。 ゴルフ場所在市町村 に対して 1/3 交付</p>	<p>ゴルフ場について は定額税率によっ て課税する。</p>	<p>ゴルフ場（ゴルフ場 に類する施設を含 む。）の税率 1人1日 800円 ゴルフ場所在市町村 に対して 1/2 交付</p>		
<p>(税率) 1人1回の消費金額 の10% (免税点) 旅館 1人1泊 1,600円 飲食店等 1人1回 800円 チケット制食堂 1品 400円</p>		<p>(免税点) 旅館 1人1泊 1,800円 飲食店等 1人1回 900円 チケット制食堂 1品 450円 (基礎控除) 旅館における基礎控 除額 1,000円</p>		<p>(免税点) 旅館 1人1泊 2,400円 飲食店等 1人1回 1,200円 チケット制食堂 1品 600円 (48. 10. 1 施行)</p>	<p>(基礎控除) 旅館における基礎控 除 1,500円 (49. 10. 1 施行)</p>	<p>(免税点) 旅館 1人1泊 3,400円 飲食店等 1,700円 チケット制食堂 1品 850円 (50. 10. 1 施行)</p>

51	52	53	54~56	57	58	59~63	元
	ゴルフ場（ゴルフ場に類する施設を含む。） 1人1日 1,000円 外形課税（月額）の税率 ばちんこ場 1台 250円 まあじやん場 1卓 750円 たまつき場 1台 1,200円				ゴルフ場（ゴルフ場に類する施設を含む。） 1人1日 1,100円 外形課税（月額）の税率 ばちんこ場 1台 280円 まあじやん場 1卓 830円 たまつき場 1台 1,300円		・ゴルフ場利用税に名称変更 1人1日 800円 ゴルフ場所在市町村に対して 7/10交付
	（免税点） 旅館 1人1泊 4,000円 飲食店等 2,000円 チケット制食堂 1品 1,000円 （52. 10. 1 施行）	（基礎控除） 旅館における基礎控除額 2,000円 （53. 10. 1 施行）		（免税点） 旅館 1人1泊 5,000円 飲食店等 2,500円 （58. 1. 1 施行） （チケット制食堂1品1,000円は据え置き）	（旅館における基礎控除） 2,500円 （59. 1. 1 施行）		・特別地方消費税に名称変更（税率） 3% （免税点） 旅館 1人1泊 10,000円 飲食店等 5,000円 （元. 4. 1 施行）

2	3～8	9	10	11	12～14	15	16～29	
						非課税区分を新設 対象者 ・ 年齢 18 歳未満 及び 70 歳以上 の者の利用 ・ 障害者 ・ 国民体育大会 での使用 ・ 学生等の利用		ゴルフ場利用税
(免税点) 旅館 1 人 1 泊 15,000 円 飲食店等 7,500 円 (3. 7. 1 施行) (交付金) 旅館、飲食店等所 在市町村に対して 1/5 交付		(交付金) 交付金を 1/2		廃止 (12.3.31)				特別地方消費税

(3) 自動車税, 軽油引取税, その他

税目		年度									
		25	26	27	28	29	30	31	32		
道府県	自動車税	普通自動車 自家用 15,000 円 営業用 10,000 円 トラック及び バス 10,000 円 小型自動車 四輪車 自家用 4,500 円 その他 3,000 円 三輪車 2,000 円 二輪車 1,000 円 軽自動車 500 円			普通自動車 自家用 30,000 円 営業用 14,000 円 トラック 14,000 円 バス 観光用 25,000 円 その他 14,000 円 小型自動車 四輪車 自家用 7,200 円 その他 4,200 円 三輪車 2,800 円 二輪車 1,400 円 軽自動車 700 円		普通自動車 自家用 120 吋以下 36,000 円 120 吋超 60,000 円 営業用 120 吋以下 15,000 円 120 吋超 30,000 円 トラック 自家用 揮発油 15,000 円 その他 23,000 円 営業用 揮発油 14,000 円 その他 21,000 円 バス 観光用 揮発油 30,000 円 その他 45,000 円 その他 揮発油 14,000 円 その他 21,000 円 小型自動車 四輪車 自家用 16,000 円 営業用 8,000 円 三輪車 自家用 4,300 円 営業用 3,300 円 二輪車 2,500 円 軽自動車 1,500 円			トラック及び バスにつ いて「揮発 油を燃料と する自動 車」以外の 税率を「揮 発油を燃料 とする自動 車」の標準 税率まで引 き下げた。	
	軽油引取税							(創設) 税率 1キロリッ トル 6,000 円	税率 1キロリッ トル 8,000 円		
	その他	附加価値税が 創設され実施 は昭和 27 年 1 月 1 日からと された。 漁業権税賃貸 料の 10%		附加価値 税の実施 は昭和 28 年 1 月 1 日からと 延期され た。 漁業権税 は廃止さ れた。 狩猟者税 の税率が 改正され た。	附加価値税 の実施は昭和 29 年 1 月 1 日か らと延期され た。 狩猟者税の税 率が改正され た。	附加価値税は廃止され た。		大規模償 却資産に 対する固 定資産税 の特例が 創設され た。			

33	34	35	36	37	38	39	40	41
二輪小型自動車及び軽自動車を市町村税の軽自動車税の課税客体とした。			普通自動車 自家用 3.048メートル以下 36,000円 3.048メートル超 60,000円 営業用 3.048メートル以下 15,000円 3.048メートル超 30,000円 トラック 15,000円 バス 観光用 30,000円 その他 14,000円 小型自動車 四輪車 自家用 16,000円 営業用 8,000円 三輪車 3,800円	小型四輪車 乗用車 自家用 1リットル以下 12,000円 1リットル超 1.5リットル以下 14,000円 1.5リットル超 16,000円 営業用 1リットル以下 6,000円 1リットル超 1.5リットル以下 7,000円 1.5リットル超 8,000円			自家用乗用車 普通車 3.048メートル以下 54,000円 3.048メートル超 90,000円 小型四輪車 1リットル以下 18,000円 1リットル超 21,000円 1.5リットル以下 24,000円 1.5リットル超 24,000円 営業用乗用車 普通車 3.048メートル以下 22,500円 3.048メートル超 45,000円 観光貸切用バス 45,000円	
	税率 1キロリットル 10,400円		税率 1キロリットル 12,500円			税率 1キロリットル 15,000円		
狩猟者税の税率が改正された。					狩猟免許税と目的税である入猟税が創設されこれに伴って狩猟者税は廃止された。			(鉱区税) 石油又は天然ガスの鉱区に対する税率は現行(試掘90円、採掘180円)の2/3に引き下げられた。

42	43	44	45	46	47	48	49	50
					<p>乗車定員 30人以下 11,500円</p> <p>” 30人超 40人以下 14,000円</p> <p>” 40人超 50人以下 16,500円</p> <p>” 50人超 60人以下 19,000円</p> <p>” 60人超 70人以下 21,500円</p> <p>” 70人超 80人以下 24,500円</p> <p>” 80人超 27,500円</p> <p>一般乗合用のもの及びスクールバス</p> <p>乗車定員 30人以下 20,000円</p> <p>” 30人超 40人以下 25,000円</p> <p>” 40人超 50人以下 30,000円</p> <p>” 50人超 60人以下 35,000円</p> <p>” 60人超 70人以下 40,000円</p> <p>” 70人超 80人以下 45,000円</p> <p>” 80人超 50,000円</p> <p>その他</p>		<p>年1回課税となる。</p> <p>納期限 5月31日</p>	<p>従来の税額の10%を加算した税額とする。ただし、次の軽減措置を講ずる。</p> <p>自動車排出ガス</p> <p>次期規制適合車 電気自動車 } 1/2の税額を控除</p> <p>自動車排出ガス</p> <p>当該年度規制適合車 被けん引車 一般乗合用バス } 1/11の税額を控除</p> <p>(特例条例)</p>
	自動車取得税(目的税)が創設され法定外普通税としての自動車取得税が廃止された。税率 3% 免税点 10万円	自動車取得税の免税点 15万円		狩猟免許税及び入猟税の税率が改正された。		自動車取得税 道路運送車両法第41条の規定による自動車排出ガスに係る保安基準に適合する自動車に係る税率は昭和49年3月31日までに取得されたものにあつては100分の1、昭和49年9月30日までの間に取得されたものにあつては100分の2	自動車取得税(免税点) 30万円 (税率) 軽自動車以外の自家用自動車 5% 上記のうち前項年度の基準に適合する自動車 4%	自動車取得税(税率) 道路運送車両法第41条により昭和51年4月1日以降に適用すべきものとして定められる保安基準に適合する自動車で自治省令で定めるものにつき取得が昭和50年4月1日から昭和51年3月31日までのものは100分の2、51年4月1日以降のものは100分の1を税率から控除する。

51	52	53	54
<p> 自家用乗用車 普通車 3.048メートル以下 70,000円 3.048メートル超 117,000円 小型四輪車 1リットル以下 23,500円 1リットル超 1.5リットル以下 27,500円 1.5リットル超 31,500円 営業用乗用車 普通車 3.048メートル以下 26,000円 3.048メートル超 52,000円 小型四輪車 1リットル以下 7,000円 1リットル超 1.5リットル以下 8,000円 1.5リットル超 9,000円 </p> <p> トラック 自家用 20,000円 営業用 17,500円 バス 自家用 39,000円 一般乗合用 14,000円 その他 34,500円 (条例) </p> <p> 税額の10%を加算した税額とする。ただし、次の軽減措置を講ずる。 </p> <p> 当該年度規制適合車 被けん引車 一般乗合用バス 営業用トラック </p> <p> $\left. \begin{array}{l} \text{1/11の税額を控除} \end{array} \right\}$ </p> <p> 次期規制適合車 電気自動車 </p> <p> $\left. \begin{array}{l} \text{1/2の税額を控除} \end{array} \right\}$ </p> <p>(特例条例)</p>		<p> トラック 最大積載量が8トンを超える被けん引車 ・自家用 8,100円に最大積載量が8トンを超える1トンまでごとに4,000円を加算した額 ・営業用 7,100円に最大積載量が8トンを超える1トンまでごとに3,600円を加算した額 </p>	<p> 自家用乗用車 普通車 3リットル以下 71,000円 3リットル超 6リットル以下 77,000円 6リットル超 129,000円 小型四輪車 1リットル以下 25,500円 1リットル超 1.5リットル以下 30,000円 1.5リットル超 34,500円 営業用乗用車 普通車 3リットル以下 24,000円 3リットル超 6リットル以下 26,000円 6リットル超 52,000円 </p> <p> トラック 自家用 22,000円 バス 自家用 42,500円 営業用 一般乗合用のもの以外のもの 36,000円 三輪の小型自動車 自家用 5,500円 (条例) </p> <p> 税額の10%を加算した税額とする。ただし、次の軽減措置を講ずる。 </p> <p> 当該年度規制適合車 被けん引車 一般乗合用バス 営業用トラック </p> <p> $\left. \begin{array}{l} \text{1/11の税額を控除} \end{array} \right\}$ </p> <p> 次期規制適合車 電気自動車 </p> <p> $\left. \begin{array}{l} \text{1/2の税額を控除} \end{array} \right\}$ </p> <p>(特例条例)</p>
<p> 税率 1キロリットル 19,500円 </p>			<p> 税率(昭和54年6月1日から昭和58年3月31日まで) 1キロリットル 24,300円 </p>
	<p> 自動車取得税 (税率) 昭和53年度規制適合車に係る税率は、昭和52年4月1日から昭和53年3月31日までの取得に対しては0.25%を、昭和53年4月1日から同年8月31日までの取得に対しては0.125%をそれぞれ引き下げる。 鉾区税、狩猟免許税、入猟税の税率を、それぞれ現行の2倍に引き上げる。 </p>		<p> 狩猟免許税を狩猟者登録税に改めるとともに、狩猟者の登録を受ける者に対し課するものとし、放鳥獣猟区のみに係る狩猟者の登録を受ける者は税率を2分の1とした。 入猟税についても、狩猟者の登録を受ける者に対し課するものとした。 </p>

55	56	57	58	59	60	61	62																																																																				
			<p>超過課税の廃止</p>	<table border="0"> <tr> <td>普通乗用車</td> <td>トラック</td> </tr> <tr> <td>自家用</td> <td>4トン超 5トン以下</td> </tr> <tr> <td>3リットル以下</td> <td>自家用</td> </tr> <tr> <td>81,500円</td> <td>25,500円</td> </tr> <tr> <td>3リットル超</td> <td>営業用</td> </tr> <tr> <td>6リットル以下</td> <td>18,500円</td> </tr> <tr> <td>88,500円</td> <td>バス</td> </tr> <tr> <td>6リットル超</td> <td>自家用</td> </tr> <tr> <td>148,500円</td> <td>乗車定員 40人超</td> </tr> <tr> <td>営業用</td> <td>50人以下</td> </tr> <tr> <td>3リットル以下</td> <td>49,000円</td> </tr> <tr> <td>25,000円</td> <td>営業用</td> </tr> <tr> <td>3リットル超</td> <td>一般乗合用</td> </tr> <tr> <td>6リットル以下</td> <td>乗車定員 30人超</td> </tr> <tr> <td>27,500円</td> <td>40人以下</td> </tr> <tr> <td>6リットル超</td> <td>14,500円</td> </tr> <tr> <td>54,500円</td> <td>一般乗合用以外のもの</td> </tr> <tr> <td>四輪以上の小型自動車</td> <td>乗車定員 40人超</td> </tr> <tr> <td>自家用</td> <td>50人以下</td> </tr> <tr> <td>1リットル以下</td> <td>38,000円</td> </tr> <tr> <td>29,500円</td> <td>三輪の小型自動車</td> </tr> <tr> <td>1リットル超</td> <td>自家用</td> </tr> <tr> <td>1.5リットル以下</td> <td>6,000円</td> </tr> <tr> <td>34,500円</td> <td>営業用</td> </tr> <tr> <td>1.5リットル超</td> <td>4,500円</td> </tr> <tr> <td>39,500円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>営業用</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1リットル以下</td> <td></td> </tr> <tr> <td>7,500円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1リットル超</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1.5リットル以下</td> <td></td> </tr> <tr> <td>8,500円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1.5リットル超</td> <td></td> </tr> <tr> <td>9,500円</td> <td></td> </tr> </table>	普通乗用車	トラック	自家用	4トン超 5トン以下	3リットル以下	自家用	81,500円	25,500円	3リットル超	営業用	6リットル以下	18,500円	88,500円	バス	6リットル超	自家用	148,500円	乗車定員 40人超	営業用	50人以下	3リットル以下	49,000円	25,000円	営業用	3リットル超	一般乗合用	6リットル以下	乗車定員 30人超	27,500円	40人以下	6リットル超	14,500円	54,500円	一般乗合用以外のもの	四輪以上の小型自動車	乗車定員 40人超	自家用	50人以下	1リットル以下	38,000円	29,500円	三輪の小型自動車	1リットル超	自家用	1.5リットル以下	6,000円	34,500円	営業用	1.5リットル超	4,500円	39,500円		営業用		1リットル以下		7,500円		1リットル超		1.5リットル以下		8,500円		1.5リットル超		9,500円				
普通乗用車	トラック																																																																										
自家用	4トン超 5トン以下																																																																										
3リットル以下	自家用																																																																										
81,500円	25,500円																																																																										
3リットル超	営業用																																																																										
6リットル以下	18,500円																																																																										
88,500円	バス																																																																										
6リットル超	自家用																																																																										
148,500円	乗車定員 40人超																																																																										
営業用	50人以下																																																																										
3リットル以下	49,000円																																																																										
25,000円	営業用																																																																										
3リットル超	一般乗合用																																																																										
6リットル以下	乗車定員 30人超																																																																										
27,500円	40人以下																																																																										
6リットル超	14,500円																																																																										
54,500円	一般乗合用以外のもの																																																																										
四輪以上の小型自動車	乗車定員 40人超																																																																										
自家用	50人以下																																																																										
1リットル以下	38,000円																																																																										
29,500円	三輪の小型自動車																																																																										
1リットル超	自家用																																																																										
1.5リットル以下	6,000円																																																																										
34,500円	営業用																																																																										
1.5リットル超	4,500円																																																																										
39,500円																																																																											
営業用																																																																											
1リットル以下																																																																											
7,500円																																																																											
1リットル超																																																																											
1.5リットル以下																																																																											
8,500円																																																																											
1.5リットル超																																																																											
9,500円																																																																											
			<p>暫定税率が2年間延長される。</p>		<p>暫定税率が3年間延長される。</p>																																																																						
<p>自動車取得税 軽自動車以外の自家用自動車の取得に対して課する自動車取得税の税率及び自動車の取得に係る免税点の特例措置（税率5% 免税点 30万円）の適用期限を昭和58年3月31日まで延長した。 狩猟者登録税 道府県民税の所得割額の納付を要しない者のうち一定の被扶養者を軽減税率の適用対象から除外することとした。</p>			<p>鉦区税、狩猟者登録税及び入猟税の税率がそれぞれ現行の1.1倍程度に改正される。 自動車取得税の暫定措置がさらに2年間延長される。</p>		<p>自動車取得税の暫定措置が3年間延長される。</p>																																																																						

63	元	2	3	4	5	6	7	8
	普通自動車 4リットル超 自家用 4.5リットル以下 2リットル超 23,600円 2.5リットル以下 4.5リットル超 45,000円 6リットル以下 2.5リットル超 27,200円 3リットル以下 6リットル超 51,000円 40,700円 3リットル超 3.5リットル以下 58,000円 3.5リットル超 4リットル以下 66,500円 4リットル超 4.5リットル以下 76,500円 4.5リットル超 6リットル以下 88,000円 6リットル超 111,000円 営業用 2リットル超 2.5リットル以下 13,800円 2.5リットル超 3リットル以下 15,700円 3リットル超 3.5リットル以下 17,900円 3.5リットル超 4リットル以下 20,500円							
暫定税率が5年間延長される。					暫定税率が平成5年11月30日まで延長 平成5年12月1日から平成10年3月31日まで 税率 1キロリットル 32,100円			
自動車取得税の暫定措置が5年間延長される。		自動車取得税の免税点 50万円			自動車取得税の暫定措置が5年間延長される。			

14	15	16	17
<p>グリーン化税制</p> <p>・軽課措置 平成13年4月1日から平成15年3月31日までに新車新規登録した次の自動車は、登録の翌年度から2年間の軽課</p> <p>電気自動車・メタノール自動車・天然ガス自動車 低燃費車かつ「超一低排出ガス」車 通常税率の概ね50%軽課</p> <p>低燃費車かつ「優一低排出ガス」車 通常税率の概ね25%軽課</p> <p>低燃費車かつ「良一低排出ガス」車 通常税率の概ね13%軽課</p> <p>・重課措置 平成13年4月1日から平成15年3月31日まで間に、次の年限を経過した自動車は、経過した翌年度から重課</p> <p>新車新規登録から13年を経過したガソリン車・LPG車 新車新規登録から11年を経過したディーゼル車 通常税率の概ね10%重課</p>	<p>グリーン化税制</p> <p>・軽課措置 平成15年度に、新車新規登録した次の自動車は、登録の翌年度から1年間の軽課</p> <p>電気自動車・メタノール自動車・天然ガス自動車 低燃費車かつ「超一低排出ガス」車 通常税率の概ね50%軽課</p> <p>・重課措置 平成15年度に、次の年限を経過した自動車は、経過した翌年度から重課</p> <p>新車新規登録から13年を経過したガソリン車・LPG車 新車新規登録から11年を経過したディーゼル車 通常税率の概ね10%重課</p>	<p>グリーン化税制</p> <p>・軽課措置 平成16年度に新車新規登録した次の自動車は、登録の翌年度から1年間の軽課</p> <p>電気自動車・メタノール自動車・天然ガス自動車 優良低燃費車かつ平成17年排出ガス基準75%低減車 通常税率の概ね50%軽課</p> <p>低燃費車かつ平成17年排出ガス基準75%低減車 優良低燃費車かつ平成17年排出ガス基準50%低減車 通常税率の概ね25%軽課</p> <p>・重課措置 平成17年3月31日までに、次の年限を経過した自動車は、経過した翌年度から重課</p> <p>新車新規登録から13年を経過したガソリン車・LPG車 新車新規登録から11年を経過したディーゼル車 通常税率の概ね10%重課</p> <p>(参考) ※優良低燃費車 ガソリン車・LPG車の場合 「平成22年度燃費基準5%向上達成車」 ディーゼル車の場合 「平成17年度燃費基準5%向上達成車」 ※低燃費車 ガソリン車・LPG車の場合 「平成22年度燃費基準達成車」 ディーゼル車の場合 「平成17年度燃費基準達成車」</p>	<p>グリーン化税制</p> <p>・軽課措置 平成17年度に新車新規登録した次の自動車は、登録の翌年度から1年間の軽課</p> <p>電気自動車・メタノール自動車・天然ガス自動車 優良低燃費車かつ平成17年排出ガス基準75%低減車 通常税率の概ね50%軽課</p> <p>低燃費車かつ平成17年排出ガス基準75%低減車 優良低燃費車かつ平成17年排出ガス基準50%低減車 通常税率の概ね25%軽課</p> <p>・重課措置 平成18年3月31日までに、次の年限を経過した自動車は、経過した翌年度から重課</p> <p>新車新規登録から13年を経過したガソリン車・LPG車 新車新規登録から11年を経過したディーゼル車 通常税率の概ね10%重課</p> <p>(参考) ※優良低燃費車 ガソリン車・LPG車の場合 「平成22年度燃費基準5%向上達成車」 ディーゼル車の場合 「平成17年度燃費基準5%向上達成車」 ※低燃費車 ガソリン車・LPG車の場合 「平成22年度燃費基準達成車」 ディーゼル車の場合 「平成17年度燃費基準達成車」</p>
	<p>暫定税率が5年間延長される。</p>		
	<p>自動車取得税暫定措置が5年間延長される。</p> <p>自動車取得税の低公害車に対する特例措置を平成17年3月31日まで延長</p> <p>産業廃棄物埋立税創設 (税率) 産業廃棄物1トンあたり 1,000円</p>	<p>狩猟者登録税及び入猟税を廃止し、新たに目的税として狩猟税を創設</p>	<p>自動車取得税の低公害車に対する特例措置を平成19年3月31日まで延長</p>

18	19	20	21
<p>県外転出入に係る月割計算の廃止</p> <p>非課税車等に係る月割課税の徴収方法の変更（証紙徴収→普通徴収）</p> <p>グリーン化税制</p> <p>・軽課措置 平成18年度に新車新規登録した次の自動車は、登録の翌年度1年間の軽課</p> <p>電気自動車・メタノール自動車・天然ガス自動車 燃費基準+20%達成車かつ平成17年排出ガス基準75%低減車 通常税率の概ね50%軽課</p> <p>燃費基準+10%達成車かつ平成17年排出ガス基準75%低減車 通常税率の概ね25%軽課</p> <p>※燃費基準 ガソリン車・LPG車の場合 平成22年度燃費基準 ディーゼル車の場合 平成17年度燃費基準</p> <p>・重課措置 平成19年3月31日までに、次の年限を経過した自動車は、経過した翌年度から重課</p> <p>新車新規登録から13年を経過したガソリン車・LPG車 新車新規登録から11年を経過したディーゼル車 通常税率の概ね10%重課</p>	<p>グリーン化税制</p> <p>・軽課措置 平成19年度に新車新規登録した次の自動車は、登録の翌年度1年間の軽課</p> <p>電気自動車・メタノール自動車・天然ガス自動車 燃費基準+20%達成車かつ平成17年排出ガス基準75%低減車 通常税率の概ね50%軽課</p> <p>燃費基準+10%達成車かつ平成17年排出ガス基準75%低減車 通常税率の概ね25%軽課</p> <p>※燃費基準 ガソリン車・LPG車の場合 平成22年度燃費基準 ディーゼル車の場合 平成17年度燃費基準</p> <p>・重課措置 平成20年3月31日までに、次の年限を経過した自動車は、経過した翌年度から重課</p> <p>新車新規登録から13年を経過したガソリン車・LPG車 新車新規登録から11年を経過したディーゼル車 通常税率の概ね10%重課</p>	<p>グリーン化税制(見直しの上2年間延長)</p> <p>・軽課措置 平成20年度に新車新規登録した次の自動車は、登録の翌年度1年間の軽課</p> <p>○電気自動車 ○天然ガス自動車 車両総重量3.5t以下 平成17年排出ガス基準75% NOx低減 車両総重量3.5t超 平成17年排出ガス基準10% NOx低減 ○燃費基準+25%達成車かつ平成17年排出ガス基準75%低減車 通常税率の概ね50%軽課 ○燃費基準+15%達成車かつ平成17年排出ガス基準75%低減車 通常税率の概ね25%軽課</p> <p>※燃費基準 ガソリン車・LPG車の場合 平成22年度燃費基準 ディーゼル車の場合 平成17年度燃費基準</p> <p>・重課措置 平成21年3月31日までに、次の年限を経過した自動車は、経過した翌年度から重課</p> <p>○新車新規登録から13年を経過したガソリン車・LPG車 ○新車新規登録から11年を経過したディーゼル車 通常税率の概ね10%重課</p>	<p>グリーン化税制</p> <p>・軽課措置 平成21年度に新車新規登録した次の自動車は、登録の翌年度1年間の軽課</p> <p>○電気自動車 ○天然ガス自動車 車両総重量3.5t以下 平成17年排出ガス基準75% NOx低減 車両総重量3.5t超 平成17年排出ガス基準10% NOx低減 ○燃費基準+25%達成車かつ平成17年排出ガス基準75%低減車 通常税率の概ね50%軽課 ○燃費基準+15%達成車かつ平成17年排出ガス基準75%低減車 通常税率の概ね25%軽課</p> <p>※燃費基準 ガソリン車・LPG車の場合 平成22年度燃費基準 ディーゼル車の場合 平成17年度燃費基準</p> <p>・重課措置 平成22年3月31日までに、次の年限を経過した自動車は、経過した翌年度から重課</p> <p>○新車新規登録から13年を経過したガソリン車・LPG車 ○新車新規登録から11年を経過したディーゼル車 通常税率の概ね10%重課</p>
		<p>暫定税率が10年間延長 (ただし、4月のみ失効)</p>	<p>使途制限を廃止（一般財源化）</p> <p>軽油引取税の課税免除のうち、免税証によるものについて、本法附則により平成24年3月31日までとなる。 (石油化学製品製造業は除く)</p>
<p>自動車取得税の低燃費車特例を自動車税と同様に見直しの上2年間延長</p> <p>自動車取得税の環境性能に優れた大型ディーゼル車に対する特例措置の創設（2年間）</p>	<p>自動車取得税の低公害車に対する特例措置を平成21年3月31日まで延長</p>	<p>自動車取得税の暫定措置は10年間延長（ただし、暫定税率は4月のみ失効）</p> <p>自動車取得税の低燃費車特例及び環境性能に優れた大型ディーゼル車特例は見直しの上2年間延長 (ただし、4月のみ従前の制度による)</p> <p>自動車取得税のクリーンディーゼル乗用車に対する特例措置の創設（平成20年5月1日～平成22年3月31日）</p>	<p>自動車取得税の使途制限を廃止（一般財源化）</p> <p>自動車取得税の各特例措置は、新車新規登録車両の取得について見直しの上、平成24年3月31日まで延長</p> <p><特例措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・低公害車に対する特例措置 ・低燃費車特例措置 ・環境性能に優れた大型ディーゼル車特例措置 ・クリーンディーゼル乗用車に対する特例措置

22	23	24	25
<p>グリーン化税制(見直しの上2年間延長)</p> <p>・軽課措置 平成22年度に新車新規登録した次の自動車は、登録の翌年度1年間の軽課</p> <p>○プラグインハイブリッド自動車 ○電気自動車 ○天然ガス自動車 車両総重量3.5t以下 平成17年排出ガス基準75%NOx低減 車両総重量3.5t超 平成17年排出ガス基準10%NOx低減 ○燃費基準+25%達成車かつ平成17年排出ガス基準75%低減車 通常税率の概ね50%軽課</p> <p>※燃費基準 ガソリン車・LPG車の場合 平成22年度燃費基準 ディーゼル車の場合 平成17年度燃費基準</p> <p>・重課措置 平成23年3月31日までに、次の年限を経過した自動車は、経過した翌年度から重課</p> <p>○新車新規登録から13年を経過したガソリン車・LPG車 ○新車新規登録から11年を経過したディーゼル車 通常税率の概ね10%重課</p>	<p>グリーン化税制</p> <p>・軽課措置 平成23年度に新車新規登録した次の自動車は、登録の翌年度1年間の軽課</p> <p>○プラグインハイブリッド自動車 ○電気自動車 ○天然ガス自動車 車両総重量3.5t以下 平成17年排出ガス基準75%NOx低減 車両総重量3.5t超 平成17年排出ガス基準10%NOx低減 ○燃費基準+25%達成車かつ平成17年排出ガス基準75%低減車 通常税率の概ね50%軽課</p> <p>※燃費基準 ガソリン車・LPG車の場合 平成22年度燃費基準 ディーゼル車の場合 平成17年度燃費基準</p> <p>・重課措置 平成24年3月31日までに、次の年限を経過した自動車は、経過した翌年度から重課</p> <p>○新車新規登録から13年を経過したガソリン車・LPG車 ○新車新規登録から11年を経過したディーゼル車 通常税率の概ね10%重課</p> <p>東日本大震災により被災した自動車等の代替自動車に係る特例措置(平成23～25年度 非課税)</p>	<p>グリーン化税制(見直しの上2年間延長)</p> <p>・軽課措置 平成24年度に新車新規登録した次の自動車は、登録の翌年度1年間の軽課</p> <p>○電気自動車 ○プラグインハイブリッド自動車 ○天然ガス自動車 車両総重量3.5t以下、12t超 平成21年排出ガス規制NOx10%低減 車両総重量3.5t超12t以下 平成22年排出ガス規制NOx10%低減 ○クリーンディーゼル乗用車 ○平成27年度燃費基準+10%達成車かつ平成17年排出ガス規制75%低減車 通常税率の概ね50%軽課</p> <p>○平成27年度燃費基準達成車かつ平成17年排出ガス規制75%低減車 通常税率の概ね25%軽課</p> <p>・重課措置 平成25年3月31日までに、次の年限を経過した自動車は、経過した翌年度から重課</p> <p>○新車新規登録から13年を経過したガソリン車・LPG車 ○新車新規登録から11年を経過したディーゼル車 通常税率の概ね10%重課</p> <p>東日本大震災により被災した自動車等の代替自動車に係る特例措置(平成23～25年度 非課税)</p>	<p>グリーン化税制</p> <p>・軽課措置 平成25年度に新車新規登録した次の自動車は、登録の翌年度1年間の軽課</p> <p>○電気自動車 ○プラグインハイブリッド自動車 ○天然ガス自動車 車両総重量3.5t以下、12t超 平成21年排出ガス規制NOx10%低減 車両総重量3.5t超12t以下 平成22年排出ガス規制NOx10%低減 ○クリーンディーゼル乗用車 ○平成27年度燃費基準+10%達成車かつ平成17年排出ガス規制75%低減車 通常税率の概ね50%軽課</p> <p>○平成27年度燃費基準達成車かつ平成17年排出ガス規制75%低減車 通常税率の概ね25%軽課</p> <p>・重課措置 平成26年3月31日までに、次の年限を経過した自動車は、経過した翌年度から重課</p> <p>○新車新規登録から13年を経過したガソリン車・LPG車 ○新車新規登録から11年を経過したディーゼル車 通常税率の概ね10%重課</p> <p>東日本大震災により被災した自動車等の代替自動車に係る特例措置(平成23～25年度 非課税)</p>
<p>10年間の暫定税率を廃止 ただし、当分の間、現在の税率水準を維持</p> <p>原油価格の異常な高騰が続いた場合には、本則税率を上回る部分(特例税率)の課税を停止する。 (通称「トリガー条項」)</p>	<p>原油価格の異常な高騰が続いた場合に、本則税率を上回る部分(特例税率)の課税を停止する(通称「トリガー条項」) (平成23年4月27日施行)</p>	<p>課税免除の特例措置の延長 次の業種を除き、適用期限を平成27年3月31日まで延長。 【廃止業種】 電気通信事業、放送事業、建設用粘土製品製造業、鉄鋼業、自動車教習所業、ゴルフ場業</p>	
<p>自動車取得税の低燃費車特例 ・新車新規登録以外の取得に係る特例適用期間を2年延長 ・一定のバス・トラックに対する新たな特例を創設</p> <p>環境性能に優れた大型ディーゼル車特例 ・一定のバス・トラックに対する新たな特例を創設 ・新車新規登録以外の取得に係る特例適用期間を設定</p> <p>クリーンディーゼル乗用車特例 ・新車新規登録以外の取得に係る特例適用期間を5ヶ月延長</p>	<p>東日本大震災により被災した自動車等の代替自動車(平成26年3月31日までに取得)に係る自動車取得税特例措置(非課税、課税免除)</p>	<p>自動車取得税の特例措置は、対象を見直しの上、平成27年3月31日まで延長 <特例措置> ・環境性能に優れた自動車 ・低燃費低排出ガス認定車 ・バリアフリー車両に対する特例を創設 ・衝突被害軽減ブレーキ搭載トラックに対する特例を創設</p> <p>東日本大震災により被災した自動車等の代替自動車(平成26年3月31日までに取得)に係る自動車取得税特例措置(非課税、課税免除)</p>	<p>自動車取得税の特例措置 ・衝突被害軽減ブレーキ搭載自動車に対する特例にバス等を追加</p> <p>東日本大震災により被災した自動車等の代替自動車(平成26年3月31日までに取得)に係る自動車取得税特例措置(非課税、課税免除)</p>

26	27	28	29	
<p>グリーン化税制(見直しの上 2 年間延長)</p> <p>・軽課措置 平成 26 年度に新車新規登録した次の自動車は、登録の翌年度 1 年間の軽課</p> <p>○電気自動車 ○プラグインハイブリッド自動車 ○天然ガス自動車 車両総重量 3.5t 以下, 12t 超 平成 21 年排出ガス規制 NOx10% 低減 車両総重量 3.5t 超 12t 以下 平成 22 年排出ガス規制 NOx10% 低減 ○クリーンディーゼル乗用車 ○平成 27 年度燃費基準+20% 達成車 (平成 32 年度燃費基準達成車に限る) かつ平成 17 年排出ガス規制 75% 低減車 通常税率の概ね 75% 軽課</p> <p>○平成 27 年度燃費基準+10% 達成または +20% 達成車かつ平成 17 年排出ガス規制 75% 低減車 通常税率の概ね 50% 軽課</p> <p>・重課措置 平成 27 年 3 月 31 日までに、次の年限を超過した自動車は、経過した翌年度から重課</p> <p>○バス・トラック 新車新規登録から 13 年を経過したガソリン車・LPG 車 新車新規登録の日から 11 年を経過しているディーゼル車 通常税率の概ね 10% 重課</p> <p>○バス・トラック以外の自動車 新車新規登録から 13 年を経過したガソリン車・LPG 車 新車新規登録の日から 11 年を経過しているディーゼル車 通常税率の概ね 15% 重課</p> <p>東日本大震災により被災した自動車等の代替自動車に係る特例措置を 2 年延長(平成 26~28 年度 非課税)</p>	<p>グリーン化税制</p> <p>・軽課措置 平成 27 年度に新車新規登録した次の自動車は、登録の翌年度 1 年間の軽課</p> <p>○電気自動車 ○プラグインハイブリッド自動車 ○天然ガス自動車 車両総重量 3.5t 以下, 12t 超 平成 21 年排出ガス規制 NOx10% 低減 車両総重量 3.5t 超 12t 以下 平成 22 年排出ガス規制 NOx10% 低減 ○クリーンディーゼル乗用車 ○平成 27 年度燃費基準+20% 達成車 (平成 32 年度燃費基準達成車に限る) かつ平成 17 年排出ガス規制 75% 低減車 通常税率の概ね 75% 軽課</p> <p>○平成 27 年度燃費基準+10% 達成または +20% 達成車かつ平成 17 年排出ガス規制 75% 低減車 通常税率の概ね 50% 軽課</p> <p>・重課措置 平成 28 年 3 月 31 日までに、次の年限を超過した自動車は、経過した翌年度から重課</p> <p>○バス・トラック 新車新規登録から 13 年を経過したガソリン車・LPG 車 新車新規登録の日から 11 年を経過しているディーゼル車 通常税率の概ね 10% 重課</p> <p>○バス・トラック以外の自動車 新車新規登録から 13 年を経過したガソリン車・LPG 車 新車新規登録の日から 11 年を経過しているディーゼル車 通常税率の概ね 15% 重課</p> <p>東日本大震災により被災した自動車等の代替自動車に係る特例措置(平成 26~28 年度 非課税)</p>	<p>グリーン化税制</p> <p>・軽課措置 平成 28 年度に新車新規登録した次の自動車は、登録の翌年度 1 年間の軽課</p> <p>○電気自動車 ○プラグインハイブリッド自動車 ○天然ガス自動車 車両総重量 3.5t 以下, 12t 超 平成 21 年排出ガス規制 NOx10% 低減 車両総重量 3.5t 超 12t 以下 平成 22 年排出ガス規制 NOx10% 低減 ○クリーンディーゼル乗用車 ○平成 32 年度燃費基準+10% 達成車かつ 17 年排出ガス規制 75% 低減車 通常税率の概ね 75% 軽課</p> <p>○平成 27 年度燃費基準+20% 達成車かつ 17 年排出ガス規制 75% 低減車 通常税率の概ね 50% 軽課</p> <p>・重課措置 平成 29 年 3 月 31 日までに、次の年限を超過した自動車は、経過した翌年度から重課</p> <p>○バス・トラック 新車新規登録から 13 年を経過したガソリン車・LPG 車 新車新規登録の日から 11 年を経過しているディーゼル車 通常税率の概ね 10% 重課</p> <p>○バス・トラック以外の自動車 新車新規登録から 13 年を経過したガソリン車・LPG 車 新車新規登録の日から 11 年を経過しているディーゼル車 通常税率の概ね 15% 重課</p> <p>東日本大震災により被災した自動車等の代替自動車に係る特例措置を 3 年延長(平成 28~31 年度 非課税)</p>	<p>グリーン化税制</p> <p>・軽課措置 平成 29 年度に新車新規登録した次の自動車は、登録の翌年度 1 年間の軽課</p> <p>○電気自動車 ○プラグインハイブリッド自動車 ○天然ガス自動車 車両総重量 3.5 t 以下 平成 30 年排出ガス規制達成 車両総重量 12 t 超 平成 21 年排出ガス規制 NOx10% 低減 車両総重量 3.5 t 超 12 t 以下 平成 22 年排出ガス規制 NOx10% 低減 ○クリーンディーゼル乗用車 ○平成 32 年度燃費基準+30% 達成車かつ 30 年排出ガス規制 50% 軽減または 17 年排出ガス規制 75% 低減車 通常税率の概ね 75% 軽課</p> <p>○平成 32 年度燃費基準+10% 達成車かつ 30 年排出ガス規制 50% 軽減または 17 年排出ガス規制 75% 低減車 通常税率の概ね 50% 軽課</p> <p>・重課措置 平成 30 年 3 月 31 日までに、次の年限を超過した自動車は、経過した翌年度から重課</p> <p>○バス・トラック 新車新規登録から 13 年を経過したガソリン車・LPG 車 新車新規登録の日から 11 年を経過しているディーゼル車 通常税率の概ね 10% 重課</p> <p>○バス・トラック以外の自動車 新車新規登録から 13 年を経過したガソリン車・LPG 車 新車新規登録の日から 11 年を経過しているディーゼル車 通常税率の概ね 15% 重課</p>	自動車税
	<p>課税免除の特例措置の延長 次の業種を除き、適用期限を平成 30 年 3 月 31 日まで延長。 【廃止業種】 海上保安庁の航路標識、警察の電気通信設備、消防の電気通信設備、陶磁器製造業</p>			軽油引取税
<p>自動車取得税の税率引き下げ ・軽自動車… 2 % ・軽自動車以外の営業用自動車… 2 % ・軽自動車以外の家用自動車… 3 %</p> <p>自動車取得税の低燃費車特例のうち新車新規登録に係る特例措置を拡充</p> <p>東日本大震災により被災した自動車等の代替自動車に係る自動車取得税特例措置 (非課税, 課税免除) を 2 年延長 (平成 28 年 3 月 31 日までに取得)</p> <p>狩猟税の軽減措置拡充 (平成 31 年 3 月 31 日まで)</p> <p>地方消費税 税率 消費税額の 17/63</p>	<p>自動車取得税の特例措置は、対象を見直しの上、平成 29 年 3 月 31 日まで延長 <特例措置></p> <p>・環境性能に優れた自動車 ・低燃費低排出ガス認定車 ・バリアフリー車両に対する特例 ・衝突被害軽減ブレーキ搭載トラック・バス等に対する特例に、車両安定性制御装置搭載トラック・バス等を追加</p>	<p>環境性能に優れた大型ディーゼル車特例 ・7.5 t 超のバス・トラックに対する区分を創設</p> <p>東日本大震災により被災した自動車等の代替自動車に係る自動車取得税特例措置 (非課税, 課税免除) を 1 年延長 (平成 29 年 3 月 31 日までに取得)</p>	<p>自動車取得税の特例措置は、対象を見直しの上、平成 31 年 3 月 31 日まで延長 <特例措置></p> <p>・車線逸脱警報装置搭載車をバス等に追加</p> <p>東日本大震災により被災した自動車等の代替自動車に係る自動車取得税特例措置 (非課税, 課税免除) を 2 年延長 (平成 31 年 3 月 31 日までに取得)</p>	その他

2 特例条例に関すること

○ 法人の県民税の特例に関する条例（昭和 50 年広島県条例第 9 号）

1 趣 旨

県民の健康と福祉の増進に資する大規模社会福祉施設等（老人福祉団地，障害者療育支援センター，身体障害者リハビリテーションセンター等）の建設資金に充てる財源を確保することを目的とするものである。

2 内 容

(1) 税 率

平成 27 年 4 月 1 日以後 5 年以内に開始する各事業年度分の法人税割並びに同期内に解散又は合併した法人の清算所得に対する法人税割に係る法人税割の税率を 100 分の 4.0 とする。

（平成 27 年 2 月議会において 5 年間延長）

(2) 中小法人に対する軽減

次のア～ウのいずれかに該当する法人の各事業年度分の法人税割については，税額から 4.0 分の 0.8 を控除する。

ア 資本金額若しくは出資金額が 2,000 万円以下の法人又は資本金額若しくは出資金額を有しないもの（保険業法に規定する相互会社を除く。）

イ 法人でない社団又は財団

ウ 課税標準となる法人税額が年 1,000 万円以下の法人

(3) 施行期日

昭和 50 年 4 月 1 日

（最終改正の施行期日：平成 27 年 4 月 1 日）

（参 考）

大規模社会福祉施設等建設基金条例

昭和 50 年 3 月 13 日条例第 11 号

最終改正：平成 23 年 3 月 14 日条例第 12 号

（設置）

第 1 条 大規模な社会福祉施設，医療施設，保健休養施設等（以下「大規模社会福祉施設等」という。）の建設に要する経費の財源に充てるため，大規模社会福祉施設等建設基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第 2 条 基金として積み立てる額は，次に掲げる金額の合算額とし，予算で定める。

- 一 法人の県民税の特例に関する条例（昭和 50 年広島県条例第 9 号）に基づいて課税することにより，広島県税条例（昭和 29 年広島県条例第 16 号）に基づいて課税した場合より増加した県税収入に相当する金額
- 二 大規模社会福祉施設等の建設資金として受納した寄附金の額に相当する金額
- 三 その他知事が必要と認める金額

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上してこの基金に編入するものとする。

(繰替運用等)

第5条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用し、又は歳入歳出予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができる。

(相殺のための取崩し)

第6条 知事は、基金に属する現金を預金等（預金保険法（昭和46年法律第34号）第2条第2項に規定する預金等及び農水産業協同組合貯金保険法（昭和48年法律第53号）第2条第2項に規定する貯金等をいう。以下同じ。）として金融機関等（預金保険法第2条第1項に規定する金融機関及び農水産業協同組合貯金保険法第2条第1項に規定する農水産業協同組合をいう。以下同じ。）に預入れし、又は信託している場合において、当該金融機関等に係る保険事故（預金保険法第49条第2項各号に掲げる保険事故及び農水産業協同組合貯金保険法第49条第2項各号に掲げる保険事故をいう。）が発生したときは、当該金融機関等に対する借入債務（県が保証契約により負担することとなる債務を含む。）と当該預金等に係る債権を相殺するため、基金を取り崩すことができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理及び運用に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、昭和50年4月1日から施行する。

○ ひろしまの森づくり県民税条例（平成 18 年広島県条例第 58 号）

1 趣 旨

県民全体が享受している県土の保全や水源のかん養などの森林の有する公益的機能を持続的に発揮させるため、県民に広く薄く負担をお願いし、県民共有の財産である森林を県民全体で守り育てる事業を推進することを目的とするものである。

2 内 容

(1) 課税方法

納税義務者は、県内に住所等を有する個人及び事務所等を有する法人。

課税方式は、個人県民税及び法人県民税の均等割の超過課税方式。

(2) 税 率

県民税均等割に、次のとおり加算する。

○個人：年額 500 円（均等割額に加算）

○法人：年額 現行の均等割額の 5 %相当額

法人の区分	ひろしまの森づくり県民税	現 行 の均等割額
・ 公共法人及び公益法人等 ・ 人格のない社団等 ・ 資本金の額又は出資金の額を有しない法人（保険業法に規定する相互会社は除く） ・ 一般社団法人（非営利型法人は除く）及び一般財団法人（非営利型法人は除く）※ ・ 資本金等の額が 1 千万円以下の法人	1,000 円	20,000 円
資本金等の額が 1 千万円超～1 億円以下	2,500 円	50,000 円
資本金等の額が 1 億円超～ 10 億円以下	6,500 円	130,000 円
資本金等の額が 10 億円超～ 50 億円以下	27,000 円	540,000 円
資本金等の額が 50 億円超	40,000 円	800,000 円

※一般社団法人（非営利型法人は除く）及び一般財団法人（非営利型法人は除く）については、平成 20 年 12 月 1 日以降に開始する事業年度から適用。

(3) 課税期間

個人…平成 19 年度分～平成 33 年度分

法人…平成 19 年 4 月 1 日～平成 34 年 3 月 31 日の間に開始する事業年度分

（平成 29 年 2 月議会において 5 年間延長）

(4) 税収の使途

「ひろしまの森づくり基金」を設置し、森林の持つ公益的機能を持続的に発揮させ、県民の誰もが心身ともに豊かな暮らしを享受できる森林環境の実現に向け、取組を実施。

○整備の必要性が高い森林の再生…人工林対策，里山林対策，森林病虫害被害対策

○森林資源の利用促進…住宅分野での県産材の利用拡大

○新たな森の守り手の育成…小規模林業経営や地域住民・森林保全活動団体の育成

○県民理解の促進…普及啓発，森林・林業体験への支援など

(5) 施行期日

平成 19 年 4 月 1 日

（最終改正の施行期日：平成 29 年 4 月 1 日）

(参 考)

ひろしまの森づくり基金条例

平成 18 年 12 月 26 日条例第 62 号

(設置)

第1条 県土の保全、水源のかん養等の公益的機能を有する森林からすべての県民が恩恵を受けているとの認識の下に、森林を県民の財産として守り育て、次の世代に引き継いでいくことを目的とし、森林の有する公益的機能の維持増進を図るとともに緑豊かな県土の形成に資する施策に要する経費の財源に充てるため、ひろしまの森づくり基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、予算で定める。

2 ひろしまの森づくり県民税条例（平成18年広島県条例第58号）第2条及び第3条第1項の規定による加算額に係る収納額に相当する額は、この基金に積み立てる。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入する。

(処分)

第5条 基金は、第1条の施策に要する経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(繰替運用等)

第6条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用し、又は歳入歳出予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができる。

(相殺のための取崩し)

第7条 知事は、基金に属する現金を預金等（預金保険法（昭和46年法律第34号）第2条第2項に規定する預金等及び農水産業協同組合貯金保険法（昭和48年法律第53号）第2条第2項に規定する貯金等をいう。以下同じ。）として金融機関等（預金保険法第2条第1項に規定する金融機関及び農水産業協同組合貯金保険法第2条第1項に規定する農水産業協同組合をいう。以下同じ。）に預入れし、又は信託している場合において、当該金融機関等に係る保険事故（預金保険法第49条第2項各号に掲げる保険事故及び農水産業協同組合貯金保険法第49条第2項各号に掲げる保険事故をいう。）が発生したときは、当該金融機関等に対する借入債務（県が保証契約により負担することとなる債務を含む。）と当該預金等に係る債権を相殺するため、基金を取り崩すことができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、基金に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

3 法定外税に関すること

○ 広島県産業廃棄物埋立税条例（平成 14 年広島県条例第 26 号）

1 制定の理由

産業廃棄物の排出抑制，減量化，リサイクルその他産業廃棄物の適正な処理その他の循環型社会の形成に関する施策に要する費用に充てることを目的とした産業廃棄物埋立税を新設するため，この条例を制定する。

2 条例の内容

(1) 課税の根拠（第 1 条）

地方税法の規定に基づき，産業廃棄物の排出抑制，減量化，リサイクルその他産業廃棄物の適正な処理その他の循環型社会の形成に関する施策に要する費用に充てるため，法定外目的税として，産業廃棄物埋立税を課する。

(2) 納税義務者（第 3 条）

産業廃棄物を排出する事業者（中間処理業者を含む）

(3) 課税対象（第 3 条）

県内の最終処分場への産業廃棄物の搬入

(4) 課税免除（第 4 条）

排出事業者が自ら排出した産業廃棄物を自らが有する最終処分場において処分（自社処分）するための搬入は課税免除とする。（他者の産業廃棄物を中間処理後に自社処分するものは除く。）

(5) 課税標準（第 5 条）

最終処分場に搬入される産業廃棄物の重量

(6) 税率（第 6 条）

1 トンにつき千円

(7) 徴収の方法（第 7 条）

特別徴収とする。ただし，他者の産業廃棄物を中間処理後に自社処分するための搬入については申告納付とする。

(8) 特別徴収義務者（第 8 条）

県内の最終処分業者

(9) 税収の用途（第 24 条）

産業廃棄物の排出抑制，減量化，リサイクルその他産業廃棄物の適正な処理その他の循環型社会の形成に関する施策に要する費用に充てる。

3 条例の施行日及び失効日

(1) 施行期日

平成 15 年 4 月 1 日

（最終改正の施行期日：平成 25 年 3 月 31 日）

(2) 失効

施行日から起算して 10 年を経過した日に効力を失う。

（平成 24 年 9 月議会において，5 年間延長）

(参考1)

広島県産業廃棄物抑制基金条例

平成15年3月14日広島県条例第2号

最終改正：平成24年10月10日条例第57号

(設置)

第1条 産業廃棄物の排出抑制，減量化，リサイクルその他産業廃棄物の適正な処理その他の循環型社会の形成に関する施策に必要な経費の財源に充てるため，広島県産業廃棄物抑制基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は，予算で定める。

2 県に納入又は納付された産業廃棄物埋立税額から産業廃棄物埋立税の賦課徴収に要する費用を控除した額は，この基金に積み立てる。

(管理)

第3条 基金に属する現金は，金融機関への預金その他確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は，必要に応じ，確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生じる収益は，一般会計歳入歳出予算に計上してこの基金に編入する。

(処分)

第5条 基金は，第1条の施策に要する経費の財源に充てる場合に限り，その全部又は一部を処分することができる。

(繰替運用等)

第6条 知事は，財政上必要があると認めるときは，確実な繰戻しの方法，期間及び利率を定めて，基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用し，又は歳入歳出予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができる。

(相殺のための取崩し)

第7条 知事は，基金に属する現金を預金等（預金保険法（昭和46年法律第34号）第2条第2項に規定する預金等及び農水産業協同組合貯金保険法（昭和48年法律第53号）第2条第2項に規定する貯金等をいう。以下同じ。）として金融機関等（預金保険法第2条第1項に規定する金融機関及び農水産業協同組合貯金保険法第2条第1項に規定する農水産業協同組合をいう。以下同じ。）に預入れし，又は信託している場合において，当該金融機関等に係る保険事故（預金保険法第49条第2項各号に掲げる保険事故及び農水産業協同組合貯金保険法第49条第2項各号に掲げる保険事故をいう。）が発生したときは，当該金融機関等に対する借入債務（県が保証契約により負担することとなる債務を含む。）と当該預金等に係る債権を相殺するため，基金を取り崩すことができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか，基金に関し必要な事項は，知事が定める。

附 則

この条例は，平成15年4月1日から施行する。

(参考2)

法定外税の実施状況

(1) 法定外普通税

平成29年4月現在

都道府県名	税目	課税客体	課税標準	納税義務者	徴収方法	税率	備考
北海道	核燃料税	①発電用原子炉への核燃料の挿入 ②発電用原子炉を設置して行う発電事業	①発電用原子炉に挿入した核燃料の価額 ②発電用原子炉の熱出力	発電用原子炉の設置者	申告納付	①100分の8.5 ②37,750円/千Kw(3ヶ月)	昭和63年9月1日施行
石川						①100分の8.5 ②34,900円/千Kw(3ヶ月)	平成4年10月8日施行
静岡						①100分の8.5 ②29,500円/千kW(3ヶ月)	昭和55年4月1日施行
新潟						①100分の8.5 ②33,000円/千kW(3ヶ月)	昭和59年11月15日施行
島根						①100分の8.5 ②41,100円/千kW(3ヶ月)	昭和55年4月1日施行
愛媛						①100分の8.5 ②40,000円/千Kw(3ヶ月)	昭和54年1月16日施行
佐賀						①100分の8.5 ②46,000円/千kW(3ヶ月)	昭和54年4月1日施行
鹿児島						①100分の12 ②22,600円/千Kw(3ヶ月)	昭和58年6月1日施行
福井	核燃料税	①発電用原子炉への核燃料の挿入 ②発電用原子炉を設置して行う発電事業 ③発電用原子炉施設における使用済燃料の貯蔵	①発電用原子炉に挿入した核燃料の価額 ②発電用原子炉の熱出力 ③発電用原子炉施設に5年を超えて貯蔵されている使用済燃料に係る原子核分裂をさせる前の核燃料物質の重量	発電用原子炉の設置者	申告納付	①100分の8.5 ②45,750円/千kW(3ヶ月) ③250円/kg(3ヶ月)	昭和51年11月10日施行
宮城	核燃料税	発電用原子炉への核燃料の挿入	発電用原子炉に挿入した核燃料の価額	発電用原子炉の設置者	申告納付	100分の12	昭和58年6月21日施行
青森	核燃料物質等取扱税	①ウランの濃縮 ②原子炉の設置 ③原子炉への核燃料の挿入 ④使用済燃料の受入れ ⑤使用済燃料の貯蔵 ⑥廃棄物の埋設 ⑦廃棄物の管理	①製品ウランの重量 ②発電用原子炉の熱出力 ③原子炉に挿入した核燃料の価額 ④受け入れた使用済燃料に係る原子核分裂をさせる前のウランの重量 ⑤使用済燃料の貯蔵に係る原子核分裂をさせる前のウランの重量 ⑥廃棄物埋設に係る廃棄体に係る容器の容量 ⑦ガラス固化体の容器の数量	①加工事業者 ②原子炉設置者 ③原子炉設置者 ④再処理事業者 ⑤再処理事業者 ⑥廃棄物埋設事業者 ⑦廃棄物管理事業者	申告納付	①44,600円/kg ②9,000円/千kw(3カ月) ③核燃料価額の100分の13 ④19,400円/kg ⑤1,300円/kg (当面の間8,300円/kg) ⑥64,000円/m ³ ⑦1,969,500円/本	平成3年9月28日施行

都道府県名	税目	課税客体	課税標準	納税義務者	徴収方法	税率	備考
茨城	核燃料等取扱税	①原子炉の設置 ②原子炉への核燃料の挿入 ③使用済燃料の受入れ ④使用済燃料の保管 ⑤高放射性廃液の保管 ⑥ガラス固化体の保管 ⑦プルトニウムの保管 ⑧放射性廃棄物の発生 ⑨放射性廃棄物の保管	①原子炉の熱出力 ②原子炉に挿入した核燃料の価額 ③受け入れた使用済燃料に係る原子核分裂をさせる前のウランの重量 ④使用済燃料の保管に係る原子核分裂をさせる前のウランの重量 ⑤高放射性廃液の数量 ⑥ガラス固化体の容器の数量 ⑦プルトニウムの重量 ⑧放射性廃棄物の容器の容量 ⑨放射性廃棄物の容器の容量	①原子炉設置者 ②原子炉設置者 ③再処理事業者 ④再処理事業者 ⑤再処理事業者 ⑥再処理事業者 ⑦原子力事業者 ⑧原子力事業者 ⑨原子力事業者	申告納付	①30,500円/千kW(3ヶ月) ②核燃料価額の100分の8.5 ③60,100円/kg ④1,500円/kg ⑤1,594,000円/m ³ ⑥1,219,000円/本 ⑦5,100円/kg ⑧106,000円/m ³ ⑨5,100円/m ³	昭和53年10月18日施行
沖縄	石油価格調整税	揮発油の販売	揮発油に係る数量から条例で定める 欠減数量を控除した数量	揮発油の精製業者又は輸入業者その他これらに類する者のうち県内に事務所を設けて揮発油の販売を業とするもので知事が指定するもの(元売業者)	申告納付	1,500円/kl	【課税免除】 1揮発油の販売で輸出として行われるもの 2揮発油の販売で県外移出として行われるもの 3揮発油の販売で石油化学製品の製造のための用途に消費するためのもの 4既に石油価格調整税を課された揮発油の販売 【施行期日】 昭和47年6月1日

(2) 法定外目的税

平成29年4月現在

都道府県名	税目	課税客体	課税標準	納税義務者	徴収方法	税率	備考
三重	産業廃棄物税	産業廃棄物の中間処理施設又は最終処分場への搬入	①最終処分場への搬入：当該産業廃棄物の重量 ②中間処理施設への搬入：当該産業廃棄物の重量に処理係数を乗じて得た重量	最終処分場又は中間処理施設へ搬入される産業廃棄物の排出事業者	申告納付	1,000円/ト	【免税点】 年間搬入量1,000ト未満の場合 【課税免除】 再生施設への搬入 【施行期日】 平成14年4月1日
滋賀							【免税点】 年間搬入量500ト以下の場合 【施行期日】 平成16年1月1日
岡山	産業廃棄物処理税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収(自社処分は申告納付)	1,000円/ト	【施行期日】 平成15年4月1日

都道府県名	税目	課税客体	課税標準	納税義務者	徴収方法	税率	備考
広島	産業廃棄物埋立税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※申告納付	1,000円/トン	※他者から搬入された産業廃棄物を自社の処分場において処理する場合 【課税免除】 ・排出事業者が自ら排出した産業廃棄物を自社処分する場合 ・公益上その他の事由により課税が不適当なものとして知事が別に定めるもの 【施行期日】 平成15年4月1日
鳥取	産業廃棄物処分場税				特別徴収 ※申告納付		※他者から搬入された産業廃棄物を自社の処分場において処理する場合 【非課税】 ・排出事業者が自ら排出した産業廃棄物を自社処分する場合 ・その他知事が別に定めるもの（下水処理汚泥等） 【施行期日】 平成15年4月1日
青森	産業廃棄物税			・最終処分業者へ産業廃棄物の最終処分を委託した者 ・自らその産業廃棄物の最終処分を行う者	特別徴収 (自社処分は申告納付)		【非課税】 県が供給する工業用水のうち、河川の表流水を原水により供給しているものから発生する汚泥を自社処理する場合 【施行期日】 平成16年1月1日
岩手				最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者			【施行期日】 平成16年1月1日
秋田							1,000円/トン (公有水面埋立区域内に県が設置する最終処分場への指定副産物の搬入については250円/トン) 【施行期日】 平成16年1月1日

都道府県名	税目	課税客体	課税標準	納税義務者	徴収方法	税率	備考
奈良	産業廃棄物税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 (自社処分は申告納付)	1,000円/トン	【施行期日】 平成16年4月1日
山口							※他者から搬入された産業廃棄物を自社の処分場において処理する場合 【課税免除】 排出事業者が自ら排出した産業廃棄物を自社処分する場合 【施行期日】 平成16年4月1日
新潟							【施行期日】 平成16年4月1日
京都							【施行期日】 平成17年4月1日
宮城							【施行期日】 平成17年4月1日
島根							【施行期日】 平成17年4月1日
熊本							【施行期日】 平成17年4月1日
福島	産業廃棄物税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 (自社処分は申告納付)	1,000円/トン 自社処分の場合は1/2,年間搬入量10,000トン超の部分は1/2	【施行期日】 平成18年4月1日
愛知						1,000円/トン 自社処分の場合は500円/トン	【施行期日】 平成18年4月1日
沖縄						1,000円/トン	【課税免除】 ・最終処分場が所在しない離島において、島内で発生した産業廃棄物を市町村が設置する最終処分場へ搬入する場合 ・公益上その他の事由により課税することが適当でない搬入 【施行期日】 平成18年4月1日

都道府県名	税目	課税客体	課税標準	納税義務者	徴収方法	税率	備考
北海道	循環資源利用促進税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 (自社処分は申告納付)	1,000円/トン	【施行期日】 平成18年10月1日
山形	産業廃棄物税					1,000円/トン	【施行期日】 平成18年10月1日
愛媛	資源循環促進税					(自社処分:500円/トン,設置費用を負担した最終処分場で処分する場合は750円/トン)	【施行期日】 平成19年4月1日
福岡	産業廃棄物税	焼却施設及び最終処分場への産業廃棄物の搬入	焼却施設又は最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	焼却施設又は最終処分場へ搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 (自社処分は申告納付)	焼却施設:800円/トン 最終処分場:1,000円/トン	【施行期日】 平成17年4月1日
佐賀							
長崎							
大分							
鹿児島							
宮崎							
東京	宿泊税	ホテル又は旅館への宿泊	ホテル又は旅館への宿泊数	ホテル又は旅館の宿泊者	特別徴収	1人1泊についての宿泊料が 1万円以上1万5千円未満:100円 1万5千円以上:200円	【課税免除】 宿泊料金1人1泊1万円未満の宿泊 【施行期日】 平成14年10月1日
大阪						1人1泊についての宿泊料が 1万円以上1万5千円未満:100円 1万5千円以上2万円未満:200円 2万円以上:300円	【課税免除】 宿泊料金1人1泊1万円未満の宿泊 【施行期日】 平成29年1月1日
岐阜	乗鞍環境保全税	乗鞍鶴ヶ池駐車場へ自動車を運転して自ら入り込む行為,又は他人を入り込ませる行為	乗鞍鶴ヶ池駐車場に自動車で進入する回数	乗鞍鶴ヶ池駐車場へ入り込む自動車を運転する者	特別徴収 (シャトルバス,路線バス等については月毎の申告納付)	○乗車定員が30人以上の自動車 ・一般乗合用バス以外 3,000円/回 ・一般乗合用バス 2,000円/回 ○乗車定員が11人以上29人以下の自動車 1,500円/回 ○乗車定員が10人以下の自動車 300円/回	【課税免除】 緊急車両等 【施行期日】 平成15年4月1日

4 税目別納期限等一覧表

平成 29 年 4 月 1 日現在

税 目	賦 課 期 日	納 期	徴 収 方 法
個人県民税	1 月 1 日	市町村民税と同じ	普通徴収又は特別徴収
法人県民税	なし	(1) 確定申告(法人税と同じ) 各事業年度又は計算期間終了の日から 2 月以内 (申告期限の延長を認められた場合はその延長月数(6 月を超えない範囲内の月数)の期間内) (2) 中間申告 事業年度又は計算期間が 6 月を超える場合は、当該事業年度又は計算期間開始の日以後 6 月を経過した日から 2 月以内 (3) 清算中の法人 イ 各事業年度の終了の日の翌日から 2 月以内 ロ 残余の財産確定の日の翌日から 1 月以内 (4) 地方税法第 53 条第 19 項に掲げる(均等割のみを課される)公共法人等 4 月 30 日まで	申告納付
県民税利子割	なし	当月分を翌月 10 日まで	特別徴収 (申告納入)
県民税配当割	なし	当月分を翌月 10 日まで (源泉徴収選択口座内配当等については、特別徴収した日の属する年の翌年の 1 月 10 日まで)	特別徴収 (申告納入)
県民税株式等譲渡所得割	なし	当年分を翌年 1 月 10 日まで (年の中途において源泉徴収口座の廃止届出書の提出等があった場合には、提出等があった日の属する月の翌月 10 日まで)	特別徴収 (申告納入)
個人事業税	なし	第 1 期 8 月 15 日から同月 31 日まで 第 2 期 10 月 15 日から同月 31 日まで	普通徴収
法人事業税	なし	(1) 確定申告 各事業年度又は計算期間終了の日の翌日から 2 月以内 (申告期限の延長を認められた場合はその延長月数(6 月を超えない範囲内の月数)の期間内) (2) 中間申告 事業年度又は計算期間が 6 月を超えるものは、当該事業年度又は計算期間開始の日から 6 月を経過した日から 2 月以内 (3) 清算中の法人 イ 各事業年度終了の日から 2 月以内 ロ 残余財産確定の日から 1 月以内	申告納付
地方消費税譲渡割	なし	(1) 中間申告 消費税法に規定する当該申告書の提出期限 (2) 確定申告 消費税法に規定する当該申告書の提出期限 ※ 当分の間、国(税務署)が、消費税の賦課徴収の例により行う	申告納付
地方消費税貨物割	なし	消費税法に規定する当該申告書の提出期限 ※ 消費税の申告と併せ、国(税関長)に納付	申告納付

税 目	賦 課 期 日	納 期	徴 収 方 法
不動産取得税	随時	納税通知書に定める日	普通徴収
県たばこ税	なし	当月分を翌月末日まで	申告納付 普通徴収
ゴルフ場利用税	なし	当月分を翌月 15 日まで	特別徴収 (申告納入)
自動車税	4 月 1 日	(1) 5 月 15 日から同月 31 日まで (2) 道路運送車両法第 7 条, 第 12 条又は第 13 条の規定による登録申請があった自動車について, 地方税法第 151 条第 3 項に規定する期間内に納税義務が発生した場合に限り, 当該申請の日	普通徴収 証紙徴収
鉱区税	4 月 1 日	5 月 15 日から同月 31 日まで	普通徴収
自動車取得税	なし	(1) 新規登録検査または使用の届出がされる自動車の取得については, 登録検査または届出の時 (2) 登録 (届出) 自動車に所有者の変更があった場合, 使用者の変更により自動車検査証等の記入を受ける場合またはその他の事由による場合の自動車の取得については, 当該事由のあった日から 15 日以内 〔その日前に当該登録等を受けたときは, 当該登録等の日〕	申告納付 (証紙)
軽油引取税	なし	当月分を翌月末日まで 〔元売業者及び特約業者以外の者が, 軽油を輸入する場合は, 輸入の時まで〕	特別徴収 (申告納入) 申告納付 普通徴収
狩猟税	狩猟者の登録を受ける日	狩猟者の登録を受ける日	証紙徴収 普通徴収
産業廃棄物埋立税	なし	(1) 1 月 1 日から 3 月 31 日までの税額 4 月末日まで (2) 4 月 1 日から 6 月 30 日までの税額 7 月末日まで (3) 7 月 1 日から 9 月 30 日までの税額 10 月末日まで (4) 10 月 1 日から 12 月 31 日までの税額 翌年の 1 月末日まで	特別徴収 (申告納入) 申告納付

5 平成28年度都道府県税決算(見込)額調

(単位：千円，%)

都道府県名	予 算 額		調 定 額		収 入 額		収 入 率	
	税 額	前年度比	税 額	前年度比	税 額	前年度比	28年度	27年度
北海道	602,492,088	102.7	616,561,191	102.0	603,841,498	102.4	97.9	97.5
青森	142,552,583	101.6	145,275,772	101.5	142,908,659	101.7	98.4	98.2
岩手	132,026,000	103.6	135,217,335	104.0	133,311,064	104.2	98.6	98.3
宮城	313,530,000	102.2	318,461,410	101.9	313,821,455	102.2	98.5	98.3
秋田	90,292,683	100.0	92,540,813	100.5	90,931,807	100.6	98.3	98.1
山形	109,000,000	101.3	110,935,905	101.1	109,362,786	101.3	98.6	98.4
福島	238,128,420	101.1	242,762,310	100.9	238,433,836	101.1	98.2	98.1
茨城	366,303,665	100.2	375,155,979	100.1	368,016,619	100.5	98.1	97.7
栃木	242,500,000	99.8	248,313,748	99.1	243,126,979	99.5	97.9	97.6
群馬	250,000,000	102.7	256,256,683	102.3	251,546,192	102.6	98.2	97.9
埼玉	760,400,000	101.8	790,570,775	101.7	770,022,378	102.2	97.4	96.9
千葉	932,717,000	97.6	962,838,335	98.3	940,881,306	98.6	97.7	97.4
東京都	3,909,814,524	98.7	3,955,789,257	101.0	3,904,590,136	101.2	98.7	98.5
神奈川県	1,227,227,679	98.5	1,258,015,972	98.9	1,237,164,989	99.2	98.3	98.0
新潟	270,006,000	99.4	273,581,544	99.3	270,536,905	99.4	98.9	98.8
富山	138,760,000	100.2	142,559,212	100.0	139,763,212	100.0	98.0	98.0
石川	147,515,473	103.6	153,032,764	102.5	149,882,366	102.9	97.9	97.6
福井	108,968,025	100.2	111,301,513	98.9	109,519,857	99.1	98.4	98.2
山梨	95,021,636	98.0	97,280,852	97.5	95,409,570	97.7	98.1	97.9
長野	230,132,340	101.7	233,580,471	101.2	230,278,934	101.4	98.6	98.4
岐阜	235,600,000	100.8	244,488,610	100.9	239,213,180	101.1	97.8	97.7
静岡県	488,200,000	100.7	499,309,720	100.1	490,330,810	100.4	98.2	97.9
愛知県	1,257,800,000	100.9	1,284,729,850	101.1	1,266,346,156	101.3	98.6	98.3
三重	241,099,000	99.0	246,354,688	97.8	242,372,567	98.0	98.4	98.3
滋賀	156,140,000	100.9	162,239,879	101.4	158,411,511	101.6	97.6	97.4
京都	285,860,012	100.5	283,372,171	97.6	279,406,759	97.7	98.6	98.5
大阪	1,395,285,400	99.6	1,439,064,507	99.0	1,415,881,869	99.2	98.4	98.2
兵庫県	701,827,000	98.2	720,402,196	98.6	707,431,137	98.8	98.2	98.0
奈良	114,500,000	99.0	118,521,260	98.7	115,498,758	99.1	97.4	97.0
和歌山	90,750,000	96.5	93,166,876	96.2	91,325,581	95.9	98.0	98.3
鳥取	52,665,438	102.4	53,574,909	102.4	52,889,601	102.6	98.7	98.5
島根	67,501,717	100.6	68,459,650	100.7	67,877,585	100.8	99.1	99.1
岡山	232,545,137	95.8	238,987,317	97.8	235,041,150	98.1	98.3	98.1
広島	343,618,040	100.5	354,368,907	101.2	348,071,867	101.4	98.2	98.0
山口	172,393,282	98.3	176,688,753	98.4	174,194,345	98.5	98.6	98.5
徳島	75,000,000	99.3	77,883,315	99.3	76,620,340	99.5	98.4	98.2
香川	122,329,011	102.6	125,639,207	101.1	123,874,016	101.2	98.6	98.5
愛媛	144,300,000	99.0	146,902,247	98.8	144,968,962	99.1	98.7	98.4
高知	64,983,921	101.4	66,095,809	102.5	65,156,614	102.7	98.6	98.4
福岡	630,256,714	101.4	645,835,176	101.2	633,992,990	101.5	98.2	97.9
佐賀	83,893,000	102.8	85,771,165	101.6	84,701,501	101.8	98.8	98.6
長崎	113,458,553	99.9	115,449,866	99.5	113,674,442	99.8	98.5	98.2
熊本	149,740,365	94.4	154,886,275	95.4	151,784,613	95.5	98.0	97.9
大分	123,076,000	102.2	125,092,377	101.7	123,151,841	102.2	98.4	97.9
宮崎	97,730,000	103.3	100,257,146	103.0	98,737,248	103.3	98.5	98.2
鹿児島	146,034,724	102.2	149,644,955	102.0	147,272,120	102.5	98.4	98.0
沖縄	120,918,349	106.3	124,149,688	105.6	122,452,430	106.0	98.6	98.3
合 計	18,014,893,779	99.9	18,421,368,360	100.2	18,114,030,540	100.5	98.3	98.1

(注) 予算額は最終予算額である。

(単位:千円, %)

都道府県名	税目	個人県民税(均等割・所得割)			個人県民税(配当割)			個人県民税(株式等譲渡所得割)		
		調定額	収入額	収入率	調定額	収入額	収入率	調定額	収入額	収入率
北海道		171,391,740	163,063,806	95.1	2,018,140	2,018,140	100.0	1,218,240	1,218,240	100.0
青森		34,928,120	32,818,750	94.0	346,529	346,529	100.0	175,945	175,945	100.0
岩手		36,138,603	34,823,417	96.4	385,078	385,078	100.0	216,151	216,151	100.0
宮城		82,271,850	78,435,698	95.3	1,068,886	1,068,886	100.0	616,447	616,447	100.0
秋田		26,190,671	24,946,027	95.2	307,251	307,251	100.0	163,417	163,417	100.0
山形		32,277,819	30,944,881	95.9	447,962	447,962	100.0	230,945	230,945	100.0
福島		62,418,157	59,290,627	95.0	934,953	934,953	100.0	514,020	514,020	100.0
茨城		108,886,521	103,621,553	95.2	2,114,885	2,114,885	100.0	1,240,963	1,240,963	100.0
栃木		73,981,529	69,347,784	93.7	1,346,208	1,346,208	100.0	777,836	777,836	100.0
群馬		70,400,246	66,285,349	94.2	1,352,952	1,352,952	100.0	786,842	786,842	100.0
埼玉		312,947,559	294,657,083	94.2	6,838,665	6,838,665	100.0	4,168,065	4,168,065	100.0
千葉		279,571,720	261,099,242	93.4	6,583,875	6,583,875	100.0	4,290,020	4,290,020	100.0
東京都		871,885,915	835,763,143	95.9	27,178,041	27,178,041	100.0	15,817,708	15,817,708	100.0
神奈川県		462,563,618	446,798,863	96.6	11,732,020	11,732,020	100.0	7,252,343	7,252,343	100.0
新潟		69,547,444	67,072,502	96.4	1,312,506	1,312,506	100.0	780,396	780,396	100.0
富山		38,950,187	36,905,179	94.7	1,051,855	1,051,855	100.0	523,018	523,018	100.0
石川		41,859,153	39,549,903	94.5	825,972	825,972	100.0	514,560	514,560	100.0
福井		27,743,439	26,242,387	94.6	683,239	683,239	100.0	408,431	408,431	100.0
山梨		28,909,018	27,535,939	95.3	554,537	554,537	100.0	324,783	324,783	100.0
長野		70,299,994	67,683,614	96.3	1,394,424	1,394,424	100.0	814,778	814,778	100.0
岐阜		73,518,839	69,735,567	94.9	1,662,305	1,662,305	100.0	976,278	976,278	100.0
静岡県		147,061,456	139,509,648	94.9	3,169,800	3,169,800	100.0	2,407,820	2,407,820	100.0
愛知県		347,564,718	332,716,944	95.7	10,995,677	10,995,677	100.0	5,692,847	5,692,847	100.0
三重		68,263,442	65,053,884	95.3	1,775,811	1,775,811	100.0	1,043,643	1,043,643	100.0
滋賀		52,644,765	50,260,815	95.5	1,146,251	1,146,251	100.0	737,691	737,691	100.0
京都		95,069,874	92,533,540	97.3	3,188,616	3,188,616	100.0	1,876,875	1,876,875	100.0
大阪		334,362,882	319,978,919	95.7	10,756,298	10,756,298	100.0	6,352,741	6,352,741	100.0
兵庫県		224,238,557	213,615,297	95.3	7,999,458	7,999,458	100.0	5,016,463	5,016,463	100.0
奈良		49,570,117	47,566,362	96.0	2,237,788	2,237,788	100.0	1,162,686	1,162,686	100.0
和歌山		28,814,602	27,686,111	96.1	1,003,742	1,003,742	100.0	499,716	499,716	100.0
鳥取		15,885,428	15,327,693	96.5	339,697	339,697	100.0	200,379	200,379	100.0
島根		19,710,920	19,292,304	97.9	334,521	334,521	100.0	218,726	218,726	100.0
岡山		64,320,313	61,229,580	95.2	1,682,440	1,682,440	100.0	1,131,190	1,131,190	100.0
広島		106,065,185	101,455,272	95.7	2,374,364	2,374,364	100.0	1,301,668	1,301,668	100.0
山口		45,499,615	43,514,868	95.6	979,286	979,286	100.0	587,803	587,803	100.0
徳島		23,029,723	22,036,655	95.7	1,091,254	1,091,254	100.0	675,445	675,445	100.0
香川		32,991,467	31,649,593	95.9	1,086,744	1,086,744	100.0	524,632	524,632	100.0
愛媛		40,794,389	39,325,867	96.4	945,123	945,123	100.0	623,065	623,065	100.0
高知		20,619,556	19,947,421	96.7	403,772	403,772	100.0	237,832	237,832	100.0
福岡		174,835,175	166,049,897	95.0	3,328,701	3,328,701	100.0	2,214,497	2,214,497	100.0
佐賀		23,471,822	22,685,971	96.7	337,724	337,724	100.0	221,961	221,961	100.0
長崎		38,507,819	37,024,492	96.1	529,718	529,718	100.0	309,345	309,345	100.0
熊本		49,684,207	47,121,140	94.8	693,466	693,466	100.0	503,422	503,422	100.0
大分		33,271,524	32,048,500	96.3	460,968	460,968	100.0	303,790	303,790	100.0
宮崎		29,140,424	27,908,143	95.8	365,435	365,435	100.0	270,756	270,756	100.0
鹿児島		43,645,086	41,818,977	95.8	461,726	461,726	100.0	326,607	326,607	100.0
沖縄		36,323,726	34,801,684	95.8	331,123	331,124	100.0	259,803	259,803	100.0
合計		5,122,068,934	4,888,780,890	95.4	128,159,786	128,159,787	100.0	76,512,589	76,512,589	100.0

(単位:千円, %)

都道府県名	法人県民税			利子割			個人事業税		
	調定額	収入額	収入率	調定額	収入額	収入率	調定額	収入額	収入率
北海道	19,059,921	18,866,114	99.0	1,340,740	1,340,740	100.0	4,860,111	4,565,415	93.9
青森	3,883,044	3,866,933	99.6	330,051	330,051	100.0	958,489	936,211	97.7
岩手	5,093,571	5,081,584	99.8	262,811	262,811	100.0	1,266,962	1,230,446	97.1
宮城	13,394,267	13,358,379	99.7	505,429	505,429	100.0	3,363,772	3,272,831	97.3
秋田	3,236,413	3,217,210	99.4	272,470	272,470	100.0	791,539	772,038	97.5
山形	3,865,125	3,844,025	99.5	359,469	359,469	100.0	1,099,400	1,068,519	97.2
福島	8,734,048	8,670,866	99.3	446,885	446,885	100.0	2,609,145	2,494,654	95.6
茨城	12,844,849	12,775,829	99.5	642,963	642,963	100.0	3,152,618	3,014,084	95.6
栃木	9,856,450	9,813,380	99.6	432,602	432,602	100.0	2,010,088	1,946,751	96.8
群馬	12,661,649	12,634,805	99.8	528,014	528,014	100.0	1,988,047	1,907,232	95.9
埼玉	25,105,298	24,990,801	99.5	1,871,831	1,871,831	100.0	12,821,267	12,494,278	97.4
千葉	23,257,963	23,099,304	99.3	1,646,641	1,646,641	100.0	8,031,802	7,739,070	96.4
東京都	225,988,722	223,401,066	98.9	8,122,868	8,122,874	100.0	51,277,918	50,259,215	98.0
神奈川県	38,947,941	38,928,369	99.9	2,557,896	2,557,913	100.0	18,659,821	18,238,546	97.7
新潟	9,030,636	9,004,341	99.7	630,471	630,471	100.0	2,203,651	2,108,174	95.7
富山	5,002,014	4,984,056	99.6	373,454	373,454	100.0	1,260,403	1,170,487	92.9
石川	6,556,592	6,511,203	99.3	331,271	331,271	100.0	1,663,759	1,457,792	87.6
福井	3,840,547	3,817,190	99.4	281,834	281,834	100.0	915,235	883,673	96.6
山梨	4,283,465	4,255,233	99.3	287,805	287,805	100.0	1,019,700	993,500	97.4
長野	9,067,507	9,027,130	99.6	607,674	607,674	100.0	1,856,140	1,784,326	96.1
岐阜	8,588,238	8,498,781	99.0	875,097	875,097	100.0	2,686,309	2,541,829	94.6
静岡県	16,637,517	16,572,086	99.6	1,318,433	1,318,433	100.0	5,722,301	5,546,088	96.9
愛知県	59,968,563	59,927,528	99.9	3,247,819	3,247,819	100.0	13,726,360	13,345,641	97.2
三重	7,940,513	7,902,983	99.5	818,932	818,932	100.0	2,178,176	2,138,579	98.2
滋賀	6,496,404	6,457,112	99.4	511,811	511,811	100.0	1,458,427	1,396,892	95.8
京都	11,124,721	11,058,610	99.4	978,179	978,179	100.0	3,979,407	3,887,246	97.7
大阪	69,373,143	69,028,441	99.5	4,036,148	4,036,148	100.0	15,236,767	14,857,679	97.5
兵庫県	22,010,883	21,888,867	99.4	2,274,374	2,274,374	100.0	7,175,131	6,959,333	97.0
奈良	3,352,369	3,328,353	99.3	633,512	633,512	100.0	1,312,673	1,285,380	97.9
和歌山	3,127,762	3,118,953	99.7	453,709	453,709	100.0	1,038,883	1,030,565	99.2
鳥取	1,973,471	1,969,930	99.8	205,812	205,812	100.0	461,973	446,059	96.6
島根	2,480,757	2,468,138	99.5	240,856	240,856	100.0	679,856	652,664	96.0
岡山	8,609,062	8,569,602	99.5	603,637	603,637	100.0	1,792,443	1,706,758	95.2
広島	15,076,338	15,008,181	99.5	1,031,478	1,031,478	100.0	3,980,327	3,859,460	97.0
山口	6,207,456	6,194,413	99.8	557,191	557,191	100.0	1,568,715	1,528,335	97.4
徳島	3,003,424	2,987,077	99.5	263,128	263,128	100.0	591,775	571,812	96.6
香川	5,521,670	5,493,681	99.5	426,300	426,300	100.0	870,960	844,209	96.9
愛媛	5,728,968	5,703,645	99.6	670,673	670,673	100.0	1,266,278	1,208,158	95.4
高知	2,362,534	2,356,356	99.7	438,463	438,463	100.0	830,888	819,596	98.6
福岡	24,062,748	23,873,830	99.2	1,216,312	1,216,312	100.0	6,783,731	6,576,102	96.9
佐賀	2,971,359	2,958,067	99.6	214,778	214,778	100.0	894,513	870,696	97.3
長崎	4,205,904	4,190,855	99.6	291,862	291,862	100.0	1,345,875	1,316,024	97.8
熊本	5,806,267	5,780,266	99.6	354,001	354,001	100.0	1,559,270	1,506,433	96.6
大分	4,414,995	4,378,754	99.2	254,774	254,774	100.0	1,018,925	977,549	95.9
宮崎	3,512,027	3,489,322	99.4	160,359	160,359	100.0	1,041,740	1,016,372	97.6
鹿児島	5,340,296	5,316,607	99.6	289,948	289,948	100.0	1,291,554	1,243,140	96.3
沖縄	4,797,007	4,793,249	99.9	250,587	250,587	100.0	1,520,707	1,490,857	98.0
合計	758,404,418	753,461,505	99.3	44,451,352	44,451,375	100.0	203,823,831	197,960,698	97.1

(単位:千円, %)

都道府県名	法人事業税			地方消費税譲渡割			地方消費税貨物割		
	調定額	収入額	収入率	調定額	収入額	収入率	調定額	収入額	収入率
北海道	110,834,582	110,331,886	99.5	113,493,710	113,493,710	100.0	19,376,812	19,376,812	100.0
青森	23,749,023	23,727,629	99.9	23,383,706	23,383,706	100.0	1,636,535	1,636,535	100.0
岩手	27,272,330	27,243,573	99.9	22,711,544	22,711,544	100.0	65,273	65,273	100.0
宮城	75,140,031	75,057,821	99.9	55,769,342	55,769,342	100.0	10,509,788	10,509,788	100.0
秋田	17,571,947	17,538,579	99.8	15,331,240	15,331,240	100.0	1,352,519	1,352,519	100.0
山形	20,337,227	20,308,753	99.9	20,369,398	20,369,398	100.0	876,936	876,936	100.0
福島	59,927,118	59,725,846	99.7	38,878,702	38,878,702	100.0	1,354,249	1,354,249	100.0
茨城	76,454,098	76,249,795	99.7	51,491,719	51,491,719	100.0	16,342,074	16,342,074	100.0
栃木	55,138,440	55,057,295	99.9	35,003,047	35,003,047	100.0	338,963	338,963	100.0
群馬	64,358,798	64,289,309	99.9	40,640,206	40,640,206	100.0	179,767	179,767	100.0
埼玉	134,957,610	134,819,611	99.9	118,522,824	118,522,824	100.0	422,369	422,369	100.0
千葉	132,961,738	132,692,399	99.8	93,841,623	93,841,623	100.0	260,491,267	260,491,267	100.0
東京都	1,051,012,564	1,043,653,870	99.3	1,280,500,000	1,280,500,000	100.0	158,348,687	158,348,687	100.0
神奈川県	243,836,461	244,106,012	99.9	174,804,108	174,804,108	100.0	112,035,197	112,035,197	100.0
新潟	59,384,714	59,235,989	99.7	49,296,302	49,296,302	100.0	12,479,796	12,479,796	100.0
富山	29,066,887	29,036,798	99.9	30,419,449	30,419,449	100.0	1,911,169	1,911,169	100.0
石川	35,194,475	35,103,403	99.7	29,025,173	29,025,173	100.0	2,045,300	2,045,300	100.0
福井	27,318,802	27,285,512	99.9	18,927,610	18,927,610	100.0	843,246	843,246	100.0
山梨	23,485,871	23,412,523	99.7	13,194,953	13,194,953	100.0	134,452	134,452	100.0
長野	50,988,339	50,877,225	99.8	37,848,759	37,848,759	100.0	105,468	105,468	100.0
岐阜	49,338,313	49,118,642	99.6	45,994,141	45,994,141	100.0	215,986	215,986	100.0
静岡県	120,675,166	120,573,244	99.9	72,608,650	72,608,650	100.0	13,685,048	13,685,048	100.0
愛知県	340,612,102	340,751,644	100.0	190,445,555	190,445,555	100.0	89,970,357	89,970,357	100.0
三重	52,048,111	51,933,778	99.8	29,859,366	29,859,366	100.0	21,768,282	21,768,282	100.0
滋賀	40,212,424	40,126,969	99.8	19,696,245	19,696,245	100.0	131,546	131,546	100.0
京都	64,503,368	64,576,704	100.1	47,631,816	47,631,816	100.0	681,721	681,721	100.0
大阪	339,469,187	338,960,039	99.9	320,346,552	320,346,552	100.0	146,548,627	146,548,627	100.0
兵庫	134,321,637	134,037,654	99.8	102,992,505	102,992,505	100.0	81,816,420	81,816,420	100.0
奈良	17,394,900	17,349,794	99.7	14,392,993	14,392,993	100.0	4,119	4,119	100.0
和歌山	17,303,177	17,296,216	100.0	15,248,592	15,248,592	100.0	3,678,719	3,678,719	100.0
鳥取	10,491,848	10,477,368	99.9	9,169,880	9,169,880	100.0	402,633	402,633	100.0
島根	15,143,125	15,111,563	99.8	12,100,447	12,100,447	100.0	663,420	663,420	100.0
岡山	46,640,842	46,588,288	99.9	40,539,394	40,539,394	100.0	18,717,849	18,717,849	100.0
広島	81,444,511	81,284,143	99.8	59,906,508	59,906,508	100.0	10,558,441	10,558,441	100.0
山口	36,633,776	36,619,848	100.0	28,100,638	28,100,638	100.0	18,321,393	18,321,393	100.0
徳島	17,418,146	17,334,980	99.5	10,805,450	10,805,450	100.0	1,353,409	1,353,409	100.0
香川	29,306,587	29,258,030	99.8	24,273,057	24,273,057	100.0	3,111,294	3,111,294	100.0
愛媛	32,407,270	32,366,200	99.9	22,109,206	22,109,206	100.0	8,108,273	8,108,273	100.0
高知	12,958,418	12,948,878	99.9	12,161,019	12,161,019	100.0	259,464	259,464	100.0
福岡	129,374,388	128,876,374	99.6	122,394,138	122,394,138	100.0	53,669,521	53,669,521	100.0
佐賀	17,082,926	17,058,796	99.9	14,087,258	14,087,258	100.0	1,085,859	1,085,859	100.0
長崎	22,104,223	22,068,482	99.8	19,558,587	19,558,587	100.0	3,266,096	3,266,096	100.0
熊本	29,625,284	29,568,377	99.8	21,977,237	21,977,237	100.0	700,840	700,840	100.0
大分	24,466,350	24,357,233	99.6	20,738,240	20,738,240	100.0	10,735,188	10,735,188	100.0
宮崎	20,150,830	20,092,378	99.7	17,397,352	17,397,352	100.0	448,990	448,990	100.0
鹿児島	28,880,022	28,846,423	99.9	26,440,659	26,440,659	100.0	3,418,028	3,418,028	100.0
沖縄	25,779,750	25,982,244	100.8	22,135,239	22,135,239	100.0	2,092,477	2,092,477	100.0
合計	4,074,777,736	4,063,318,118	99.7	3,606,564,139	3,606,564,139	100.0	1,096,263,867	1,096,263,867	100.0

(単位:千円, %)

都道府県名	不動産取得税			県たばこ税			ゴルフ場利用税		
	調定額	収入額	収入率	調定額	収入額	収入率	調定額	収入額	収入率
北海道	16,718,353	15,706,714	93.9	7,640,850	7,640,850	100.0	1,612,115	1,607,811	99.7
青森	2,146,709	2,108,525	98.2	1,737,074	1,737,074	100.0	156,060	156,060	100.0
岩手	2,418,417	2,358,830	97.5	1,530,915	1,530,915	100.0	293,633	293,633	100.0
宮城	6,463,211	6,305,752	97.6	3,047,965	3,047,965	100.0	760,131	760,131	100.0
秋田	1,880,208	1,695,045	90.2	1,180,844	1,180,844	100.0	171,475	171,475	100.0
山形	2,293,160	2,253,288	98.3	1,186,143	1,186,143	100.0	127,912	127,912	100.0
福島	3,805,167	3,590,708	94.4	2,651,643	2,651,643	100.0	676,896	667,522	98.6
茨城	7,271,610	7,044,099	96.9	3,663,756	3,663,756	100.0	2,791,330	2,787,940	99.9
栃木	5,056,279	4,946,959	97.8	2,411,204	2,411,204	100.0	2,376,136	2,376,136	100.0
群馬	5,776,300	5,684,665	98.4	2,352,204	2,352,204	100.0	1,267,861	1,267,861	100.0
埼玉	20,457,741	20,018,453	97.9	7,860,393	7,860,393	100.0	2,240,214	2,240,214	100.0
千葉	18,384,393	17,443,755	94.9	6,884,757	6,884,757	100.0	4,484,438	4,484,438	100.0
東京都	83,418,849	81,656,106	97.9	17,245,558	17,243,970	100.0	652,332	652,332	100.0
神奈川県	30,882,169	28,957,663	93.8	9,424,633	9,424,633	100.0	1,577,401	1,577,401	100.0
新潟	5,078,829	4,926,538	97.0	2,542,528	2,542,528	100.0	581,627	577,725	99.3
富山	3,011,910	2,939,616	97.6	1,180,089	1,180,089	100.0	316,024	316,024	100.0
石川	2,914,371	2,761,587	94.8	1,350,919	1,350,919	100.0	563,322	563,322	100.0
福井	1,756,966	1,706,391	97.1	889,535	889,535	100.0	251,846	251,846	100.0
山梨	2,088,956	1,882,844	90.1	1,014,510	1,014,510	100.0	776,458	768,070	98.9
長野	4,868,707	4,721,074	97.0	2,191,934	2,191,934	100.0	898,284	888,959	99.0
岐阜	4,646,970	4,519,659	97.3	2,106,862	2,106,862	100.0	1,813,141	1,811,279	99.9
静岡県	11,795,696	11,489,775	97.4	4,140,760	4,140,760	100.0	2,597,024	2,597,024	100.0
愛知県	23,913,052	23,223,973	97.1	8,492,871	8,492,871	100.0	1,541,576	1,541,576	100.0
三重	4,802,119	4,716,154	98.2	2,054,544	2,054,544	100.0	1,772,587	1,772,587	100.0
滋賀	4,234,806	3,681,423	86.9	1,520,179	1,520,179	100.0	1,069,457	1,061,636	99.3
京都	8,328,303	7,824,016	93.9	2,707,236	2,707,236	100.0	796,376	796,446	100.0
大阪	43,304,980	38,483,626	88.9	11,963,856	11,963,855	100.0	1,481,764	1,471,332	99.3
兵庫県	17,437,345	16,876,861	96.8	5,639,918	5,639,918	100.0	3,677,669	3,677,669	100.0
奈良	2,347,326	2,108,309	89.8	1,235,769	1,235,769	100.0	881,694	881,694	100.0
和歌山	2,053,804	1,932,568	94.1	1,129,861	1,129,861	100.0	358,314	358,314	100.0
鳥取	1,278,920	1,214,999	95.0	630,544	630,544	100.0	97,114	97,114	100.0
島根	1,231,685	1,199,448	97.4	689,008	689,008	100.0	130,374	129,810	99.6
岡山	5,199,903	5,123,195	98.5	2,116,283	2,116,283	100.0	714,906	712,402	99.6
広島	8,378,753	7,851,872	93.7	3,067,588	3,067,588	100.0	739,778	739,778	100.0
山口	2,598,448	2,557,841	98.4	1,540,433	1,540,433	100.0	505,347	505,347	100.0
徳島	1,796,101	1,751,968	97.5	852,787	852,787	100.0	265,915	265,915	100.0
香川	2,362,810	2,287,381	96.8	1,124,744	1,124,744	100.0	361,924	361,924	100.0
愛媛	3,498,558	3,373,027	96.4	1,509,820	1,509,820	100.0	352,971	352,971	100.0
高知	1,334,323	1,309,654	98.2	868,684	868,683	100.0	245,676	245,676	100.0
福岡	16,521,273	15,836,318	95.9	6,372,730	6,372,730	100.0	1,012,868	1,004,348	99.2
佐賀	1,819,605	1,781,666	97.9	1,046,871	1,046,871	100.0	281,934	281,934	100.0
長崎	2,211,037	2,150,047	97.2	1,616,148	1,616,148	100.0	293,750	293,750	100.0
熊本	3,356,713	3,198,455	95.3	2,121,869	2,121,869	100.0	495,497	487,122	98.3
大分	2,823,251	2,776,109	98.3	1,371,729	1,371,729	100.0	338,510	338,510	100.0
宮崎	2,325,839	2,278,169	98.0	1,320,150	1,320,150	100.0	452,456	452,456	100.0
鹿児島	4,036,976	3,892,286	96.4	1,873,492	1,873,492	100.0	397,424	397,042	99.9
沖縄	4,685,109	4,569,944	97.5	1,800,459	1,800,459	100.0	767,884	767,884	100.0
合計	415,016,009	396,717,355	95.6	148,902,648	148,901,058	100.0	46,019,425	45,940,351	99.8

(単位:千円, %)

都道府県名	自動車税			鉱区税			固定資産税		
	調定額	収入額	収入率	調定額	収入額	収入率	調定額	収入額	収入率
北海道	77,742,853	76,268,344	98.1	32,935	32,097	97.5	921,106	921,106	100.0
青森	16,716,720	16,560,158	99.1	2,904	2,904	100.0	222,725	222,725	100.0
岩手	17,798,407	17,692,246	99.4	18,484	17,217	93.1	0	0	0.0
宮城	33,229,075	32,941,502	99.1	2,914	2,914	100.0	0	0	0.0
秋田	13,775,482	13,671,681	99.2	15,946	15,214	95.4	0	0	0.0
山形	16,103,136	15,985,394	99.3	3,258	3,258	100.0	0	0	0.0
福島	31,048,301	30,537,072	98.4	11,208	10,984	98.0	1,331,626	1,331,626	100.0
茨城	51,304,215	50,159,438	97.8	4,323	3,770	87.2	0	0	0.0
栃木	35,185,748	34,936,535	99.3	7,393	7,305	98.8	0	0	0.0
群馬	34,403,054	34,076,243	99.1	1,743	1,743	100.0	0	0	0.0
埼玉	86,131,979	85,099,781	98.8	4,933	4,933	100.0	0	0	0.0
千葉	76,272,690	74,471,879	97.6	41,224	41,224	100.0	0	0	0.0
東京都	105,615,334	104,648,409	99.1	2,119	2,119	100.0	0	0	0.0
神奈川県	92,534,812	91,533,698	98.9	1	1	100.0	0	0	0.0
新潟	31,744,054	31,666,129	99.8	49,621	49,620	100.0	0	0	0.0
富山	17,041,148	16,902,873	99.2	1,173	592	50.5	0	0	0.0
石川	17,683,792	17,400,181	98.4	514	514	100.0	0	0	0.0
福井	12,087,316	11,946,484	98.8	1,886	1,886	100.0	0	0	0.0
山梨	12,993,691	12,837,768	98.8	243	243	100.0	0	0	0.0
長野	32,123,971	31,819,458	99.1	2,661	2,661	100.0	0	0	0.0
岐阜	32,298,680	31,673,505	98.1	18,949	15,036	79.3	0	0	0.0
静岡県	54,543,464	53,853,548	98.7	3,909	3,909	100.0	0	0	0.0
愛知県	115,535,419	114,315,415	98.9	2,687	2,687	100.0	317,330	317,330	100.0
三重	27,531,093	27,330,633	99.3	2,914	2,914	100.0	0	0	0.0
滋賀	18,150,227	17,897,326	98.6	7,156	7,156	100.0	0	0	0.0
京都	25,573,004	24,997,281	97.7	666	632	94.9	0	0	0.0
大阪	79,023,520	77,573,872	98.2	40	40	100.0	0	0	0.0
兵庫	62,119,596	61,059,852	98.3	8,741	8,741	100.0	0	0	0.0
奈良	15,625,510	15,249,983	97.6	820	820	100.0	0	0	0.0
和歌山	11,196,255	11,115,116	99.3	94	94	100.0	0	0	0.0
鳥取	6,948,210	6,921,518	99.6	727	727	100.0	0	0	0.0
島根	8,101,493	8,042,852	99.3	1,235	1,235	100.0	0	0	0.0
岡山	25,637,587	25,396,210	99.1	10,828	10,761	99.4	0	0	0.0
広島	33,286,623	32,997,383	99.1	4,660	4,660	100.0	0	0	0.0
山口	17,825,122	17,719,499	99.4	9,121	9,121	100.0	0	0	0.0
徳島	10,215,709	10,113,429	99.0	1,312	1,312	100.0	0	0	0.0
香川	13,205,433	12,991,079	98.4	12	12	100.0	0	0	0.0
愛媛	15,784,980	15,570,262	98.6	3,296	3,296	100.0	0	0	0.0
高知	7,917,131	7,739,998	97.8	6,692	6,692	100.0	0	0	0.0
福岡	59,250,103	58,568,098	98.8	7,510	4,953	66.0	0	0	0.0
佐賀	10,239,826	10,167,843	99.3	232	232	100.0	0	0	0.0
長崎	12,859,164	12,781,940	99.4	3,877	3,774	97.3	0	0	0.0
熊本	21,551,524	21,321,340	98.9	9,919	8,407	84.8	0	0	0.0
大分	14,254,857	14,099,973	98.9	10,873	10,728	98.7	0	0	0.0
宮崎	13,144,477	13,067,050	99.4	5,800	5,800	100.0	0	0	0.0
鹿児島	17,964,074	17,672,422	98.4	11,300	8,965	79.3	0	0	0.0
沖縄	13,727,204	13,534,232	98.6	8,147	7,546	92.6	0	0	0.0
合計	1,555,046,063	1,534,926,933	98.7	347,000	331,450	95.5	2,792,787	2,792,787	100.0

(単位:千円, %)

都道府県名	法定外普通税			自動車取得税			軽油引取税		
	調定額	収入額	収入率	調定額	収入額	収入率	調定額	収入額	収入率
北海道	899,960	899,960	100.0	7,373,599	7,372,458	100.0	59,199,695	58,296,067	98.5
青森	19,707,633	19,707,633	100.0	1,604,074	1,603,854	100.0	13,486,823	13,483,829	100.0
岩手	0	0	0.0	1,690,499	1,690,499	100.0	17,963,972	17,617,162	98.1
宮城	0	0	0.0	2,917,199	2,917,133	100.0	28,921,368	28,771,856	99.5
秋田	0	0	0.0	1,368,733	1,368,733	100.0	8,724,320	8,724,320	100.0
山形	0	0	0.0	1,436,331	1,436,331	100.0	9,754,737	9,752,625	100.0
福島	0	0	0.0	2,616,473	2,616,473	100.0	24,318,123	24,231,410	99.6
茨城	1,214,895	1,214,895	100.0	3,694,935	3,694,935	100.0	31,991,341	31,909,005	99.7
栃木	0	0	0.0	2,633,035	2,633,035	100.0	21,730,895	21,724,199	99.9
群馬	0	0	0.0	2,891,858	2,891,858	100.0	16,643,266	16,643,266	100.0
埼玉	0	0	0.0	7,865,347	7,865,347	100.0	48,332,874	48,126,026	99.6
千葉	0	0	0.0	6,100,889	6,086,454	99.8	39,955,651	39,948,282	100.0
東京都	0	0	0.0	14,348,448	14,347,887	100.0	42,153,129	40,773,818	96.7
神奈川県	0	0	0.0	9,647,663	9,648,489	99.9	41,311,222	39,552,481	95.7
新潟	3,209,844	3,209,844	100.0	2,776,853	2,776,853	100.0	22,784,664	22,719,583	99.7
富山	0	0	0.0	1,353,994	1,353,994	100.0	11,089,585	10,687,704	96.4
石川	770,452	770,452	100.0	1,541,475	1,541,773	100.0	10,180,248	10,117,625	99.4
福井	6,620,610	6,620,610	100.0	1,053,776	1,053,776	100.0	7,664,593	7,663,605	100.0
山梨	0	0	0.0	1,038,584	1,038,584	100.0	7,157,000	7,157,000	100.0
長野	0	0	0.0	3,006,106	3,006,106	100.0	17,479,882	17,479,501	100.0
岐阜	0	0	0.0	2,886,650	2,886,603	100.0	16,729,481	16,543,067	98.9
静岡県	1,240,416	1,240,416	100.0	4,759,996	4,759,996	100.0	36,814,144	36,811,849	100.0
愛知	0	0	0.0	12,199,610	12,199,322	100.0	59,879,505	58,540,869	97.8
三重	0	0	0.0	2,569,872	2,569,872	100.0	21,370,296	21,075,618	98.6
滋賀	0	0	0.0	1,717,917	1,717,807	100.0	12,463,788	12,020,174	96.4
京都	0	0	0.0	2,759,084	2,758,926	100.0	14,095,402	13,835,419	98.2
大阪	0	0	0.0	8,760,574	8,759,743	100.0	47,295,238	46,647,090	98.6
兵庫県	0	0	0.0	5,973,543	5,973,543	100.0	37,657,993	37,556,105	99.7
奈良	0	0	0.0	1,337,314	1,337,314	100.0	6,878,507	6,571,376	95.5
和歌山	0	0	0.0	1,017,157	1,017,157	100.0	6,226,570	5,740,229	92.2
鳥取	0	0	0.0	611,233	611,233	100.0	4,855,618	4,855,618	100.0
島根	627,350	627,350	100.0	717,242	717,242	100.0	5,121,526	5,121,062	100.0
岡山	0	0	0.0	2,195,095	2,195,095	100.0	18,567,017	18,246,295	98.3
広島	0	0	0.0	3,125,318	3,125,318	100.0	23,514,736	22,993,122	97.8
山口	0	0	0.0	1,640,319	1,640,319	100.0	13,856,139	13,562,834	97.9
徳島	0	0	0.0	737,364	737,364	100.0	5,765,028	5,761,516	99.9
香川	0	0	0.0	998,209	998,209	100.0	9,467,496	9,437,259	99.7
愛媛	1,463,265	1,463,265	100.0	1,252,329	1,252,329	100.0	10,143,377	10,143,377	100.0
高知	0	0	0.0	645,302	645,302	100.0	4,782,388	4,744,141	99.2
福岡	0	0	0.0	5,335,171	5,335,171	100.0	39,264,775	38,480,465	98.0
佐賀	1,866,864	1,866,864	100.0	745,798	745,798	100.0	9,307,736	9,195,384	98.8
長崎	0	0	0.0	1,013,790	1,013,790	100.0	7,257,992	7,184,853	99.0
熊本	0	0	0.0	1,772,335	1,772,335	100.0	14,514,008	14,514,008	100.0
大分	0	0	0.0	1,084,307	1,084,307	100.0	8,864,208	8,842,979	99.8
宮崎	0	0	0.0	985,679	985,679	100.0	9,265,620	9,209,625	99.4
鹿児島	1,216,841	1,216,841	100.0	1,312,014	1,312,014	100.0	12,555,849	12,554,998	100.0
沖縄	1,049,328	1,049,328	100.0	963,247	963,247	100.0	7,624,033	7,588,894	99.5
合計	39,887,458	39,887,458	100.0	146,076,340	146,059,607	100.0	944,981,858	933,157,590	98.7

(単位:千円, %)

都道府県名	狩 獵 税			法 定 外 目 的 税			旧 法 に よ る 税		
	調 定 額	収 入 額	収 入 率	調 定 額	収 入 額	収 入 率	調 定 額	収 入 額	収 入 率
北海道	52,393	52,393	100.0	772,221	768,435	99.5	1,115	400	35.9
青森	6,398	6,398	100.0	97,210	97,210	100.0	0	0	0.0
岩手	14,586	14,586	100.0	76,099	76,099	100.0	0	0	0.0
宮城	13,518	13,518	100.0	465,943	465,943	100.0	274	120	43.8
秋田	4,272	4,272	100.0	199,132	199,132	100.0	2,934	340	11.6
山形	6,120	6,120	100.0	160,827	160,827	100.0	0	0	0.0
福島	16,784	16,784	100.0	468,812	468,812	100.0	0	0	0.0
茨城	44,286	44,286	100.0	0	0	0.0	4,598	630	13.7
栃木	27,740	27,740	100.0	0	0	0.0	155	0	0.0
群馬	23,876	23,876	100.0	0	0	0.0	0	0	0.0
埼玉	21,694	21,694	100.0	0	0	0.0	112	10	8.9
千葉	33,925	33,925	100.0	0	0	0.0	3,719	3,151	84.7
東京都	4,126	4,126	100.0	2,216,766	2,216,766	100.0	174	0	0.0
神奈川県	16,570	16,570	100.0	0	0	0.0	232,086	672	0.3
新潟	13,451	13,451	100.0	134,157	134,157	100.0	0	0	0.0
富山	6,853	6,853	100.0	0	0	0.0	0	0	0.0
石川	11,416	11,416	100.0	0	0	0.0	0	0	0.0
福井	12,602	12,602	100.0	0	0	0.0	0	0	0.0
山梨	16,826	16,826	100.0	0	0	0.0	0	0	0.0
長野	0	0	0.0	25,843	25,843	100.0	0	0	0.0
岐阜	22,279	22,279	100.0	13,735	13,735	100.0	96,357	2,529	2.6
静岡県	41,916	41,916	100.0	0	0	0.0	86,204	800	0.9
愛知県	13,454	13,454	100.0	604,631	604,631	100.0	5,717	16	0.3
三重	23,950	23,950	100.0	531,037	531,037	100.0	0	0	0.0
滋賀	13,473	13,473	100.0	26,571	26,571	100.0	741	434	58.6
京都	19,980	19,980	100.0	53,355	53,355	100.0	4,188	161	3.8
大阪	7,877	7,877	100.0	88,037	88,037	100.0	656,276	20,953	3.2
兵庫県	38,077	38,077	100.0	0	0	0.0	3,886	0	0.0
奈良	11,655	11,655	100.0	140,851	140,851	100.0	657	0	0.0
和歌山	15,919	15,919	100.0	0	0	0.0	0	0	0.0
鳥取	6,689	6,689	100.0	11,708	11,708	100.0	3,025	0	0.0
島根	13,022	13,022	100.0	254,087	253,917	99.9	0	0	0.0
岡山	20,048	20,048	100.0	488,480	452,123	92.6	0	0	0.0
広島	25,066	25,066	100.0	487,565	487,565	100.0	0	0	0.0
山口	14,476	14,476	100.0	243,475	240,700	98.9	0	0	0.0
徳島	16,596	16,596	100.0	0	0	0.0	749	243	32.4
香川	5,868	5,868	100.0	0	0	0.0	0	0	0.0
愛媛	27,351	27,351	100.0	213,054	213,054	100.0	0	0	0.0
高知	23,667	23,667	100.0	0	0	0.0	0	0	0.0
福岡	20,326	20,326	100.0	171,209	171,209	100.0	0	0	0.0
佐賀	9,032	9,032	100.0	84,206	84,206	100.0	861	561	65.2
長崎	8,693	8,693	100.0	65,986	65,986	100.0	0	0	0.0
熊本	21,698	21,698	100.0	134,101	134,101	100.0	4,615	96	2.1
大分	28,664	28,664	100.0	651,224	343,846	52.8	0	0	0.0
宮崎	27,976	27,976	100.0	241,236	241,236	100.0	0	0	0.0
鹿児島	28,025	28,025	100.0	153,920	153,920	100.0	1,115	0	0.0
沖縄	2,016	2,016	100.0	31,347	31,347	100.0	495	269	54.3
合 計	855,229	855,229	100.0	9,306,826	8,956,360	96.2	1,110,053	31,385	2.8

6 県税調定収入額の推移

年 度	最 終 予 算 額	調 定 額	収 入 額	過 誤 納 額
21	83,071,984	97,747,816	96,523,732	51,053
22	519,127,352	574,606,817	558,531,280	441,786
23	1,465,722,126	1,645,722,208	1,537,402,992	2,829,122
24	2,259,864,001	2,552,070,622	2,307,041,548	4,986,849
25	1,242,360,225	1,923,016,915	1,395,357,884	2,339,372
26	2,422,285,431	2,960,437,340	2,624,507,962	2,884,409
27	2,494,956,685	2,937,325,173	2,558,489,677	2,052,028
28	3,230,026,006	3,734,238,221	3,325,421,841	2,436,581
29	3,118,241,009	3,588,829,611	3,133,301,363	11,384,071
30	2,970,171,020	3,431,611,328	2,978,129,158	8,584,977
31	3,395,210,822	4,017,562,123	3,603,551,351	4,175,668
32	4,328,783,800	5,051,024,436	4,563,487,050	3,806,277
33	4,860,817,500	5,343,234,279	4,935,237,934	3,937,888
34	5,005,542,200	5,599,995,639	5,242,429,717	3,483,894
35	6,555,256,000	7,482,565,783	7,087,064,791	1,879,579
36	8,610,803,000	9,694,124,534	9,165,448,955	3,749,075
37	11,165,650,000	12,381,619,392	11,474,383,761	11,741,085
38	13,483,261,000	14,687,045,255	13,642,335,136	2,562,395
39	16,690,961,000	18,068,947,692	16,875,242,599	997,837
40	18,617,839,000	20,036,391,725	18,880,873,479	1,351,274
41	20,713,460,000	23,746,769,075	22,404,095,731	1,790,885
42	25,533,587,000	29,238,594,539	27,392,532,342	1,502,251
43	32,502,876,000	37,193,351,112	35,168,176,044	392,176
44	41,300,921,000	44,464,413,374	41,864,910,054	86,510
45	49,017,915,000	53,873,688,161	50,842,339,777	90,484
46	54,890,462,000	59,125,087,765	55,966,879,578	170,016
47	64,564,687,000	67,515,029,554	63,608,685,783	127,160
48	82,588,906,000	92,315,997,561	85,277,757,263	605,169
49	106,977,700,000	115,152,525,620	107,119,541,432	564,027
50	101,412,813,000	103,283,417,783	97,206,462,737	211,153

(単位：円，%)

不納欠損額	収入未済額	調定に対する	予算に対する	対前年比率	
		収入率	収入率	調定	収入
2,428	1,272,709	98.7	116.2	—	—
37,033	16,480,290	97.2	107.6	587.8	578.6
232,101	110,916,237	93.4	104.9	286.4	275.3
1,824,999	248,190,924	90.4	102.1	155.1	150.1
112,365,292	417,633,111	72.6	112.3	75.4	60.5
3,767,475	335,046,312	88.7	108.3	153.9	188.1
5,474,232	375,413,292	87.1	102.5	99.2	97.5
15,668,556	395,584,405	89.1	103.0	127.1	130.0
16,925,895	449,986,424	87.3	100.5	96.1	94.2
86,727,079	375,340,068	86.8	100.3	95.6	95.0
70,199,689	347,986,751	89.7	106.1	117.1	121.0
50,207,967	441,135,696	90.3	105.4	125.7	126.6
39,391,879	372,542,354	92.4	101.5	105.8	108.1
26,691,937	334,357,879	93.6	104.7	104.8	106.2
25,156,852	372,223,719	94.7	108.1	133.6	135.2
22,521,201	509,903,453	94.5	106.4	129.6	129.3
21,175,905	897,800,811	92.7	102.8	127.7	125.2
15,723,234	1,031,549,280	92.9	101.2	118.6	118.9
11,286,032	1,183,416,898	93.4	101.1	123.0	123.7
12,644,891	1,144,224,629	94.2	101.4	110.9	111.9
11,522,731	1,332,941,498	94.3	108.2	118.5	118.7
17,811,371	1,829,753,077	93.7	107.3	123.1	122.3
16,119,795	2,009,447,449	94.6	108.2	127.2	128.4
14,552,768	2,585,037,062	94.2	101.4	119.5	119.0
20,130,070	3,011,308,798	94.4	103.7	121.2	121.4
22,805,780	3,135,572,423	94.7	102.0	109.7	110.1
32,777,392	3,873,693,539	94.2	98.5	114.2	113.7
43,297,443	6,995,548,024	92.4	103.3	136.7	134.1
43,335,729	7,990,212,486	93.0	100.1	124.7	125.6
45,939,471	6,031,226,728	94.1	95.9	89.7	90.7

年 度	最 終 予 算 額	調 定 額	収 入 額	過 誤 納 額
51	114,819,000,000	113,004,053,547	103,866,798,095	1,270,968
52	126,563,292,000	126,213,157,993	116,906,845,877	367,948
53	121,769,019,000	135,619,576,437	124,196,399,293	99,157
54	142,995,000,000	160,442,250,259	147,537,375,521	87,792
55	160,003,251,000	177,909,121,188	163,582,156,726	248,393
56	176,793,734,000	194,735,314,615	179,383,945,880	322,373
57	186,717,000,000	202,741,298,276	187,445,294,954	795,359
58	187,156,000,000	207,598,149,863	192,053,764,638	77,771
59	201,508,000,000	218,188,048,332	203,961,867,814	21,215
60	218,731,000,000	235,001,879,379	219,397,701,236	28,325
61	218,903,000,000	238,768,696,451	222,052,442,127	11,772
62	235,173,000,000	255,692,850,330	238,064,979,999	8,433
63	273,600,000,000	291,358,317,274	273,637,564,143	—
元	292,991,000,000	313,233,507,138	294,830,246,474	—
2	313,446,000,000	333,007,937,098	313,855,640,113	—
3	330,621,000,000	348,996,353,323	330,401,449,077	—
4	307,953,000,000	332,655,334,891	312,076,479,730	—
5	291,342,000,000	315,339,475,115	292,967,332,053	—
6	284,188,000,000	310,799,277,284	287,343,920,640	—
7	297,277,000,000	313,142,518,395	301,400,974,686	—
8	301,996,000,000	315,487,448,044	303,044,833,213	—
9	301,378,000,000	316,009,963,391	303,536,035,556	—
10	299,181,000,000	312,913,370,809	301,028,610,537	—
11	286,924,000,000	302,077,425,968	290,354,596,613	—
12	315,567,000,000	330,862,591,279	319,129,740,194	—
13	306,558,000,000	319,114,538,299	307,361,094,504	—
14	268,096,000,000	281,072,309,596	270,083,123,490	—
15	269,633,000,000	281,939,282,839	271,064,203,186	—
16	279,065,000,000	292,891,886,111	282,857,040,001	—
17	306,269,000,000	316,979,971,292	307,543,227,105	—

(単位：円，%)

不納欠損額	収入未済額	調定に対する	予算に対する	対前年比率	
		収入率	収入率	調定	収入
56,164,457	9,082,361,963	91.9	90.5	109.4	106.9
62,296,123	9,244,383,941	92.6	92.4	111.7	112.6
109,662,727	11,313,613,574	91.6	102.0	107.5	106.2
85,200,263	12,819,762,267	92.0	103.2	118.3	118.8
115,833,555	14,211,379,300	91.9	102.2	110.9	110.9
214,876,729	15,136,814,379	92.1	101.5	109.5	109.7
142,031,874	15,154,766,807	92.5	100.4	104.1	104.5
209,286,875	15,335,176,121	92.5	102.6	102.4	102.5
223,790,474	14,002,411,259	93.5	101.2	105.1	106.2
285,298,570	15,318,907,898	93.4	100.3	107.7	107.6
333,575,883	16,382,690,213	93.0	101.4	101.6	101.2
560,197,966	17,067,680,798	93.1	101.2	107.1	107.2
433,985,669	17,286,767,462	93.9	100.0	113.9	114.9
521,011,847	17,882,248,817	94.1	100.6	107.5	107.7
418,042,052	18,734,254,933	94.2	100.1	106.3	106.5
361,470,798	18,233,433,448	94.7	99.9	104.8	105.3
459,516,375	20,119,338,786	93.8	101.3	95.3	94.5
542,203,317	21,829,939,745	92.9	100.6	94.8	93.9
440,400,431	23,014,956,213	92.5	101.1	98.6	98.1
502,315,842	11,239,227,867	96.3	101.4	100.8	104.9
684,851,151	11,757,763,680	96.1	100.3	100.7	100.5
802,226,040	11,671,701,795	96.1	100.7	100.2	100.2
511,538,123	11,373,222,149	96.2	100.6	99.0	99.2
1,408,540,325	10,314,289,030	96.1	101.2	96.5	96.5
741,606,002	10,991,245,083	96.5	101.1	109.5	109.9
1,713,426,214	10,040,017,581	96.3	100.3	96.4	96.3
1,039,674,395	9,949,511,711	96.1	100.7	88.1	87.9
834,989,376	10,040,090,277	96.1	100.5	100.3	100.4
974,089,590	9,060,756,520	96.6	101.4	103.9	104.4
809,250,870	8,627,493,317	97.0	100.4	108.2	108.7

年 度	最 終 予 算 額	調 定 額	収 入 額	過 誤 納 額
18	330,237,000,000	341,709,512,855	332,924,166,488	—
19	375,557,000,000	384,912,111,125	374,870,256,869	—
20	361,041,030,000	376,316,219,262	366,113,415,832	—
21	294,463,030,000	309,337,630,925	298,629,315,257	—
22	274,529,030,000	291,096,586,273	280,976,234,501	—
23	273,504,010,000	284,927,009,382	275,185,982,227	—
24	277,615,000,000	289,889,896,010	280,410,268,926	—
25	289,648,000,000	299,994,165,019	291,147,225,690	—
26	301,688,000,000	310,725,848,824	302,820,322,949	—
27	341,917,040,000	350,182,714,878	343,173,757,380	—
28	343,618,040,000	354,368,906,570	348,071,866,815	—

(単位：円，%)

不納欠損額	収入未済額	調定に対する 収入率	予算に対する 収入率	対前年比率	
				調定	収入
735,289,006	8,050,057,361	97.4	100.8	107.8	108.3
790,044,145	9,251,810,111	97.4	99.8	112.6	112.6
645,393,690	9,557,409,740	97.3	101.4	97.8	97.7
567,707,783	10,140,607,885	96.5	101.4	82.2	81.6
577,986,492	9,542,365,280	96.5	102.3	94.1	94.1
617,561,751	9,123,465,404	96.6	100.6	97.9	97.9
930,311,415	8,549,315,669	96.7	101.0	101.7	101.9
774,795,834	8,072,143,495	97.1	100.5	103.5	103.8
752,429,178	7,153,096,697	97.5	100.4	103.6	104.0
665,523,273	6,343,434,225	98.0	100.4	112.7	113.3
517,897,237	5,779,142,518	98.2	101.3	101.2	101.4

平成 29 年 10 月発行

広島県税務統計要覧

(平成 29 年度版) 第 61 号

編集兼発行 広島県総務局税務課

〒730-8511 広島市中区基町 10-52

電話 (082)513-2321
